

平成 22 年（2010 年）

予算審査特別委員会記録

第 1 号（平成 22 年 3 月 5 日）

第 2 号（平成 22 年 3 月 17 日）

第 3 号（平成 22 年 3 月 18 日）

第 4 号（平成 22 年 3 月 19 日）

深 川 市 議 会

平成 22 年予算審査特別委員会目次

審査日程.....	1
議案の審査結果表.....	2
出席名簿.....	3
説明員.....	4
3月5日(第1号)	
委員長互選.....	7
副委員長互選.....	7
理事会設置.....	8
〔各会計予算の説明〕	
・ 一般会計予算.....	8
・ 介護保険特別会計予算.....	12
・ 国民健康保険特別会計予算.....	13
・ 後期高齢者医療特別会計予算.....	13
・ 老人医療特別会計予算.....	13
・ 簡易水道事業特別会計予算.....	15
・ 農業集落排水事業特別会計予算.....	15
・ 下水道事業特別会計予算.....	15
・ 水道事業会計予算.....	15
・ 地方卸売市場特別会計予算.....	17
・ 土地区画整理事業特別会計予算.....	18
・ 駐車場事業特別会計予算.....	18
・ 病院事業会計予算.....	18
3月17日(第2号)	
〔一般会計歳出質疑〕	
・ 2款 総務費.....	21
・ 3款 民生費.....	65
3月18日(第3号)	
〔一般会計歳出質疑〕	
・ 3款 民生費.....	73
・ 4款 衛生費.....	83
・ 5款 労働費.....	96
・ 6款 農林水産業費.....	98
・ 7款 商工費.....	104
・ 8款 土木費.....	115
・ 9款 消防費.....	120
・ 10款 教育費.....	122
3月19日(第4号)	
〔一般会計歳出質疑〕	
・ 10款 教育費.....	129

・ 1 4 款 職員費.....	1 4 0
〔一般会計歳入質疑〕	
・ 歳入.....	1 4 6
〔特別会計質疑〕	
・ 介護保険特別会計予算.....	1 4 9
・ 国民健康保険特別会計予算.....	1 5 1
・ 後期高齢者医療特別会計予算.....	1 5 8
・ 簡易水道事業特別会計予算.....	1 5 8
・ 地方卸売市場特別会計予算.....	1 5 9
・ 下水道事業特別会計予算.....	1 6 0
・ 土地区画整理事業特別会計予算.....	1 6 1
・ 駐車場事業特別会計予算.....	1 6 2
〔事業会計質疑〕	
・ 水道事業会計予算.....	1 6 3
・ 病院事業会計予算.....	1 6 5
〔附帯決議案〕	
・ 水上委員.....	1 6 8
〔討論〕	
・ 松沢委員（一般会計予算、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計に対し反対）.....	1 6 8
・ 渡辺委員（全会計予算賛成）.....	1 7 0



平成 2 2 年度各会計予算審査日程

月 日	曜日	種 別	審 査 内 容	場 所
3 . 5	金	委員会	正副委員長互選、理事会設置、 一般・特別・事業会計説明	議 場
1 7	水	〃	一般会計質疑	〃
1 8	木	〃	一般会計質疑	〃
1 9	金	〃	一般・特別・事業会計質疑、討論、 採決	〃

議 案 の 審 査 結 果 表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
		審 査 結 果
議案第 3号	平成22年度深川市一般会計予算	22.3.19
		原案可決すべきもの
議案第 4号	平成22年度深川市介護保険特別会計予算	〃
		〃
議案第 5号	平成22年度深川市国民健康保険特別会計予算	〃
		〃
議案第 6号	平成22年度深川市後期高齢者医療特別会計予算	〃
		〃
議案第 7号	平成22年度深川市老人医療特別会計予算	〃
		〃
議案第 8号	平成22年度深川市簡易水道事業特別会計予算	〃
		〃
議案第 9号	平成22年度深川市農業集落排水事業特別会計予算	〃
		〃
議案第10号	平成22年度深川市地方卸売市場特別会計予算	〃
		〃
議案第11号	平成22年度深川市下水道事業特別会計予算	〃
		〃
議案第12号	平成22年度深川市土地区画整理事業特別会計予算	〃
		〃
議案第13号	平成22年度深川市駐車場事業特別会計予算	〃
		〃
議案第14号	平成22年度深川市水道事業会計予算	〃
		〃
議案第15号	平成22年度深川市病院事業会計予算	〃
		〃

出席名簿

氏名	3. 5	3. 17	3. 18	3. 19
宮田剛暁君				
山田圭二君				
北本清美君				
長野勉君				
田中昌幸君				
楠理智子君				
水上真由美君				
松沢一昭君				
渡辺英雄君				
北畑透君				
鍛冶敏夫君		-	-	-
川中裕君				
東出治通君				
太田幸一君				
田中裕章君				
北名照美君				

説 明 員

市 長	山 下 貴 史 君
教育委員会委員長	上 垣 由 紀 子 君
農業委員会会長	河 合 義 則 君
選挙管理委員会委員長	松 田 俊 雄 君
監査委員	大 内 俊 君
副市長	寺 下 良 一 君

【企画総務部】

企画総務部長	坂 本 光 央 君
企画課長	早 川 雅 典 君
総務課長	渡 辺 純 君
総務課情報化推進室長 (兼マルチメディアセンター所長)	小 杉 邦 久 君
財政課長	平 山 泰 樹 君
財政課主幹	大 西 徳 治 君
税務課長	宮 田 和 幸 君
税務課主幹	臼 杵 清 君
納内支所長	遠 藤 清 美 君
多度志支所長	岩 崎 和 幸 君

【市民福祉部】

市民福祉部長	通 義 美 君
市民課長	瀬 川 慎 君
社会福祉課長	小 林 健 二 君
介護福祉課長	川 端 政 幸 君

【経済・地域振興部】

経済・地域振興部長	一 原 慶 逸 君
地域振興課長	平 勉 君
農政課長	藤 田 正 男 君
商工労働観光課長	伊 藤 政 雄 君

【建設水道部】

建設水道部長	山 岸 弘 明 君
都市建設課長	堀 川 正 樹 君
都市建設課維持管理センター長	高 場 久 美 男 君
都市建設課建築住宅室長	佐 藤 賢 治 君
上下水道課長	松 浦 龍 行 君

上下水道課主幹 高瀬 昌之 君
環境課長 佐藤 渡 君

【会計課】

会計課長 山田 仁 君

【選挙管理委員会事務局】

事務局長 渡辺 憲之 君

【農業委員会事務局】

事務局長 山本 慶治 君

【監査事務局】

事務局長 宮部 健司 君

【教育委員会事務局】

教育長 鈴木 英利 君
教育部長 沢田 敏幸 君
学務課長 城 美照 君
生涯学習課長 妻 神 卓八 君
(兼中央公民館長兼生きがい文化センター館長)
生涯学習課スポーツ振興室長 松野 正明 君
学校給食センター所長 金内 信好 君

【市立病院事務局】

事務部長 堀川 喜芳 君
管理課長 藪 友博 君
地域医療連携室長 上 中正 人 君

【公平委員会事務局】

事務局長(併) 坂本 光央 君



予算審査特別委員会記録（第1号）

平成22年 3月 5日（金曜日）

午前 11時43分 開議

午後 2時55分 散会

○高田事務局次長 最初の予算審査特別委員会でありますので、議事に入ります前に本日の日程等について事務局からご説明申し上げます。

この後、臨時委員長のもと委員会を開催していただき、正副委員長の互選、理事会の設置、さらに理事会理事の選任となります。その後、一旦委員会は休憩していただきます。その間に第1委員会室で理事会を開催し、正副理事長の互選等を行っていただきます。理事会が終了いたしましたら委員会を再開いたしまして、平成22年度深川市各会計予算の説明となります。なお、本日はこの予算説明までということですので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算審査特別委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定に基づき、年長の委員であります山田委員に臨時の委員長をお願いいたします。

山田委員よろしくお願いいたします。

（午前 11時43分 開議）

○山田臨時委員長 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

年長の故をもって臨時に委員長を務めます。よろしくお願いいたします。

初めに、委員長の互選を行います。どのような方法により行いますか。

○北名委員 指名推選でお願いします。

○山田臨時委員長 ただいま北名委員から委員長互選については指名推選で行う旨の発言がありました。

お諮りします。委員長の互選の方法については、指名推選で行うことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、委員長の互選の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

ご指名願います。

○北名委員 川中委員を指名します。

○山田臨時委員長 ただいま北名委員から委員長に川中委員を指名したい旨の発言がありました。

お諮りします。委員長には、北名委員から指名のありました川中委員を当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、委員長には川中委員が当選されました。委員長の決定により臨時委員長の職務を終わらせていただきます。

（拍手）

○川中委員長 一言ごあいさつを申し上げます。ただいま予算審査特別委員長にご指名をいただき、心から恐縮しているところでございます。浅学菲才、その器ではございませんけれども、後に選任されまます副委員長ともども連携をとりながら、議事に当たりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

なお、ご承知のとおり財政の逼迫する中で財政運営につきましては、細心の注意が必要と考えてございます。これらにつきましては、皆さん方の特段なる意見をもちまして、慎重なる審議を心から期待するところであります。

いずれにいたしましても、市長が掲げております本予算につきましては、市長は自信を持って住民福祉の充実とあわせまして地域経済の発展に寄与するものと、そういう予算編成がされていると理解をしますけれども、しかしながら議会は議会の立場として、それぞれ皆さん方の貴重な審議を心から期待するところであります。

なお、審査日程につきましては、制限がございますので、委員各位の特段のご支援ご協力を心からお願いを申し上げて簡単でありますけれども、就任に当たってのごあいさつにいたします。よろしくお願いいたします。

（拍手）

それでは、次に副委員長の互選を行います。どのような方法で行いますか。

○北名委員 指名推選でお願いします。

○川中委員長 ただいま北名委員から副委員長互選については指名推選で行う旨の発言がありました。

お諮りします。副委員長の互選の方法については、指名推選で行うことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、副委員長の互選の方法は指名推

選で行うことに決定しました。

ご指名願います。

○北名委員 田中裕章委員を指名します。

○川中委員長 ただいま北名委員から副委員長に田中裕章委員を指名したい旨の発言がありました。

お諮りします。副委員長には、北名委員から指名のありました田中裕章委員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、副委員長には田中裕章委員が当選人とされました。

田中裕章副委員長、自席でごあいさつ願います。

○田中裕章副委員長 一言ごあいさつを申し上げます。皆様からご推薦いただきまして、副委員長という大任を任されることとなりました。大変光栄でありますし、身の引き締まる思いであります。

山下市長の方針であります自立、持続可能な健全財政の確立、これを掲げてございますが、それに沿った予算となっているのか、この特別委員会に課せられた責務は非常に重いものであり、活発な議論になりますことを願うものであります。

委員会の進行につきましては、スムーズな進行を心がけまして、委員長の補佐に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます、簡単ではございますけれども副委員長就任のあいさつとさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

(拍手)

○川中委員長 次に、予算審査特別委員会理事会の設置についてを議題とします。

お諮りします。予算審査の円滑な運営を図るため理事会を設置したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、よって予算審査特別委員会理事会を設置することに決定しました。

次に、予算審査特別委員会理事会理事の選任についてを議題とします。

お諮りします。理事の選任につきましては、委員長が指名することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、よって委員長が指名することに決定しました。

予算審査特別委員会理事会理事に議会運営委員の各位を指名します。また、議会運営委員である田中裕章委員が予算審査特別委員会の副委員長となりましたので、その後任として水上委員を指名します。

ただいま指名しました委員5人を予算審査特別委員会理事会理事に選任することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、よってただいま指名しました委員5人が予算審査特別委員会理事会の理事に選任されました。

暫時休憩します。

(午前11時50分 休憩)

(午後1時14分 再開)

○川中委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

議案第3号平成22年度深川市一般会計予算ないし議案第15号平成22年度深川市病院事業会計予算の13件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

初めに、議案第3号平成22年度深川市一般会計予算について、平山財政課長。

○平山財政課長 議案第3号平成22年度深川市一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ152億8,200万円と定めるものであります。

次に、第2条で債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定め、第3条で地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定め、第4条で一時借入金の借り入れの最高額を30億円と定めるものであります。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。説明につきましては、新規の事業など主なものについての説明とさせていただきます。なお、あわせて説明の中で関連する予算参考資料のページ数を申し上げますので、ご確認願いたいと思います。

1款議会費につきましては、省略をさせていただきます、42ページをごらんください。2款総務費、1項6目市勢振興費、説明欄1、国際交流推進438万円は、カナダ・アボツフォード市公式訪問団受け入れ130万3,000円を含むものであります。説明欄8、深川市総合計画策定70万7,000円は、第四次総合計画が平成23年度で終了することから、新たなまちづく

りの指針の策定に要する経費であります。

次に、44ページをごらんください。13目植林費、説明欄3、市有林整備事業92万5,000円は、西共成地区1.07ヘクタールの下刈りを行うもので、予算参考資料14ページに資料を掲載しております。

次に、46ページをお開きください。16目情報化推進費、説明欄6、ブロードバンド拡大整備事業555万1,000円は、拡大整備した光幹線網の維持保守に要する経費であります。

同じく、17目協働推進費1億285万2,000円の減は、文西コミュニティセンター建設終了などに伴うものでございます。

48ページをごらんください。19目地域振興費、説明欄4、移住・定住推進233万9,000円及び説明欄6、地域振興224万4,000円は、頑張る地方応援プログラムのプロジェクト期間が終了しましたが、事業の重要性にかんがみ移住・定住推進及び中心市街地活性化についてはこの科目で、また企業誘致については7款商工費において引き続き予算計上を図り、継続するものでございます。

64ページをごらんください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、説明欄9の住宅手当緊急特別措置事業454万4,000円は、過去2年以内に離職した方で住宅を失った方、あるいはそのおそれのある方に一定の条件により住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業であります。

2目障がい者福祉費、説明欄1、障がい者福祉事務511万8,000円は、北海道障害者スポーツ大会開催に伴う負担金など、463万1,000円を含むものであります。次の説明欄2番目、特別障がい者手当等支給1,037万1,000円は、延べ受給者数を540人と見込むものでありますが、制度の概要等につきましては、予算参考資料16ページに掲載しております。また、説明欄の6、自立支援介護給付費等3億7,567万2,000円は、昨年度から障がい福祉サービスの報酬が平均5.1%引き上げられるとともに、地域加算等が新設されたことにより予算の増額を図っているものでございます。

66ページをお開きください。3目老人福祉費、説明欄5、老人福祉施設入所措置費等4,597万2,000円は、おおむね65歳以上の老人等で環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方を対象とするものであり、施設別措置人員等につきましては、予算参考資料15ページに掲載しておりますが、

昨年度と比べ延べ人数に減少を生じたことから減額となっているところでございます。説明欄17番目、介護職員養成研修支援事業85万円は、商工会議所が実施するホームヘルパー養成研修への支援を行うものであります。

次に、68ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、説明欄14、子ども手当支給2億5,705万6,000円は、次世代の社会を担う子供の育ちを社会全体で応援する観点から新年度新たに創設された子ども手当について、延べ支給児童生徒数1万9,900人の4月から10カ月分を計上するものであります。なお、平成22年2月分、3月分につきましては、説明欄1、児童手当として支給するもので、2,049万1,000円、延べ支給児童数3,098人、2カ月分を計上するものでございます。制度の概要等につきましては、予算参考資料18ページに掲載しております。説明欄2、助産施設入所措置費及び説明欄3、災害遺児手当支給につきましては、予算参考資料19ページに制度の概要を掲載しております。説明欄15、少子化対策出会い創出支援事業は、未婚の男女の出会い創出のため支援を行うものであります。

同じく68ページ、2目母子福祉費、説明欄2番目、児童扶養手当支給事業9,335万1,000円は、18歳未満の児童を養育する母子家庭等に手当を支給する事業でありますけれども、本年8月からさらに父子家庭に支給を拡大するものであり、予算参考資料18ページに掲載しております。説明欄5、母子家庭自立支援給付金支給事業667万7,000円は、母子家庭の就業を効果的に支援し、自立を支援する給付金を支給する事業であり、昨年度から支給対象範囲の拡大が図られたことにより増額を図っております。

同じページの3目保育園費7,557万9,000円については、予算参考資料の20ページ及び21ページに市立保育園施設等の状況調べ及び保育料積算資料を説明資料として載せております。なお、予算の増につきましては、退職者に係る臨時及び代替職員の配置によるものであります。

次に、72ページをお開きください。3項2目扶助費7億9,000万円は、被保護世帯340世帯、被保護人員445人、保護率18.6パーミルを見込むもので、予算参考資料の17ページに資料を掲載しております。

次に、76ページをごらんください。5項1目総合福祉センター費、説明欄1、総合福祉センター運営事業1,121万6,000円は、老朽化などにより、老人福

社センター浴室の廃止を予定しておりますことから、その代替として実施する機能回復事業の経費や経過措置として、現在の浴室利用者が浴室を備える市内の他の施設利用に対し、期間を設け、その負担軽減を図るための助成を含むものであります。

80ページをごらんください。4款衛生費、1項2目予防費、説明欄8番目、新型インフルエンザワクチン接種事業は、低所得者等に対する軽減措置を図るものであります。

3目環境衛生費、説明欄5番目の北空知葬斎組合負担金につきましては、予算参考資料45ページに負担金の明細書を掲載しております。

次に、82ページをごらんください。4目保健事業費、説明欄中の健康手帳作成、健康教育、さらに基本診査、がん検診などの健康増進法による保健事業につきましては、予算参考資料25ページに資料を掲載しております。また、説明欄13番目、女性特有のがん検診推進事業については、子宮頸がん、乳がんの受診促進を図る取り組みであります。説明欄14番、地域自殺対策緊急強化推進事業は、昨年から実施している相談支援及び普及啓発に取り組むものであります。

84ページをお開きください。8目後期高齢者医療費は、北海道後期高齢者医療広域連合に対する負担金及び特別会計への繰出金であり、資料につきましては、予算参考資料22ページに掲載しております。

86ページをごらんください。2項2目塵芥処理費、説明欄2番目、塵芥収集7,260万6,000円は、収集運搬委託料を含むもので、平成22年度ごみ収集計画は、予算参考資料の27ページに、また説明欄5番目及び3目し尿処理費、説明欄2番目の北空知衛生センター組合負担金については、予算参考資料44ページに負担金明細書を載せております。説明欄6番目は、本年2月2日に設立されました中・北空知廃棄物処理広域連合に対する本市の負担金であります。

次に、94ページをお開きください。5款労働費、1項1目労働諸費、説明欄4番目、雇用機会創出事業8,172万2,000円は、ふるさと雇用再生特別対策推進事業3事業及び緊急雇用創出推進事業8事業からなる雇用対策の取り組みであります。

次に、96ページをごらんください。6款農林水産業費、1項1目農業委員会費、説明欄6番目、農業農村の活性化・農村環境保全650万円は、離農跡地の整形工事等への助成を行うものであり、事業の内

容につきましては、予算参考資料の30ページに掲載をしております。

4目農業振興費、説明欄5番目の中山間地域等直接支払事業については、前年度と同様の対象農用地面積及び活動内容としております。次のページの説明欄16番目、平成21年度冷湿害等農業経営維持資金利子助成は、平成21年の冷湿害被害に対するの支援措置でございます。

次に、98ページをお開きください。5目畜産業費、説明欄2番目、家畜導入等事業2億7,000万円は、肥育牛出荷に重点化した家畜導入経費及び受精卵移植などに必要な経費について無利子資金の貸し付けを行うものであります。説明欄5番目の死亡獣畜処理支援事業434万7,000円は、死亡獣畜の処理経費に係る農家負担を緩和する措置として、本年度につきましては処理経費の40%を補助するものであります。

8目農業農村整備費、説明欄9、農地・水・環境保全向上対策8,573万3,000円は、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、資源保全の共同活動を推進するとともに、減農薬、減化学肥料などの先進的営農活動を支援するため、平成19年度から5カ年で取り組むものであり、予算参考資料の29ページに資料を掲載しております。また、説明欄10番目、道営農道整備特別対策事業3,250万円は、石狩地区及び向東2地区において、道路改良舗装工事を行うものであり、予算参考資料28ページに資料を掲載しております。

次に、102ページをお開きください。2項1目林業振興費、説明欄7、21世紀北の森づくり推進事業1,431万円は、公共造林事業の対象となった人工造林について公共補助の補助残のうち26%を補助するもので、90ヘクタールを予定しているものであります。説明欄8番、森林整備地域活動支援交付金事業2,300万円は、適切な森林整備の促進を図るため、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施策の実施に不可欠な活動を確保するもので、森林面積4,600ヘクタールを対象とするものであります。

次に、104ページをお開きください。7款商工費、1項2目商工振興費、説明欄1番目、中小企業支援事業には、中小企業保証融資預託金6,400万円、中小企業振興資金預託金1億2,800万円などを含めてのものであり、同じく説明欄4番目、企業誘致等については、これまでの特産品開発に係る取り組みを継続するものを含んでいるものであります。

3目観光振興費、説明欄5番目、道の駅維持管理3,396万5,000円については、太陽光発電パネル設置工事1,400万円を含むものであります。

次に、106ページをお開きください。4目消費経済費、説明欄2、消費者行政活性化事業130万円は、消費者行政活性化基金を活用し、消費者センターの機能の充実と活性化に取り組むものであります。

次に、110ページをお開きください。8款土木費、2項1目道路橋梁総務費、説明欄2、道路橋梁管理事務1,159万3,000円は、橋梁長寿命化修繕計画策定のための点検委託料880万円を含めてのものであります。

3目道路新設改良費、説明欄1、国庫補助事業2,470万円は、音29号線道路改良舗装工事でありませぬ。説明欄2、地方道路等整備事業1億8,000万円は、市道13路線の改良舗装等を行うものであります。次のページの説明欄5番目、地域活力基盤創造交付金事業1億2,390万円は、一己小西通線170メートル、末広旭区線210メートル及び5号線390メートルの道路改良舗装を実施するものであります。なお、これらの道路整備事業の位置図等につきましては、予算参考資料の31ページから40ページにかけてそれぞれ掲載しております。

次に、114ページをごらんください。3項4目河川改良費800万円は、菊丘川護岸改良工事に取り組むものであります。

116ページをお開きください。4項2目街路事業費、地域活力基盤創造交付金事業9,780万円は、山1線道路改良舗装290メートルを実施するもので、予算参考資料31ページ及び32ページに位置図等を掲載しております。

次に、120ページをお開きください。5項3目住宅建設費1億6,383万8,000円は、西町団地1棟8戸の建設と旧建物2棟11戸の解体撤去を実施するものであり、予算参考資料42ページに位置図を掲載しております。

124ページをお開きください。9款消防費、1項1目消防費は、深川地区消防組合負担金であり、予算参考資料46ページに負担金明細書を掲載しております。深川市関係では、特殊化学消防ポンプ自動車ほか1台の更新を図り、消防力を強化しようとするものであります。

126ページをお開きください。10款教育費、1項4目教育調査振興費、説明欄7、小学校社会科副読

本改訂96万6,000円は、社会科副読本の増刷を図るものであります。

128ページをお開きください。6目私立学校振興費1,636万円は、私立幼稚園に就園する園児を持つ家庭の経済的負担を軽減するため、就園に係る経費の一部を助成するものであります。

130ページをお開きください。2項小学校費1目小学校管理費、説明欄10番、理科教育設備整備は、新学習指導要領への移行において、新たな理科、算数の教材を整備するものであります。

同じく、134ページの3項中学校費、1目学校管理費、説明欄10番、理科教育設備整備についても小学校費と同様に新たな理科、数学の教材を整備するものであります。

138ページをお開きください。5項3目給食センター費、説明欄3、給食容器等購入188万6,000円は、カレー皿の更新を図るもの、説明欄6、食育推進事業182万2,000円は、学校給食において地場産物を取り入れることで食育並びに地産地消の推進を図るものであります。

142ページをお開きください。6項1目就学援助費、説明欄1番、要保護・準要保護児童生徒援助2,260万円は、児童生徒の保護者に対し就学に必要な助成を行うものであります。

144ページをお開きください。7項3目文化奨励費、説明欄1、文化振興事業797万7,000円は、財団法人地域創造の助成を受けて指定管理者が行う芸術鑑賞事業への助成430万円及び文化総合芸術祭開催などを含めてのものであります。

次に、148ページをお開きください。8目体育施設費、説明欄6、総合運動公園体育施設維持管理9,151万7,000円は、陸上競技場の公認申請に伴う機器点検及び必要な備品の購入を含むものであります。

次に、156ページをお開きください。12款公債費、1項1目元金23億1,955万7,000円は、前年度より3億466万4,000円、率にして11.6%の減となっております。

2目利子4億2,292万5,000円は、前年度より2,615万9,000円の減となっております。

次に、160ページをごらんください。14款職員費、1項1目職員給与費20億9,543万円は、前年度より1億3,959万円の増となっておりますが、退職手当組合精算負担金1億4,561万1,000円を含むものであります。

次に、戻りまして、6ページでございます。第2表、債務負担行為についてご説明申し上げます。1行目、イントラネット用備品購入及び2行目、金銭登録機リースは、新年度において導入し平成26年度までの支払いを予定しているため、債務負担行為を設定するものであります。3行目の粗大ごみ収集運搬業務委託は、平成23年度当初からの業務委託を円滑に進めるため、22年度中に契約を行う必要があることから設定をするものであります。4行目の農業経営基盤強化資金利子助成から6行目、中小企業者等資金融資特別利子補給までは、それぞれ利子あるいは事業費の助成等を記載されております期間において実施するために債務負担行為の設定を図るものであります。

次に、8ページをお開きください。第3表、地方債についてご説明申し上げます。平成22年度の地方債借入れの限度額につきましては、農業基盤整備事業債ほか7事業債により11億6,330万円と定めるものであります。このうち臨時財政対策債6億3,000万円につきましては、地方財政収支に係る地方財源の不足に対処するものであります。

次に、12ページをお開きください。歳入予算についてご説明申し上げます。1款市税につきましては、22億2,073万1,000円と、前年度より5,010万1,000円の減を見込むものであります。なお、市税につきましては、現年度分徴収率98.1%として計上しており、滞納繰り越し分につきましては、それぞれの状況に応じて計上しているものであります。

次に、16ページをお開きください。10款地方交付税、1項1目地方交付税71億9,600万円は、説明欄に記載のとおり、普通交付税で64億9,600万円、特別交付税で7億円を計上しているものであります。

次に、30ページをお開きください。18款繰入金、1項1目基金繰入金1億4,854万7,000円は、前年度より3億2,796万1,000円の減となるもので、各基金の目的に沿った事業への充当及び財源対策として、各基金の繰り入れを計上するものであります。

次に、34ページをお開きください。21款市債につきましては、第3表地方債によりご説明いたしましたように、前年度より1億5,240万円の増の11億6,330万円の計上としたところであります。

以上、平成22年度深川市一般会計予算につきましてご説明を申し上げますが、ご審議の上、原案にご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○川中委員長 次に、議案第4号平成22年度深川市介護保険特別会計予算について、川端介護福祉課長。
○川端介護福祉課長 議案第4号平成22年度深川市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の301ページをお開き願います。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億8,697万円と定めるものであります。

第2条で一時借入金の借入れ最高額を1億5,000万円と定めるものであります。

第3条の歳出予算の流用につきましては、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について定めるものであります。

初めに、歳出予算から主なものについてご説明申し上げます。314ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、3,693万円であり、前年度と比較して減額の主な理由は、配置職員の削減に伴う職員給与費の減によるものであります。職員給与等の詳細につきましては、340ページ以降に記載しております。

次に、318ページをお開き願います。1款3項2目要介護認定事務費は、1,243万5,000円であり、増額の主な理由は、介護認定を行う臨時的調査員の賃金の増加によるものであります。

次に、320ページをお開き願います。2款1項介護サービス等諸費は、要支援者や要介護者が在宅サービスもしくは施設サービスを利用したときの給付費用などであり、第四次介護保険事業計画におけるサービス量の見込みや平成21年度の給付実績に基づき積算しております。

1目居宅介護等サービス給付費から8目審査支払手数料までの保険給付費は、20億1,539万3,000円であり、前年度と比較して4,797万円の増は、高齢化による利用対象者数の増加により対前年度比約2.4%の増を見込んでいるものであります。

次に、324ページをお開き願います。2款2項1目高額介護等サービス費は、介護サービスを利用したときに支払う1割の利用者負担が一定額を超えた場合に利用者の負担軽減を図るために支給するもので、5,277万5,000円を見込んでいるものであります。

次に、326ページをお開き願います。3款1項介護予防事業費1,339万5,000円は、特定高齢者や一般高齢者を対象とした介護予防事業に要する経費であります。

次に、328ページをお開き願います。3款2項包括的支援事業・任意事業費1,245万1,000円は、地域包括支援センターが実施する支援事業や高齢者が安心して在宅生活を維持できるようにするために実施する任意事業に要する経費であります。

次に、330ページをお開き願います。4款1項1目介護保険準備基金積立金は、第四次介護保険事業計画の2年目となる平成22年度において、保険料に3,001万6,000円の余剰などが見込まれますことから介護保険準備基金に積み立てるものであります。

戻りまして、308ページをお開き願います。歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。1款1項1目第1号被保険者保険料3億1,380万円は、現年度分予定保険料収納率を99.1%と設定して求めた保険料収納額であります。

2款1項1目認定審査会負担金667万7,000円は、介護認定審査会の共同設置に伴う北空知5町からの負担金であります。

3款1項1目介護給付費負担金3億4,921万5,000円は、保険給付費に係る国庫負担金であります。

2項1目調整交付金1億5,514万9,000円は、本市が全国平均と比べ75歳以上の後期高齢者の加入割合が高いこと、また市民税非課税世帯の割合が高いことなどから、一定の方式に基づき国から交付されるもので、保険給付費の7.5%を見込んでおります。

4款1項1目介護給付費交付金6億2,060万1,000円は、保険給付費の30%に当たる第2号被保険者の保険料負担分であり、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

5款1項1目介護給付費負担金3億2,310万2,000円は、保険給付費に係る道負担金であります。

次に、310ページをお開き願います。7款1項1目一般会計繰入金3億1,614万9,000円は、説明欄1の保険給付費の12.5%に当たる市の負担金、説明欄2の総務費等に対する一般会計からの繰入金、説明欄3及び4の地域支援事業に対する一般会計からの繰入金であります。

2項1目介護保険準備基金繰入金7,631万1,000円は、第1号被保険者の保険料の軽減を図るため、介護保険準備基金を取り崩し、繰り入れするものであります。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金560万円は、平成21年度に実施された介護従事者の処遇改善のためのプラス3%の介護報酬改定に伴う第1

号被保険者の保険料上昇を抑制するため、国から交付された介護従事者処遇改善臨時特例基金を取り崩し、繰り入れするものであります。

以上で平成22年度深川市介護保険特別会計予算の説明を終わりますが、ご審議の上、原案にご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○川中委員長 次に、議案第5号平成22年度深川市国民健康保険特別会計予算ないし議案第7号平成22年度深川市老人医療特別会計予算の3件について、瀬川市民課長。

○瀬川市民課長 議案第5号ないし議案第7号についてご説明申し上げます。

予算書の346ページをお開き願います。議案第5号平成22年度深川市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億5,800万円に定めようとするものであります。

次に、第2条で一時借入金の借り入れの最高額を8億円に定めようとするものであります。

第3条の歳出予算の流用につきましては、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内での流用について定めようとするものであります。

それでは、歳出から増減がある科目のうち主なものにつきましてご説明を申し上げます。361ページをお開きください。3、歳出、1款1項1目一般管理費78万円の増は、平成23年度から実施されますレセプトオンライン化に伴う国保連合会の分担金の計上によるものであります。

次に、369ページをお開きください。2款1項療養諸費716万円の増は、一般被保険者及び退職被保険者等にかかわる保険給付費の増減の差によるものであります。

次に、371ページをお開きください。2款2項高額療養費584万7,000円の減は、退職被保険者等の高額療養費の減を見込んだものであります。

次に、373ページをお開きください。2款3項出産育児諸費80万5,000円の増は、出産育児一時金の改正に伴う増であります。

次に、377ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者支援金1,316万7,000円の減は、後期高齢者医療制度への支援に係るものであり、平成20年度の精算調整額を踏まえ、減額を見込んだものであります。

次に、381ページをお開きください。5款1項老人保健拠出金719万円は、老人保健制度の廃止に伴う経過措置により計上するものであります。

次に、383ページをお開きください。6款1項介護納付金577万1,000円の増は、介護保険給付費の増によるものであります。

次に、385ページをお開きください。7款1項共同事業拠出金379万4,000円の減は、一般被保険者にかかわる1件30万円を超える高額レセプト件数等の減を見込んだものでありまして、後ほど歳入において述べます共同事業交付金に対応するものであります。

次に、387ページをお開きください。8款保健事業費85万8,000円の増は、特定健診等実施計画に基づく特定健診及び特定保健指導の着実な実施を図ることによる増であります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。戻りまして、353ページをお開き願いたいと思います。2、歳入、1款1項国民健康保険税7,477万4,000円の減は、平成20年の課税総所得金額をもとに、21年の所得動向などを推計し見込んだものであります。

次に、2款国庫支出金559万6,000円の増は、療養給付費等負担金及び次の355ページに記載のあります財政調整交付金について、国の予算編成留意事項に基づき見込んだものであります。

次に、2款2項2目介護従事者処遇改善臨時特例交付金107万4,000円は、介護従事者の報酬改善のため設けられた特例措置により交付されるものであります。

次に、3款1項療養給付費交付金9,053万円の減は、退職者医療制度の廃止によるものであり、経過措置として64歳以下の退職被保険者等の保険給付費の減額を見込んだものであります。

次に、4款1項前期高齢者交付金9,026万8,000円の増は、前期高齢者の財政調整制度に基づく交付金の増を見込んだものであります。

次に、5款道支出金826万6,000円の減は、道財政調整交付金の減によるものであります。

次に、6款1項共同事業交付金356万7,000円の減は、先ほど歳出の場面でご説明申し上げましたけれども、同拠出金に対応するものであり、国保連合会から通知に基づき計上したものであります。

次に、357ページをお開きください。8款1項1目一般会計繰入金1,797万4,000円の増は、保険基盤

安定制度による繰り入れの増などが主な要因となっているものであります。

次に、8款2項1目基金繰入金5,478万9,000円の計上は、会計運営の必要性から基金より繰り入れを計上するものであります。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の408ページをお開き願います。議案第6号平成22年度深川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,870万円に定めようとするものであります。

次に、第2条で一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円に定めようとするものであります。

歳出からご説明申し上げます。419ページをお開きください。3、歳出、1款総務費40万1,000円の増は、事業運営に当たり必要となる事務費などの増によるものであります。

次に、423ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金3億1,632万1,000円は、保険料負担金2億2,698万8,000円、均等割軽減措置にかかわる保険基盤安定分の保険料負担分として8,077万円、後期高齢者医療広域連合の共通経費負担分856万3,000円からなるものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。戻りまして、415ページをお開き願います。2、歳入、1款1項後期高齢者医療保険料2億2,698万8,000円は、被保険者数を4,259人と見込みまして、特別徴収にかかわる保険料額1億1,452万2,000円、それから普通徴収にかかわる保険料額1億1,246万6,000円を計上したものであります。

次に、3款1項広域連合交付金22万円は、被保険者に対する制度周知や広報及び保健事業等に要する経費として、広域連合からの補助金を見込んだものであります。

次に、4款1項1目一般会計繰入金1億1,109万7,000円は、広域連合及び会計運営にかかわる事務費相当額3,032万7,000円、保険料均等割軽減措置にかかわる保険基盤安定繰入金8,077万円からなるものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、老人医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の439ページをお開き願います。議案第7号平成22年度深川市老人医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成19年度に老人保健制度が廃止となりまして、20年度からは、後期高齢者医療制度に移行したわけでありまして、経過措置がありますことから、22年度におきましても同会計予算を設けるものであります。

それでは、予算についてご説明申し上げます。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ430万円に定めようとするものであります。

次に、第2条で一時借入金の借り入れの最高額を100万円に定めようとするものであります。

歳出から増減がある科目のうち主なものにつきましてご説明申し上げます。448ページをお開きください。3、歳出、1款総務費18万8,000円の減は、制度移行に伴う医療費適正化事業費等の減によるものであります。

次に、450ページをお開きください。2款1項医療諸費551万円の減は、老人保健制度廃止により新たな医療給付費が発生せず、過誤調整分のみであることから、医療給付費等の減を見込んだものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。戻りまして、446ページをお開きください。2、歳入、1款支払基金交付金284万7,000円の減、2款国庫支出金177万4,000円の減、3款道支出金44万4,000円の減、4款繰入金63万円の減は、いずれも老人保健制度廃止に伴う経過措置といたしまして、過誤調整分のみとなりますことから減となるものであります。

以上、平成22年度におけます国民健康保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算並びに老人医療特別会計予算の三つの特別会計予算についての説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議の上、原案に賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

暫時休憩します。

(午後 2時06分 休憩)

(午後 2時19分 再開)

○川中委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

次に、議案第8号平成22年度深川市簡易水道事業特別会計予算、議案第9号平成22年度深川市農業集落排水事業特別会計予算、議案第11号平成22年度深川市下水道事業特別会計予算及び議案第14号平成22年度深川市水道事業会計予算の4件について、松浦上下水道課長。

○松浦上下水道課長 議案第8号、議案第9号、議案第11号及び議案第14号の合わせて4議案につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第8号をご説明申し上げますので、458ページをお開き願います。議案第8号平成22年度深川市簡易水道事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ590万円と定めるものでございます。

第2条、一時借入金につきましては、借り入れの最高額を100万円と定めるものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、467ページをお開き願います。3、歳出、1款1項1目一般管理費、前年比6万7,000円の減は、水質検査などの委託料の減によるものでございます。

戻りまして、465ページをお開き願います。2、歳入、3款1項1目一般会計繰入金、前年比2万1,000円の増は、繰り出し基準に基づき、高料金対策としての繰入金が増となるものでございます。

以上で簡易水道事業特別会計予算の説明を終わります。

次に、478ページをお開き願います。議案第9号平成22年度深川市農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,300万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為及び第3条の地方債につきましては、後ほどご説明を申し上げます。

第4条、一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、491ページをお開き願います。3、歳出、2款1項1目農業集落排水施設維持管理費、前年比220万2,000円の減は、修繕料など維持管理経費の節減によるものでございます。

493ページをお開き願います。3款1項3目個別排水処理施設整備費につきましては、前年度と同じでございますが、合併処理浄化槽の設置基数につき

ましては、前年度実績を勘案しまして前年度と同じ15基としたことによるものでございます。

戻りまして、481ページをお開き願います。第2表、債務負担行為につきましては、水洗便所改造等資金融資によります金融機関に対する損失補償として、農業集落排水施設は150万円を、個別排水処理施設は300万円を限度として補償するものでございます。

第3表、地方債につきましては、個別排水処理施設整備事業債を1,610万円に、資本費平準化債の農業集落排水施設では1,370万円、個別排水処理施設では1,180万円をそれぞれ限度額とするものでございます。

485ページをお開き願います。2、歳入、2款1項使用料、前年比110万円の減は、使用世帯数の減少や節水等による使用水量の減少によるものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、前年比90万円減の5,750万円を計上しております。

以上で農業集落排水事業特別会計予算の説明を終わります。

次に、521ページをお開き願います。議案第11号平成22年度深川市下水道事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,800万円と定めるものでございます。

第2条、債務負担行為及び第3条の地方債につきましては、後ほどご説明を申し上げます。

第4条、一時借入金につきましては、借り入れの最高額を2億円と定めるものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、532ページをお開き願います。3、歳出、1款1項2目施設維持管理費、前年比399万円の減は、維持管理経費の節減によるものでございます。

同じく、4目下水道建設費は、前年比2,024万6,000円の減であります。事業費の内訳としましては、補助事業が社会資本整備総合交付金事業に名称変更となりますが、その事業費は9,766万4,000円、起債単独事業が640万円、純単独事業が449万円、総額1億855万4,000円により、下水道整備をしようとするものでございます。また、下水道事業の施工箇所等につきましては、予算参考資料の一番最後、47ページをご参照願います。なお、事業の内訳としまして、工事請負費は、すべて雨水と汚水の管渠布設

工事でございます。また、委託料の内訳としましては、処理場の機器更新の計画策定であります長寿命化計画の策定業務及び下水道事業認可が平成22年度末までとなっておりますことから、認可期間の延長と汚泥処理の方法を埋め立て処分から、緑農地還元への変更申請などの業務委託を予定しております。

戻りまして、524ページをお開き願います。第2表、債務負担行為につきましては、水洗便所改造等資金融資によります金融機関に対する損失補償として600万円を限度として補償するものでございます。

第3表、地方債につきましては、下水道事業債の一般分は5,100万円を、特別措置分は3,910万円を、下水道事業資本費平準化債は1億4,190万円をそれぞれ限度額とするものであります。

528ページをお開き願います。2、歳入、1款1項1目下水道事業費分担金、前年比493万2,000円の減及び2項1目下水道事業費負担金、前年比151万9,000円の減は、新規に賦課となります汚水管渠整備の減少と分担金及び負担金は5年間の分割納付であります。5年が経過し賦課が終了してきているためでございます。

2款1項1目下水道使用料、前年比998万3,000円の減は、下水道使用世帯数の減少や世帯構成の変化及び節水など処理水量の減少見込みによるものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、前年比250万円増の2億2,000万円を計上しております。

以上で下水道事業特別会計予算の説明を終わります。

次に、別冊の水道事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

別冊の1ページをお開き願います。議案第14号平成22年度深川市水道事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第2条、業務の予定量は、給水戸数9,872戸、年間総給水量260万立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業としましては、配水管布設工事に1,265万円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入は6億1,300万円、支出は6億6,100万円と定めるものでございます。

2ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入4,150万円、支出1億6,130万円とし、不足する額1億1,980万円

は当年度消費税など資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第5条、一時借入金は、限度額を5,000万円と定めるものでございます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費7,385万1,000円でございます。

第7条、他会計からの補助金は、一般会計から1,079万1,000円の補助を受けようとするものでございます。

3ページをごらん願います。第8条、たな卸資産の購入限度額は、187万2,000円と定めるものでございます。

次に、15ページをお開き願います。予算説明書の収益的収入及び支出につきまして、初めに収入の主なものを申し上げます。1款1項1目給水収益は、5億4,565万5,000円で、内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

同じく、2目受託工事収益の給水工事収益1,042万円は、新規給水工事の公道部分に要します負担金収入でございます。

同じく、2目その他受託工事収益1,950万円は、道路改良工事などに関連します配水管の移設工事に伴う補償費でございます。

同じく、3目その他の営業収益2,414万9,000円は、他会計が負担をします職員給与費が主なものでございます。

2項2目他会計補助金のうち一般会計補助金1,079万1,000円は、予算第7条で申し上げました一般会計からの補助金でございます。

16ページをお開き願います。支出について主なものを申し上げます。1款1項1目原水及び浄水費の受水費2億8,569万1,000円は、北空知広域水道企業団から受水量260万立方メートルを予定し計上しております。

同じく、1項2目配水及び給水費の下から4行目、修繕費4,633万5,000円は、メーター器の定期取りかえ及び配水管の修繕などに要する経費でございます。

次に、17ページをごらん願います。3目受託工事費のうちその他受託工事費2,950万円は、道路改良工事などに関連して配水管の移設工事に要する経費でございます。

4目総係費の委託料1,300万6,000円は、検針業務などのほか、簡易水道の統合に伴う事業認可変更の

業務委託を計上しております。

5目職員費につきましては、水道事業にかかわる9人の職員給与費を計上しております。

次に、19ページをお開き願います。資本的収入及び支出につきましてご説明を申し上げます。

初めに、収入について申し上げます。1款1項1目出資金4,055万円は、繰り出し基準に基づき一般会計から水道施設に係る元金償還に対する出資金でございます。

20ページをお開き願います。支出について申し上げます。1款1項1目配水管布設費1,265万円は、予算第2条で申し上げました配水管布設の工事請負費を計上しております。

2項1目企業債償還金は、元金償還として1億4,617万9,000円を計上しております。

以上で4件の事業会計予算の説明を終わりますが、ご審議の上、原案にご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○川中委員長 次に、議案第10号平成22年度深川市地方卸売市場特別会計予算について、伊藤商工労働観光課長。

○伊藤商工労働観光課長 議案第10号平成22年度深川市地方卸売市場特別会計予算についてご説明を申し上げます。

504ページをお開き願います。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ850万円と定めるものでございます。

第2条で一時借入金の借り入れ最高額を500万円と定めるものでございます。

歳出から説明をいたします。513ページをお開き願います。3、歳出、1款1項1目市場管理費は、前年度より52万1,000円減の666万3,000円であります。主な内容を申し上げますと、11節需用費のうち20万円は、施設維持にかかわる費用であります。

13節委託料81万5,000円は、施設保守点検などの設備点検費用であります。

14節使用料及び賃借料539万8,000円は、土地、建物や市場施設などの借上料であります。

515ページをお開き願います。2款1項1目元金138万9,000円は、平成17年度に借り入れをいたしました市債の元金償還であります。

2款1項2目利子32万7,000円は、同じく平成17年度に借り入れをいたしました市債の利子償還29万5,000円と一時借入金の利子3万2,000円の合計であ

ります。

次に、歳入を説明いたします。戻りまして、511ページをお開き願います。2、歳入、1款1項1目市場使用料501万8,000円は、売り上げ額を8億3,635万2,000円と見込み、使用料率1000分の6を乗じたものであります。

2款1項1目一般会計繰入金348万1,000円は、市場会計の経営健全化を図るため国が定める繰り入れ基準に基づき、市債元利償還額である168万4,000円の50%、84万2,000円と市場管理費666万3,000円の30%、199万8,000円及び収支不足分64万1,000円を合計したものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案にご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。○川中委員長 次に、議案第12号平成22年度深川市土地区画整理事業特別会計予算及び議案第13号平成22年度深川市駐車場事業特別会計予算について、堀川都市建設課長。

○堀川都市建設課長 議案第12号、第13号の二つの特別会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、議案第12号平成22年度深川市土地区画整理事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

553ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,520万円に定めるものであります。

第2条、地方債につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第3条、一時借入金の借り入れの最高額を7,900万円と定めるものであります。

歳出からご説明申し上げます。562ページをお開き願います。1款1項1目土地区画整理事業費は、前年度より2,767万9,000円減の1億1,125万4,000円であります。

主な内容を申し上げますと、13節委託料2,017万4,000円は、境界杭設置測量及び換地設計委託業務などであります。

15節工事請負費7,200万円は、駅北1条線ほか4路線の道路改良舗装工事及び宅地造成工事などあります。なお、計画位置図につきましては、予算参考資料41ページに掲載しております。

戻りまして、556ページをお開き願います。第2表、地方債につきましては、土地区画整理事業債の限度額を5,700万円とするものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。560ペ

ージをお開き願います。1款1項1目土地区画整理事業費補助金2,200万円は、国からの補助金であります。

3款1項1目一般会計繰入金5,619万7,000円は、事業費と職員給与費及び公債費などについての繰入金であります。

5款1項1目土地区画整理事業債は、5,700万円の計上であります。

以上、深川土地区画整理事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第13号平成22年度深川市駐車場事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

577ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ270万円と定めるものであります。

第2条、一時借入金の借り入れの最高額を200万円と定めるものであります。

歳出からご説明申し上げます。586ページをお開き願います。1款1項1目駐車場管理費は、前年度より1万4,000円増の267万6,000円であります。歳出の主な内容は、発券機の消耗品費及び管理委託費となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。戻りまして、584ページをお開き願います。1款1項1目駐車場使用料は、前年度と同額の174万円を見込むものであります。

3款1項1目一般会計繰入金95万6,000円は、最初の30分間が無料利用となる駐車料金相当額について一般会計から繰り入れ計上するものであります。

以上、二つの特別会計の説明を終わりますが、ご審議の上、原案にご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○川中委員長 次に、議案第15号平成22年度深川市病院事業会計予算について、藪市立病院管理課長。

○藪市立病院管理課長 議案第15号平成22年度深川市病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊予算書の1ページをお開き願います。初めに、予算本文について申し上げます。第2条、業務の予定量は、病床数270床、年間患者数は入院が6万8,620人、外来は15万660人、1日平均患者数は入院が188人、外来は620人を予定しております。主要な建設改良事業は、超音波白内障装置ほか医療機器整備に2,500万1,000円を予定するものであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、事業収

益を44億3,570万円、事業費用を49億9,070万円と定めるものであります。

2ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入を3億750万円、支出を5億1,260万円と定め、収支不足額2億510万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

第5条は、一時借入金の限度額を30億円と定めるものであります。

第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、病院及び看護学院の職員給与費25億2,557万1,000円並びに病院長及び看護学院長交際費111万5,000円であります。

第7条、他会計からの補助金は、共済組合追加費用などの経費に対し、一般会計から1億4,822万9,000円の補助を受けようとするものであります。

次に、18ページをお開き願います。予算説明書の収益的収入及び支出につきまして、初めに収入の主なものについてご説明申し上げます。1款1項1目入院収益は、収入単価を前年度より2,914円増の3万3,914円を予定し、23億2,717万8,000円を見込んでおります。

2目外来収益は、収入単価を前年度より50円減の7,550円を予定し、11億3,748万3,000円を見込んでおります。

3目その他医業収益は、1億8,278万6,000円を計上しております。

1款2項医業外収益は、一般会計からの補助金及び負担金の増により4億172万8,000円を予定しております。

19ページをお開き願います。1款3項看護学院収益は、前年度より616万円増の8,617万1,000円を見込んでおります。

1款4項3目その他特別利益は、経営改善に係る支援として2億6,035万2,000円及び累積不良債務解消に係る支援として4,000万円の合計3億35万2,000円を一般会計から受けるものであります。

次に、支出について申し上げます。1款1項1目給与費は、退職手当組合の負担率の増、職員数の減などにより、前年度より3,300万円減の24億5,312万7,000円を計上しております。

20ページをごらん願います。1款1項2目材料費は、診療報酬改定などにより、前年度より9,651万

8,000円減の7億1,000万円であります。

3目経費は、委託業務の見直しなどにより、前年度より7,554万2,000円減の7億4,156万1,000円を計上しております。なお、医師確保対策として、650万円を計上しております。

21ページをお開き願います。下段のほうになりますが、1款1項4目減価償却費は、前年度より4,049万2,000円減の7億5,136万8,000円であります。

22ページをごらん願います。1款3項看護学院費用は、職員8人分の給与費及び看護学院運営経費として収入と同額の8,617万1,000円を計上しております。

次に、24ページをお開き願います。資本的収入及び支出ですが、初めに収入からご説明申し上げます。1款1項出資金2億9,740万1,000円は、備考欄記載のとおり一般会計からの出資金であります。

25ページをお開き願います。支出について申し上げます。1款1項建設改良費2,500万1,000円は、予算書本文第2条の主要な建設改良事業でご説明申し上げました、医療機器などの購入費用であります。

2項企業債償還金4億6,395万9,000円は、病院施設整備、医療機器整備に係る企業債元金償還金であります。

3項1目修学資金貸付金は、看護学院の学生50人の利用を見込み、2,364万円を計上するものであります。

以上で平成22年度深川市病院事業会計予算の説明を終わらせていただきますが、ご審議の上、原案にご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○川中委員長 これで平成22年度深川市各会計予算13件の説明を終わります。

お諮りします。本日の委員会はこれで散会したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、よって本日の委員会はこれで散会することに決定しました。

なお、次の委員会は、3月17日午前10時より開きます。

(午後 2時55分 散会)



予算審査特別委員会（第2号）

平成22年3月17日（水曜日）

午前 9時59分 開議

午後 5時54分 散会

（午前 9時59分 開議）

○川中委員長 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

鍛冶委員から本日の予算審査特別委員会を欠席する旨の届け出がありました。

議案第3号平成22年度深川市一般会計予算ないし議案第15号平成22年度深川市病院事業会計予算の13件を一括議題とします。

既に提出者の説明が終わっておりますので、これより質疑に入りますが、前段、当委員会の理事会で確認されておりますことについて、これから申し上げます。委員並びに理事者の皆さん方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

審査の方法についてであります。まず一般会計は歳出の各款の項ごとに行います。基本的に、項が数ページにわたる場合であっても一括して行います。ただし、2款総務費、1項総務管理費については、分量が多いためページごとに行います。次に、特別会計及び事業会計は、全般を通じて行います。いずれの場合も、質疑される方は必ずページを告げてから発言願います。

質疑の仕方については、特に前年と変わりありませんが、確認の意味で若干申し上げます。質疑については、1項目ずつ行うことを基本としております。具体的には、予算書の説明欄にある項目について、1項目ずつ質疑していただき、その後答弁という形になります。その際、項目の細部として複数の内容がある場合は一括して行っていただき、答弁も同様とすることでご理解ください。

なお、関連する質疑につきましては、従来どおり、当該箇所で行うこととなりますので、よろしく願います。

次に、円滑な委員会審査を行うため、委員長の議事整理権により取り進める場合もありますので、ご理解ください。また、予算審査が効率よく進められるよう質疑及び答弁につきましては、簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、審査時間につきましては、午前10時より午後5時を基本としておりますので、よろしくご協力

のほどお願い申し上げます。

これより一般会計歳出の質疑を行います。

1款議会費は、既に議会運営委員会を通じてご理解いただいておりますので、2款総務費から質疑を始めます。なお、先ほど申し上げましたように、1項総務管理費はページごとに質疑を行います。

それでは、2款総務費、1項総務管理費、40ページ、1目一般管理費から3目財産管理費まで。

○長野委員 予算審査特別委員会の質疑、一番最初にご指名をいただきましたので、身の引き締まる思いでございますけれども、私から40ページ、2款1項1目一般管理費の説明欄、共用車両・車庫管理のところでお伺いいたしたいと思っております。

庁用車の更新について考え方をお尋ねしたいと思いますけれども、まず現状、どのような台数と管理状態になっているのか。

また、財政状況が非常に厳しい中でございますけれども、職員の皆さん方が安全で安心して車両を使用できる、そんな基本的な原点に立って、車両の更新に当たっての基準、方針、またさらには、今日的には環境に優しい車両への取り組みもうたわれておりますので、その辺の取り組みにつきましてもあわせてお尋ねいたしたいと思っております。

○渡辺総務課長 車両の関係につきまして、数点質疑いただきましたので、逐次、お答えをさせていただきます。

まず、車両の管理台数ですけれども、この点につきましては、市役所におきましては総務課が所管する部分、それと各所管課が所管する部分に大きく2つに分かれております。まず、総務課で所管している台数につきましては16台でございます。また、除雪車両などの大型特殊車両につきましては除かせていただきますけれども、その以外の車両としましては、上下水道課4台、都市建設課3台、農政課2台、介護福祉課3台、環境課1台、企画課1台、生涯学習課3台、給食センター1台、合わせて18台であります。総務課と合わせまして、34台の共用車を所有しているところでございます。

公用車を購入する際の基準でございますけれども、

私どものほうでは明確に基準は設けておりませんが、一定の基準として使用年数、走行距離、その車にかかる単年度の修繕費や燃料費などを含めました維持経費、それと車検時の修繕などを総合的に判断いたしまして、更新を考えております。

また、車両の更新に当たりましては、事業所の一つという考え方から、市役所におきましては温暖化効果ガスCO₂削減プランという計画を策定しておりますけれども、この中で具体的な取り組みといたしまして、公用車につきましては、低公害車、低燃費車、軽自動車の具体的な計画導入を検討するという計画になっております。まことに申しわけありませんけれども、この年次計画につきましてはまだ定まっておりますけれども、このCO₂プランに基づきまして、地球に優しい公用車の購入に努めてまいりたいと考えているところであります。

○渡辺委員 40ページ、2款総務費の1項総務管理費の3目財政管理費について伺うものであります。

この財政調整基金及び減債基金、さらには土地開発基金等々がありますが、これについての3月の実態状況、残高がどのぐらいになっているのかが一つ。

もう一つは、基金会計は16ございますが、いわゆる深川市の埋蔵金ということになるかと思っておりますけれども、以前は相当ありました。しかし、今日、大変な状況にありまして、これらについてもかなり減ってきているということで、1けた台と。今までは2けた台であったのですけれども、大変な状況を今迎えて、ことしの予算についても大変ご苦労されたのではないかと考えますけれども、しかしながら、基金がいよいよ底をついてきていると言えないかということも考え合わせますと、どんな現状であるのか、それらについての状況を伺っておきたいと存じます。

○平山財政課長 基金についての質疑にお答えいたします。

まず、各基金の残高でございますけれども、財政調整基金につきましては今年度末4億4,000万円、減債基金は1億3,000万円、土地開発基金は現金部分で4億1,000万円となっているところでございます。厳しい財政状況ということで、今ご指摘ありましたように、会計ごとに16の基金が現在ございまして、それについての考え方でございますけれども、基金につきましては、用途を指定されて本市に寄附をいただいているものなど、施設の整備やまちづく

りなどの受け皿となっている場合などがございまして、また中小企業保証融資代位弁済基金など、特殊な役割を果たすように設けられた基金もございまして、そういった意味で、基金が数多く存在しているということで、中には金額的に大きな保有残高を持っているものもございまして、また少額になっているものもございまして、それらにつきましては、目的ごとにきちんとそれぞれの所管において管理をしているのが現状でございます。

○渡辺委員 今、答弁をいただきましたが、この財調とか減債基金については、これは目的を持ってできるとしながらも、いわゆる指定というか、目的を持った基金でありますけれども、こういう厳しい状況になれば、この16ある基金の中でも、残高が大小あります。

しかし、このことがあってはならないのですけれども、どこかで引込んだ場合、あるいは今回の病院の問題等も含めて考えたときに、あの計画が順調にいけばいいけれども、もしそこで金がどうこうということになったときには、そういう部分のことも引用していかなければならぬ、弾力的な運用をしなければならぬと考えるときに、この16基金を1つか2つくらいに分けて、常にそういう形の中で非常事態が生まれたときにはどうするかということと同時に、目的を持っているわけでありまして、条例を改正して、そういうことがあってはなりませんけれども、あった場合ということを考えてときに、私は、1つあるいは2つぐらいにまとめて、総合トータル的な形を考えていく必要があると思っておりますけれども、そういう点についてはどのようにお考えか伺っておきたいと存じます。

○平山財政課長 先ほど申し上げたとおり、基金にはそれぞれの目的がございまして、本市の厳しい財政状況の中で柔軟に基金を運用していくということも、これもまた重要な課題ではないかと考えております。

したがって、難しい問題はあるのですけれども、基金の統合につきましては、新年度においてそれぞれの基金の状況をきちんと見きわめた中で、統合に向けた検討もこれは本格化していかなくてはならないと考えているところでございます。

○松沢委員 それでは、40ページ、2款1項1目一般管理費、説明欄8の共用車両の部分でお尋ねしたいと思っております。

一部、予定しておりました質疑は、先ほどの長野委員の質疑で了解いたしましたので、その残余の分についてですが、市長車といえますか、今、共用車両という形で使われておりますけれども、山下市長がお使いになっている車は以前の車とは変わっています。そして、運転手も臨時職員対応という形なのかと思いますが、年間の運行の状況、そしてまた大体このぐらいの経費がかかっていると押さえている部分もお聞かせ願いたいと思います。

それからもう1点、前市長のときには、随分いろいろな形で夜間も市長専用車として使われていたようですが、今の時代ですから市内の景気高揚のためにも、営業車を使っていく場面も大いにあっていいのではないかという質疑がこの場でされたこともございますが、昨年、そしてこれからについても、この営業車の利活用についてどのような実態にあって、これからどのようにやっていこうと考えているかをお聞かせ願いたいと思います。

○渡辺総務課長 松沢委員から2点、質疑をいただきました。

1点目の共用車の利用状況でございますけれども、この車につきましては、昨年、教育委員会から総務課のほうに共用車として移行されたものでございます。利用状況につきましては、原則としてすべての職員が利用できるという体制になっておりますけれども、利用の頻度からいきますと市長が大体7割、8割、それから一般職員が2割、3割という活用になっております。経費については、車検は別としまして、ガソリン代で10万円ないし20万円の範囲でおさまっている状況でございます。人件費については、申しわけございませんが、今、手持ちに資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

それから2点目、営業車の利用状況でございますけれども、平日の勤務時間における利用につきましては、基本的に共用車を使っております。夜間あるいは休日等の市長の公務につきましては、また遠方の場合、夜間、休日等については基本的にタクシーを使うということになっています。ただ、場所が遠方の場合については公用車を使う場合もございますけれども、そのような利用状況になっているということでございます。

○北名委員 最初の発言ですので、一言だけ言って始めます。

予算特別委員会、主たる答弁者は課長さんになると考えられます。課長さんの段階ですから、これまでの答弁と大きく違った形は出ないかと思っておりますけれども、ぜひ市民のために、あるいは深川市のためにお互いに誠意というか、もちろん誠意は持っていらっしゃると思いますが、心のあるやりとりをしていきたいということをまず申し上げておきます。

それで、市の庁舎に車いすトイレがないということは、私は随分言ってきました。全道的に市の段階でまだついていないと思われるところも幾つかありましたけれども、変化が出てきているというぐあいに聞いておりますので、まずそのことを聞きたいと。

車いすのトイレと言いますけれども、結局、私もある方と話したら、車いす、車いすと言わないでもお年寄りだとか、あるいは乳母車を押している人というか、そういう人にも便利なので、本当に弱者に優しいというか、そういうことになるわけです。それについて、まずいかがですか。

○渡辺総務課長 車いすトイレについて、2点、質疑をいただいたところでございます。

まず1点目に、道内の他市の状況はどのようになっているかということで、以前の一般質問等のお答えの中で、設置していない市については紋別市と留萌市というお答えをした経過がございます。この点につきましては、2市に確認したところ、車いすトイレについては設置されているというお答えをいただいたところでございます。

それと、車いすトイレの今後の考え方でございますけれども、今までの答弁の中で、車いすトイレにつきましては、1階の給湯室部分について、この辺で利活用できないかという検討をした経過は、過去の答弁でも何回かさせていただいているところでございます。そこで、このスペースについては狭いということ、あるいは事務室から通路を隔てて非常に近い距離にあると。それと設置にお金がかかるというような点から、現在は設置に至っていない状況でございます。また、給湯室以外の他のスペースに設置する場合も検討いたしましたけれども、水回り等の関係から給湯室よりもかなり離れた距離になって、この当初予定している給湯室周辺での費用よりもかなり割高になるというようなことになっております。そこで、今後の考え方でございますけれども、従前から申し上げておりますけれども、スロープでつながっている健康福祉センターデ・アイに多目的用の

トイレが1階と2階にございます。これを利用していただくように考えております。ただ、この利用に当たりましては、過去の質疑等でも、今の質疑の中でありましたけれども、体に障がいのある方、あるいは足のご不自由な高齢者の方、あるいは乳母車を使っている方等がございまして、この点につきましては、健康福祉センターデ・アイの多目的トイレ、あるいはエレベーターがどの場所に設置されているのかわかる図面を作成いたしまして、これと案内書、裏表の書類をつくりまして、深川身体障害者福祉協会の会員の皆様、車いすを使われている会員の皆様、あるいは介護福祉課が窓口になっておりますけれども、補装具として車いすを提供される方、あるいは市民課など庁舎に来られる窓口にご案内書を配布いたしまして、車いす利用者の方々にご不便をかけないように努めてまいりたいと考えてございます。

○北名委員 恐らくは、全道の市の中では、本庁舎についていないのは深川だけになってしまったということ、今の答弁の中からも出ているわけですが、非常に残念な思いがいたします。水回りだとか、あるいは少し費用がかさむという言い方をしていますけれども、私は随分、以前から見れば職員の数も減ったり、庁舎の中にスペースも余裕が出てきたとそんな思いがします。少しかさむけれどもと言った、だから深川だけが残っているという点についてはどう考えるのか。少し費用がかさむと言ったけれども、どのくらいでできるのか。そういう前向きな姿勢を持って今後に向かっていってほしいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○渡辺総務課長 費用の点につきましては、都市建設課で試算したところ、約300万円ということになります。

先ほども申し上げましたとおり、私どもといたしましては、車いすを利用されている方々のために案内書を作成いたしまして、これによりまして市役所に来やすい環境をつくりたいと考えておりますので、現在のところ車いすトイレの設置については当面考えていないところでございます。

○田中(昌)委員 私から、まず職員の消防団への参加について、お伺いしたいと思います。

昨年の予算審査特別委員会でも質疑をさせていただきましたが、消防行政に関しては、深川市の場合は消防組合ということで一部事務組合を形成しておりますので、この場ではそういう消防行政に対

する議論はなかなかできない状態、しないことになっています。それだけに、職員の皆さんも消防に関する知識というものもなかなか持ちづらいというか、自分のまちなのですけれども、深川市のまちという意識での消防行政への意識が持ちづらいのではないかとということも感じている部分です。今の消防団の皆さんは、農家の若い方を中心に消防団の団員になられているのですけれども、そういった方々からも市の職員や農協の職員なども参加してくれたらいいのという意見が非常に強い部分でございます。そういったところで、ぜひ消防行政へのいろいろな知識を高める意味でも、非常に有効な部分だと考えております。そういったところで、やはり市の職員が消防団に参加するというのは、地域のいろいろな団員の皆さんとの交流もあり非常に有効だと考えていますので、ぜひご検討をということで昨年お願いもしていた部分なのですが、その後、消防団への参加についてどのような状況が、現在、流れているのかお示しいただき、今後の考え方についてあわせてお伺いしたいと思います。

○渡辺総務課長 昨年の予算審査特別委員会で質疑をいただきました。それを受けまして、市として検討した状況につきましてご報告させていただきたいと思っております。

まず、国の動きでございます。総務省の消防の方針でございますけれども、平成20年9月8日付の消防庁長官通知で、委員ご指摘のとおり年々減少している消防団員の確保に当たり、都道府県知事と市町村長に対して、地域防災力向上のため、職員の消防団加入に積極的に取り組んでもらいたいとの通知があったところでございます。深川市の検討状況でございますけれども、深川市を除く道内34市に、職員の消防団加入状況の調査を行いました。34市すべてから回答は得られず、32市からの回答でしたけれども、32市中14市の職員が消防団に加入しているというお答えがございました。この消防団の活動の中で、例えば災害あるいは演習時の勤務の取り扱いについて尋ねたところ、14市中5市が職務専念義務免除で対応しているという答えでございました。この5市以外では、年次有給休暇を使ってもらいたい、あるいは勤務時間内の活動については認めないという市もございました。そこで、深川市の方針ということで、これは理事者協議もしたところでございまして、市としましては、職員が加入しやすい

環境づくりを考えて、職員が消防団に加入し災害や演習に出動する場合には、職務専念義務免除で対応するという方針を決定したところでございます。これを受けまして、昨年10月27日の定例庁内会議、同じく同日付で掲示板で職員周知を図ったところでございます。その後、11月6日に消防団参加を検討している職員に対しまして、消防署から職員に来ていただきまして、消防団活動等の説明を行ったところでございます。今、委員さんからお話がありましたとおり、消防についての知識を高めるといった意味合いからも、今後とも消防署と連携を密にし、さらに職員の消防団へ加入しやすい環境づくりをつくってまいりたいと考えております。

○東出委員 きょうから3日間の予算審査でございますけれども、どうぞよろしくお伺いしたいと思います。

2款1項1目一般管理費、説明欄にあるところから質疑をさせていただきたいと思っておりますけれども、人事給与のところでは対前年比1,000万円増額という形になっておりますけれども、内容については理解するのですが、こういう形で1,000万円増額をする。そこには、やはり背景があると思うのです。全体の職員だとか給与だとか、そういうところの中で、1,000万円をここで増額をしなければいけない背景も含めて、増額の理由についてお伺いしたいと思います。

○渡辺総務課長 人事給与の増額の要因についてお答えいたします。

人事給与につきましては、2,962万8,000円を予算計上しておりますが、これは主に臨時的任用職員の配置に必要な予算措置であります。このことにつきましては、前年度より984万1,000円増額となっているものであります。

増額の要因につきましては、平成20年度の財政収支改善計画に基づき、臨時的任用職員の配置を見直し配置しないことになった箇所につきましては、繁忙期での対応として総務課で臨時職員の給与を計上しているものでございます。

平成21年度でございますけれども、この予算を受けまして、臨時的任用職員の見直し箇所への対応のほか、20年度末の退職者が定年退職者と勤奨退職者などを含めまして14人おり、また21年度には職員採用を行わなかったため、退職者の不補充分についてもこの臨時的任用職員で対応しているのが今年度の

状況でございます。

新年度におきましては、退職者と新規採用者の差により、さらに正規職員が減少すること及び例年年度途中で退職される方なども想定されるために、臨時職員の予算をこの分増額で計上したものでございます。

○田中(裕)委員 総務管理費の2款1項5目財産管理費の入札制度についてお伺いしたいと思います。

まずは、入札の状況をお知らせいただきたいと思っております。

加えて、入札参加資格についてであります。市が定めた要綱に基づいて入札ができると認識をいたしておりますが、市内業者が参加しやすくなる地元優先というような対策について何か考えがあるのか。

さらには、行政が入札参加を認めるということは、例えば落札者に契約の不履行があれば、これは違約金などを行政に支払うことになると思っております。入札参加を認めた行政の責任も出てくると考えますが、入札参加業者の参加資格の考え方と落札者の行政としての指導についてお伺いしたいと思います。

○大西財政課主幹 入札制度についてお答えを申し上げます。

初めに入札状況についてでございますが、今年度の入札状況につきましては、2月末現在で申し上げますと、全体の件数では205件となっております。建設工事につきましては件数で93件、契約金額で約11億4,400万円。それから、契約金額の合計を予定価格の合計で割りました平均落札率でございますけれども、94.6%となっております。それから、工事に係る業務委託でございますが、件数につきましては18件、契約金額約8,200万円、平均落札率は88.8%。工事以外の業務委託につきましては件数で49件、契約金額は単価契約を除きますが、約1億5,400万円。それから、物品につきましては件数45件で、契約金額はこれも単価契約を除きまして約1億円となっております。なお、工事に係らない業務委託と物品につきましては予定価格を公表しておりませんので、落札率も公表しない、あるいは非公表となるものでございます。

次に、入札参加資格についてでございます。市内業者が入札に参加しやすくなる対策についてでございますが、本市におきましては、地域経済や地元企業育成のために、工事と工事に係る業務委託並びに工事に係らない業務委託につきましては、市内限定

一般競争入札という区分を設けまして、一定の金額基準までは資格登録をしている市内業者であればだれでも参加できる仕組みとなっております。また、物品につきましては、市内に資格登録をしている業者が複数ある場合については、原則、市内限定一般競争入札で行ってございます。以上のとおりでございまして、基本的には市内業者による一般競争入札を第一と考えてございますので、特にこれ以上の市内業者に対する優先ということについては、現状では考えていないものでございます。

次に、入札参加業者の参加資格の考え方と落札者の行政指導についてでございます。工事の品質や契約の履行を確保することにつきましては、非常に重要なことと考えているところでございます。このため、入札参加資格につきましては、要綱等におきまして基本的な参加資格のほかに工事や業務の履行の難易度によりまして、例えば建設工事につきましては設計金額が1,000万円以上の工事の入札参加資格には過去10年間で、おおむね同種とおおむね同規模の施工実績を有していることを要件とするなど、履行の確保に努める対応を行っているところでございます。質疑の中で、参加者に行政としての指導ということでございましたが、過度に厳しく制限という要件をつけるということになりますと、参加する業者さんの範囲が狭まってくるということでございますので、そういうことも必要なことだと思いますけれども、現状におきましては、円滑にその制度が働いていると考えておりますので、当面は現行の制度の中で対応してまいりたいと考えております。

○北名委員 次は、同じ款項目のところですが、喫煙の話で聞かせていただきたいと思っております。庁舎内喫煙、あるいは禁煙の関係であります。

何度も私、ここで聞いてきていますので、長々話す必要はないのですが、これまでの議会答弁では、市役所の中にある職員安全衛生委員会で私が言ったことなども検討しますという答えが出されています。去年の12月も出されました。ことしの、ついこの間のときも出されました。この委員会がどのような構成で、そしてこれまでどういう形でこの問題を議論してきたのか。

直近の開催等についてもいつだったのか、教えていただきたい。

○渡辺総務課長 今、質疑のありました職員の安全衛生委員会でございますけれども、メンバーといた

しましては、総括安全衛生管理者として企画総務部長がなっております。それと、健康管理ということで市立病院の医師、それと総務課長、衛生管理者ということで保健師、それと組合推薦で4人の方に委員になっていただいています。会議そのものについては、市立病院の医師には特別な事情がない限り来ていただいておりますので、通常は7人構成で会議を行っているところでございます。

この会議の開催状況でございますけれども、直近開催いたしましたのは平成21年11月13日、これについてはメンタルヘルスの関係、セクシュアルハラスメントの関係、休憩室の関係、庁舎内禁煙の関係、庁舎内の空気環境測定の関係、それと職場巡回ということで、6項目について協議を行っているところでございます。なお、今後につきましては、3月24日に安全衛生委員会を開催し、この喫煙について論議をしていく予定になっているところであります。

○北名委員 それで、12月の議会で質問したとき、坂本部長は、この委員会で検討しますと言ったわけです。ところが、12月から今日まで一度も開かれていないわけです。そして、今度もまた同じようなことを答えているわけ。素直に謝ってもらうよりないです。謝るだけで済むかどうかという問題はあるけれども、本当に議会の答弁をどう考えているのか。私は、この問題というのはリーダーの姿勢に問題があると言ってきたわけです。本当は課長の答弁がこの予算委員会だろうけれども、これは部長が答える以外にないでしょう。どういう答えをするのか聞かせてください。

○渡辺総務課長 職員の安全衛生委員会につきましては、事務局が総務課ということになっております。開催に当たりましては、事務局といたしまして鋭意努めたところでございますけれども、開催に至らなかったということに対しましては、事務局を預かる総務課長としておわびをしなければいけないと考えております。しかしながら、今回の一般質問で答弁をさせていただきまして、国から通知が示されたことを受けまして、これについては鋭意取り組んでいく考えでございますので、先ほど申し上げましたとおり3月24日に会議を開催いたしまして、早急に検討を進めていく考えでございます。

○北名委員 課長が今、開催には至らなかったと。謝ったのかどうかわからないけれども、私は、やっぱり議会の一般質問は大したことを言っ

いると思って聞いているという気がするけれども、それぞれがやはり深川市をよくしようと言ってやっているわけです。そうしたら、12月議会で答弁したわけでしょう、この委員会でやると。私もこれ聞いてびっくりした。

ほかのことでこんなことをやっているのですか。この場合はかくかくしかじかの委員会で今の意見も受けとめて検討させていただきますと言って、終わってしまえばもうほったらかして、このようなことをほかでもいろいろやっているのかと私は聞きたいです。少しでもよくしようとお互いにやるわけでしょう、しょっぱなに言ったように。どうなのですか。厚生労働省から通知が出たから今度一生懸命やると、本当に情けないと思わないのですか。私、前にも言いましたが、行政の悪いところは素直に謝らないことです。これはもう謝る以外ないではないですか。どうですか。

○渡辺総務課長 ただいまご指摘いただきましたことにつきましては、事実関係としまして開催していないのは事実でございますので、この辺につきましては素直に謝らないといけないと考えています。

また、一般質問等でのお答えに当たりまして、このような対応をほかのところかしているかということに対しましては、総務課段階の状況しかわかりませんが、総務課といたしましては、この組織については運営していないのは事実でございます。ほかの課については適切に行われていると考えております。その辺につきましては、今後、気を引き締めて対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田中(昌)委員 1目一般管理費の説明欄6番の庁舎管理のところでお伺いしたいと思います。

国の1次補正の関係で、庁舎のFFストーブ化が既に工事も発注されていると思うのですが、議場については温水暖房ということで火気の心配も余りない状態なのですが、庁舎の中全体をFFストーブ化ということになりますと、先週札幌の福祉施設で起きた火災についても、ストーブの上で物を干していたりして、それが引火の原因になったということがございますので、やはりFFストーブ、非常に安全だと言われても火がある、温度も当然高熱になるというところは、やはり炎が出ていなくても発火点になってしまうケースが多々あると思いますし、その辺については非常に重要な書類が山ほど

ある市の庁舎ですから、その中で防火管理というのはさらに重要になってくるのではないかと思います。

意外と庁舎の中、議会の会派の控室も既にFFストーブ化されていますけれども、平気で物がボンと置かれたりというのがよくある話なのです。だから、そういうところもやはり気をつけなければいけないと思いつつも、こういう機器の過信というか、安心感を少し過大に思いつつもやってしまうところが多々あると思います。

あと、やはり内部の清掃とかが行き届かなければ、中でほこりや何かがたまって、それが発火の原因になるケースもいろいろなところで報告されていますから、そういったところの管理もしっかりと進めていかなければいけないと思いますので、今回、FFストーブ化にする際に、総務課として庁舎管理の一環としてどういうふうを考えているのか。あと、職員の皆さんについて、あるいは当直等の方についてのどのような指導をしていくのかお伺いしたいと思います。

○渡辺総務課長 FF暖房化について、質疑がございましたけれども、FF暖房、FFストーブと言ったほうがわかりやすいと思いますけれども、このストーブにつきましては、現在設置されております蒸気ボイラーの放熱機と同じ場所に基本的に設置するという考えでございます。このことにつきましては、去る1月の定例庁内会議で、各フロアのFFストーブの配置箇所図を示し、放熱機の前には書棚ですとか書類などを置かないように指示しているところでございます。また、繰越明許の関係がございましたけれども、新年度早々に本庁舎部分の暖房工事が行われます。この時点で、また庁内会議あるいは掲示板を活用して、職員周知を図っていきたく思っております。さらに、実際にFFストーブが使われる11月ごろになると思いますけれども、この時点でも改めて庁内会議や掲示板を活用して、職員周知を図っていくと考えております。

さらに、総務課といたしましては、庁舎各課におけるFFストーブ周辺の書類等の整理状況につきましても適宜点検を行っていきたく思っております。

また、FFストーブの設置に伴いまして、事前に消防署と協議を行っておりまして、消防署のほうからは、現行の防火設備体制で問題はないという回答をいただいておりますが、今、委員さんがおっしゃったとおり、火事はどのようなタイミング、どのよ

うな状況で起こるかわかりませんので、火災予防に向けては防火管理業務を適切に行っていきたいと考えております。

○松沢委員 3目財政管理費でお尋ねします。

このわかりやすい予算説明書については、随分長い間、出してくれ、出してくれと言って対応し切れないという、そんなやりとりをしてまいりましたが、一昨年から出してもらっています。ただ、出るのが、今までの2回の私の記憶では連休明けに5月の中旬ぐらいにならないとなかなかこれが来ないというようなことをごさいます、もう少し早めてもらいたい。この予算審査が終わって議決がされた後、これが本決定という手順になるわけですが、せめて4月20日ぐらいまでに印刷を終わらせて配布にかかってもらう。連休前には完全に配布が終わるような、このぐらいのテンポで出してほしいというのが私の希望でございます。対応できるかどうか、お尋ねしたいと思います。

それと、もう1点は、昨年出されたこの予算説明書ですが、何部つくって、配布したのは何部で、後で市民の皆さんから希望があったのはこのぐらいという、その辺の数字もあわせてお答えください。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○田中(昌)委員 関連で質疑させていただきたいと思えます。

わかりやすい予算説明書ということでございますけれども、昨年も提言を含めてお話しさせていただいたのですけれども、予算編成のときに必ずそういう予算の説明書というのは必要なわけですから、予算審査特別委員会のところでゲラ状態で提案してくれば、非常に議案審議もやりやすいのではないかと。それができて可決されれば、それをそのまま使うこともできますから、非常に有効ではないかと思えます。そういった意味で、わかりやすい予算説明書についてはこういう場に出せないかと思っておりますので、その点についてお伺いしたいと思います。

あわせて、他の自治体などでは、予算編成段階、見積もり段階からある程度公開して、市民の皆さんあるいは議会のところでそういうものの内容をよく理解できるような形に取り組んでいる自治体が、結構ふえてきています。それについてもあわせて、今後深川市が税金の使い方を広く皆さんに周知すること、それから、今、市長を先頭に行政が税をどのように使いたいということを示す意味でも、そ

ういったことの公開というのは非常に有効性があると思えますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○平山財政課長 初めに、わかりやすい予算説明書についてお答えをいたします。

平成20年から発行しております、発行部数は庁内印刷によりまして500部を印刷しております。配布先としては、町内会に2部ずつ配布するとともに、議会等への関係機関に送付いたしております。さらに、プラザ深川ですとか、公民館、支所などの公共施設に、市民の皆さんの閲覧に供するために置いているところでございます。

発行時期につきましてでございますけれども、平成22年度の予算に関しては、作成の準備を今、行っているという段階でございまして、新年度に入りましたらできるだけ早く配布したいと考えておまして、松沢委員がおっしゃられました4月末、連休前には何とか作成をして発行していきたいと考えているところでございます。

次に、田中昌幸委員からのご提言を含めての質疑でございます。

予算審査の段階で、わかりやすい予算説明書のゲラ段階での利用もということでございますけれども、この作成に当たっては、各関係所管ができるだけわかりやすいという文章表現、あるいは表を使ったり、そうした準備を整えた上で発行していくということで、かなり日数がかかる状況にございます。したがって、予算審査特別委員会の審査段階でこの準備を終えてご提出するという点については、かなり難しいのではないかと考えております。予算審査の段階では、各委員から多くの資料要求もございまして、それについての作成も進めているというようなこともございますし、そうしたことの対応のためにかなり時間を要しているようなこともございますので、説明資料のほうと並行して準備することについてはかなり難しいと考えております。

また、見積もりの段階で、予算審査のそういった資料としての利用、ひいては市民の皆さんにということでございますけれども、計画段階でさまざまな施策を私どものほうで、行政の中で委員さんとして、あるいは公募委員さんとして参画していただいたり、そういう形で市民の皆さんの参加をいただいたり、あるいは議会についてもあらかじめそうした資料についてのご提出をさせていただくという

ようなことも取り組んでございます。そうした意味で、それを予算編成の段階でさらに、複数の行政課題を限られた財源の中でどのように実現していくのかということで取捨選択をして、行政が総合的に判断した上で予算を作成していくという具体化の作業がでございます。こうした質疑の趣旨の中には、編成過程の透明性の確保と審査内容の充実といった両方の側面があるかと思えます。そうしたことで、見積もり段階でのことというご指摘がございましたけれども、ご存じのとおり予算見積書の段階になりますと要求書自体が非常に膨大になります。1,000枚ほど入るボックスで8個ぐらいになります。そうしたことで、また財政のシステムを使った要求書の段階、見積書の段階ということになりますと、委員さんあるいは一般の方がごらんいただいても、なかなか理解しづらい部分が多々あると考えておりますので、そうしたものをご提出することについては難しいと考えてございます。少し否定的な言い方という印象を受けられるかもしれませんが、こうした予算編成過程の議会の関与、あるいは市民の皆さんの参画というものについては、いろいろな自治体で、今、議論が始まっているという段階でございます。そうした意味では、今後において、そうした私どもも含めた各自治体での取り組みや成果が少しずつ蓄積する中で、だれもが納得し得るような参加の道が開かれるということが徐々に進んでいくと考えられております。したがって、そうしたことを含めて、今後参加のあり方を踏まえながら検討を進めていきたいと考えております。

○田中(昌)委員 再質疑をさせていただきたいと思います。

予算説明書をゲラの段階でという話は、予算編成をするときにそういうプレゼンテーションというか、当然庁内でもわかりやすく説明するためには、その説明の内容というのは市民の皆さんが見てもわかりやすい内容になるべきで、そうになっているはずなのです。そう考えれば、それがこの形がそのままわかりやすい予算説明書になるのですと予算編成の段階からつくっていけば、そのまま使えるのではないですか。それを、予算が決まってから、よそ行きにまた別につくり直すというのは、予算の編成の考え方について何か違う、内部は内部だ、よそ向きはよそ向きだという発想ではないほうが、もともと市民の皆さんから集めた税を使うわけですから、それを透

明化するというのは当たり前のことだと思うのです。だから、考え方を少し変えていけば、別につくるのではなくて、それをつくることを前提に予算編成をしていくという発想になれば、そんなに難しい話ではないと思うのです。そういうところで、今の答弁だと、全く別につくらなければいけないので、非常に忙しい時期だから無理だという、だから忙しくないときに最初からつくっておけばいいのではないかということの発想ですので、それについてぜひもう1回答弁いただきたいと思えます。

○平山財政課長 決して面倒をいとうわけではございませんので、見積書がその段階でもう既にわかりやすく、市民の皆さんに供してもそれらを理解しやすいという形が理想であることとはご指摘のとおりと思うのですけれども、お手元にある予算書を見ていただくとわかりますけれども、款項目に分かれておりまして、これは制度的にそのような形で調製されることになっております。我々が用意しようとしている予算説明書というのは、できるだけ目的に沿った形で、市民の皆さんに身近なもの、あるいは産業の育成に必要なもの、あるいは安全安心にかかわるもの、福祉にかかわるものということで、できるだけ多くの方が一覧してわかりやすくという思いで作成しているところでございます。したがって、それらは最初からそのようなのご意見もあろうかと思えますけれども、やはり制度的な制約もございまして、なかなかそこにたどり着いていないというのが現状でございますので、すぐにそういうところに行くということにはまだならないと思っております。それに向けての努力というのはこれからもしていく必要があるかと思えますけれども、現状そのような状況でございますので、理解をいただきたいと思えます。

○北名委員 臨時職員の退職金のことを聞きます。

長年、臨時職員として働いている人が、深川の中には病院も含めればたくさんいますし、長い人は20年以上という方もいるようです。ですが、地公法でこの臨時職員の退職金を出せないのだということで、出しているところは退職慰労金だとか、何か表現を変えて出しているかと思えます。

それから、もう一つは、国や道は出していると思うのです。そういう状況の中で、出せない根拠条例と、それからその条例、法令でなくても、その気があれば形を変えて出せるということで理解をするわ

けですけれども、その辺のことも聞きたいし、何といても同じ職場で何十年も、何十年でなくてもいいのですけれども、働いている人がそばにいて1円の退職金もないということは、この世の中にあってもいいことではないと思うのです。その辺のことを含めて、まずお聞きします。

○渡辺総務課長 現在、臨時的任用職員の方に対する退職されたときの退職金につきましては、退職金という形ではなくて、報償金を支給しているというのは、今、委員さんがおっしゃったとおりでございます。この報償金の支給につきましては、当然委員さんもお承知のことと存じますが、平成17年の市立病院の改築に伴い、長期に任用していた臨時的任用職員の方々が退職されるに当たり、病院の特殊事情を考慮して、長期の目安を10年として、長期に勤続いただいた方への報償的配慮として支給することから、報償金という形で初めて17年6月に支給したものでございます。

その後、数回にわたる議会論議を経る中で、勤続報償的配慮として報償金を支給する基準について、10年以上勤務して退職する臨時的任用職員を対象に、支給する報償金の額はこの臨時的任用職員の日額賃金単価、それと実勤務年数を掛けました金額で支給しているところでございます。本来的な臨時職員につきましては、半年、さらに半年というような雇用形態がございまして、退職金の支給については規定のないところでございます。ただ、この長期任用職員につきましては、市立病院にとらわれず、市役所においても適用しているのが現状でございますので、今後ともこの取り扱いに即して対応してまいりたいと考えております。

○北名委員 職員の皆さん方はずっといらっしゃるけれども、そばに働いている人が臨時職員として何年もいて、手当や何かも少し出るけれども、退職金が1円もないということはどう考えるでしょうか。それで、例えば中退共と言えればわかると思うけれども、中小企業退職金共済制度、これは1年勤めれば退職金があるのです。建退共というのも皆さんわかると思うけれども、建設労働者退職金共済制度、これは2年で15万円なのです。5年40万円、10年102万円、15年180万円、20年265万円が出るのです。だけれども、ここでは二十何年働いても1円も出ないと。世の中と全然違うのです。今、民主党政権になって、労働法制についても非常に大きく変わって、

雇用保険なども変わってきています。期間が短くなっても保険の適用を受けるとか。この間、皆さん知っていると思いますけれども、亀井大臣が郵政職場で働く非正規雇用の人たち、希望すれば正職員にすると、正規雇用にすると。12万人を正職員にすると。本当に亀井さんという人は、私はすごいと思うけれども、当たり前なのが今までやられてこなかったのです。使い捨てにしてきたのです。だから、私はそういう意味で、予算委員会で答えは出ないけれども、私は前向きに検討していくテーマだと思うのです。6月議会には山下市長さんに聞くことになるけれども、どうですか。そういう考えは、研究の余地はどうですか。

○渡辺総務課長 今、委員から数々の事例を示しながらお話があったところでございます。根本的にこういう問題につきましては、私どもは法のもとに動いているところでございます。国の法の整備がどのような状況になるか、その辺を見据えていく必要があるのかと思います。また、当然、気持ちだけで動けるものではございませんので、法的な整備がどのような状況になるかを見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

○東出委員 それでは、一般管理費のところの説明欄にはありませんけれども、あえて入れるとすれば、秘書事務が何かになると思います。

かつて一般質問で質問させていただいているので、極めて端的にお伺いしたいと思いますけれども、一水会という、それはかつて呼ばれていた名称ですからどういう名前がいいのかわかりませんが、いろいろな団体の方と月に1度顔を合わせながら情報交換を図るといような集まりがあったのですけれども、先般の一般質問などで聞いていても、行政推進上、非常に連携をとるのに大事な団体等々と、少しパイプが詰まっていたり、動脈硬化が起きていたりみたいな指摘もあったと思っていますので、そんなことも含めて、前回の一般質問では、かなり前向きな形で山下市長からも答弁いただいていると思っていますので、この辺のところかどのような方向に向いているのかについて改めてお伺いしたいと思います。

○渡辺総務課長 一水会という名称は別にしまして、一水会的な組織の立ち上げの検討状況についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、市といたしましては、一般質問で質問をい

ただきましたので、この会がどのような趣旨に沿って運営されればいいのか、あるいはどのような方々を参加団体とすべきかということで、内部検討したところでございます。私どもといたしましては、今、委員さんからお話のありましたとおり、いろいろな方々との意見交換の場と考えております。この会といたしましては、まず国、それから市内にあります北海道の出先機関の所長さんとお会いいたしまして、情報交換や意見交換を行うこと、そのことにより深川市の発展につなげていきたいというような気持ちを伝えまして、昨年の9月から10月にかけて、国と北海道の出先機関に出向いて、会の趣旨と参加の意向を確認したところでございます。回答といたしましては、国の出先機関、市内には7機関ございますけれども、ここすべてにおいて、意向確認の時期がちょうど政権が変わった直後であって、趣旨は理解するけれどもすぐに参加することにはならないと。上部団体といたしますか、上のほうともう少し話し合いをさせていただきたいということで回答がございました。北海道の出先機関、これは市内に8団体ございますけれども、北海道につきましては趣旨をご理解いただいて、参加をしてもよろしいというお答えをいただいているところでございます。今後の対応でございますけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、会の目的を達成するためには、国の出先機関の参加が不可欠と考えておりますので新年度に入りまして、改めて参加の要請をしていく考えでございます。あわせて、市内の公共的機関につきましても、対象機関、団体をどのようにするのか、またその団体の参加意向についても伺ってまいりたいと考えております。なお、本件の予算措置でございますけれども、参加団体の参加負担金で会を運営する考えでありますので、会ができた段階におきましても市としての予算措置は行わないという考えであります。

○北名委員 2項目あるのですが、答弁者も同じです。まとめて質疑したいと思います。

一つは、備品の購入に関してです。土木工事の契約などは、予定価格の事前公表をしたりいろいろしていますけれども、備品については、予定価格は事後の公表もしていないのです。その辺の理由はあると思うのですが、しかし、結果は公表されることから、こんな金額で落札したのかという出来事も当然起こるわけです。私が推測するところでは、

極端に言えば40%台、50%台で落札するケースもあるわけです。いろいろなケースがあると思いますが、私はぜひ事後の予定価格公表はやはり透明性という意味で必要であろうと思います。

もう一つ、あわせて最低制限価格というをつくらないと、べらぼうに安い落札価格になると。私は、業者は泣いているのではないかという気がするようなことも感じられるわけです。それが目的ではないと思いますけれども、そういう意味で、この2つを聞きたいのが一つです。

もう一つは、公契約についてです。公契約条例というのが千葉県の野田市で、全国初ということで制定されました。これは質のいいというか、当然、契約金額に見合ったような質の仕事をしてもらうということが一つありますし、あわせて当然労働者の賃金についても、それに見合ったような賃金をやらなければならないということで全部公表するような仕組みだと思うのですが、労賃の積算単価はその契約の中に入っているわけだけけれども、それが行った先でどうなっているのかと。最低賃金ぎりぎり労働者が受け取るというか、働くような状況であればいいということではないと思うのです。まさに労賃の積算単価の六十数%というか、その程度のケースも見受けられるという点では、私はそういう調査もして、どういうのが一番いいのかということをする必要があるかと思うのです。その点いかがですか。

○大西財政課主幹 お答えいたします。

まず初めに、備品の購入についてでございます。備品購入における予定価格の事後公表についてでございますが、備品などの物品につきましては、定価ですとか、あるいはメーカー希望小売価格、あるいは市場価格などで、いわゆる価格が公表されております。その価格が公表されているものにつきまして、予定価格を事後公表とすることにつきましては、事後公表にした以降に、当然同品目あるいは同種の入札が行われる可能性がございますことから、結果としてその予定価格が類推されるということ、適切な見積もりや競争が阻害されるおそれがあるということが考えられます。具体的に申し上げますと、ある種類の物品を購入しまして、その予定価格を事後公表するということになりますと、事後公表したことによって定価に対して、あるいは市場価格に対して何割引きということで予定価格が設定されたかが、

1度は出るわけでございます。それが、何回も同品目あるいは同種類のものに対して、繰り返して公表されることによって、結果として予定価格が、例えばその物品に対してはおおむね何%前後ということがデータとして積み上がっていくという可能性があると考えられるわけでありまして、そうしたことから、結果としては予定価格が最終的には類推されるという可能性が有ることから、そのことによってその後の適正な競争の確保がされなくなるというおそれがありますので、物品については予定価格を事後公表するということについての考えはないものでございます。

それから、最低制限価格についてでございます。地方自治法施行令におきまして、最低制限価格が設定できるものにつきましては、工事または製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合と定められております。つまりその対象が請負の契約に限定されておりますことから、備品購入につきましては最低制限価格が設定できないということになっているものでございます。

それから、次に公契約についてでございます。公契約につきましては、市が発注する工事あるいは業務などに従事する方の賃金あるいは労働条件、いわゆる待遇でございますけれども、それらにつきましては、市からの発注に当たっての契約書等で、労働関係法令を遵守するようというところで規定をしております。その契約を受けた事業所におきましては、当然、従業員の方と労働契約を結ばれているわけでございますけれども、その受注した企業が従業員の方に支払う賃金だとか労働条件につきましては、その企業の使用の方と労働者の方において、協議をして、当然経験年数だとか技術力なども含めて、適切に設定されている、決められているということで認識しているものでございます。したがって、そのように決定されているものにつきましては、現状におきましては、賃金の実態調査などについて行うと考えているものではないということで、お答えを申し上げます。

○北名委員 あなた方は市民のお金を預かって仕事をするわけだけれども、それがどうなっているか調査もしないという姿勢は極めて遺憾でありますし、また別の機会に言っていきたいと思っております。

備品の購入についてですが、予定価格の事後公表をしてはならないということがあるのかどうか、あ

るいはしているところはないのかどうか、その辺のことを聞きたい。

それから、最低制限価格については、そういう工事契約ではないからできないことになっていると言えども、したら違反になるのでしょうか。それをもう1回答えてください。

○大西財政課主幹 前段の、備品の予定価格の事後公表については、してはいけないということではありません。ほかの自治体でやっているかということについては、手元に資料がございませんので、その辺はわかりません。後でお答えをいたします。

それから、最低制限価格を設定することについては、法律で請負の契約に限定をされているということでございますので、法律上では設定できないと。ただ、罰則規定があるかどうかというのは、恐らくしてはならないということなので、罰則規定ということではないと思っております。

○川中委員長 ここで、先ほどの松沢委員の質疑に対する答弁保留がありますので、答弁願います。

○渡辺総務課長 先ほど答弁を保留させていただきました。申しわけございませんでした。

先ほど、車両運転手の人件費について幾らかというお尋ねがございました。保険料を含めまして、約340万円でございます。

○川中委員長 40ページを終わります。

暫時休憩します。

(午前11時16分 休憩)

(午前11時24分 再開)

○川中委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

初めに、先ほど北名委員の再質疑で答弁保留になっておりました部分について、答弁を願います。

○大西財政課主幹 先ほど、備品購入につきまして、予定価格の事後公表をしているところの調査ということで、インターネットで調べたところ、静岡県島田市で物品についての事後公表をしてございました。

○川中委員長 40ページを終わります。

次に、42ページ、4目会計管理費から7目納内支所費まで。

○楠委員 42ページの6目市勢振興費の説明欄2番目、地域づくり担い手育成のところについてですが、予算を見ますと160万円から140万円ということで、

前年より20万円減らされているのですが、その減らされたことについての影響については、例えば前年度の実績見合いで予算を組んだのであれば、意外と周知とかで内容が知られていないということで、この事業に対して利用する人が少ないのではないかといい気もしますので、この内容等についての周知、PRはどのようにされているのか、お伺いいたします。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○水上委員 楠委員の質疑に関連してさせていただきますが、これは例年、私も質疑させていただいている項目なのですが、あわせまして平成21年度の実績がわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○早川企画課長 お答えいたします。

地域づくり担い手育成の関係でございますけれども、地域づくり担い手育成につきましては、予算参考資料の13ページに事業内容について記載をさせていただいております。人材育成事業として地域づくり人材育成事業助成金で構成しておりまして、海外研修、国内研修に分かれているものでございます。その運用につきましては、それぞれの事業ごとに予算枠を設けているところであり、過去5年間の活用状況といたしましては100万円以内と、このような状況で推移をしております。平成22年度につきましては、委員がおっしゃいましたように、21年度より20万円減の140万円の予算となっておりますけれども、多くの方にこの事業を活用していただきたいとの考えで、今までにつきましては、事業ごとに細かく予算枠を設けまして対応していたわけでございますけれども、その部分を取り払いまして、事業全体で柔軟に予算が執行できますように、運用面の幅を広げたという内容になっているものでございます。また、ご指摘がございました周知の関係でございますけれども、多くの皆様に活用していただきたいということでございますので、広報ふかがわ、あるいはホームページなどで周知に努めているところでございますし、関係する団体等にもお話をしているという状況になっております。

次に、水上委員からのご指摘、質疑の部分でございますけれども、平成21年度の実績でございます。まず、地域づくり海外研修派遣交流事業でございますけれども、これはきたそらち農協青年部に対しまして60万円。次に、地域づくり調査研修交流事業、

これは国内での調査交流事業でございますけれども、深川市農業コミュニティ大学と高校生の劇団^{フ・ア} - ^{ミュージズ} ^{ミューズ} eの公演の実行委員会に対しまして、それぞれ20万円、合わせて40万円、平成21年度につきましては、合計100万円の助成をさせていただいております。

○水上委員 再度、お伺いしますが、ただいま具体的な実績を聞きましたが、例年、答弁を伺っていますと、せっかくある事業でありながら予算枠を使われていないとか、達していないようでありますけれども、今ほど楠委員への答弁にもありましたように、たくさんの方に活用していただきたいという考えを持っているのであれば、この事業というものをなお一層PRすべきと思いますが、その点につきましてどのようにお考えか、再度お伺いしたいと思います。

○早川企画課長 再質疑に対して、答弁申し上げたいと存じます。

委員もご指摘のように、せっかくの事業で多くの方に活用していただきたいと、私どもも考えておりますので、平成22年度の応募状況を見ながら、主たる団体等に対しても個別の周知をさらに行っていきたいと考えております。

○渡辺委員 42ページ、2款1項5目財産管理費について伺っておきたいと思っております。

前段申し上げましたように、深川の財政は極めて厳しい状況にあることは間違いなく考えておるわけですが、財産管理の中で五百四十数万円という維持費がかかるということにかんがみまして、市有財産の売却の促進状況を伺うと同時に、最低価格の売却の価格がどうも高いと言われがちでありまして、なかなか処分が思うようになっていないのではないかと考えるわけでありまして、この売却の算定基準というのですか、そういう部分はどのような算定基準で公売をかけているのか。

加えて財産の未処分が相当あります。そういうことを考えますと、何とかして有効に効果を上げるような手法について、この際伺っておきたいと存じます。

○大西財政課主幹 財産管理についてお答えを申し上げます。

初めに、市有財産の売却促進状況につきましては、市では質疑のとおり財源確保のために将来的に利用計画がない普通財産の土地につきまして、そのうち

住宅用地だとか事業用の用地として利用が可能なものにつきましては、毎年公売を行って売却に努めているところでございます。平成21年度におきましては、4月に新たな物件として山林2件を、また9月と11月に従来から公売しております宅地などの物件を公売したところでございます。この2月末までの現状としましては、山林と宅地を合わせて4件について売却することができ、面積では約2万2,500平米、売却金額では約690万円となっております。なお、公売後におきまして売却できなかった財産につきまして、ホームページなどに記載して随時売り渡しを行って、さらに売却ができるよう努めているところであります。次に、最低売却価格の算定でございますが、これまでなかなか売却が進まなかったということがございまして、平成20年度の公売におきまして算定方法を見直しし、それまでの価格に比べて30%ほど引き下げて、結果、固定資産評価額相当額と同額で売却を進めていたところでございます。その金額につきましては、ことしの9月の公売まで同じ積算方法で売却をしてございましたが、質疑のとおり、なかなかその売却が進まないという状況がございましたので、11月に再度公売を行いました。その際には、最低売却価格を引き下げて行ったところではありますが、その価格につきましては、購入希望者が市が示した価格でそれを判断するのではなく、買われる方が適正と認めた金額で入札をもらうということで考えまして、価格については非公表として公売を行ったところでございます。結果としましては、先ほど申し上げましたように9月に宅地1件と11月にまた宅地1件の売却が進んだところでございます。次に、財政課で所管して処分、売却ができる市有地の状況でございますが、実際に宅地などで住宅だとか事業用地などで利用が見込まれるものということで売却可能な土地としましては、現在15件の物件がございまして、面積で約2万2,600平米でございます。

今後の取り組みといたしましては、今年度におきましては市のホームページのトップページに見出しを設けて、その内容としまして現地の写真ですとか土地の情報をまとめた物件調書を掲載し、わかりやすい情報提供に努めたところでございます。今後、さらに公売が進むようにPRにつきましては、11月の公売の際に新聞折り込みも行いましたけれども、そのような方法も使いながら売却促進に努めてまい

りたいと考えております。

○北名委員 2款1項5目財産管理費で、市有地にある神社仏閣の施設についてお尋ねします。

砂川の市民が起こした裁判が最高裁で判決が出されて、政教分離のことについて大きく報道されました。あの方たちは私も顔見知りといいますが、クリスチャンで平和遺族会をやっていらっしゃる方だったり、あるいは戦争体験をされた方で、とにかく政教分離ということでやられてきたわけです。それで、深川において、資料を見れば鷹泊神社の件が出ていますけれども、ほかにも抵触することがないのかどうか、お尋ねしたい。

○大西財政課主幹 市有地内の神社仏閣施設について、お答えを申し上げます。

まず、本市の状況は、ただいま質疑の中にありました鷹泊神社の件でございますが、これは財政課が所管する物件でございますが、鷹泊神社の敷地約7,200平米につきましては、昭和54年から有償で貸借契約を締結し現在に至っているところでございます。また、そのほかの市有地の中の状況でございますが、それぞれ所管で所有をして管理しているところがございますけれども、各所管に確認をしましたところ、本件以外で有償無償を問わず貸借契約を結んでいる施設はございませんでした。ただ、現地的にそういうものがあるかないかということについては把握がなされてございませんので、雪解け後に現地の調査を行ってまいりたいと考えております。

○東出委員 2款1項6目市勢振興費の説明欄1番、国際交流推進についてお伺いをいたします。

国際交流、とりわけカナダのアボツフォード市との姉妹都市提携の関係については、これまでいろいろな形で質疑をさせていただいています。2年前に山下市長を中心とする公式訪問団がアボツフォード市を訪れるときにも、やはりきちんと明確な目的を持って訪問すべきだと。加えて、今後の交流のあり方についてもきちんと協議をしていくべきだというようなお話もさせていただきました。あのかの段階の話ですけれども、今まで2年ごとの相互の公式訪問団の派遣ということだったけれども、3年というようなスパンで考えていきたいというようなお話もありました。公式訪問団がアボツフォード市を訪れて2年目ですけれども、新年度は向こうから公式訪問団が来るというようなことでございます。まず、そのことについての見解をお聞かせいただき

い。

それから、さきの宮田議員の経済交流についての一般質問の中で、昨年の4月に深川からアボツフォード市に対して、交流のあり方等々について何項目か確認のメールを送ったという話もありましたので、どんな内容について確認をされたのか。向こうからはほとんど返事についてはナシのつづてのような話もありましたけれども、ネットですとかメールですとかいろいろな形でこれほど情報の早い時代において、去年の4月に確認を求めたものについて今日まで放置がされているというようなことについては、私にとっては信じられない感じがしますけれども、そこら辺のことがどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、話は変わりますけれども、先月、カナダのバンクーバーでオリンピックが開催をされた。深川に本校があるクラーク高校の卒業生が3人、バンクーバーのスノーモービルの競技に参加をした。アボツフォード市は、バンクーバーから車で1時間です。人口10万人以上あるわけですから、恐らく隣の町でオリンピックがある、見に行こうと言われる方も少なからずおられる。そういうことをぱっと考えたときにアボツフォード市にメールを送る、姉妹都市提携を結んでいる深川に本校のある高校の卒業生が3人、バンクーバーでオリンピックに出ますと。市民の皆さんがバンクーバーのオリンピックの応援に出かけるときには、そんなことも気にしながら応援してほしい。そのような交流が起きてこなければいけないと私は思うのです。だれもそういうところに気が行かないようです。何のために姉妹都市提携を結んでいるのですか。でも、そうやって3人行かれる。せめて深川市役所の前に懸垂幕ぐらい垂らしたらいいという話をしていたら、これは見事に地域振興課の皆さんは、気がついたら下がっていました。そういうところが大事なのだと思います。こういうことに思いがあったかなかったかです。気がついたか、気がつかないか、そういうことも含めてお答えください。

○早川企画課長 お答えを申し上げます。

前段の部分、若干順序が逆になるような部分もあるかと思いますが、お許しをいただいております。お答えをさせていただきたいと存じます。

平成21年4月に、本市からアボツフォード市へ連絡した内容でございます。これは、平成20年8月に、

委員もおっしゃってありましたように公式訪問団がアボツフォード市を訪問させていただきまして、協議を行ってまいりました。その後、選挙等がございまして、当時の協議内容について内容の確認のためということで、メールで行わせていただいたものでございます。この内容につきましては、相互の交流を2年ごとから3年ごとにするという確認。それから、経済交流の話し合いに関する成果の確認。それから、中学生の交流派遣事業に高校生も加えるというような内容の確認。さらに、高校生の交換留学制度事業に対しますアボツフォード市の考え方、これらについて連絡を入れたということでございます。アボツフォード市からの回答といたしましては、2010年に深川市を訪問する場合、いつごろがいいのか。あるいは、経済交流に対するこちらの動きがあればお知らせをするということ。それから、3番目、4番目で、交換事業について、深川の学生に対して歓迎しますというようなお返事をいただいているところでございます。公式訪問団の相互交流の期間の関係でございます。これは平成20年の訪問の折に、22年ですからことしでございますけれども、アボツフォード市から深川市に来ていただいて、その後は2年ごとから3年ごとに訪問するのが望ましいのではないかと提案をさせていただいたところでございます。アボツフォード市からも異論がない旨の回答をいただいたところでございますけれども、前段若干申し上げましたが、当時の協議がアボツフォード市におかれては前市長のもとでの協議ということでございましたので、平成22年にアボツフォード市からの公式訪問団が本市にいらっしゃる予定になっておりますので、そのときに改めて3年ごとの相互交流について確認したいという考え方を持っております。

オリンピックのこともお話に出たわけでございますけれども、クラーク高校の卒業生というか、深川にゆかりのある方が参加されたわけでございます。情報の発信につきましては、残念ながら特にその情報をアボツフォード市へは送ってはいないという状況になっているわけでございます。今回、ご指摘をいただきましたので、今後このような機会があった場合には情報の発信に意を用いてまいりたいと考えているところでございます。

ことし、アボツフォード市のほうからいらっしゃいますので、その中でいろいろ協議をして、歓迎を

させていただきたいということでございます。

また、経済交流に関しましては、市長から宮田議員さんへの一般質問でお答えしているとおりでございますので、よろしく願い申し上げます。

○東出委員 今の答弁の中で、ことしアボツフォード市から公式訪問団が来られる形で進んでいるということが明らかになったのですけれども、最終的には日程的なものも余り詰まっていないのかもしれませんが、何日間かの間に市の予算が先日の説明では130万3,000円使われるということでございます。これは有効な形での使い方をさせていただきたいし、今後の交流にきちんとつながるような交流もさせていただきたい。

そんなことも申し上げながら、ことし向こうから来られたときにどういう形の交流をしようとしているのか、向こうが求めているのか、こちらが求めていくのか、そこら辺のところについての考えがあればお聞かせいただきたいと思ひますし、私自身は、最初からこのことに警鐘を鳴らし続けているのだけれども、姉妹都市提携というのは儀礼的な交流になりがちだと。12年間経過して、いまだに儀礼的なものにしかならぬ成果が上がっていない。成果が上がっていないところに、その公式訪問を3年ごとにすると。儀礼的なものがさらに儀礼的になっていくだけではないかというような懸念も抱きますので、そのところは提言にとどめておきますけれども、今後の交流のあり方を今回訪問いただく中で十分ご議論させていただきたいと思ひます。前段は答弁をいただきたいと思ひます。

○早川企画課長 お答えを申し上げたいと存じます。

公式訪問団の受け入れに当たってのテーマということでございますけれども、定例会の一般質問でもお話がございましたように、平成22年度に派遣することは向こうの議会の承認を得ているということでございますが、残念ながら現在の状況では、その訪問の時期と人数等について、こちらから連絡は入れているのでありますが、まだお返事をいただけないということでございます。ということで、受け入れに当たりましては、今、委員がおっしゃっていたことも含めさせていただきまして、本市といたしましては、アボツフォード市側の目的を尊重させていただいて対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○田中(昌)委員 今回の同じ項目のところ、国際

交流推進のところ、中高生の派遣ということで、青少年カナダ交流訪問団についてお伺いしたいと思います。

これまでずっと継続をしてやっておりまして、昨年は先日の補正予算で、新型インフルエンザの影響で中止になったため減額補正となっております。であれば、こういう事業については、やはりそこに行きたいという子供たちの機会を保障するために、1年度中止になった分は翌年度に繰り越して実施するという発想はなかったのかどうか。5人というものを、例えば新年度は10人にするという募集の枠を広げて、去年の分もことし受け入れますというような考え方がなかったのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○早川企画課長 お答え申し上げます。

お尋ねがございました青少年カナダ交流訪問団につきましては、これは中学生と高校生を対象といたしまして、夏休みを利用いたしまして2週間程度アボツフォード市に派遣する事業ということになっております。市からは派遣費用の一部について人材育成基金を活用いたしまして、主催団体であります深川国際交流協会に助成をしているという事業になっております。平成21年度につきましては5人の応募枠がございましたが、それを上回る応募をいただいたところでございますが、残念ながら新型インフルエンザの影響をかんがみ、主催団体の国際交流協会の判断により中止をさせていただいたという経過になっております。平成21年度の分を22年度にというお話が今ございました。本事業に対します助成は、今ほど申し上げましたように、人材育成基金を活用いたしました事業ということでございます。高校生の交換留学制度事業を初め、各種事業の執行を行っているわけでございますけれども、これらは持続的に継続していくということで、単年度ごとの予算措置というのが今まででございます。平成15年にはSARSの発生によりまして同事業を中止したという、このときも取りやめたわけでございますけれども、そういう経過もございました。このときも繰り越すことなく、翌年度またその予算計上の人数で募集をかけたということがございます。そういうことからいたしましても、平成22年度におきましては、今回予算計上いたしました内容でこの事業に対して助成をしていきたいと考えております。

○田中(昌)委員 SARSのときの話も出たので

すけれども、その部分は存じておりませんが、当時は募集人員も多かったのではないかと考えております。今現在5人というところで、5人を上回る応募が、去年実際にあったわけです。その方が例えば今年度やるときに、みんな応募して来たら、優先順位とかそういうをつける場合、ことしの分として考えていた人たちはだれも行けなくなってしまうわけです。そういう枠というのは、やはり世代間の不公平感をなくするためにも、一定程度、枠を昨年の分を上乗せできますというところは、構えとしては必要ではないかと思えますし、そういう配慮というのはぜひ、子供たちに対しての配慮なのですし、先ほど答弁のあったとおり人材育成基金という基金を活用しての予算措置ですから、財政が厳しいと言いつつも、基金を活用しての、これは安定的に人材育成をしようというお金があるわけですから、その部分についてはやはり配慮していくべきだと思いますし、所管としても深川国際交流協会にゆだねきりになるのではなくて、こういうことはどうでしょうかという投げかけもしておくべきだったのではないかと思いますので、ぜひ、今後募集をかけたときにどのような応募状況になるかはわからないですけれども、やはり大量な応募、あるいは去年の人たちがことし行きたいと来たときには、それなりの配慮というのは必要ではないかと思えますので、ぜひその点についてお考えを言っておきたいと思えます。

○早川企画課長 お答え申し上げます。

人材育成基金を充当している事業でございます。大切な基金であると私も考えております。繰り返しになりますけれども、この事業が国際交流協会の主催事業ということでございます。人材育成事業の継続を図っていくという観点、それで今まで助成をしてきたということでございます。多くの子供たちに行ってほしいという気持ちは、それは私どもも協会も持っているものだと考えておりますけれども、人数の関係は、これは協会のほうとも打ち合わせいたしますか、協会の内部でも、協会の事業をいろいろと論議されているということもございまして、またそうなった場合は、中高生5人に対して引率者1人というような中身にもなっておりますので、委員から今ご指摘があった点は国際交流協会のほうにもお伝えしたいと考えております。

○楠委員 42ページの2款1項6目市勢振興費、説明欄の男女共同参画推進事業のところでお伺いいた

します。

現在、平成16年度より計画策定されました深川市男女共同参画計画は、23年度で終了を迎えるということで、24年度の策定に向けて、今、次期の計画に向けて準備を進めているということですので、その内容、進行状況をお伺いしたいと思います。

あわせて、前回でも質問しましたが、やはり男女共同、平等を実効あるものにするためには、条例の制定が大切ではないかと思えますので、その辺もお伺いいたします。

○早川企画課長 お答え申し上げます。

男女共同参画の次期計画の策定予定についてでございますけれども、平成16年度に策定しておりますこの計画期間は23年度までということでございます。次期計画の策定に当たりましては、深川市男女平等参画推進協議会などの方からもご意見などをお伺いしているという状況になっております。現計画が男女共同参画社会基本法の理念に沿いまして策定されているということでございまして、次期の総合計画を初めとするいろいろな計画との整合性を図るということも必要になっておりますし、今ある計画の踏襲でよいのではないかというご意見もございまして、また策定に係る検討委員会の設置、検討機関などについても、それぞれ意見を伺っているところでございます。私どもといたしましては、具体的な策定作業につきましては、平成23年度を基本として考えているもので、22年度につきましては、これの円滑な作業が行えますように、事前の資料収集等に努めさせていただきたいと考えております。現計画の進捗状況は、市ではこの参画計画に基づきまして、毎年4月、所管ごとに前年度の事業内容ですとか結果をまとめ、推進本部に報告するとともに、現年度の事業に反映させるように計画の進行管理を行っているところでございます。ホームページでも公表させていただいておりますし、計画で目標としております審議会等への女性の登用率40%というものがございまして、現在これは34.4%という状況になっているところでございます。

条例の制定についてというお尋ねもございましたけれども、条例の制定につきましては、市民や事業所の方にも一定の責務を課すということにもなることとございまして、市民の皆様のご理解も必要と考えておりますので、各種事業ですとか啓発活動を通じて、市民意識は現に高まりつつあると考えている

ところでございますけれども、先ほどの計画の目標に達しない部分などもございますので、今後とも男女平等参画推進協議会と連携いたしまして、広報活動あるいは啓発事業を推進し、計画の着実な推進を図る中で条例制定に向けての意識の醸成に今後もさらに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○楠委員 今の男女共同参画計画につきましては、作成に当たりましては策定委員会を設置して計画をつくってきたということを聞いておりますが、次期計画に向けても、より実効あるものにするためには、策定委員会も必要でないかと思いますが、策定委員会の設置の計画はありますか。

○早川企画課長 お答え申し上げます。

今ほど申し上げました具体的な策定作業は、私どもとしては平成23年度からと考えております。それで、引き続き男女平等参画推進協議会などの関係の皆様からご意見をお伺いして、委員会の設置などの策定体制についても検討させていただいて、円滑な策定作業が行えますように努めてまいりたいと考えておまして、現在では平成22年度の設置ということは考えておりませんが、いずれにしてもこちらの推進協議会のほうと、十分意見の調整なりご意見を伺ってまいりたいと考えております。

○東出委員 6目同じ市勢振興費の説明欄8番、深川市総合計画策定のところでお伺いしたいと思いません。

これも一般質問で取り上げられたところでございます。今、楠委員が男女共同参画のほうのお話をされましたけれども、聞くところは同じようなことになると思います。70万円の予算がつけられている。先般の答弁の中でも法的な策定義務はなくなるけれども、何らかの形で第四次総合計画の次の総合計画的なものは必要だという答弁もされていますし、ここにこういう形で予算づけもされている。であるとすれば、どういう形でこの総合計画的なものを策定していくのか、スケジュール的なもの、あるいは従前のように策定委員会を設置して計画を立てていくのか。だとすれば、策定委員会の委員の選任をどのように考えておられるのか、規模的なものも含めてお伺いしたいと思いません。

○早川企画課長 お答え申し上げます。

次期の計画の関係でございますけれども、これは委員がおっしゃいましたように、策定体制ですとか

スケジュールにつきましては、さきの一般質問におきまして市長が答弁させていただいたとおりということで考えております。予算の内容でございますけれども、これには委員の報酬などの費用として35万5,000円、研修会あるいは調査経費などの経費いたしまして、旅費なども入っておりますけれども、これらで25万2,000円、それから事務的な経費として10万円ということで、平成22年度の予算につきましては合計70万7,000円の予算の計上をさせていただいております。予算計上の委員の人数は、一応30人分ということで積算をさせていただいておりますが、先ほど質疑の中にもございましたように、自治法の改正という部分がございます。これは閣議決定されたという状況になっておまして、今後これがどのようになるのか見据えていかなければいけないと考えております。一応、私どもの今の考えといたしましては、平成22年度と23年度の2年間、24年度からの次期の計画ということになりますので、計画期間ですとか、それらも含めてこの2年間で検討するというようになっております。委員会の設置ですが、つまるところは、次期の自治法が改正された後の総合計画的なものをどのような計画にしていこうかということによって、策定委員会等は必要になってくるのではないかと考えておりますが、その人員の構成ですとかご審議いただく中身なども少し変わってくるかと考えております。予算特別委員会の中で、抽象的なご説明で申しわけないのですが、法律がかわる間際というような状況もございますので、そういったことを見据えながら適正に対応してまいりたいと考えております。

○山田委員 6目の市勢振興費、説明欄4の北空知圏振興協議会について、予算は87万5,000円ですが、この協議会は北空知のさまざまな広域連携事業にかかわる重要な役割を担う協議会と認識しております。特に合併論議よりも広域連携の方向でございますので、大変重要だと思いますが、以下、何点が端的に伺います。

まず1点は、協議会設置の経過、構成メンバー。

2点目は、議会代表としての議長が参加する機会があるかどうか。

3つ目に、どのような組織になっているのか。

それから4つ目には、事業としてどのようなことに取り組んでおられるか。

5つ目は、計上している予算87万5,000円は協議

会の本市の負担金と認識しておりますけれども、協議会自体の予算はどのようになっているか。

6点目には、北空知を対象とした定住自立圏、今、道内でも何力所がありますけれども、この構想についての取り組みが可能かどうかお尋ねをいたします。○早川企画課長 お答え申し上げます。

北空知圏振興協議会の関係でございますが、この協議会は昭和46年8月に深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町の1市5町で組織されまして、以降、圏域の振興、発展のための各種事業、協議を行っているものでございます。

次に、議会とのかかわりにつきましては、この組織の中では審議会の委員ということをして各市町の議長さんに委嘱させていただいております。ただ、この審議会は、この協議会の規約の中で会長の諮問に応じ振興協議会の事務に関し答申をするという定めでございます。私ども、今、確認できる範囲の中では、この審議会が開催されたという経緯はないと考えているところでございます。

協議会の体制といたしましては、各市町の首長の皆さんで協議をする場でございます協議会がございまして、先ほど申し上げました各市町の議会議長に委嘱しております審議会というものが1つございます。副市町長で構成する副市町長会というものがございまして、その下にまた企画担当課長で構成する企画調整部会、それと各担当課長で構成する専門部会というのがございまして、専門部会につきましては、総務、民生、教育、経済、建設、これのほかに各市町の温泉施設で構成する事業部会というものもございます。また、平成19年度には、広域連携研究推進部会が新設されているという状況になっております。

この協議会の予算でございますが、一般的な部分では236万円ということになっております。これは、各1市5町が負担金を出し合っているということになっております。

それと、主な事業内容といたしましては、各専門部会によります広域的な行政課題の検討、あるいは広域連携実現に向けました協議、温泉施設の事業部会によります北空知元気村スタンプラリー事業ですとか、温泉共通券の発行事業といったものにも取り組んでいます。

最後に質疑がございました定住自立圏の構想の関係でございますけれども、この定住自立圏構想につ

きましては、本市を初めとする北空知圏域につきましては国が示しております要件というのがございますので、これは中心市の人口規模4万人以上というようなことがございますので、現状では満たしていないため、広域連携にかかわります国の支援を受けることができませんので、中心市の要件緩和などについて空知総合開発期成会などを通じて国に要望してまいりたいと考えております。

また、北海道におきましては、道内版の定住自立圏構想の創設に取り組むというような方針が固められているということでございます。これは平成22年度中にその制度設計を進め、23年度からの実施を北海道では目指していると伺っておりますので、今後、これらの情報収集にも努めるとともに新制度の活用も図りながら、圏域一帯の振興を図る必要があると考えております。

○川中委員長 暫時休憩します。

(午後 0時08分 休憩)

(午後 1時13分 再開)

○川中委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

質疑を続けます。

○北畑委員 42ページ、2款1項総務管理費の全般にわたってかと思うのですが、行政評価についてお伺いしたいと思います。

認識しているところによりますと、約10年間にわたる試行錯誤、そして平成17年度から本格運用ということで、21年度の事務事業も無事終了したということでございます。制度そのものに対してかなり試行錯誤といえますか、どういう制度がいいのかということで、かなり人とお金をかけてこの制度をつくり上げてきたわけでございますけれども、今の認識としては、議会論議も踏まえまして、外部評価委員をいつ導入するのかということまでは認識しておりますけれども、今現在の状況とその運用について状況をお知らせください。

○早川企画課長 行政評価についてお答えを申し上げます。

委員も今、質疑の中でおっしゃられましたとおり、平成17年度から本市は行政評価に取り組みまして、一応21年度で事務事業の評価が一巡したということでございます。この間、事業手法等の改善ですとか職員の意識の向上、さらには内部評価における客観

性の向上など、一定の効果があつたということは一般質問等でも今まで申し上げたところでございます。また、一方で行政評価の結果と予算措置などが必ずしも一致してこなかった、あるいは時間を要してタイムリーにその結果が事業等に反映されなかった、あるいは職員に対する評価事務というものもございましたので、それらの負担などという課題点も明らかになったところでございます。現状、本市といたしましては、財政収支の改善案の論議の過程におきまして、多くの事務事業について見直しが行われました結果、現在やっております行政評価を用いての、対象として検討すべき事務事業が大幅に狭まっているのではないかとこの考えを持っているところでございます。つまりは、これ以上の見直しあるいは改善を図る可能性の枠と申しますか、そういう部分が非常に少なくなっていると思います。このようなことから、第4回定例会で太田議員から一般質問をいただき、答弁させていただいているわけですが、11人で構成しております行政評価検討委員会という内部の委員会がございます。これにおいていろいろ検討いたしました結果、今後も行政情報の適切な開示とその周知に努めると、これは大変重要なことであります。関係団体や行政連絡員会議など、あらゆる機会をとらえて市民の皆さんがお考えになっていること、ご意見、ご要望などを伺うということも、これは市政にかかわる見直し、事務事業の見直しを進めていくことは当然のことでございますので、現在までの取り組みの成果を踏まえつつ、現行の非常に厳しい行財政状況下ということもございまして、この行政評価はこれまでに一定の効果をもたらしたという事実をもちろん踏まえた上で、実質的な効果を今後も生むためには、どのような方法でこの行政評価なるものを行っていくことが最適であるかを検証するための時間が若干必要ではないかということで、先ほど申し上げましたその検討委員会の中で、一たん休止と。休止という意味は、先ほど申し上げた部分でございますけれども、そういうことをして、少し時間をかけてそのものについて論議をしたいということで、実は過日の庁議にもその旨、委員会からの報告ということでさせていただいて決定をさせていただいたところでございます。ですから、その外部評価の関係につきましては、現在、平成22年度において設置するまでは至っておりませんが、前段申し上げた今までの経過を踏まえ、

少し時間をかけてどういう方法が一番いいのかということを検討したいと考えているところでございます。

○北畑委員 今、一時休止、お休みということでお話ございましたけれども、答弁にありましたように、大変厳しい財政状況があるがゆえに、かなりの労力と時間をかけてつくられてきたわけでございます。

若干話がそれですけれども、3年前の市長選挙で山下市長が、この財政健全化に向けてということで、2番目にこれをきちんと公約としてうたわれて、その中でやはり財政健全化に向けて、この厳しい財政状況の折、行政評価を使いながら重点化、配分化というものを、効率化を進めていきたいという公約どおりに3年前は進んできたという認識でございます。そんな意味で、休止に至った理由等々、今ありましたけれども、あえてお聞きしますけれども、平成17年以前、どのようなさまざまなケースをまず試行錯誤されたのが1点。

それから、休止に至った経緯に関してでございますけれども、今4点ばかり挙げておりましたけれども、本格運用を平成17年から、そして外部の評価委員の導入によって一応の完成を見るという前々回ぐらゐの答弁がございましたけれども、その間の論議の経過をお知らせ願いたいと思います。

○早川企画課長 お答え申し上げたいと存じます。

行政評価、実態上は、例えば市長が就任した後のゼロベースの事務事業の見直し、あるいは財政収支改善案の過程の中での見直し、それからもっと申し上げれば、単年度単年度の予算編成の査定時における事業の見直し、あるいは改善というものが、内容としては行政評価に相通ずるところがあるというような認識を持っているところでございます。それで、くどいようでございますが、行政評価そのものはそのものとして、平成17年の試行から始まって現在までやっておりますし、その精神としては生かされておりますし、それをどうこうということではございません。やり方と申しますか、方法と申しますか、そういうものについて少し時間をいただいて検討すべきではないのかと、先ほど申し上げました反省点もございまして、そのように考えたところでございます。平成17年度以前の話につきましては、私も今ここですべてをご説明できる状況にはございませんが、やはり先ほど、繰り返しになりますが、年度

年度の予算編成という部分、あるいは重要課題については、当然として理事者協議なり議会の皆さんとの論議というものはございますから、そういったものすべての精神が行政評価というものに結びついているのではないかと。これは私個人の考えかもしれませんが、そのように考えているところでございます。

休止ということは、これも少しくどい説明で大変申しわけないのでございますが、意義は意義といたしまして、クリアしなければいけない。太田議員さんへの一般質問で答弁させていただいたところもあるものですから、その辺も踏まえて少しお時間をいただいて、どういった方法でやるのが一番よくてタイムリーなものになっていくのかと。そういったことを少し内部の検討委員会の中で検討させていただく時間が欲しいということで、今、休止という言葉を使わせていただきましたけれども、精神としてはそういうものを引き続き持って行政運営に当たっていくという考え方でございます。

○北畑委員 当初、財政規模の大きい県単位とか政令指定都市あたりが口火を切りまして、今現在に至っては、やはり全国1,800余りの50%以上がこの評価を通して議論もありましたいわゆる事業仕分け、そういった原資に使われているという状況もございます。そんな意味で、休止に至った理由等々、今述べられましたけれども、では逆に聞きますけれども、いつまで休止をされて、いつごろきちんと結論を出されて、成果品として出されるのか、そのことをまずお聞きをしてこの評価を、現実的には事務事業評価と。本来であれば、事業評価も含めてやはり投資と効果という部分でしっかりその次の予算への反映という部分で、最も有効な手段と考えるがゆえに、市長も公約の中にわざわざ行政評価というものを入れたと思うのです。そのような意味で、その点についても伺います。

○早川企画課長 お答えいたします。

期間のお話でございます。これからの検討ということでございますので、いついつまでにと申し上げるのが一番適切な答弁であるとは思いますが、申しわけございませんが、私といたしましてはなるべく早くという考えでおります。今、委員がおっしゃいました事業評価が有効な手段であると、それは私どももそのように考えております。繰り返しになって恐縮なのでございますが、年度年度のこともござい

ますので、そういう精神は持った上で、なるべく早くそういう検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○北名委員 私は、6目市勢振興費で、市民要望のある深川駅のプラットホームにエレベーターの設置についてお尋ねします。去年も聞いたのですけれども、要望をどのように受けとめていらっしゃるか。そして、この間、滝川の話ですけれども、議会で市長がことし中にめどつけるという答弁をしています。その中身がわかれば教えていただきたいと。

それから、率直に言って、私はJR北海道の本社と話したことがあるけれども、ランクから言えばずっと後になっていて、とても待ってられる状況ではないのです。これもやるとしたら、市以外にないという気がするのですが、その辺の様子なども含めて、まずお答えいただきたい。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○北畑委員 今、駅のエレベーターについての質疑がございましたので関連して、私が以前一般質問でしたときに、やはりランクづけ、それから乗降客の数という部分でかなり困難性があるという答弁がございました。そこで、エレベーターではなくて、今度はエスカレーターと。エレベーターより少し安くなるという思いも、現実的に深川の乗降客、これもかなり前にお聞きしましたら、半数以上が高齢者の方と。札幌に行くにしても、おりにしても、いずれか向こうのプラットホームを使うということで、エスカレーターでもいいけれどもというお話も多々出ておりますので、その辺の対応についても伺います。

○早川企画課長 お答え申し上げたいと存じます。

先に、北名委員から質疑がございました、駅のエレベーターの関係でございます。全般的なお話をさせていただく中でお答えをさせていただきたいと存じますけれども、JR駅構内のエレベーターの設置につきましては、バリアフリー法がございまして、鉄道駅においては、平成22年を目標年として1日当たりの平均利用者数が5,000人以上という場合はバリアフリー化の義務づけ、既存駅の場合はエレベーターまたはエスカレーターの設置など、基準に適合するように努力義務というものがございます。平成19年の深川駅の乗降者数が1,080人でございますので、この基準に合致しないのが現状でございます。一般的に申しますと、受けとめということでござい

ますが、高齢化社会の中ですからあったほうがいいのかというのは、基本的にはどなたもお考えになるのではないかと私は思います。

次に、3月11日の北海道新聞の関係の滝川市議会の関係だと思えます。私は記事しか見ておりませんので、道新さんの記事の書き方は、設置について新年度中にめどをつけるというような滝川市長さんの答弁であったと考えています。中身といたしましては、この記事を見るだけでございますので、一般的に言えば、これは私の推測でございますけれども、普通は事業着手などのめどといたしますか目標なのかと、その記事を読みながら感じたところでございます。全くの私の推測でございます。

北畑委員から質疑のあったエスカレーターも、まさしくそのバリアフリー法の中では、エレベーターまたはエスカレーターというようなお話になっております。実は私も昨年4月に深川駅にお邪魔いたしました。駅長さんとお話をさせていただきました。そのとき、こういったことのお話もさせていただいたのですが、JRさんとしては、非常に難しいと。深川市からそういう確認があったことは本社のほうに伝えるけれども、JRさん側のほうにも優先順位と申しますか、そういうものがあるようでございまして、現状ではなかなか難しいというようなお話をさせていただいた経緯がございます。

○北名委員 ヨーロッパに比べて日本が障がい者だとかバリアフリーだとか、非常に100年とか何十年もおくれているというのは、きっとこういうことではないかという気がするのです。あったほうが良いではなくて、あるべきなのです。この高齢化社会、あるいは障がい者もいる。みんな年をとるわけだから。それが本当に、あの階段があるからここを使わないという、冬こそJRとかいろいろ言っているけれども、あの公共交通機関が使えないという人がいるのです。私、この間たまたま聞いて、えっと思ったのは、足の悪い人なのだけれども、札幌から深川へ来るときにどうしているかといったら、JRで旭川まで行く。旭川は多分エレベーターか何かあるでしょう。それで今度、上りに乗って深川でお降りというのです。そうしているという人の話を聞いて、いやあ、なるほど、そこまで苦労しているのだということも知りました。

最初に私が言ったのは、要望がどこまであるか、つかんでいるかと聞いたのだけれども、つかんでい

ると思うのですが、バリアフリー法というのが出ましたし、別にエレベーターでなければだめだと、エスカレーターはだめだという気持ちは全然ないわけで、どのくらい費用がかかるのか。恐らくすぐできないでしょうけれども、やっぱりこれは向かっていかなければならないテーマなのです。国的な問題でもあるけれども、お尋ねします。

○早川企画課長 お答えを申し上げます。

エレベーターの費用というお尋ねでございます。私どもは積算したことはございません。ですから、これは、ただ耳で聞いた話でございます。その中身といたしましては、エレベーターはその仕様ですとか施工の方法というのでしょうか、その条件によって相当に変動があると。新設の場合、あるいは既設の建物に設置する場合ですとか、そういうものがあるとは伺っておりますけれども、1基1億円以上かかるのではないかと、これも推測に近い金額でございますけれども、そういうお話を伺ったことがございます。ですから、3基あればその3倍というようなことかと考えております。

エスカレーターにつきましては、残念ながらそちらのほうの金額を積算したことはございません。

○北名委員 1億円というのは見当がつかないし、違うのではないかと気がするし、いろいろあると思うのです。それで、いずれにしても、今後ともテーマとして国に要請するとか、JRに要請、いろいろなっていくので調査をお願いしたいと思いますがどうですか。

○早川企画課長 お答えを申し上げます。

先ほど、深川駅にお邪魔したという経緯のこともお話をさせていただいたわけでございますけれども、このエレベーターあるいはエスカレーターのことに関しましては、第一義的にはもちろんJR北海道が設置の権限をお持ちなわけでございますから、今後とも機会をとらえて、さまざまな状況などについては確認してまいりたいと考えております。

○東出委員 同じく6日市勢振興費のところでお聞きしたいと思います。

説明欄にはございませんけれども、旧深川スキー場跡地についてお伺いいたします。

深川スキー場が撤退して2シーズン目が終わろうとしています。今の地球温暖化であるとか、CO2の削減だとか、いろいろな環境問題もささやかれていますけれども、そういうことから当初言われてい

たとおり、あそこのスキー場も原状回復、原状復帰ということが望まれますし、そういうことが賃貸の約束であったと当初から言われたようですけれども、これも2年ぐらい前に撤退が決まったときに質問していると思うのですが、スキー場跡の原状回復の状況が今日どのような状況になっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○早川企画課長 お答えを申し上げます。

旧深川スキー場用地の原状回復の方法などにつきましては、平成19年よりプリンスホテルと6度の協議、あるいは用地の状況の確認を行わせていただいたということでございます。諸条件については合意いたしまして、その主な内容といたしましては、上屋部分、リフト支柱、電柱についてはすべて撤去。駅舎、リフトの基礎及び地中に埋設している電線については撤去を行うと。危険性があるという場所を除いて、地表面から50センチ下までは撤去し、埋め戻しを行うということ。植林につきましては、地権者の意向を確認した上で、生産林による復元を希望する方を除いては天然更新を基本に、天然更新で生えてこない部分については補植を行うということ。それから、平成20年10月25日で契約満了となりました土地の賃貸借契約終了後につきましては、今申しあげました施設等の撤去、植林などの原状回復の義務を担保する内容や土地使用料契約、基礎の一部を残置することの補償などを盛り込むなど、今後の取り組み内容を定める新たな協定書を交わすということ。それから、原状回復に係る費用はプリンスホテルが負担ということでございます。以上の合意内容につきましては、市が土地をお借りしております5人の地権者の方がいらっしやいまして、この方々のもとに出向いて2度にわたりご説明をさせていただきました。ご了解をいただきましたので、平成20年12月8日に市と5人の地権者が原状復旧に関する協定を締結させていただいたということ、それから12月12日には市とプリンスホテルが協定を締結したということでございます。なお、原状復帰の作業につきましては、平成20年中におおむね施設の撤去は完了しているところでございますが、今年の融雪後、現地確認を行いまして、植林が必要な箇所を地権者とプリンスホテルの立ち会いのもとに確認しながら植林を行いまして、昨年11月18日に現地を再度確認いたしまして、同日付で用地はプリンスホテルから各地権者に返還されているという状況になってござ

います。なお、返還日の翌日から3年間につきましては、瑕疵担保期間が設定されております。植林終了後3年間は樹木の生育状況を観察いたしまして、その間に発生いたしました成育不良な箇所がある場合は、プリンスホテルが植林等の対応をしていただけるという状況になっております。

○川中委員長 42ページを終わります。

次に44ページ、8目多度志支所費から13目職員費まで。

○田中(裕)委員 44ページ、2款1項11目職員厚生費の職員研修、あとは19節に自主研究グループというのが載ってございます。そのことについてお伺いいたします。

職員の研修については、できる限り予算をつけて勉強してもらいながらいいものはどんどん吸収していただいて、深川市の政策や環境づくりに取り入れていただきたいと考えますし、職員個人のスキルアップにもつなげていただきたいと思っております。まずは、職員研修の状況と内容、自主研究グループの内容、職員研修、自主研究グループの今後の方向性についてお聞かせください。

加えて、職員研修に参加しやすい環境づくりはどのようにしているのか、お伺いします。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○宮田委員 44ページの同じところで、説明欄の1、職員研修費及び表彰について伺います。

民間の大企業などと比べて相変わらず少ないと感じる職員研修費ですが、私はこれまでこのような少ない研修コストでも十分行うことが可能なQCサークルや業務改善サークル活動、そしてOJT、OffJT制度の導入について、一般質問、そして社会民生常任委員会、また委員外議員ではありましたが、委員長の許可をいただきまして行財政改革調査特別委員会の中で何度か伺ってまいりました。これらについて、平成21年度ではどのような研究や検討が行われてきたのか。また、平成22年度における職員研修の方針についても伺いたいと思っております。

○渡辺総務課長 ただいまお二人の委員さんから質疑をいただきましたので、逐次お答えをさせていただきます。

まず初めに、田中裕章委員の質疑にお答えをさせていただきます。職員研修の内容、自主研究グループの内容でございますけれども、平成22年度の研修内容につきましては、体系的に派遣研修によります

職場外研修、職場研修並びに自主研修によります自己啓発、この3種類を計画しております。職員の派遣研修によります職場外研修につきましては、研修施設といたしまして市町村職員研修センターに派遣して研修を受けていただく考えであります。これにつきましては、採用後4年以上の職員を対象とする一般職員研修、係長職を対象とする監督者研修、管理職によります管理者研修、採用後4年以上の一般職員、係長職、課長補佐によります専門実務研修、この4種類に派遣し、研修を受けさせるように計画しております。また、係長職以下4人に対しましては、市町村アカデミーへの派遣を予定いたしており、専門実務研修、政策課題研修に参加させ、研修を受けさせる予定であります。職場研修といたしましては、新規採用者に対しまして新規採用者職員研修及び係長職以上によります指導者研修を行う予定になっております。また、自主研究の自己啓発につきましては、職員がみずから市の行政事務の各般について研究調査するものであり、申請によりまして自主研究グループと認められたものについて、1グループ2万5,000円を限度として助成を行っているものでございます。今後につきましては、この自主研究グループにつきましては広く庁舎内に公募し、グループの取りまとめをしたいと考えております。

加えまして、職員の参加しやすい環境づくりでありますけれども、新年度におきましては、市町村アカデミーにつきましては従来9日間、2週間ほどの研修になりますけれども、実績を見ますと9日間席を離れるということは非常に難しいということで、研修そのものの回数は変わりませんが、4日程度の研修を計画いたしまして、それに参加していただくという参加しやすい環境づくりに努めているところでございます。

次に、宮田委員の質疑についてお答えをさせていただきます。初めに、平成21年度における検討状況ですけれども、宮田委員のおっしゃっている資質を高めるQCサークル活動あるいは業務改善サークル活動については、市役所内の既存の制度、職員提案制度や自主的に結成された先ほどの自主研究グループにおいて、職務遂行能力の向上や事務改善に関する調査研究を実施しておりますけれども、これらの既存の制度では必ずしも宮田委員のご提言の趣旨と合致していない部分があると受けとめております。この点を踏まえまして、平成22年度におき

ましては、QCサークル活動や業務改善サークル活動については先ほどもお話しいたしましたけれども、市町村職員研修センターなどが実施する研修内容に照らし合わせ、職員の研修派遣を検討してまいります。また、委員がご提言されている、現在の部署から他の部署に一時的に異動し研修するOJTや民間企業に出向き研修するOffJT制度の導入については、年々減少している職員数の中では実効性が難しい面がありますことから、このご提言の趣旨を踏まえ、先ほどご説明いたしました市町村職員研修センターなどが実施する研修内容に照らし合わせ、職員の研修派遣を検討してまいります。

○田中(裕)委員 それでは、再度お聞かせいただきたいと思いますが、職員研修については大変重要なものと考えておりますので、今後もしっかりやっていただきたいと思っております。

自主研究グループについてお聞かせいただきたいと思いますが、この研究した内容についてどのように報告して発表しているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○宮田委員 QCサークル活動について、再度お伺いしたいと思います。

平成22年度は、職員を研修に派遣していただけるというお話でしたが、QCサークル活動は最終的に発表会というものがああります。そこで評価するのは、市役所で言いますと大体幹部職員以上の方になると思うのですが、その内容を把握するために研修にはぜひ部長以上の方も含めて参加していただきたいと思うのですが、例えば坂本部長だとか渡辺課長だとか、いかがでしょうか。

○渡辺総務課長 再質疑をいただきましたので、逐次お答えをさせていただきます。

自己啓発の自主研究グループ、田中裕章委員の再質疑でございますけれども、これにつきましては、現在、平成21年度においては2つのグループ、メタボリックシンドローム研究会、それとノルディックウォーキング研究会、この2種類に対しまして助成をしているところでございます。実績報告に対しまして、報告書の提出をいただいているところでございますけれども、今後におきましては、この取りまとめた提言について職員に広く周知するような方法を考えていきたいと考えております。

次に、宮田委員の質疑でございますけれども、Q

Cサークルの活動内容、研修に当たりまして、参加した場合には部長職以上ということでございますけれども、先ほどもお話しいたしましたとおり、市町村職員研修センターで実施する内容に照らし合わせまして、職員に対する周知が必要な場合には、部長職に限らず一般職に対しても何らかの形で周知することを考えていきたいと思っております。

○水上委員 11目の職員厚生費に当たるかと思いますが、職員の市民対応についてということでお伺いしたいと思います。

この件に関しましては、私のほうに市民の方々よりたびたびご相談をいただきましたので、接遇面といいましょうか、特に窓口での市民に対する職員の対応についてお伺いしたいと思います。市民の方々は用事があって市役所を訪れるわけですが、受付といいですか窓口で何か尋ねた際に、職員が2度、3度と入れかわり、同じ用件をそのたびに説明しなければならなくて、その方にとってみればたらい回しにされたような対応に映ったようで、そのようなちょっとしたことなのですが、それで心を大変痛めたようであります。そのような話を1度でなく幾度となく聞いたもので、私も気になっております。市役所といいまして、ただでさえ市民にとっては少し難しい場所というのが第一印象で、市民の皆さんは非常に緊張されて来庁されているのではないかとと思うのですが、職員と市民との距離を縮めるという意味合いでも、接遇教育というものは大変重要であると考えております。某ファーストフード店のスマイルゼロ円というのがありますが、ちょっとしたことでお客様が和むというか、そこまでの完璧さは求めておりませんが、接遇の改善で市民の皆様にとって市役所が身近な存在になると思います。この際ですから、市立病院も含めまして全庁挙げてイメージアップということで、山下市長を先頭に市職員一丸となって取り組んでみてはいかがでしょうか。お考えをお伺いしたいと思います。

○渡辺総務課長 ただいま、職員の市民の皆さんに対する対応ということで質疑をいただきました。

市民の皆さんにご不快な思いをさせたのであれば、これはもう本当に率直におわびしなければいけないことだと思っております。現状の対応についてお話をさせていただきたいと思っております。市民の皆さんからの苦情と申しますか、トラブルにつきましては、一般的にはどここの課でこういうことがありまし

たというような内容を明らかにされて、お手紙や電話あるいはメールで寄せられてくる場合があります。この場合におきましては、一般的に企画課か総務課にこの手紙等が来ますので、私のほうから所属長、課長ですけれども、そこに苦情内容とその対応について指示、連絡をしているところでございます。特に、名前を明らかにして苦情等を申し立ててこられる方については、必ずその方に内容を確認して対応するように指示をしているところでございます。今ほど水上委員から、市役所というのはなかなか難しいところだというお話がありますがけれども、私どもにとりましては、例えば国や北海道の仕事、あるいは民間の仕事であっても、最初に市役所に聞こうということで、たくさんの問い合わせがまず市役所に入ります。逆に言えば、それだけ身近な役所だということで、私どもは受けとめております。過去の職員の接遇の研修におきましても、過去3カ年でございますけれども、延べで8人、接遇の研修に参加させております。主に窓口対応のある場の職員でございますけれども、この接遇に際しまして研修を受けた後には、またその課の中でそれを広めていただきたいというお話をさせていただいております。このようなことから、直近の事例といたしましては、新規採用職員に対しまして、職員研修を受けた者が接遇の説明をするということで活用を図っているところでございます。いずれにいたしましても、市民から信頼される市役所となるように、これは窓口業務の職員だけでなく、今委員さんがおっしゃったとおり、病院の職員も含めまして、職員全員で市民の皆さんに接していきたいと考えております。

○楠委員 2款1項11目職員厚生費、2番の職員健康管理のところ、特にメンタルヘルスについてお伺いいたします。

体だけではなくて、心の健康管理も重要だと思いますので、今のメンタルヘルス面についての取り組み状況だとか、どのようなことをやっているのかということと、あわせてこれは健康診断のときでもいいのですが、全員にメンタルヘルスの問診票を使って、全員の予防とか、それから早期発見という工夫をされてみてはいいのではないかとと思いますが、その辺のところをお伺いいたします。

○渡辺総務課長 メンタルヘルスの関係につきましてお答えをさせていただきます。

現在、市が取り組んでおりますメンタルヘルスの

対応につきましては、大きく分けまして3種類ございます。1つといたしましては、心と体の健康相談という相談体制をとっております。これは、平成20年4月から毎月2回、1回につき3時間程度でありますけれども、保健所での相談経験がある保健師さんを相談員として市役所に来ていただいて、職員が少しでも気になる心や体の変調について気軽に相談してもらい、保健師さんの経験上のアドバイスを受けることができる体制をとっているものであります。本年1月からは、この制度を広く市民の方にも開放しまして、これは市民課が主催している事業ですけれども、市民の方々の健康相談もあわせて行っているところがございます。2点目としまして、深川市職場リハビリテーション実施要綱による職場復帰を行っております。これは、平成16年10月に厚生労働省が取りまとめたいたしました心の健康問題により休業した労働者の職場復帰の支援の手引について、あるいは他の自治体の先進的な取り組み、職場復帰支援プログラムを参考にさせていただき、深川市といたしまして平成20年12月1日から実施要綱に基づき体制づくりを進めているものでございます。3点目といたしまして、メンタルヘルスに関する講演会を開催しております。平成21年度におきましては、10月23日に心の健康講演会、演題は睡眠障害とこころの健康という形で講演会を行いました。深川保健所と北空知障がい支援センターあつがる、それと深川市が共催して実施したものでございます。新年度におきましても研修会を計画してまいりたいと思っております。

続きまして、人間ドックの健康診断の項目にメンタルヘルスの項目を含めてはどうかという質疑でございます。人間ドックの健康診断の項目には、人間ドックの健診に当たりましては市の職員として、先ほども水上委員の接遇のところでもお話しいたしましたけれども、市立病院に対しまして支援の一環として職員の間ドックは市立病院を優先的に受けていただくという取り組みを進めております。市立病院に確認いたしましたところメンタルヘルスの担当の専門医がいないため、現時点では市立病院でのメンタルヘルスの検査は難しい、メンタルヘルスを人間ドックのときに行うのは難しいという回答をいただいているところであります。しかしながら、この点につきましても、先ほど問診票的なものという、ある意味で簡易といいますが、軽微といいますが、

そういうような取り組みを考えてはどうかというのがありますので、どのような取り組みができるか今後検討させていただきたいと思っております。

○楠委員 特に問診票的なという部分では、本人が頑張っている人、まじめな人ほどその自覚がないという面もあるのではないかと思いますので、そういう面でも問診票とか、そういう面での全体的な把握ということも必要ではないかと思いますので、今後ぜひ取り組みについて検討させていただきたいと思っております。

○渡辺総務課長 その点につきましては、少し時間をいただきまして検討させていただきたいと思っております。

○川中委員長 44ページを終わります。

次に、46ページ、14目水源林分収造林費から17目協働推進費まで。

○松沢委員 46ページの16目情報化推進費でお尋ねしたいと思います。

一つは、昨年発注になりましたブロードバンド事業の拡大整備についてどのような状況になっているかをお尋ねしたいと思います。総額でたしか1億円近い工事費の発注だったと思うのですが、深川市内の地元業者の仕事もあるやに聞いておりますけれども、受注状況はどのようになっているかをお尋ねしたいと思います。

もう1点は、平成21年の繰り越しの事業の見直しなのでございますけれども、この辺の事業展開はどのようになっているかもお尋ねしておきたいと思っております。

○小杉情報化推進室長 ブロードバンド拡大整備につきまして、2点質疑をいただきました。

まず初めに、平成20年度の繰越事業分はあけぼの方面、そして広里工業団地、多度志市街地の整備分でございますが、これにつきましては、契約額の総額で9,565万5,000円でございます。これに対しまして市内の事業者の皆さんの受注状況でございますが、まず内容といたしましては、作業中の交通誘導を含みます電気設備工事が2社でございます。それから、光ケーブルなどの資材調達で1社、それから多度志に設置いたしましたIP-BOXの基礎工事で1社、さらに監督員などの市内宿泊で1社、合わせまして5社の受注がございました。受注額の合計が2,178万7,000円となっております。

次に、2点目の平成21年度の繰越事業分についての質疑でございますが、これも地元の受注に対する

考え方ということで受けとめさせていただきますが、これにつきましては2月12日に業者選定のためのプロポーザル審査を実施いたしまして、その際に選定委員の質問に答える形で提案のありましたNTT東日本が説明をしております、内容といたしましては、前年度の事業の実績といたしまして、道路占用許可等の許可申請に思ったよりも時間がかかり十分な工事期間がとれなかったというようなことで、そのために思うような受注をしていただけなかったということでございます。このような経験から、新年度、平成21年度の繰越事業分につきましては、認可の手続を早めるとともに、市内業者の皆さんにあらかじめ事業の内容やスケジュールについてご説明をいたしまして、受注可能量がどれだけあるかといったところを事前に把握する作業を前段で進めていきたいと考えているようでございます。そのために、現時点でどれだけ発注ができるかという金額的なところについては、残念ながらお示しはできないということでございました。しかしながら、NTT東日本の考え方といたしましては、前年度同様に最大限の地域貢献を行う用意があるということでございますので、私どもといたしましては、今後の具体的な協議の中で事業費規模に応じた最大限の貢献がなされるように強く要請してまいりたいと考えております。

○松沢委員 最大限の地元貢献ができるようにという言葉が1つ挟まっておりますけれども、今の答弁で、平成20年度の繰り越し分でいきますと9,500万円の発注をして地元の受注分は2,000万円と。光ケーブルとか、そういう資材の部分は恐らくほとんど大手の本社のほうがやったという気がしますけれども、もともとこれは地域経済の浮揚をねらって出てきた事業だと思っているのです。私も多少は土木関係の仕事に携わったこともございますけれども、一般的に、ある程度の元請あるいは下請のピンはねがあったにしても、この地元の業者の受注分が5分の1、4分の1よりはまだ少ないぐらいまでしか受注されていないということは、果たして本来の地域の景気浮揚策に対してどうだったのかと思って見ているわけですが、聞くところによると孫請なんだと。人件費ぐらいが出れば手いっぱいいいところだったという話も聞こえてきたりしているものですから何うわけです。この辺は、あなた方の言葉をかりて言えば民間同士の発注、受注の関係で口を挟めないと

いう考えかもしれませんが、地元の景気対策、浮揚対策としては、あなた方の認識としては十分だと思って見ているかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○小杉情報化推進室長 地元の地域貢献といいますが経済効果につきましては、以前から議会答弁の中でも、全体事業費のおよそ2割程度を想定しているということでお示しさせていただいております。先ほど申し上げました2,178万7,000円という金額は、契約額に対しまして2割を超えているような状況でございますので、当初私どもが想定していた金額は達成できたと考えておりますが、委員がおっしゃいますようにもっと多く、できるだけ地元で調達あるいは作業が発生するような形を、今後業者に向かって求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○北畑委員 16日情報化推進費にかかわりまして、市役所内の情報セキュリティーとシステム運用について、何点かお伺いします。

最初に、ニュース等々で、いわゆるオフィスソフトの違法コピーという問題が、道を初め各自治体でも去年からことしにかけてさまざま後から後から、そしてわざわざ補正予算を組んでそのライセンス料を払うというようなことが報道されております。本市におかれては、そういうコンプライアンスの低い職員はいないと認識しております。そこで、いわゆるオフィスソフトの違法コピーの調査をされたと思うのですが、その調査内容、そして結果、その後の対応についてお伺いします。

次に、情報漏えいについて伺います。外部からはセキュリティー上、システム内になかなか入れないようにしていると認識をしておりますけれども、自分の職場の端末を使ってやるわけですが、やはり仕事の関係上、そこから家に持ち帰る。いわゆるメモリーを差し込んで持ち帰ってやって、自衛隊ではございませんけれども、大変な重要な情報が、たまたまその隊員のパソコンにいわゆるWinnnyというファイル交換ソフトがあって、そこから漏えいしたという報道もされております。そんな意味では、自分の仕事の情報の持ち出しに関してどのような現状と対応をされているのかというのが2点目でございます。

次に、行政サービスというのはほとんど、今、情報システム上のネットワークで行われているわけで

ございます。だんだんそのシステムは複雑になり、そして重くもなり、ハードの面、いわゆる機器においても市役所内ではほとんど32ビットが使われて、現実的には今64ビットのスペックまで上がってきているわけです。そういう意味では、今のこの制度改革、更新期が迫っているとも聞いております。こういう基幹システムの更新に関して、大変お金がかかる問題でございますけれども、どのような課題をお持ちになっているのか、そしてその課題に対する対応について、お聞きしたいと思います。

○小杉情報化推進室長 3点、質疑いただきました。

まず1点目、職員端末によりますオフィスソフトのライセンスの状況の調査でございますが、これにつきましては、平成20年度に稼働しておりますおよそ400台を対象に調査を行っております。このときの調査では、一部の端末にライセンス証書や取扱説明書、それから外箱といったようなライセンスの保有を証明する部材を紛失しているケースがございました。そういったケースがございましたが、調査の結果、職員が不正にコピーし、業務に使用しているという実態はございませんでした。なお、紛失しておりました部材など不明なものにつきましては、情報化推進室が予備として保有しておりますボリュームライセンス、これは契約数分だけコピーして使用することができるライセンスでございますが、このライセンスを割り当てするなどの整理を行いまして適正な運用を行っておりますし、また外箱などのライセンスを証明するための部材を回収いたしまして、現在は情報化推進室で一括管理を行っている状況でございます。

それから、2点目、情報の持ち出しに対する対応についてでございます。情報の持ち出しに対する対応、対策につきましては、紙、電子データともに持ち出す際には所属長の許可を得るなど情報の取り扱いには細心の注意を払うよう指導を行っておりますが、質疑にもありました電子的なデータを複写して持ち出すといったようなケースで用いられますUSBメモリーなどの電子的記録媒体の取り扱いにつきましては、現在は極力使用しないように指導するにとどめております。したがって、現在のところ全く禁止するといったような措置はとってございません。これにつきまして今後の対策でございますが、USBメモリーにつきましては、業務上やむを得ない場合を除き使用禁止にするという考え方を持って

おります。なお、現在導入を進めております情報資産管理用ソフトでございますが、これによりまして、許可のないUSBメモリーの端末接続を不能にするという措置をとらせていただきたいと思いますと考えておりまして、これによりまして不正な情報の持ち出しやウイルスの持ち込みに対する対策を強化してまいりたいと思っておりますし、先ほどお答えいたしました端末のソフトのライセンス保有状況の管理につきましても、この情報資産管理ソフトで行ってまいりたいと考えております。

それから、3点目の情報管理全般の今後の課題ということで受けとめさせていただきますが、質疑にもありましたように、情報システム、またネットワークにつきましては、制度改革などに伴います改修や老朽化した機器やシステムの更新などに毎年多額の経費を要するというところで、さらにはウイルス対策など新たな技術の確保といったようなところも非常に難しくなっている状況でございます。こうしたコスト面、技術面の課題は、深川市のように小規模団体では特に深刻な問題となってきている状況でございます。そこで、本市の当面の課題でございますが、国が進める制度改革の対応とあわせまして、質疑にもありましたように、住民情報や税情報といった基幹業務システムの更新を今後いかにコストを抑えて取り組むかといったことが課題になるかと存じております。対応につきましては、特に制度改革につきましては運用におくれが生じないよう、原課とともに取り進めを万全に行ってまいりたいと考えております。さらに、基幹業務システムの更新につきましては、可能な限り延命を図るよう取り進めをしていきたいと考えております。しかし、必ずこれにも限界がございますので、その時期をしっかりと見きわめ対応してまいりたいと思っておりますが、またこの対応の際には、これまで同様に自己導入で行うのか、あるいは新たな共同処理の仕組みを利用するといったようなことも検討を進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、財政負担を抑えつつ市民サービスの安全で安定した提供が図られるように取り進めを行ってまいります。

○山田委員 46ページ、17目協働推進費について伺います。

説明欄10であります。49ページ、コミュニティセンター等維持管理費3,350万2,000円について伺います。昨年の12月、地域が待望しておりました文西

コミュニティセンターが完成いたしましたして、現在、毎日空き日がないような状態での利用がございまして、地域福祉活動の拠点としても重要な役割を担う施設として大変意義深いものであり、財政が大変厳しい折、建設の決断をくださいました市長に対し地域の感謝の声を届け、何点かお尋ねいたします。

本市コミュニティセンターの施設数と各施設のそれぞれの維持管理費。

2点目は、葬儀に利用されるコミュニティセンター名とその回数。

3点目は、財政収支改善に伴う維持管理費及び利用料等の見直しがあると聞いていますが、その内容についてお尋ねいたします。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○東出委員 ただいま山田委員の質疑の中の3点目、財政収支改善のところの質疑がございましたけれども、このコミュニティセンターの維持管理費のところは、平成22年度以降ということで持ち越された項目の一つでございます。

時間をかけたというか、ほかの項目から見ると拙速さがなかったということもあるのかもしれませんが、そういう意味では、余りこのことの財政収支改善にかかわる問題で、市民の皆さん方とかコミュニティセンター関係者から喧騒のようなものは聞こえてこないのですけれども、この間どういう形でそれぞれのコミュニティセンターの振興会の皆さん方々と協議をしながらこのことに当たってこられたのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○早川企画課長 お答え申し上げます。

コミュニティセンターの関係でございます。コミュニティセンターにつきましては、今ほど山田委員の質疑の中にございますように、文西コミュニティセンターを含めまして15の施設がございます。コミュニティセンターに要する維持管理費につきましては、総額で3,350万2,000円でございますけれども、数字を申し上げますが、納内が475万5,000円、多度志が446万4,000円、菊水が196万9,000円、菊丘が133万5,000円、あけぼのが160万4,000円、吉住・更進が246万2,000円、入志別が165万2,000円、稲田が167万7,000円、幌成が261万8,000円、鷹泊が313万7,000円、広里が182万8,000円、内園が98万8,000円、豊泉が96万3,000円、それで文西コミュニティセンターが175万8,000円となっております。

次に、コミュニティセンターにおける葬儀の使用

の状況でございます。平成21年度は3月16日現在でお答え申し上げたいと思いますが、納内、多度志、あけぼの、吉住・更進、稲田、鷹泊、広里の7つの施設で葬儀でのご使用があったということでございまして、合計で23回、これに係る使用料収入は98万3,389円という状況になっております。

平成22年度におけるコミュニティセンター維持管理費の見直し内容ということで、山田委員、それと東出委員のお二人から質疑がございましたので、恐れ入りますがあわせてということでお答えをさせていただきます。平成22年度におけるコミュニティセンター維持管理費の見直し内容につきましては、今質疑がございましたように、財政収支改善案で22年度に向けて検討を行うと、このように書かせていただいたもので、コミュニティセンター管理運営の抜本的な見直しという記載になっております。この内容につきましては、大きく4項目について見直しを行ったものでございます。まず第1点は、光熱水費の地域の負担と申しますか5%のご負担をということで、これは基本的には節約をしていただけないかということで金額的に大体5%分をということでございます。ただ、使用の状況あるいは設備の状況等もございまして、多度志とぬくもりの里は除いております。それから、次が保守管理委託料の削減であり、13節でお支払いをしておりました管理委託料の削減についてお願いをしたということでございます。施設によって若干のばらつきはございますけれども、これも大体5%程度ということでお願いを申し上げました。続きまして、消耗品の関係でございます。今まで消耗品につきましては、企画課のほうにお電話いただいて、うちのほうで買ったり、買っていたら支払ったりということがあったものですから、平成22年度からは委託料に含めまして、定額をそれぞれの管理協会と申しますか、運営協議会へお支払いをする中で買っていただくということにしております。若干、節減に努めていただきたいということで、定額ですから、削減と申しますか、少し減じた部分もございまして、あと、最後に使用料収入の交付ということがございまして、先ほど葬儀の件数などもお話し申し上げたところでございますが、これは前年度の使用料収入ですけれども、今まではすべて市の収入としておりましたが、平成22年度から、この50%をそれぞれの振興会に交付するとさせていただいております。ですから、平成21年度に仮にで

ございますが40万円の使用料収入があった施設につきましては、翌年度ですから22年度にその50%分を新たに交付金でそれぞれの振興会のほうにお渡しをするということで、予算計上額は55万円でございますけれども、そういう制度とさせていただきます。

なお、これらの説明の経緯でございますけれども、各コミュニティ振興会に対しましては、例年4月1日前後ぐらいに委託契約の関係がございますので、そういうことを考えて今後説明をさせていただきたいという頭出しと申しますか、そういうことを一度申し上げまして、7月29日に第1回の説明会を開催させていただきました。その後、9月17日に第2回目の説明会を開催いたしまして、このときに私どもの基本的な考え方を申し上げて、ご了承いただいたということでございます。なお、この第2回目の説明会にはご都合で欠席の振興会がございましたので、このとき欠席されました納内、幌成、稲田、入志別の各振興会に対しましては、個別に私どものほうが出向きまして、その内容をご説明申し上げまして、ご了承いただいたということになっております。さらに、2月4日から16日にかけて、各振興会、これは一部、多度志と文西とぬくもりの里は除いておりますけれども、こちらのほうに直接、私どもの担当の職員が出向きまして、個別に見直しに伴います事務の変更手続等、あるいはそれにかかわりまして今回の見直し内容等もあわせて説明をさせていただいたところでございます。各振興会におかれましてはそれぞれご負担が増すというようなところもございますが、ただ本市の財政状況などもご理解いただきまして、ご了承をいただいたと考えております。コミュニティセンターを担当する企画課といたしましては、今後とも地域コミュニティの振興と各施設の適切な維持管理に努めたいと考えているところでございます。

○北名委員 17目の協働推進費で、非核平和にかかわることをお尋ねします。毎年、いろいろな取り組みがされてきて大変いいことだと思いますし、ますます核兵器廃絶に向けての盛り上がりがあるわけで、ことしの取り組みの様子について去年と変化があれば、そのことも含めてお尋ねします。

○早川企画課長 お答え申し上げます。

平成22年度の事業の内容でございますが、基本的には21年度と同様に実施をしたいという考えでございます。原爆パネル展、それから非核平和都市宣言

の記念式典、またこれは8月でございますけれども、長崎の平和祈念式、青少年ピースフォーラムへの参加、それから平和のつどい、これはピースフォーラムに参加された方の報告会などが行われるわけでございますけれども、それとピースコンサート、これは生きがい文化センターでということになります。ピースコンサートにつきましては、予算は教育委員会のほうの計上となっております。たしか11万円だと思います。それと、かがやきによります平和朗読会などを予定しているところでございますけれども、平和運動推進協議会と十分協議を行いまして、多くの市民の皆さんに参加いただけるように広報活動に努めたりポスターを張るなどして、適切な事業実施を図っていきたくと考えております。

○田中(昌)委員 48ページ17目協働推進費、交通安全についてお伺いしたいと思います。一般交通、学童交通、啓蒙普及、それから施設整備といろいろございますけれども、交通安全ということでまとめてお伺いしたいと思います。

昨年の予特のときにも、いわゆる人的配置の予算を削っているのではないかと。財政が厳しいのでご理解をということだったのですけれども、昨年残念ながら、ここにいる皆さんご承知のとおり、死亡事故が市内、域内に非常に多発したということで、こういう交通安全という取り組みというのは、ふだんからみんなが意識を持ってやらないといけないのではないかとということで、そういうところで人的配置というのは非常に有効だし効果があるので、予算を削ったとき本当に大丈夫かという話を去年もさせてもらっているのです。それは何とか対応しますということだったのですけれども、実際としてそうでないという非常に残念でならないと思います。市の予算だけがそれではないということは、これまでのいろいろな一般質問等での答弁からもいただいておりますけれども、とはいえその中でそういう人的配置をしていくというのは意識として非常に大事だと思いますし、特に子供の人身事故というのもちょくちょくあると思います。死亡事故に至っているのは、ここ何年かはありませんけれども、音江でも以前小学校5年生の男の子でしたが、死亡事故が遭ったということで、そういうことがだんだん風化してしまうということがあります。ぜひ人的配置ということの基本とした交通安全の予算の実現をしてほしいと思っていたのですけれども、ことしも残念ながら学童交

通安全指導員設置費では、昨年よりも3万7,000円ほどの予算の減額がされています。これは聞くところによると共済費が何かの義務的経費の削減ということも伺っていますけれども、いずれにしても拡大すべきというところに反していると思います。ぜひ、今年度について、そういったことについての配慮についてどう考えているのか。

あと、今後、来年度どのような交通安全対策を予定しているのか、お伺いしたいと思います。

○早川企画課長 交通安全関係で質疑いただきましたので、お答えしたいと思います。

まさしく委員が今おっしゃいましたように事故のことにつきましては、死亡事故がふえたということで、私どももこれの交通安全運動の推進に向けてさらに頑張っていかなければいけないと、関係機関と一緒に頑張ってそう感じているところでございます。本市といたしましては、引き続き当然ながら交通安全の推進に取り組むということで、深川警察署など関係団体と連携いたしまして、毎回申し上げているわけでございますけれども、各期4回の交通安全運動がなされているということ、それから6月とか10月の行楽期あるいは輸送繁忙期の運動、活動、それから街頭啓発なども行ってありますし、町内会等の協力を得てこの4期の運動期間中の早朝啓発も実施しております。また、運動期間以外にも4月から11月の間でございますけれども、交通安全指導員による各地区の週2日、交通安全協会から週1日、早朝児童生徒への交通安全指導を行っていただく予定となっております。通学時の交通安全確保も図っていきたくて考えております。学童交通安全指導員も平成21年度と同様でございますけれども、学校が休みの日以外は市内の小学校を巡回し、通学時あるいは下校時の交通安全指導を行っているということでございます。これとあわせまして、市におきましてもことしの1月からでございますけれども、公用車に交通安全ステッカー、マグネットの物でございますけれども、それを張って意識の啓発に努めるということ。

それから来年度につきましては、総務課とも協力いたしまして職員の交通安全講習を実施し、またそれに合わせた啓発活動なども行っていきたくていうことを、今総務課長と相談させていただいているところでございます。それと、平成22年度の予算においては、交通安全指導員用の赤色の回転灯、これは

夜間、国道12号ですとか、そういうところで指導員さんですとかいろいろな方をお願いをして車につけて意識啓発しているわけですがけれども、赤色回転灯を20個、あるいは指導員が使う誘導棒の配備も進めますし、視線誘導標というのでしょうか、デリネーターの設置にも努めていきたいと考えているところでございます。人的配置が基本という質疑もございましたけれども、私どもは課一丸となって、職員対応でなるべくこれらの啓発活動に取り組んで、今までから活動が減じないように一生懸命頑張っていこうと考えているところでございます。

○田中(昌)委員 再質疑をさせていただきたいと思います。

いろいろ整備費については昨年より30万円の増額ということで、そういう赤色回転灯をふやすことでの予算措置というのも、これは確かに1つの効果はあると思うのですが、前段話しているとおりでございます。また、課を挙げてという話だったのでございますけれども、やっぱり市役所を挙げてという意識を、市長を先頭に持っていただくのが一番いいのではないかと思いますし、当然持っていらっしゃると思うのですが、例えば市長、副市長あるいは教育長などが動くときにセットカーというのですか、白と黒に塗られたワゴンタイプの車に乗って現地まで行くとか、そういう工夫もぜひ率先してやっていただければ、そういう車が動いていてそこから市長がおりてきて市長どうしたのというような話にもなれば、交通安全のために頑張っていますというアピールにもなるのではないかと思いますので、ぜひそのような工夫も企画課という市長の秘書を授かっている部分としてもやっていけば、効果が上がるのではないかと思いますので、そんな工夫もぜひ考えていただければと思いますけれども、それについてお答え願いたいと思います。

○早川企画課長 お答え申し上げます。

今ほど委員からのご指摘があったとおりでございます。市役所を挙げて交通安全運動に取り組むという気持ちは、全職員一丸となって持って仕事に当たりたいと考えております。セットカーのお話もいろいろございましたが、私ども、課で移動するときにはなるべくセットカーを使って、啓発用のテープがございましてそれを流して活動しているところでございます。交通安全対策は、委員もご承知のようにさまざまな活動があり、それぞれの立場に必要な

会議ですとか啓発運動、もろもろに主体的に実施しているものもございますし、関係機関と一緒にって参加しているというのもございますので、今後もその方針で活動してまいりたいと思いますし、市長を先頭に一丸となって交通安全対策に取り組むという気持ちで仕事に当たりたいと考えております。

○松沢委員 17目協働推進費、街路灯の維持管理についてお尋ねしたいと思います。

市内の街路灯には、開発局がつけた国道の分、あるいは道道についている分、そしてまた深川市が幹線道路につけた市道の分、そして町内会が希望した、そういうものもあります。それで、町内の方々から今、いろいろな不満の声が出ているのですが、昨年行財政改革と称して、この街路灯の維持の助成が5割から4割に減ったという中で、町内会が頼んでいないのだけれども、市が幹線道路だといってつけた部分も含めて全部町内に持たせてくるというのはいかがなものかという声が噴き出しておりますけれども、この辺の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○宮田委員 説明欄の9、街路灯設置事業のところに関連して伺います。

現在、本市では、水銀灯から蛍光灯というものもあるのかもしれませんが、私の知る範囲ではナトリウム灯への交換が進められていると思います。しかし最近では、最新の半導体技術であり世界的にも注目されていますLED街路灯が既に製品化されております。このLEDというのは発光ダイオードのことですが、このLED灯は消費電力が非常に少なく、寿命が長いという特徴がありますが、二酸化炭素排出量や器具更新に伴う廃棄物の削減だとか、あと保守費や電気料金の節約ができるなどまさに時代になった街路灯であると思います。このような地球環境への負荷が少ない省エネ、省資源のLED防犯灯の設置について、札幌市を初め、札幌市では今月まで実証実験が行われていると思いますが、札幌市を初め多くの自治体が推進する報道を見ております。本市における基本的な考えについて伺いたいと思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○松沢委員 別な質疑だと思うので、委員長の手元で整理してほしいと思うし、宮田委員の質疑には、私も一言関連して質疑したいことがあるので、この

まま進められたらそれができなくなるので、整理してください。

○川中委員長 とりあえず松沢委員の質疑に対して答弁願います。

○早川企画課長 それでは、松沢委員さんの質疑にお答えさせていただきたいと思います。

街路灯のお尋ねでございましたので、全般的なことをまずお話を申し上げたいと思います。今、委員の質疑にありましたように、財政収支改善案で平成22年度に向けて検討すると言った中に、街路灯設置事業に係る維持費補助金の見直しという項目がございました。私どもといたしましては、町内会で設置されております街路灯にかかる、これは電灯料金の補助率でございます。この補助率を現行の50%から40%に見直しということで話を進めさせていただいたわけでございます。つまり、10%補助率が下がるということでございます。この件につきましては経過を説明させていただきますが、6月下旬から始まりまして、まず5地区の連合町内会長、それから6丁目、銀座、共栄、日の出商店街のそれぞれの理事長さん、それと丸山観光協会の会長さんにご説明に伺っております。8月には、納内は地元要望がございまして、地区の説明会をさせていただきました。9月30日の行政連絡員の代表者会議で、この内容についてご説明を申し上げまして、基本的な了承をいただきました後、10月と11月に開催されました各地区、5地区でございますが、行政連絡員の会議の席上でご説明を申し上げ、ご了承をいただいたということでございまして、12月3日の広報の発送時にこの補助率の見直しに係ります内容につきまして、それぞれの町内会長さん並びに商店街の理事長さん方に文書を差し上げたところでございます。ご町内におきましても、財政状況は厳しいということでございますから、補助率の削減ということにご理解とご協力いただき大変感謝を申し上げているところでございます。なお、街路灯には町内会が設置されるものと道路照明の部分がございまして、町内会が設置されているものにつきましては、今ほど申し上げましたように補助率を10%下げさせていただいておりますけれども、それ以外の道路に係るものについては今までどおりでございまして、町内会のご負担は月額で白熱球の2分の1と思います。電気料は多少月で動きますけれども、216円程度のご負担は今までとは全く変わっておりません。

○松沢委員 最後のところで一部分、配慮したということが表明された答弁かと思って聞いていたのですが、もともと開発関係、国道のやつはそちらでもって、道道については相当間引きもされておりますけれども、依然として道のほうで持っているという実態にあるわけです。町内の会長さん方の言い分を聞きますと、説明会で説明してご理解ください、ご理解くださいと言うけれども、理解できないと言っても強引にご理解を求めて押し切っていたという表現をしております。それが実態なのではないかと思うのです。必ずしもこれは理解されていません。それで、幹線道路の市道の部分は依然として5割だということです。全部持っていないで町内が持たなければならぬところに、補助率が下げられたところから、またさらにその町内からそこへ不満が噴き出しているわけです。ですから、決してそうでなかったら私のところへ、この問題について不満があるから議会で取り上げてくれ、予算委員会で取り上げてくれという話にならないです。理解されていないということで、あなた方は、そういう理解でわかってもらわないとうまくないと思います。

○早川企画課長 お答え申し上げたいと思います。

強引にというお話がございました。決して私は強引に言ったつもりはないわけでございますけれども、各地区の行政連絡員会議においてももちろん説明をさせていただくということは、若干の時間をいただいて、なるべく聞こえやすいようにということで大きな声で申し上げた点はございます。そこで皆さん、まあしょうがないというような顔はされましたけれども、基本的に最後は理解をしていただいたと。これは多くの皆さんがご出席いただいた会議ですべからくご説明させていただいたことでございますので、今後とも説明が足りないという部分が出てくれば、またきちんとご説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それと、1点、道路の関係でございますけれども、道路の関係は、担当は私どもではないのですけれども、以前からきちんと協定というのですか、そういうのを結んでいる制度になっておりますので、それで道路照明についてもごく一部分については町内会でご負担をとということで来ているものでございます。これについては、今回の改正では全くいじっておりません。

○松沢委員 今の課長の説明ですと、強引に理解を求めたわけでないということであれば、これからも再考の余地があると今聞いていたのですけれども、そういう解釈でよろしいですか。

○早川企画課長 少し説明の仕方がまずかったのかもしれませんが、前段申し上げましたようにこの案件につきましては、財政収支改善案で平成22年度に向けて検討するということを表明いたしまして導入したものでございますから、この制度については今後もこの方向で進めさせていただくと、このように考えております。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○田中(昌)委員 進行整理のために休憩をとっていただけませんか。さっきの松沢委員と宮田委員の関係のところ、理事会の確認では、最初の質疑……

○川中委員長 その件に関しては、私のほうから申し上げます。

松沢委員に申し上げますけれども、松沢委員に関連して宮田委員が質疑したのですけれども、その関連した宮田委員にまた関連ということにはなりませんので……(「1つ聞きたいです。一問一答という方式だと思うから、これ1つしか聞かなかつたけれども」と呼ぶ者あり)街路灯の関係では、質疑することがあれば全部、最初に言っていただければよかったのだけれども……(「それが先でないから今の現象が起きるので、その整理のために1回休憩をとって……」「ちょうどいい時間ではないか」「休憩をとって整理して、もう1回やったらどうでしょうか」と呼ぶ者あり)

暫時休憩します。

(午後 2時44分 休憩)

(午後 2時55分 再開)

○川中委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

宮田委員の質疑は終わっておりますが、松沢委員からの関連がございますので、特別に許可します。

○松沢委員 どうも私の解釈のほうが違うようだったので、バツェンとまではいかないで三角ぐらいかと思いますが、関連して質疑させてほしいと思います。

ナトリウム灯との関係ですが、もと水銀灯がついていて、これは納内の公住ですけれども、ガがたくさん寄ってきて苦情が舞い込んできまして、深川市

の担当のほうに言ってかなり無理をしておとしの秋ナトリウム灯に切りかえてもらったところがあるのです。そうしたら、びったりとガが寄らなくなったというので非常に喜んでいました。LEDは青い光で、発光ダイオードの光というとまさに誘ガ灯の光みたいな光なので、またぞろ電気を使わなくなったが、ガが寄ってきたというようなことになりはしないかと思って心配なものですから、もしつけて問題ないのであればよいのですが、データだけでなく現地に実際につけてもらって虫の集まり状況もしっかり検査した上での作業を進めてもらいたいと思います。そういう立場で答弁願いたいと思います。

○早川企画課長 お答え申し上げます。

初めに、宮田委員からの質疑の関係でございますけれども、発光ダイオードを用いましたLEDの照明につきましては、東京都でありますとか札幌市を初め、多くの自治体で取り組みが進められているところでございます。現実には、多数のメーカーがさまざまな機種の開発を本格化しているという状況になっております。本市におきましても、実際にその性能について確認したいと考えておりましたところから、稲穂町のご町内にご協力いただきまして、稲穂町2丁目6番のところに1基、このLEDの防犯灯を設置いたしております。ナトリウム灯ですとか水銀灯に比べ設置費が割高になるということがございますけれども、電気料が削減されるということもございまして平成22年度におきましては、本市の深川市街路灯補助金交付条例に基づきましてLEDの照明に変えたいというご町内があれば助成の対象にしていきたいと考えております。4月に入ってから行政連絡員の全体会議の中でもそのようなお話をさせていただきたいと考えております。

次に、松沢委員からのお話でございます。そのLEDの関係の光源でございます。私がいただいた資料では、飛来する害虫の好む波長が専門的なお話ですと360ナノメートル付近ということだそうございます。それで、このLEDの波長は、三菱の資料によりまして大体450ナノメートルぐらいとなっております。ただ、これだけでは違うといっても実情はわかりませんので、先ほどお話し申し上げました稲穂町に1基設置されておりますので、それらの状況も見ながら必要であれば情報なども町内会の皆さんに提供させていただきたいと思っております。

○宮田委員 稲穂町の町内会にご協力をいただいたということで、それはそれで結構だと思うのですが、実際のその性能について確認したいということで実証実験だと思うのですが、それであればもう少し市役所から直接見えるようなところにつけられないものかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○早川企画課長 今後も、稲穂町でも役所に近いと思っているのですが、おっしゃるにより近くにそういうものがあれば検証も可能かということがございます。横に総務課長がおりますので、総務課長ともまた相談させていただきたいと思っております。

○川中委員長 46ページ、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に移ります。48ページ、18目ぬくもりの里費から19目地域振興費まで。

○水上委員 19目の地域振興費のところ、元気会議についてお伺いしたいと思いますが、一部商工振興費のほうにもかかわるとは思うのですが、ここであわせてお伺いしたいと思います。

頑張る地方応援プログラムによって元気会議というものが設けられ、三つの部会を持って今まで活動されてきたわけですが、このプロジェクトが平成21年度で終わるということで、今後その内容というか、どのように継承されるのかということでお伺いしたいのですが、この件に関しましては、私も一般質問の際などに質問させていただいておりますが、何とか継承したいという答弁をいただいておりますので、次年度は新たに名称を変更してこの部会が引き継がれるようでありまして、この元気会議の今後ということで移行後の活動をどのようにお考えなのかと、また各部会の構成等をどのように考えているかお伺いしたいと思います。

それと、二つ目には財源に関してですが、この3年間は交付税ということで対応していたと思うのですが、今後はどのような対応になるのか。

また、3年計画の最終年度ということで、このプログラムのそれぞれの活動、いろいろ目標設定等して活動してきたわけですが、その総括はどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

○平地域振興課長 それでは、ふかがわ元気会議についてということで、私のほうから答弁させていただきます。

まず、経過でございますが、ふかがわ元気会議は、

市民レベルで産業振興に寄与することを目的に、平成19年8月に設立、市内の事業所あるいは農業者の方、各種団体、機関など、業種を超えて広く市民の参画を得て、知恵とアイデアに富んだ地域経済や産業の振興につながる事業の企画、運営を進めてきたところであり、元気会議の設置後、会議の構成員から選任された委員で組織する運営委員会の中で、事業の柱となります中心市街地の活性化、移住・定住の促進、既存企業者の育成、新産業の創出及び企業事業所誘致促進の大枠づくりを検討の後、より具体的な事業展開を図るため中心市街地活性化部会、移住・定住促進部会及び地域産業活性化部会の3つの部会を中心に活動を進めてまいりました。次に、活動状況ではありますが、個々の部会の活動状況を簡単に申し上げますと、中心市街地活性化部会では、まちの中ににぎわいの場を創出することを目的に、空き店舗フェスタや火防線フェスタなどを開催し、多くの来場者でにぎわったところであり、移住・定住促進部会では、市が実施している移住促進事業への協力や、部会の独自事業としてホームページを立ち上げて、移住希望者へ向けての情報発信や、あるいは移住された方たちとの交流会を実施するなど、きめ細かなサポート体制をとっていただいております。地域産業活性化部会では、特産品開発を中心に、シードルあるいはクレープのほか、拓殖大学北海道短期大学の石村教授が開発しました黒米きたのむらさきを活用した商品開発の可能性などを進めており、その関連商品については、21社、56品目までふえたところであり、これら3部会にありましては、今後も引き続き事業を行っていくことで各部会の中で確認をいただいております、今回必要な予算を計上させていただいたところであり、各部会、これは仮称ではありますが、それぞれの取り組みについてご説明申し上げますと、新たな移住者や市民の参加を求めて、市民視点の独自の移住サポートを充実させることを目的に設置される、移住推進会議移る夢深川に70万円。空き店舗の継続的事業展開を目指し、先進地の視察も行いながら商店街との連携を深めることを目的に設置される、中心市街地活性化市民会議に110万円。黒米、シードル、山そばなど、これまで開発した資源のさらなる普及と新たな地域資源の掘り起こしを行うことを目的に設置される、地域資源活用会議に225万円をそれぞれ予算化しております。これまでのふかがわ元気会議という組織

の形態は、今月末で活動を一応終了するわけですが、果たした役割は大変大きなものと思っております。各部会においても、今後も3部会の連携を図る仕組みを残したいという点では一致しているところであり、新年度の早い時期に、新たな組織の立ち上げに向け努力していくところであり、

次に、予算措置であります、平成21年度までの取り組みに対する予算措置につきましては、国の支援制度であります頑張る地方応援プログラムを活用し、地方交付税措置を受け3年間実施してきたところではありますが、22年度にあってはこの支援がなくなることから市の単独での予算を予算化しております。今後、国や北海道など関係機関の補助メニューで対象となるものには、補助採択を受けられるようにしたいと考えております。

次に、頑張る地方応援プログラムについてありますが、地域経済の活性化の取り組みとして3つのプロジェクトを実施するため、この制度を活用したところであり、このプロジェクトの概要ですが、コンパクトなまちづくりを模索するため、事業者や市民の意向を把握するとともに空洞化する中心市街へ人の流れを導き出し、まちのにぎわいを創出することを目的に、まちの活性化に向け総合的な取り組みを展開する、にぎわいの街創出プロジェクト。二つ目でございますが、移住・定住の促進を進め地域経営の充実や暮らしやすい生活環境づくりを目指す、来てみて暮らすプロジェクト。三つ目としまして、異業種進出や新たな取り組みへの展開を可能とする産官学連携体制の構築、企業、事業所誘致などを進める地域経済の活性化を図ることを目的に、総合地域経済活性化計画となっております。それぞれの成果目標と結果についてでございますが、にぎわいの街創出プロジェクトでは、中心市街地の誘導の指標となる道の駅コンシェルジュの対応あるいは案内件数について年間2,000件と定め、実績については、平成19年は2,840件、20年は2,079件、21年は2,234件であります。来てみて暮らすプロジェクトでは、3年間で15件、30人の移住者の増加ということで設定いたしましたことに対して24件、58人。総合地域経済活性化計画では、3年間で2件の企業立地に対して2件、それぞれ目標を達成しているところがございます。これら3つのプロジェクトが目指したものは、市政の最重要課題の一つである地域経済の活性化の取り組みと同じものであり、今

後も引き続き地域の活性化に向け努力していく考えであります。

○田中（昌）委員 18目ぬくもりの里費でお伺いしたいと思います。

まあぶ'sキッチンという、昨年の秋から振興公社に委託というか、自主的にやっていただくというような形で入っておるということです。このことについては、12月の補正予算の際にいわゆる負担金使用料みたいなものを納めていただくということについて、これはやっぱりこれまでのもとのそば屋さんのお店ののような対応について検討していくということ、今後、しっかりとこの経営状況に応じてやっていかなければいけないということで一定理解はしますので、その点についてはぜひ進めていただきたいと思います。

今回の質疑につきましては、このぬくもりの里のいわゆるファーマーズマーケットというか、そこで農産物の販売をしていましたが、農産物の販売は、今どういう状況になっているのか。従前は手前側に農産物がどんとあって、奥のほうにレストランという形で販売をしていたのですけれども、かなりの販売量もあったり、いろいろな手芸品や何かもあったという時期を記憶しているものですから、そこから比べると今現在、どのような販売方法でどのようなになっているのか、売り上げ等も含めてどういう対応をしているのかお伺いしたいと思います。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○北畑委員 ぬくもりの里費のまあぶ'sキッチンについて、関連がございますので1点だけお伺いしたいと思います。

昨年の7月ですか、レストランが開業しまして、言うなればその前の状況と同じような状況にありまして、さまざまな議論、経過の結果、近くに道の駅もあるということで、大変な状況の中で前の経営者の方は撤退されて、新たに今ありましたように振興公社でレストラン業務を始められたと。まだ1年たっておりませんが、このレストラン、冬の間はなかなか厳しい状況かとは思いますが、今までの経費も含めた経営状況と、あと心配されるのが道の駅が近くにあるということで、振興公社といえども収支がきちんをとれるのか、その見通しみたいなものがあればお知らせしたいと思います。

○早川企画課長 お答えを申し上げます。

まず初めに、田中昌幸委員から質疑がございま

た農産物の販売状況の関係でございます。

調査いたしましたところ、販売の品目は、リンゴ、大根、ニンジン、ニンニク、豆類など大体52品目を販売している状況でございます。売上額につきましては、これは昨年の7月25日のオープンから本年2月までの合計で約40万円と伺っております。農産物の仕入れにつきましては、地元の向陽地区の生産者の方からも仕入れをしているようですし、そのほかにも深川市内の生産者から仕入れを行っているという状況でございます。販売方法は委託販売という形になっておりまして、売上額の20%を手数料として振興公社でいただいているというような状況でございます。農産物の販売場所が、レストラン側となっている関係についてですが、振興公社の場合は、現状限られた人数でまあぶ'sキッチンを運営しておりますので、今までありましたファーマーズマーケット側に農産物を置いて販売するとなると、人の目がそこまで行き届かないということで、人的な関係で難しい状況にあるため、レストラン側のほうでの販売となっております。昔ありました、その販売していた部分は、逆にレストランのほうが出まして、テーブルとかいすを置いてそちらでも食事ができるようになっております。今後ともさらに工夫して、来館した方が農作物を購入しやすいような方法などについて、運営協議会の皆さんや振興公社の皆さんとも検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、北畑委員からの質疑の点でございます。7月25日に開業ということでございますから、まだ日が浅うございます。1年間を通してということでございますが、今までが冬季間はお休みをしていたということもございまして、やはり年間あいているのだということも多くの皆様には知っていただかないと、なかなか経営的には厳しいのではないかと考えております。振興公社のほうで、初期投資のほうにもある程度力を入れていただいたということでございますので、経営状況としては、今のところはなかなか大変な状況かと。ただ、夏は結構お客様がいらっしゃるのですけれども、冬はおっしゃったように若干下がりぎみといたしますが、ですからこれが通年営業しているのだということも多くの方にわかっていただければ、この後、経営のほうはうまくいくのではないかと期待をしております。担当でございますので、先ほどのお話もございましたように、

運営協議会の皆さんや振興公社の皆さんともいろいろご相談をさせていただいて、このようにうまくいく体制を今回つくらせていただきましたので、先ほど田中昌幸委員からの前段でお触れになった部分も含めて、もう少しお時間をいただいてその経営状況を見させていただいて、工夫を重ねてうまくいくように努めていきたいと考えております。

○北畑委員 まだ1年もたっておりませんし、冬の間もあいているという認識もございません。

ところが、何かレストランだけではなくて、私も注文いたしました、弁当の出前のように積極的な営業展開もされているという状況も伺っております。そんな意味では、やはり黙ってあそこに座しても、なかなか今言われる目標が成就できないのではないかと思いますので、多角的な、外に出ることも含めて考えていかれたほうがいいと思いますので、その辺もし見解があれば。

○早川企画課長 そういう幅広いご支援をいただいているということは、振興公社の皆さんにとっても大きな励みになりますし、結果といたしましては運営協議会の皆様にとっても大変いいことだと思いますので、ぜひ応援をしていただければと思うところでございます。

○東出委員 私も18日ぬくもりの里費のところでは質疑をさせていただきます。

なぜここだけぬくもりの里ということで残っているのかと。もとをたせばライスランド構想というものがあって、4つの里づくり、いざないの里はいざないの里と言わないのです。皆さん、道の駅と言うのです。ふれあいの里はふれあいの里と言わないのです。まあぶと言ってみたり、交流センターと言ってみたり、まあぶキャンプ場と言うのです。それから、はぐくみの里は、JAを中心とした米の施設で、ああいうカントリーエレベーターですとかいろいろ施設が建っている。ここだけぬくもりの里という表現が残っている。では、ぬくもりの里というのは、向陽館を含めてぬくもりの里かと思ったら、向陽館は教育委員会のほうにいつているのです。となると、ここでいうぬくもりの里は、ほっと館ふぁーむのことなのかと。必ずしもそうでないのかと。しかし、このほっと館ふぁーむの中にコミセンの部分があってみたり、今、議論のあったファーマーズマーケットがあったり、レストランが入ったりというようなことになっているのです。さっきコミュニ

ティセンターの部分について、コミュニティセンターごとに維持管理費の話がありましたけれども、維持管理費の5%削減等々というようなことからすれば、対前年比マイナスということになっているのですけれども、ここはぬくもりの里という感じになって、通年、レストランが営業するからということも含めて、前年比増額になっているのです。そういう意味では非常にわかりづらい。ぬくもりの里のところはいいです。前市長のことを連想させるという意味も含めて、私はもう何らかの里というのはやめるべきだと思うのです。ほかのところでもそういう里みたいな呼び方をしているところはないわけだから、これは答弁はいいです。

ただ、今言うところのほっと館ふぁーむのところの持ち分が明確になっていないのです。わかりづらいというか。管理も含めて。先日から何回か足を運んでいますけれども、トイレトペーパーをどっちが買うのだと。まあぶが買うのか、あそこの振興会のほうが買うのか、市が買うのかみたいな話というのが結構ありまして、そういうことも含めて、非常に持ち分がわかりづらい。いろいろなところが入り過ぎているのです。コミセンの推進協議会みたいのが入っていたり、まあぶ'sキッチンが入ることによって、まあぶ'sキッチンの皆さん方、さらには振興公社と市でしょう、本当にどこのところをだれに聞いていいの、今回も質疑するのに非常に迷うくらい、所管も含めて、どこからどこまでということも含めて、非常にわかりづらいのですけれども、この全体の五百何十万円の予算の割り振り、どこの部分に何ぼ何ぼというのをまず示してほしいのと、増額になったところも教えていただきたい。

それから、今、前段、かつての穂波と違って、今度のまあぶ'sキッチンは通年で営業するということになっている。私、よくあそこを通るのですけれども、旭川側から行くと少しカーブになって信号になっていて、少しわかりづらいと言えばわかりづらいのです。前から出入り口という話があって、これも公安委員会でのいろいろなことあって、なかなか実現しづらいというのはわかるけれども、やっぱり粘り強くそういう要請もしていくということも必要だと思う。今度、逆に札幌から来る。さっき早川課長、通年で冬もやっているのだということをしてPRしていかねばいかんと。札幌側から車で来たら、除雪した雪がどんと積まれていて見えないのです。一つ

も見えない。やっているという雰囲気は何もないのです。そういうことからすると、普通の商売の感覚からいくと、ああいう除雪の仕方は考えられないのです。だから、そういう責任がどこにあって、だれがどこに物を言ったりということも含めて、恐らく気がつかない人がそういうところをやっているれば、レストランをやっている人たちにすれば気がつくのかもしれないし、そういう気がつかない人たちが気がつかないところで一生懸命、駐車場の除雪をしているのだからいいだろうというのではなくて、それはせっかくやっていることを見えなくしていいということにはならないので、そういうことも含めていろいろのことを言いましたけれども、答弁してください。

○早川企画課長 お答えを申し上げたいと思います。

ぬくもりの里予算の増額の内訳でございますけれども、平成21年7月25日から振興公社が運営協議会の委任を受けてファーマーズマーケット事業、食材提供事業、物販等を担うということで、通年営業ということでございますから、このことに伴いまして経費が増となるもので、燃料費で18万4,000円増の69万2,000円、光熱水費も44万1,000円増の192万円、駐車場の除雪の委託料も5万円増の65万円を計上させていただいているところでございます。504万3,000円ということでございますので、この中に細かな原材料費ですとか、あるいは先ほど申し上げましたコミュニティセンターに係る部分の管理委託料というようなものも含まれての話でございます。

除雪の関係でございますけれども、委員が今おっしゃられたように、札幌方面から来ると見えないということでございます。交流促進施設の状況が、奥側のほうに向陽館があるということ。左側のほうに進みますと、国道から建物が見えなくなる。いろいろ考えた結果なのですが、建物の正面に雪を押しした。押ししたところが、今、委員がご指摘になったことが生まれてきた。経費を抑えるというところがあったものですから、排雪の回数なども削減するというところで、そのようなことになったわけでございます。平成22年度におきましては可能な範囲で排雪の回数などのことも考慮しなければいけないと思っておりますし、そこはご商売といいですか、運営をやっている振興公社の希望なども聞きながら、全体的に検討をさせていただいて、視界のほうもなるべく見えるような形で進めさせていただきたいと思っております。

それと、前段あった、いろいろ地域の方も通年で新たに振興公社が入ってきてということもございすから、多少混乱するという部分もあろうかと思っておりますので、私どもは積極的に出かけて行って、きちんとご説明申し上げて、不満が残らないような形に努めさせていただきたいと思っております。

○水上委員 19目地域振興費の中の拓大の振興ということで、助成金の関係をお伺いしたいと思います。

拓大に対する支援ということで、助成金の出し方というか、形が見直されたところでありますが、この各種助成金の内容がどうであったか、一つお伺いしておきたいと思っております。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○東出委員 私も拓大のところでお聞きしたいと思います。

一つには、水上委員からありましたけれども、これまででも社会人学生のいわゆる学費の部分の全額助成です。入学金のところは少し変わったようではありますが、そういう指摘をしてきましたけれども、その際に今後ともこれらのことについては拓大と協議を続けていくのだというような形のお話になってございますので、そのところがどういう状況になっているかお聞かせいただきたいと思います。

それから、現在の拓大の学生の募集状況。

それからことしの卒業生の動向等もお聞かせいただきたいと思います。新聞にも出ていましたけれども、以上3点についてお聞かせいただきたいと思います。

○平地域振興課長 拓殖大学の振興についてということで、お二方から質疑がありましたので、逐次答弁申し上げたいと思っております。若干、順不同となることをお許しいただきたいと思います。

最初に、拓殖大学の入学状況でございますが、学生の確保に向け、一般の入学試験、あるいは社会人の入学試験、高等学校のほうの推薦、AO入学、さらには外国人留学生、自己推薦入学試験など、それぞれ実施し、受験機会の増加をそれぞれやって現在入学者の募集を行っている最中でございます。3学科の入学定員は280人ですが、過去5年間の状況をお話しいたしますと、平成17年度が231人、18年度が200人、19年度が211人、20年度が201人、21年度が190人となっております。このうち、平成21年度の190人の科ごとの内訳を申し上げますと、環境農学科、定員70人に対し61人、経営経済科が定員150

人に対して82人、保育科、定員60人に対し47人という状況になっております。なお、今年度につきましては、最終合格発表が3月25日ということで、15日現在の数字でございますが、160人の入学と伺っております。

次に、予算の内訳でございますが、今回予算書に記載されております3,829万3,000円、このうち補助交付金にかかわるものが3,815万円ですので、この部分について説明させていただきます。大学の振興助成金として、深川市内に在住する子弟及び北空知管内高等学校卒業者を対象とした奨学金制度を短大側で平成21年度に創設いたしましたので、1学年当たり各学科5人で合計15人分の奨学金の助成、それを市の助成対象としたものでございます。なお、入学金については、今回助成対象外とさせていただいております。大学の奨学金制度全体を見ますと、1億円程度と伺っているところでありますが、そのうち3,200万円、およそ3分の1を助成するという内容でございます。さらに、学生確保の対策については、高校訪問をしたり、オープンキャンパスあるいは進学相談会などの経費に1,600万円がかかっているところでありますが、市はこのうち100万円の支援、さらにミュージカルの助成で20万円、市民公開講座等開催助成金で15万円という内容で、短大に対する助成、これらすべてを加えますと3,335万円になります。次に、後援会の助成として、短大生の自動車免許取得に対する助成ということで、お一人につき4万円で、40人分で160万円を計上しているところであります。さらに、市内に転入し居住した方を対象に自立生活助成要綱を平成21年度に定め、1人2万円で160人分、320万円を計上し、補助交付金合計で3,815万円になるものであります。

次に、卒業者の進路状況でございますが、平成22年2月現在でございますが、190人の卒業生のうち、就職希望者91人がおられまして、そのうち77人の方が今現在決定しているという状況でございます。

○松沢委員 私は、同じ拓大でも研修所の関係を伺いたいと思います。

旧深川農高で拓大本校から夏期研修という形で、おととしから来ているいろいろなことをやっているようです。それで、まず昨年の入り込みも結構あったように聞いていますが、夏の二、三カ月のことですが、あの深川農高があいた後を使ってもらって、子供たちも入ってくるということでもありますから、

それなりに一定の期待をしているところです。平成21年度の入り込み状況、そして来年度はどのような入り込み状況を計画しているか。

あわせて、地域に与える経済効果というのがどことなくあいに押さえているか、これもお聞かせ願えればと思います。

○平地地域振興課長 拓殖大学北海道研修所についてお答えいたします。

本施設は、北海道が拓殖大学に対し施設の貸し付けを行う中で、平成20年8月に開設したものであり、本校や短期大学の学生のためのゼミナールや運動部の合宿、さらには施設の特徴を生かした農業体験の拠点施設として活用しているところであります。開設以来、大変多くの方が利用されていると伺っており、具体的な内容を申し上げますと、この1年間では、本校のゼミでの利用のほか夏季の北海道遠征で深川を訪れた拓殖大学女子バスケット部、あるいは姉妹校であります拓殖大学紅陵高校の研修や市内で開催された全道大会出場チームの宿泊に利用されたところであります。また、新たな取り組みとしまして、高大連携で旭川、岩見沢の農業高校の研修でもご利用があったと伺っております。数字でございますが、平成21年度にあっては件数で10件、221人の利用人数となっております。

市内の経済波及効果であります。具体的にお幾らというようなお話は伺っておりませんが、こういった宿泊者が3日からあるいは1カ月、3カ月と長きにわたり宿泊していただけるものと思っておりますので、経済効果は大変大きいものと考えているところであります。

○田中(昌)委員 10目地域振興費の2番のクラーク記念国際高等学校振興でお伺いしたいと思います。

4万9,000円という予算額の中身は何だったか聞き忘れましたが、この辺どのような内容なのかお示しいただきながら、あとこの予算にもあらわれているのかどうか分からないのですけれども、先ほど東出委員のバンクーバーオリンピックの際の経過も含めて、もうかなりクラーク高校、長く深川を本校として運営されているのですけれども、若干の市民の皆さんには、元気の泉キャンパスとか、本校のある納内の方には、それなりにいろいろなかわりがあるとは思いますが、市内全体というところになると、なかなかそうではないと思っております。ぜひ、この際ですから、スクーリングが主だと思

のですが、スクーリングでどれぐらいの生徒さんたちが深川のほうに来ていろいろな活動をされているのか、お示しいただきたいと思ひますし、あわせてこういう活動をしているということをもっと市民の皆さんにも知らせる機会みたいなもの、広報で取り上げられたことも何回かあるかと思うのですが、その辺の取り組みについてどのようなお考えか、お伺ひしたいと思ひます。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○東出委員 同じ私学助成という形の中で、私もクラークのところで聞きますけれども、拓大に対する助成からするとクラーク高校に対するこの金額はいかかという感じをしながら見ています。先ほどもバンクーバーの話をしました。地域振興課の皆さんはそういう形で懸垂幕をかけてというようなお話もさせていただきましたけれども、一部、私もいろいろな形でかわり合いがあるものですから、議長とご案内をいただいて、クラーク高校で実施をされたバンクーバーオリンピックの応援、深夜でしたけれども、市の地域振興課の皆さんと副市長さんですとか、クラーク高校の生徒の皆さん方と皆さんとともに、夜中、応援をさせていただいたという経過もございます。そんな経過の中で、納内の町内会の連合会では、寄附等々を募ったりそういう活動もされて支援をされたと聞いている。私は誇りだと思ひます。地元の高校の卒業生が3人もオリンピックに行く。応援しながら、冗談で運動会で1等取るのも大変なのにオリンピックへ出ている子供が3人もいる。そういうところに、恐らく納内の町内会会長さんあたりの発案でそういうことになったのでしょうけれども、市内全体として懸垂幕をかける、それ以外の支援で何かできることはないかみたいなところは、やっぱりもう少し全体的に盛り上げてあげる。応援する態勢。8年前に竹内智香さんがソルトレークのオリンピックに出場したときは、深川市の市民だったのです。住所が深川にあったのです。あのときは、だから深川市で壮行会をしてあげたという経過もあるけれども、今回についてももっといろいろな形での支援があったのではないかという感じがしますので、そのことも含めた形でのクラーク高校の支援というところでお答えをいただきたいと思ひます。

○平地域振興課長 まず、予算の内訳からご説明申し上げたいと思ひます。

予算4万9,000円の内訳でございます。先ほど来、

いろいろお話の出ております懸垂幕の修繕費に1万2,000円、食糧費に1万1,000円です。同じく修繕費のほかに、手数料として同じく懸垂幕に2万6,000円で、4万9,000円でございます。以上が予算の内訳でございます。

続きまして、田中昌幸委員から質疑のありましたスクーリングの状況でございます。クラーク記念国際高等学校にありましては、納内に本校があるほか、旧北海道青少年スポーツセンターを活用し、元気の泉キャンパスとして設置され、自然体験や環境教育などさまざまなスクーリングを実施しております。スクーリングの参加人数の状況でございますが、過去3年間で申し上げますと、平成19年度では2,230人、20年度では2,010人、21年度では、これは2月末現在の数字でございますが、1,884人となっております。この中には、全国のキャンパスに通学されている生徒のほかにも、創志学園グループ内の愛媛女子短期大学や、あるいは環太平洋大学の学生の方たちも利用されていると伺っております。

次に、活動状況でございますが、クラーク記念国際高校ではさまざまな活動を行っており、例えば2004年に開設されましたネパール小学校への支援活動や、あるいは東出委員がおっしゃられました納内地域での清掃活動なども行っております。それ以外にも、市内で実施されているイベント、しゃんしゃん祭りあるいはふかがわ氷雪まつりなどにも積極的に参加をいただいているところであります。このような活動やさまざまな取り組みをいただいているクラーク高校が、本市に本校やあるいは元気の泉キャンパスを設置いただいていることは大変ありがたいことと認識しているところでありますので、今後も引き続き学校との連携を密にし、でき得る限りの対応をさせていただきたいと考えております。

○田中(昌)委員 スクーリングだけをとって見ましても、年間2,000人前後、この方は延べではなくて、そういう人数の方が1週間なり5日なりというスクーリングだと判断すれば、よほど陸上とか、そういう方たちの市内の入り込みよりも、延べ人数でいくと大きくなってしまいうぐらいの方が深川に来ている。深川を中心としたこの地域の中でいろいろなことを、いわゆる若い世代が体験されているということに関しては、こういう深川のよさというものをぜひとも知っていただいた上で、将来、深川というところを意識していただくということも非常に重要

なきっかけになるのではないかと思います。同じ高校生ということで行くと、市内の子供たちが深川市内の高校でなくてほかの高校に行ってしまうのに比べると、クラークの場合は、ほとんどが市外から来ていただけるという非常にありがたい部分だと思いますので、その点についてもっと工夫を凝らす部分を行政としても持つべきではないかと改めて感じる次第でございますので、今後のアピールとか、そういう広報的な部分についての答弁が、余り具体的になかったものですから、それについて改めてお伺いしたいと思います。

○平地域振興課長 私ども地域振興課職員もあわせ、市の職員一致団結といえますか、全面的に協力できるものは協力しているつもりでございます。例えば、元気の泉キャンパスでの新たな取り組みについても十二分に対応させていただいて、今のような状況になっているという部分もでございますので、今後もある高校からもご要望いただくかと思いますが、その辺の意を酌んで対応していきたいと思っております。

○川中委員長 48ページを終わります。

1 項総務管理費を終わります。

暫時休憩します。

(午後 3時46分 休憩)

(午後 3時59分 再開)

○川中委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

次からは項ごとの質疑といたします。

2 項徴税費、52ページ。

○北畑委員 2 項徴税費にかかわって、全般的な平成22年度のことについてお聞きしたいと思います。

衆議院で子ども手当が可決されました。そして、そのかわりに住民税も15歳以下の年少扶養控除33万円も廃止になり、それから、16歳から22歳が対象の特定扶養控除も、いわゆる高校無償化の恩恵を受ける16歳から18歳に限って、その上乘せ分12万円ですけれども、縮小するということが恐らく決定されると思います。それに伴い、住民税、そしてそれに連動した国保税というものも負担増というのが避けられない状況かと思っております。そこで、地方税の扶養控除等の廃止に伴う影響額及びもしわかればどの程度の年収、所得に応じて負担増になるのか、お知らせを願いたいと思っております。

○宮田税務課長 突然の質疑をいただきまして、質

疑と答弁が合致するか心配をしておりますが、答弁を申し上げたいと思っております。先日の山田議員の一般質問の答弁と重複するかもしれませんが、お答えを申し上げます。

今回の税制改正による個人住民税の適用は平成24年度以降でございますが、一定の社会保険料控除、生命保険料控除などのもとで、現行税率で試算した場合、年収400万円の夫婦と16歳未満の子供2人の家族では、約7万1,000円の増額となるものでございます。また、夫婦と16歳以上19歳未満の子供1人、16歳未満の子供1人の家族の場合で、約4万3,000円の増額と見込まれます。今回の見直しでは、16歳未満の年少扶養控除や、16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ分が廃止されることから、課税標準額、税を算定する上で基準となる額でございますが、これが増加いたします。このことによって、住民税の所得税割が新たに課税される方や、従前の額から増額となるという方が出てくると予測されておりますが、そのトータルでの数値については把握をしておりません。

○川中委員長 2 項徴税費を終わります。

3 項戸籍住民基本台帳費、54ページ。

○山田委員 2 目の住居表示整備費、説明欄1ですが、住居表示整備事業にかかわってお尋ねしたいと思います。

住所というのは大変重要でございまして、国民であったり市民であったりするその根拠の一つとなっているわけですが、さらに仕事につくためにネットカフェを住所にするなどの社会問題にもなっていることもご承知のとおりでございまして、こんな異常な現実ということもあります。実は私の住んでいる文光町にも、同じ住所の家が11軒もあると。すなわち、何番何号というのが同じだということです。しかも、同姓の方が隣り合っているおまけつきといいますが、そんな状況にありまして、多分このような状況については、恐らく市内の新興住宅地といえますか、特に住居表示整備後に分譲したり区画割りをしたり、そんなところに建築されますとこんな地域ができると思いますが、多分、数多く見られると思います。それで、住所の基本というのは、建物1戸あるいは1棟につき1つの住所だと認識をしております。住居表示が整備された地域に同一住所の家屋が10軒以上あるというのは、どうも不自然だと思います。実は地元の班長さんから、何とかならない

のかというお話がございましたので質疑させていただきますが、1点は、まずこのような現象が生じた原因。

2つ目に、市営住宅などの住宅は戸番を付して扱っていますが、そんなことで、戸番を付すなどの解決策、そんなことでの解決の方法がないか、お尋ねいたします。

○瀬川市民課長 住居表示についての質疑をいただきましたので、答弁させていただきたいと思えます。

最初に、これまで市における住居表示や街区の拡大につきましては、住居表示に関する法律に基づきまして、市民生活の利便性の確保、あるいはその該当する地域につきましては住宅の連檐性、この連檐性というのは、住宅が次々に建てられてつながっていくというような表現を意味するのですが、さらにはまちの成熟度、そして街区の形成、街区の形成というのは、南北に広がっていくのか、あるいは東西に広がっていくのか。こういったような状況を総合的に判断しながら、住居表示が必要と判断された場合には、深川市住居表示の審議会に諮問し答申をいただく中で最大限尊重しながら住居表示を行ってきました。具体的に申しますと、昭和46年度から55年度にかけては、市の中心の市街地域とあけぼの町の住居表示の関係と、それから街区の拡大を行ってきました。さらに、平成6年度から15年度にかけましては開西町、さらには音江町、納内町の住居表示と、それから街区の拡大をやってきたという経過がございます。当然、住民の皆様のご協力と理解を求めながら、法に基づいてやってきたという経過がございます。

そこで、1点目の住居番号が同一のものがついてあるということについてでありますけれども、深川市の住居表示につきましては、先ほども申しましたとおり、法に基づいて実施しているわけですが、法において街区方式と道路方式というこの2つがありまして、深川市においては街区方式という方式を採用させていただいております。これは、住居表示の実施基準に基づきまして住居番号をつけていく。これは具体的に申しますと、1つの街区があって、これを街区の角を基点としまして、原則右回り、時計回りに番号を付していく。番号を付していく上におきましては、街区の境界線にあらかじめ一定区間で区切りをつけて、その区切りに住居番号の基礎となる番号を付していくということになります。委

員の質疑の中にもありましたけれども、住居表示整備ができた後に新たなその街区の中に道路ができると、その後建築された住宅につきましては、道路の入り口の直近に付されておりました当初の住居番号が付されるということになるものですから、今の方式からすると同じ番号がどうしても重なっていくという現象が起きてくることとなります。それが何軒も重なる理由ということになります。

それから、2点目に、この解消方法として、戸番をつけるなどの方法でもって対応はとれないのかという質疑でありますけれども、現在深川市が採用している街区方式、これ以外に法が認めている住居表示の方法としては、先ほども申しましたように道路方式というのがありますけれども、この街区方式、道路方式、いずれにおきまして、戸番をつけるということは法律上認められていないという現状にあります。ただ、これも質疑にありましたけれども、今、その一定の地域の中でやはり生活にいろいろと支障を来しているという面もございまして、お聞きしましたので、深川市が今とっている街区方式と同じような住居表示をとっている市町村において同じような問題も生じているとも思われますことから、少し時間をいただきまして、法に即しての解決方法としてどういうものがあるのか、もしあるとしたらどういう方法があるのかということをお聞きしたいと思いますと考えております。

○川中委員長 3項戸籍住民基本台帳費を終わります。

4項選挙費、56ページから58ページまで。

○渡辺委員 56ページの2款総務費、4項の選挙管理にかかわるところでお尋ねいたしておきたいと存じます。

一つは政治と金、費用と金が、どちらかというところ、現政権で大きな問題となって半年が過ぎました。しかも、総理や幹事長が先頭に立っているということは、政治の低迷と言わざるを得ない。そこにおける人気も下がってきたという状況ではないでしょうか。さらに総理は、ごめんなさい、知らなかった、したがって責任はとらないという、これが定番のような感じさえするというところでありますが、今年も参議院選挙が7月、そして12月ころには市長の選挙が行われるのではないかと判断をいたしているわけですが、いずれにいたしましても違法の起きない選挙を願うものでありますと

同時に、本市の選挙啓発推進方針について、ひとつ伺っておきたいと存じます。

もう一つは、公務員の選挙活動はできないわけがありますけれども、北教組等の選挙活動に金が動いたことはざんきにたえないところであります。学校の教員服務監督権は、市町村の教育委員会です。この種の問題点を教育委員会はどのように認識しているのか、今後の対策等についても伺うと同時に、道議会では教育長は調査をして父兄からのいろいろな話もあるということで、そういう答弁がなされているわけがありますけれども、市町村の教育委員会としてどのような判断になっているのか、2点伺っておきたいと存じます。

○渡辺選挙管理委員会事務局長 1点目の選挙啓発の推進について、お答えを申し上げます。

選挙が公明かつ適正に行われるために、選挙管理委員会では、青年団体や婦人団体、一般有識者などで組織をしております明るい選挙推進協議会によりまして、有権者の政治意識の向上と選挙違反のないきれいな選挙の実施、投票参加の呼びかけなどを、冰雪まつりの会場や選挙時においてポスター、チラシなどを用いて明るい選挙の推進のために啓発活動を行っているところでございます。また、会合などが多くなる年末年始にかけましては、送らない、求めない、受け取らないとして、寄附禁止を呼びかける啓発を広報ふかがわや市のホームページに掲載いたしまして、周知を図っているところでございます。今後におきましても、関係団体や関係機関と連携をとりながら、これらの啓発を継続していく考えでございます。

○沢田教育部長 ただいまの質疑にありました2点目について、お答えを申し上げます。

先般、政治資金規正法違反の疑いで北教組幹部役員が逮捕された件につきましては、深川市教育委員会といたしましても極めて遺憾であると受けとめております。深川市立小中学校に勤務する教職員につきましては、深川市教育委員会ではこれまでもその都度、公職選挙法、地方公務員法など関係法令の遵守はもとより、教育の政治的中立性を疑わしめる行為により学校教育に対する信頼を損なうことのないよう、各学校長に対し、教職員への内容周知と適切な指導を指示してきたところであります。今後とも適時、北海道教育委員会とともに深川市教育委員会としましても適切な指導を行ってまいりたいと思

ます。

○東出委員 私も4項選挙費のところでお伺いしたいと思います。

新年度は、今もありましたけれども7月には参議院選、12月には市長選、特に市長選は、前回は1月の実施で、1月の実施はどうかと思っておりましたけれども、私も経験した一人ですけれども、12月に前倒して実施される。非常に望ましいことかと思っております。そこで、選挙といえば投票率等々ということが話題になりますけれども、今後の選挙の実施に当たって仄聞すると、音江地区で何力所か、あるいは多度志地区で何力所か、投票所の統合というような方向で考えておられるようでございます。前段申し上げた投票率のアップということから考えると、逆行した取り組みにはなると思いますが、投票所の統合の関係と、その分どういう形で投票率を上げるために啓発、啓蒙を行っていくのかという部分について、選挙管理委員会の考え方をお聞かせいただきたいと思

○渡辺選挙管理委員会事務局長 投票所の統廃合についてお答えいたします。

投票所につきましては、深川市が5カ町村の合併市であることや、行政区域も広いために従来からの投票所を引き継ぐ形で、投票所が多く配置されてきたところであります。一部では町内会の合併などにより統合がなされてきてはおりますが、現在は22カ所の投票所があるという状況でございます。近年、人口の減少に伴いまして、選挙人名簿登録者数も減少いたしております。22投票区における3月の名簿登録者数は2万546人で、昨年3月と比べまして305人減少いたしております。投票所によっては50人を切るというところもある状況になってございます。選挙管理委員会では、昨年10月及び11月の委員会で投票所の統合について検討を重ねました結果、農村部地域を中心に車で投票に来られる方が多く、投票所までの距離感が薄らいできていること、市職員数の減少により投票所における事務従事者の確保が年々難しくなっていること、期日前投票の利用者の増加に伴って当日の投票所における投票者数が減少していることなどの理由によりまして、投票区、投票所の現状を見直さざるを得ないとの結論に至っております。委員会では、統合に関する基本方針を定めまして、投票所の名簿登録者数がおおむね100人未満の投票所におきまして、地理的要

因や地域の事情をしんしゃくしながら、関係町内会の意見を十分尊重いたしまして、合意のもとで投票所の統合を進めるものとしたものでございます。その結果、内園コミセン、菊丘コミセン、ぬくもりの里向陽館、中央公民館湯内分館、宇摩会館の5つの投票所について隣接の投票所への統合を図ることとし、昨年の11月末に関係する9つの町内会の会長さんにご説明をいたしまして、町内会の中で十分話し合っていたくよう申し上げたところでございます。その結果、年が明けてから各町内会とも統合について了解するというので、ご理解をいただいたところでございます。今後、委員会で投票区の変更を決定した後、次回の選挙から統合後の体制で選挙を執行する予定でございます。

2点目の、投票率の低下についてでございますが、投票所の統合によりまして投票率の低下を来すことのないよう、広報ふかがわやホームページでの周知のほか、該当する町内会には、投票所の変更に係るチラシの配布や、投票入場券への記載を行うこととしてございます。また、当日投票所に行くことが困難な場合には、投票期間の長い期日前投票を利用していただくなど、選挙制度の周知を含め、適切な対応に努めてまいります。

○川中委員長 4項選挙費を終わります。

5項統計調査費、60ページ。

○長野委員 5項統計調査費、統計調査事務のところで、1点お伺いしたいと思います。

ことは5年に1回の国勢調査の年と伺っております。昨今、個人情報保護あるいはプライバシーの保護により、守秘義務があり、各種統計調査の調査に当たられます統計調査員におかれましては非常に厳しい環境にあると、私も伺っているところでございます。そんな中で、非常に予算も厳しくなってきたのか、年々受け持ちの調査区域も広がってきたという背景もございまして、統計調査員におかれては非常に悩みの多い調査が日々続けられているのが実態でありますけれども、やはり見知らぬ地域を担当される調査員のスムーズな調査を遂行するために、行政として調査への協力だとか、周知、PR、そういったものを市民の皆さんに大いに取り組んでいかなければ、調査員の皆さんのご苦労というのはなかなか解決できないと思われまので、どのように取り組まれているのか、また問題点などがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○田中(昌)委員 関連で質疑をさせていただきたいと思っております。

国勢調査ということで5年に1度、国勢調査の結果というのは地方交付税の算定の一番重大な市内人口ということの基準になる数字でございますので、ぜひ正確を期して一人でも多くの深川市民がいるという調査を調査結果としていただきたいと思いますというのが期待される場所なわけですが、長野委員が話されたとおり、プライバシーの問題が非常に厳しい状態になっており、5年前の調査のときにもかなり調査員の方、臨時で調査員になれる方も数多くおられますけれども、非常に大変だったという話も伺っております。そういった中で、プライバシーに対する対策、やはり国勢調査はきちんと調査の内容を皆さんに提出していただかなければならないということの啓発はもとより、きちんと安全にプライバシー保護をやっていますということもアピールしなければいけないだろうと思っております。ぜひそういったところでの対応についてお伺いしたいと思いますし、逆にこういった機会を利用して、成り済まし等の犯罪行為をもくろむ人が出てきかねないということがありますので、そういったことの対策についても具体的にどのような内容が内閣府から示されているのか、お伺いしたいと思います。

○渡辺総務課長 ただいまお二人の委員から質疑をいただきましたので、お答えをさせていただきたいと思います。関連がございまして、先に長野委員、その次に田中昌幸委員とお答えいたしますけれども、重複する部分が出てくるかもしれませんが、その辺はご勘弁いただきたいと思います。

まず初めに、長野委員から調査員さんの仕事の大変さ、これに対して市民周知をどのようにするのかというような概要のお話がありました。一般的な統計調査、ことはお話のありましたように国勢調査という非常に大きな調査を控えておりますけれども、一般的な統計調査の概要からお話ししますと、まず統計調査員におかれましては、自分の担当区内の調査対象者の把握、それからその対象者に対する調査票の記入の依頼、そして記入の方法の説明と回収、それとその場での回収の修正等の指導、あるいは自宅での修正、そして市役所のほうに提出をいただくというような形になっております。プライバシーあるいは調査員さんの範囲が広いということでございま

すけれども、私どもにおきましては、調査ごとにその都度その都度、ことしはどのような調査がありますということで広報等でお知らせしておりますけれども、この辺につきましてはもう少し十分な周知を図っていきたくと考えております。

また、田中昌幸委員からお話のありましたプライバシーの関係でございますけれども、先ほど一般的な統計調査の仕事の流れをお話しさせていただきました。その中で、調査員さんが調査票を回収するというようなお話をさせていただきましたけれども、国勢調査につきましてお話しさせていただきますと、ことしの国勢調査におきましては、前回、5年前の調査の実施状況を踏まえて調査方法が変わっております。それは何かといいますと、調査票の回収であります。今まで、先ほどの一般的な回収では、調査員さんがお邪魔して調査票を回収するというようなことになっておりましたけれども、国勢調査におきましては2種類の回収方法が示されております。一つは、これは従来どおり統計調査員さんが回収するものですけれども、そのときに封筒で回収させていただくと。これでプライバシーの保護に努めるということで、これは平成17年のときにも行った方法でございます。もう一つは、調査対象世帯の方が、統計調査員さんの手を経ないで直接市町村に、郵送提出方式という名前を使っておりますけれども、直接こちらに送っていただくと。この2種類の提出方法が変わったということでございます。この2種類につきましては、調査対象者の方の意思でどちらかを選択できるということになっております。これに伴いまして、プライベートな事柄につきましては、調査員さんの目に触れることなく市役所のほうに届くということになっております。このことによりまして、調査員さんの手を煩わせることなく国勢調査の調査票の回収ということもありまして、多少かもしれませんが調査員さんのお手を煩わす時間帯が少なくなると考えております。ただ、従来から言われておりますように、国勢調査に当たりましては、行っても会えない、何回お邪魔しても会えないという苦労がありますので、これにつきましては周知しながら調査にご協力をいただくような形で対応を考えていきたくと思っております。

それと、田中昌幸委員からの成り済まし対策ということでございますけれども、このことにつきましては、私どもといたしましては顔の見える国勢調査

ということを考えまして、できる限り地元の調査員さんがその周辺の調査を行っていただくというようなことを考えておりますし、写真入りの身分証明書を携帯していただいて調査に当たっていただいているところがございます。悪く言えば、それを利用してそのようなことで調査から情報を得るというようなこともあるかもしれませんが、これにつきましては、平成19年に改正されました統計法で調査対象者の秘密保護の強化ということで、国勢調査などの基幹統計調査においてその調査と煩わしい表示や説明をして情報を得る行為、いわゆるかたり調査を禁じておりまして、これに違反した者は未遂も含めまして2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処すという形になっております。先ほどの統計調査員さんの仕事のご労苦のPRとあわせまして、この辺の防止対策につきましても、市の広報紙あるいはホームページなどを活用いたしまして周知に努めてまいりたいと考えております。

○川中委員長 5項統計調査費を終わります。

6項監査委員費、62ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

6項監査委員費を終わります。

2款総務費を終わります。

皆さん方にあらかじめお願いしておきます。きょうの予定でありますけれども、3款民生費の1項社会福祉費まで、できれば終わらせていただきたいと思いますので、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

それでは、3款民生費、1項社会福祉費、64ページから66ページまで。

○水上委員 66ページの3目老人福祉費のところ、説明欄にあります17の介護職員養成研修支援事業についてお伺いしたいと思います。

この事業は商工会議所が独自で行った事業と思われませんが、雇用の対策ですとか介護職員の不足に対応してだとか、また在宅の介護にも役立つということで始められた事業と聞いております。受講料を低く設定し、運営面でもさまざまな工夫をして第1回目を終了したと聞いておりますが、新年度、この事業に対して会議所への支援をするということで85万円の予算がついておりますが、こちらの根拠をお伺いしたいと思います。

また、1回目の事業に対しましては、講師として市の職員が人的支援をしていると聞いておりますが、

新年度はその面ではどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

また、将来的な部分でも、これは1回、2回で終わるのではなく継続性も考えていかなければいけないと思うのですが、その点についてもお伺いしたいと思います。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○北畑委員 介護職員養成研修事業について、関連質疑をさせていただきます。

この事業は、平成22年度深川市の予算概要の資料を見ますと、高齢者対策、雇用対策のための深川商工会議所が行うホームヘルパー2級養成研修に対する助成と認識しております。そこで、市内における介護職員の確保の現状、いわゆる足りているのかいないのか及びこの事業の内容、そして期待される効果などを伺うものであります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○東出委員 どういう形で整理されているかわかりませんが、やはり一定のルールのもとに質疑をさせていただいているので、そこら辺のところをいま一度、休憩をとっていただいて、整理していただければと思います。

○川中委員長 暫時休憩します。

(午後 4時35分 休憩)

(午後 4時55分 再開)

○川中委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○東出委員 関連で質疑させていただきたいと思いますが、この事業については、研修もさることながら、いわゆる雇用、就労というところに結びついていかなければ意味がないと判断しますので、その部分のところをどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○川端介護福祉課長 介護職員養成研修支援事業につきまして、3人の委員さんから質疑をいただきましたので、答弁をさせていただきますが、順不同となりますことをあらかじめご理解いただきたいと思います。

初めに、北畑委員からの市内における介護職員の確保の現状について答弁をいたします。介護にかかわる職員は、労働が過酷で、それに見合う報酬が十分ではないなどのため、全国的に介護職員になりました

がらない、また在職していても離職するケースが多く、介護職員の養成確保が課題となっています。本市にあっては、ホームヘルパーを派遣している事業所では、ヘルパーの資格を有する農家の主婦の方も多く勤めており、農繁期のヘルパー確保に苦慮しており、パートのヘルパーを常時募集している実態にあります。また、一部の介護保険施設にあっては、ヘルパーまたは介護福祉士の募集や現在勤務している無資格者の職員に資格を取得させたいとの希望も聞いております。今後とも高齢化がますます進行し、介護を必要とする方も増加することが予測される状況にありますことから、介護職員の養成確保は、本市にとっても重要な課題となっております。

次に、北畑委員からの事業内容についてありますけれども、市内におけるこれら介護をめぐる環境や今日的な厳しい雇用状況となっている現状も踏まえ、深川商工会議所は、平成21年度に引き続き22年度においても雇用対策、高齢者対策の両面からホームヘルパー2級養成研修を行うこととしているため、市としましても同様の視点に立ちながら当該研修の実施に伴う商工会議所の負担軽減を図るため支援を行おうとするものであります。

次に、北畑委員からの事業の効果、また東出委員の実際の就労への結びつきにつきまして、一括して答弁をさせていただきます。この研修は、不足している介護職員の育成確保と失業されている方の就労の場の確保という両方をマッチングさせることにつながるもので、平成21年度の実施において、商工会議所では失業されている方の意向もお聞きしながら、また介護事業所など双方に情報を提供しながら就労に結びつくよう努めているところであります。平成22年度の実施に当たりましても、商工会議所と連携しながら実際の就労に結びつくよう最大限努めてまいりたいと考えております。さらに、この研修の効果としましては、既に介護施設などに勤めている方も対象としていることから、参加いただき資格を取得することによって、より専門的な知識や技術などを取得することにより介護の質の向上が図られるものであります。

次に、水上委員の補助金85万円の根拠についてありますが、商工会議所が予定している研修に要する経費286万円から受講料を除く170万円の2分の1の85万円を市が補助しようとするものであります。

次に、水上委員の2点目、市における人的支援の

考え方ではありますが、平成21年度も商工会議所が同様の研修を行っておりますが、これに対し市として財政的な支援まではしませんでした。講師の人選についてアドバイスをを行うとともに、一部の講義において講師を務めるなどの支援を行ったところであります。平成22年度においては、業務的また日程的なものなどのかかわりも出てくるものと思っておりますが、可能な範囲で人的支援もしていきたいと考えております。

次に、水上委員の3点目の今後における支援の考え方ではありますが、その時々々の環境、市内の介護職員の需要と供給ですとか雇用の状況なども勘案しながら検討していきたいと考えております。

○宮田委員 66ページ、3款1項3目老人福祉費の説明欄の2、緊急通報システム整備について伺います。

このシステムですが、これまで実際にどのような予防やリクエストにこたえることができたのか、その実態や現状について伺いたいと思います。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○松沢委員 同じく緊急通報システムですが、たしか2年か3年前から自己負担が入りまして、1万5,000円ぐらいの取り付け料の負担があったように記憶しておりますが、昨年度の緊急通報システムの新規の取り付け状況、そしてトータルの数字、そして待機台数、これらについて昨年と次年度に向けての数値なども含めてお知らせいただきたいと思っております。

○川端介護福祉課長 緊急通報システム整備にかかわりまして、初めに、宮田委員から質疑のありました、どのような予防、リクエストにこたえることができたのか、その実態と現状についてであります。設置申し込みに対する対応状況といたしましては、緊急通報システムの新規設置に当たりましては、毎年度、民生児童委員さんに申し込みの取りまとめをお願いし、訪問調査を実施した上で必要と判断された場合設置しているもので、平成21年度も途中で申し込みを取り下げた方などを除き、申し込みのあった13人全員の方について設置いたしております。

次に、予防の実態でありますけれども、緊急通報システムを設置したことによる予防や通報の実態などとしましては、間違ってもボタンを押したものの、停電やその復旧など緊急以外の通報件数を除き、平成20年1月から12月までの1年間で火災による出動が

4件、救急による出動が20件、その他消防による調査や協力員に確認をお願いしたものが30件、21年1月から12月までの1年間では火災による出動が7件、救急による出動が15件、その他消防による調査や協力員に確認をお願いしたものが22件となっております。いずれにいたしましても、このシステムを活用いただくことで、病弱なひとり暮らしの高齢者や重度身体障がい者の皆さんに安心して在宅生活を送っていただいているところでございます。

次に、松沢委員から質疑のありました待機台数、また次年度に向けた数値の関係でございますけれども、今ほど宮田委員の質疑に対し答弁させていただきましたとおり、希望のあった方につきましては全員の方に設置しているということで、現在待機されている方はございません。

次に、トータルの設置台数につきましては、現在246世帯に設置してございます。また、このほか市で50台を保有しているところでございます。次年度に向けましては、平成21年度の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し旧機器の更新を図るとともに、新規設置を見越して既に10台の購入をしておりますことから22年度については新規の購入は予定しておりません。なお、申し込みのあったものについては、先ほど申し上げました待機台数の中で対応していく考えでございます。

また、先ほど利用者の負担の関係で質疑がございましたけれども、利用者の皆さんの負担につきましては、取り付け費用の実費として1万6,800円を負担していただいております。生活保護受給者の方にはその半分の8,400円の負担をいただいております。

○宮田委員 再質疑いたしますけれども、動作確認試験の状況などがわかれば教えていただきたいと思うのですが、例えば、年間1回行っているのか。

○川端介護福祉課長 緊急通報システムの通報件数という形で答弁をさせていただきますと、平成20年1月から12月で、先ほど申し上げました誤報、また正常感知を含めまして1,091回の通報がございました。また、平成21年1月から12月においては、同様に正常感知、また誤報を含めまして967件の通報がございました。

○松沢委員 1目社会福祉総務費の説明欄9の住宅手当緊急特別措置事業454万4,000円について伺い

したいと思います。

これは国の事業として昨年から発足した事業だと思っておりますが、昨年の利活用の状況と来年度に向けた取り組み周知について考えをお答えください。

○小林社会福祉課長 住宅手当緊急特別措置事業についてお答えを申し上げます。

この事業は、離職により住まいを失った方や住まいを失うおそれのある方が、安心して就職活動ができるように賃貸住宅の家賃に充てるための費用として住宅手当を支給するものです。国の実施要領に基づき実施するもので、かかる費用は全額国庫補助であります。本市における平成21年度の実績としましては、この制度が昨年10月から実施されることになりましたことから、平成21年第3回市議会定例会において、事業予算としまして対象者12人分に係る補正予算を提出し、議決をいただいたところでございます。その後、広報紙やポスター、ホームページなどにより周知を図ったところであります。これまで5件の相談がございましたが、いずれも離職日、収入について基準を超えているため該当にならなかったことから、平成21年度の実績としてはございませんでした。平成22年度は、事業予算としまして対象者12人、1人当たり12カ月分の支給を見込みまして住宅手当として446万4,000円を、事務費を含めまして454万4,000円を予算計上しているところであります。今後におきましても、引き続き広報等を通じ、周知を図る考えでございます。

○松沢委員 大体わかったのですが、現在入っている住宅の家賃の上限だとか、いろいろなそういう制約があるのかと思ったのですが、その辺どうなのでしょう。

それと、収入要件により該当にならなかったとありましたけれども、せっかくのこういう国の事業ですから、該当者昨年ゼロ、1年といっても何カ月かの実施期間だったので、そういうこともあったと思いますけれども、その家賃の上限とかその辺も該当条件があるのでしょうか。

○小林社会福祉課長 住宅手当を受けられる要件についてご説明させていただきます。

何点かありますが、申請時点で2年以内に離職をされた方。離職前にみずからの労働により賃金を得ていて、主として世帯の生計を維持されていた方。3点目として、就労能力、常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行われる方。4点

目として、住宅を喪失している方、または喪失するおそれのある方。5点目として、原則として収入のない方。ただし、一時的な収入がある場合ということで、生計を同一とする親族の収入の合計が、単身者の場合8万4,000円、複数世帯の場合17万2,000円以下。6点目として、生活を同一とする同居の親族の預貯金の金額が、単身の場合50万円、複数世帯の場合は100万円を上限とする。7つ目は、国の住宅喪失離職者に対する各種施策での貸付、または給付を受けておられない方。これらすべてに該当する方ということになります。なお、住宅の家賃の要件としては、新規の場合にはその地域の生活保護の住宅扶助基準ということになりますので、本市の場合にあっては、単身世帯の場合は2万4,000円、複数世帯の場合にあっては3万1,000円以下の住宅に入られるということになるかと思います。なお、これまで5件の方から相談がございましたが、それぞれ預貯金がオーバーをされる方、また収入がある方、離職から2年以上たっておられる方、それぞれの状況がございましてこの事業の対象にならなかったということでございます。今後とも周知を図ってまいりたいと考えております。

○田中(裕)委員 64ページ、3款1項2目障がい者福祉費の説明欄の1番目、障がい者福祉事務についてお伺いしたいと思います。

511万8,000円が計上されておりまして、予算の提案の説明で、これが障がい者のスポーツ大会への負担金であるという説明がありました。まずはこのスポーツ大会の詳細と、当市で行われる競技について、宿泊予定の誘致の対策と受け入れ環境についてお伺いします。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○東出委員 ただいまの全道障害者スポーツ大会に関連して、質疑をさせていただきたいと思っております。

私のほうも、今回、深川市を含む北空知圏域で開催されることになった経過、全道持ち回り開催のようなことがあるとすれば、そこら辺の状況についてお知らせをいただきたいのと、それぞれの開催の負担の分がどのようにになっているのか、そこら辺も明らかにしていただきたい。

加えて、宿泊される方がおられるとすれば、そこら辺の対応をどのようにされるのか。バリアフリーだとユニバーサルデザインの宿泊施設だとか、そういうものがそうそう数多くあると思えないので、

そこら辺の対応がどうなるのかという感じがしています。

それから、せっかく深川市を中心とするこの地域でそういう大会が開催されるということであれば、いろいろな形で市民の皆さんを含めて歓迎なり支援体制というようなことも必要だろうと思うのですが、地元のボランティアだとか、そういう協力体制みたいなものがどのようにとられていくのか、そこら辺についても、現時点でわかっている部分についてお聞かせいただきたいと思えます。

○川端介護福祉課長 北海道障害者スポーツ大会につきましては、身体障がい者及び知的障がい者がスポーツを通じて健康の維持増進、自立と社会参加の促進を図るとともに、道民の障がい者に対する理解を深め、本道における障がい者のスポーツをより発展させることを目的に毎年実施されており、ことしが48回目の大会となります。

初めに、東出委員からの開催に至った経緯について答弁させていただきますが、この大会は、当初、道内の単独市町村で開催していましたが、競技数、予算額の増加により平成10年度の大会より複数の市町村による支庁管内持ち回りの広域開催となり今日に至っております。広域開催方法となつて以降、大会を開催していない支庁管内が空知を含む3支庁でありましたが、他の2支庁は、宿泊施設の不足や陸上競技場が完備されていないこと、また空知の中にあっても南中空知の5市では単独で開催した経過もあることから、大会を主催する北海道や北海道障害者スポーツ振興会から北空知1市5町に対し、深川市を中心とした北空知での開催を要請されました。この大会を引き受けるとなると地元開催市としての負担も伴いますが、地元障がい者団体から、障がい者スポーツの振興や障がい者に対する理解をより一層深めるためにも、この大会を引き受けてもらいたいとの要請や関係団体より協力いただけることのお話もいただいたことから、北空知の各町とも協議し北空知での開催を引き受けたくてございます。

続きまして、田中裕章委員からのスポーツ大会の詳細、また当市で行われる競技についてであります。大会はことしの7月11日の開催とし、実施する8種目の競技のうち北空知1市5町のスポーツ施設の整備状況に応じ、深川市では陸上競技、サッカー、車いすバスケットボールの3競技を、また秩父別町ではバレーボール、フロアバレーボールの2競技を、

妹背牛町ではバスケットボールを、北竜町ではソフトボールを、沼田町ではフットベースボールを開催することとしております。参加者数は、過去の大会の例などから、選手約800人、役員、ボランティアなど約800人の合わせて約1,600人規模の大会になるものと考えております。

次に、東出委員から質疑のありました負担の関係について、答弁をさせていただきます。大会経費につきましては、平成13年度の大会以降、運営面の簡素化、効率化、また競技種目も縮減していますが、予算額は道補助金800万円、市町村の負担も道と同額の800万円、参加料80万円の合わせて1,680万円を予定しております。市町村負担800万円のうち約1割弱の73万円について、中南空知の市町に負担をいただけることから、残り727万円を幌加内町を含む1市5町で、人口割、財政割、均等割の要素で案分し、深川はそのうち371万9,000円の負担となったものであります。なお、決算において余剰金が生じた場合は、その分市町村負担を減額することとしていますので、経費の節減などに努め、市町村負担の軽減を図っていきたくて考えております。

次に、田中裕章委員からの宿泊自治体への誘致対策と受け入れ環境及び東出委員からの宿泊の対応などについて、一括して答弁をさせていただきます。今後、参加チームの取りまとめを行うとともに宿泊については、依頼している市内旅行代理店が取りまとめいたしますが、北空知は道内のほぼ中央に位置し交通の便がよいことから、宿泊されるチームもある程度限られるものとは思われますが、できるだけ地元への宿泊や、あわせて観光もいただけるよう大会の案内にそのことの働きかけをするパンフレットなども同封していきたくて考えております。また、本市を含む北空知を中心に、近隣の各宿泊施設のバリアフリー化の状況を把握するとともに、参加チームからの希望もいただきながら受け入れ態勢を整えていきたくて考えております。

次に、東出委員からの地元ボランティア等の協力体制についてお答えをさせていただきます。大会の開催に当たりましては、北空知地区の体育協会や競技団体、障がい者団体、社会福祉協議会などに実行委員会に加わっていただいております。また関係団体を初め市民ボランティアを呼びかけするなどしながら、大会運営にご協力をいただけるよう働きかけをしていきたくて考えているところでございます。

.....

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○田中(昌)委員 今の北名委員からの質疑なのですけれども、社会福祉協議会の運営の内容について、.....この貸し付けに対して、深川市が資金を提供しているなり、そういうことがあるのであればこの予算審議の議論にはなりませんけれども、社会福祉協議会自体が善意のもとでやっていることに對してこの審議の場にそぐうのかどうか、内容について精査いただきたいと思ひます。

○川中委員長 暫時休憩します。

(午後 5時30分 休憩)

(午後 5時47分 再開)

○川中委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

先ほどの北名委員の質疑に対し、本人より発言の申し出がありますので、これを許可します。

○北名委員 先ほどの質疑を取り下げます。

○川中委員長 ただいま北名委員より、質疑を取り消す発言がございましたが、これを許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、先ほどの質疑については取り消すことになりました。

○松沢委員 66、67ページの5目国民年金事務費、国民年金事務についてお尋ねします。

昨年もここで質疑をした覚えがございますが、国

民年金の事務全般が変更になりまして、社会保険事務所で今後取り扱うというような方向が、昨年答弁されたように記憶しておりますが、これからこのところが深川市役所の窓口業務として全くなくなるのか。もし全くなくなるなら非常に不便なことになりかねないという心配を1つ持っているわけですが、このあたりはどのようになるか、お答えいただきたいと思ひます。

○瀬川市民課長 ただいま、社会保険庁の廃止後の市民に対する年金相談あるいは年金給付に対していろいろな申請が出てくるわけですが、この対応について機構改革がなされた後の対応についてということでお尋ねがありました。

一連の年金問題に端を発しまして、厚生労働省は、年金に対する国民の信頼を得ようということで、今回、組織改革を行いまして社会保険庁を廃止し本年1月1日から日本年金機構というものを立ち上げました。このことによって業務がどのように変わったかということでもありますけれども、公的年金の財政責任だとかあるいは運営責任につきましては国の厚生労働省に移りまして、お尋ねのあった公的年金に係る具体的な業務につきましてはこれまでどおりの対応となっております。具体的には、名称が少し変わりましたが、深川市を含む旧社会保険事務所管轄の中身につきましては、砂川年金事務所と名前を改めまして今までどおり年金相談について行っていくということでもあります。あわせて、委員の質疑にありましたとおり、変更によって深川市の窓口はどうなるのかということなのですが、これもこれまでどおり市民課医療年金係で年金相談について対応いたしますし、あるいは給付にかかわる申請業務等、これは事実上の審査に終わりますけれども、これを受けまして今度は北海道の事務センターのほうにそれを送らせていただいて手続を進めるという形で、中身については一切変わっておりません。それで、この中身につきましても混乱がないようにということで、昨年の11月に広報に載せまして市民周知を図ったところであります。これまでどおり、我々としては、高齢化が進む中で対象者がふえてくると思ひますので、懇切丁寧な窓口業務に対応してまいりたいと考えております。

○松沢委員 大体いいのですが、もう一つ少し気になっている部分では、かつては紙台帳をもとにして全部手繰っていたのですが、それが去年のた

しか8月で全部なくなるということだったと思うのですが、この辺の昔の台帳を調べたいという希望があった場合は、すべてもうパソコンに入力されていて紙台帳はなくても全部検索できるという気がしましけれども、その辺の業務内容はどのようにになりますか。

○瀬川市民課長 本市がこれまで保管しておりました年金業務にかかわる記録、紙ベースのものですけれども、昨年もこの予算審査特別委員会でお答えをさせていただいておりますけれども、昨年4月の段階で、まだ旧砂川社会保険事務所でありましたけれども、ここと調整をとりまして、紙ベースにつきましても、私も少し記憶が薄れていますけれども、すべて深川市が保管していたその中身については、砂川年金事務所のほうに引き継ぎが完了している状況になっています。

○川中委員長 1項社会福祉費を終わります。

お諮りします。本日の委員会はこれで散会したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、よって本日の委員会はこれで散会することに決定いたしました。

なお、あすの委員会は午前10時から開きます。

(午後 5時54分 散会)



予算審査特別委員会記録（第3号）

平成22年3月18日（木曜日）

午前 9時58分 開議

午後 7時24分 散会

（午前 9時58分 開議）

○田中（裕）副委員長 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

鍛冶委員から本日の予算審査特別委員会を欠席する旨の届け出がありました。

議案3号平成22年度深川市一般会計予算ないし議案第15号平成22年度深川市病院事業会計予算の13件を一括議題とします。

質疑を続けます。

2項児童福祉費、68ページから70ページまで。

○宮田委員 68ページ、3款2項1目児童福祉総務費、説明欄の15、少子化対策出会い創出支援事業について伺います。

この事業は、未婚の男女のための支援を目的としたものとのことですが、この種の事業者は、2時間程度のパーティーを企画して開催する事業者や、IT技術を利用したタイプの第2種電気通信事業、例えば一時問題になりました携帯電話を使うタイプですとか、あと本市でもブロードバンドの光ケーブルが整備されつつありますけれども、そのような高速通信網に対応したタイプですとか、ともかく多種多様な事業者が存在し、需要も供給もかなり多いものと思われまふ。しかし、参加者間でのトラブルや犯罪の発生がないとは言えないですし、また応募者や参加者は、どの市も男性よりも女性が少ないため、この問題を解決するために、いわゆるサクラを雇い人数を合わせるといった悪徳業者も決して少なくないようす。

このような犯罪や悪徳業者に対する対策はどのようになっているのか伺いたいと思います。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○東出委員 ただいまの少子化対策出会い創出支援事業に関連してお聞かせいただきたいと思ひます。

市内の婚姻状況を見ると、ここ平成19年、20年、婚姻の組数が70組台に対して離婚が40組台、単年度で見ると5割を超えているような状況でございます。少子化対策という観点からいくと、婚姻対策も必要なのかと思うけれども、離婚対策のほうが必要なのではないかと思うぐらい、単年度にして6割

近い方が離婚されているような状況もある。しかし、少子化対策の一環としてこういう事業を立ち上げたということは、私は評価させていただきたいと思ひます。

そこで、所管の想定するこの支援制度、どういう団体、取り組みを想定しているのか、例示的なものがあればお示しいたきたいと思ひます。

○小林社会福祉課長 少子化対策出会い創出支援事業につきまして、宮田委員、東出委員から質疑をいただきました。お許しいたきまして、順不同となりますが、一括して答弁させていただきます。

初めに、本事業の概要、イメージについてということで答弁をさせていただいた後に、問題等も指摘されましたので、その辺について答弁させていただきたいと考えております。本事業実施の考え方がありますが、少子化の進行によるさまざまな影響が懸念される中、少子化対策として本事業を実施することにより、独身男女の出会いが創出されまして、少子化の要因の一つであります未婚化、晩婚化の対策を図ろうとするものです。事業概要であります。独身男女の出会いを創出する事業を実施する団体に交付金を交付しようとするものです。団体としましては、市民2人以上の複数による任意団体ということで、お一人を超えておられればこの事業の実施団体とみなし、要件は余り厳しくしないことを考えておりますが、ただし事業者には次の五つの要件を満たす団体ということで考えております。第一に、独身の男女が出会うための交流会等を企画し実施すること。二つに、交流会等の企画内容が前段申し上げました事業の趣旨に合っていること。三つ目に、交流会の参加者がおおむね20人以上であること。四つに、事業の実施に必要な物資等は市内の事業者から調達していただくこと。第五に、政治活動や宗教活動、営利目的でないということで、この条件を満たす団体が実施する事業を考えておまして、結婚を望む者同士が自然な形で交流できる創意工夫ある出会いの場や機会の創出、また結婚のイメージアップを図る事業に要する経費に交付金を支出することを考えているところでございます。

児童福祉費に100万円を予算計上しており内訳としましては、市民団体の募集によるもの5件、1団体10万円を上限として5団体で50万円、実行委員会形式による取り組みとして1件50万円を限度としており、募集团体、実行委員会、合わせて100万円を予算化しているところでございます。事業がイメージできるようなというお話でありましたので、幾つか申し上げますが、出会いの機会となるパーティーの開催、あるいは文化、スポーツイベントの開催、また出会い創出を支援する講座の開設、あるいは各種行事への参加と交流会の開催などが一例として挙げられますが、団体による創意工夫ある出会いの場や機会の創出、結婚のイメージアップを図る事業が計画されることを期待しているところでございます。実施に当たりまして、トラブルや犯罪についてのご心配をいただきました。この種の事業を営業としている方は対象外とさせていただく考えであります。また、実施される団体においては、参加者関係でのトラブルが発生することがないように、取り組みには十分配慮いただく必要があると考えておりまして、所管としましては応募された事業の内容をよく確認させていただきまして、実施団体には事業実施に際してトラブルが生じることのないような取り組みをお願いしていきたいと考えております。一方、参加者は成人の男女ですので、自己責任ということについてもご理解いただく中、参加をお願いしていきたいと考えております。

○水上委員 1目児童福祉総務費の学童保育についてお伺いしたいと思います。この学童保育につきましては、同僚であります田中裕章委員が常々取り上げておりますが、このたびは私のほうから質疑させていただきたいと思っております。

まず、この学童保育について、現状の利用者数の推移についてお伺いいたしたいと思っております。

加えまして、子供たちの夏休みとか冬休みの長期休暇中の利用についてであります。その時期というものは非常に混雑しており、場所が狭くなって利用しにくいことも仄聞いたしておりますが、学校などの空き教室を利用するなど、どこか広い場所を学童保育の場所として提供できるような形はとれないものか、ご見解をお聞かせください。

○小林社会福祉課長 学童保育について、お答え申し上げます。

初めに、学童保育の利用者数について、登録児童

数で申し上げます。昨年とことしの3月1日現在と比較しますと、学童保育を実施している7施設、それぞれ増減はございますが、学童保育全体としては増加しておりまして、昨年134人の登録がことしは165人で31人増加しております。

現在の学童保育の実施場所としましては、学校の余裕教室での実施が2カ所、保育園での実施が4カ所、専用施設での実施が1カ所という状況です。学童保育は放課後の児童の居場所、生活の場となりますので、そのスペースは一定の規模の面積が必要と考えております。質疑にありました長期休暇中につきましては、平日の利用に比べると利用時間も長くなりますので、ある程度余裕を持ったスペースの確保が望ましいことでもありますので、今後、学童保育所の状況をお伺いしながら、子供たちの生活スペースが確保されるよう検討していきたいと考えております。なお、その際、学校の多目的ホールなどをお借りすることも対応策の一つと考えられますので、教育委員会とも十分連携してまいりたいと考えております。

○田中(昌)委員 3目保育園費についてお伺いします。若干、歳入にもかわりますので、本来であれば歳入のほうで議論するところもあるのですが、ここであわせて一括質疑させていただくことをお許し願いたいと思っております。

保育料の軽減措置25%を、いわゆる財政収支改善の見直しの中では12.5%にすることを前提に、昨年は17%ということで、8%分の軽減措置の縮減をしてしまったということです。この少子化対策の重要な時期に保育料を改めて値上げするというのは、政策的には間違っているのではないかと、おかしいのではないかとこのことを言わせていただきました。昨年も財政が非常に厳しいという理由をもって25%から17%軽減に変えているということで、今年度については17%を維持するということの提案で、この軽減措置を宿減するという表現を市政方針の中でも言っていますけれども、昨年から比べれば25%から17%に軽減措置を改悪しているわけですから、そういうふうに表示しているのかと非常に疑問に思うところでございます。一般から見れば確かに軽減していることについては、一つの政策的な余地はあるのかもしれませんが、これは財政的な厳しさというものが軽減されていくのであれば、また最優先課題として軽減措置を拡充するのが本来の筋かと思

いますので、まずその点についてお考えをお伺いしたいと思います。

あわせて、これまでも何回かはお話しさせていただいたのですが、もし仮に軽減措置を市の側で言うと緩和する、少し戻していくということになるのであれば、園に通う親御さんにとっては負担が大きくなる。であれば、サービスの拡充というものをバスターで何らかの形で出てくるべきではないかと考えるのが当たり前だと思うのです。となれば、例えば市内の保育園、市立、法人立を含めても、かなり老朽化が進んでいるということで、保育園の施設費の部分についての拡充を考えていかなければいけない時期だと思います。保育料の値上げをすれば、これは市の保育園全部に影響するわけですから、そういったところに対して適切に支援をするなり、補助の拡充をすることが必要だと思いますが、そういった保育施設の充実という意味合いを持ったところでどのようなお考えを持っているかお伺いしたいと思います。

○小林社会福祉課長 保育料の関係、あわせて保育所の施設整備にかかわって質疑をいただきました。順次答弁させていただきます。

初めに、保育料の関係であります。新年度の保育料につきましては、今ほど委員の質疑の中でも触れておられましたが、国の保育料徴収基準額から各階層、一定割合を軽減する保育料軽減措置を継続したところでございます。軽減率は平成21年度と同じ17%の軽減でございます。また、軽減ということから申し上げれば、平成20年度に創設した本市独自の第2子及び第3子以降の多子世帯向けの保育料軽減措置も継続することとしておりまして、これら軽減措置を講じることにより、保護者の負担軽減、子育て支援とともに少子化対策に努めたところでございます。この17%軽減の考え方ではありますが、本市の保育料は平成20年度まで国の徴収基準額から25%を軽減した保育料としてきたところですが、本市の厳しい財政状況のもと、20年度において、財政収支改善に向けた歳入歳出全般の見直しによりまして、財政収支改善の見地から保育料の軽減を12.5%にする財政収支改善案としたところであります。この案について関係団体、関係者からの陳情や要望、そして議論をいただく中、議会として保育料軽減の削減は単年度での引き下げを避け、2年間は激変緩和を講じることとする決議が行われたことなどを踏まえ

まして、2年間の激変緩和を講じることとしまして、21年度は軽減率を17%とし、22年度につきましても軽減率を継続し、17%軽減とする保育料としたところでございます。今後の保育料におきましては、財政収支改善に向けた検討において、保育料軽減率の見直しを行い、12.5%の軽減をお示しする中で、平成21年度と22年度、2年間の激変緩和措置をすることとしてきたところであり、22年度でその期間を終えることから、23年度については、保護者の経済的負担軽減のため一定割合の保育料軽減を考慮しつつも、財政収支改善案に沿った保育料に設定することとし、歳入の確保に努めることが基本になるものと考えております。また、多子世帯の軽減策につきましても、財政状況などを踏まえつつ、継続に向けた検討が必要と考えているところでございます。

施設整備についてであります。市内には社会福祉法人立保育所6園と市立保育所3園の9園が設置されていますが、いずれの保育所も建設からかなりの年数を経過しております。このような中であって、社会福祉法人立保育所の施設整備については、これまでも保育所運営法人の施設整備費に対して市費助成を行った経緯もございますが、今後、施設の現状などをお伺いし、必要と見込まれる施設整備についての把握に努めてまいりたいと考えております。

○田中(昌)委員 再質疑をいたします。

来年は12.5%にすると宣言されたらまた困るのですけれども、財政収支改善というところでは、今年度も特別交付税の内示額が、12月と3月分で7億7,000万円以上となっているようですし、先日の補正と合わせれば、ほぼ基金の繰り入れがなくても財政運営ができるような状況が平成21年度の決算でも起き得る可能性があるということで、そういう財政収支改善が図られているのであれば、その辺の措置は最優先でやるべきではないかと考えます。一度つくった計画ではありますけれども、その状況に応じたところは柔軟に構えるべきです。少子化対策という観点から、先ほどの100万円少子化対策創出を創出をやっているということであれば、子育てのしやすさ、これはぜひ実現すべきだと思っております。実は、第2子、第3子の軽減措置、これまでは逆に、2人以上いれば安いほうの保育料の方が半額になるという減免措置はありましたけれども、新しい措置は、第2子、第3子、後のほうが減免措置半額ということで、これは保育園に預ける親御さんが

らすれば、3歳未満の子供たちを預ける場合に非常に大きなメリットのある政策として、親御さんから本当に助かる、ありがたいという言葉が聞こえているのです。保育料の軽減措置は、働く保護者の皆さんからとても価値ある政策だと認められているわけですから、そういうところでやった反面、逆に保育料全体を上げるとするのは、どうも全体の動きとしては効果が逆になってしまうのではないかと思います。そういった点もぜひ考慮して、これから子供を産み育てようという保護者の皆さんの声を反映した政策をとっていただきたいと思いますので、改めてお伺いします。

それともう1点、施設整備のほうも、これから調査をするというのでは少し遅いと。先日の2次補正、きめ細かな臨時交付金で深川保育園の補正予算も上がっていましたが、あれは外周りなのです。内部も、深川保育園なども床の傷みというのはかなりひどいと私も保育園に行くたびに思っているところがございますので、そういう部分、いつもいる方から見れば、それが当たり前になっているかもしれませんが、外部の方の目をもう少し入れるような形で、市内の保育園全体の調査など実施すべきだと思いますので、その点についてお答え願いたい。

○小林社会福祉課長 初めに、保育料の軽減についてであります。保育料については平成22年度、国においても保育料設定の仕組みについての見直し、検討が行われるということも仄聞しております。国の保育料の設定の仕組みが今後どのようになっていくか、またこれが本市の保育料設定にどう影響するのか。国の保育料見直しの動向も注視をしていかなければなりませんし、またこれまでの本市の保育料見直しについての経緯もありますので、それらも踏まえながら、今後本市の保育料について検討してまいりたいと考えております。

施設整備の部分につきましては、こちらも国の社会保障審議会において、施設整備補助のあり方について検討されていると聞いております。これについても、どのような影響が出てくるのかはわかりませんが、そこら辺の動向なども見ながら、本市の保育施設整備について、今後いかにあるべきかについても市内保育所のあり方の検討も含めて検討してまいりたいと考えております。市立保育所、また法人立保育所という二つの様式があるわけですが、それぞれ施設の状況をよくわかっておられる現場の方もお

られますので、それらの方々のお話なども聞かせていただきながら、状況把握に努めてまいりたいと考えております。

○北畑委員 1日児童福祉総務費にかかわって、児童虐待について何点かお伺いします。

最近、本当に見るに耐えない、聞くに無残な話がある報道されているところがございますけれども、2年前、2008年4月に改正児童虐待防止法が施行になって、児童相談所の家庭の立ち入りだとか、警察が同行する場合も、かなり前よりは同行しやすくなったという法律的には進んでいる状況でございますけれども、そこで何点かお伺いしたいと思います。

1点目に、報道のたびに指摘されておりますけれども、行政はもちろんでございますが、警察、医療機関、幼稚園、保育園、小学校、地域、それから民生委員児童委員などの連携で見えるという部分があり、毎回毎回指摘されております。その部分での連携について、今どのような現況と取り組みをされているのか。

それから、一番先に察知というか、見つけるという部分では、近隣に住んでいる地域の人たちの目というものが必要になってくると思います。そういった虐待をうかがわせるような事態を見かけ、そして通報するという体制も必要だと思います。そんな意味では、市として今言ったような内容の対処法についてどのように取り組まれているのかお聞きします。

○小林社会福祉課長 児童虐待に関しまして、発見、予防、対策にかかわっての連携の必要性、あわせて地域の人たちの協力ということで質疑がございました。

一括して答弁させていただきたいと思いますが、本市では、平成17年に虐待を受けている児童など、保護者に監護させることが適当でない児童の早期発見や、児童や家庭への適切な支援を行うこと、また問題の未然防止を図ることなどを目的として、深川市要保護児童対策協議会を設置しております。この協議会は、要保護児童に関する専門機関である児童相談所や保健所のほか、地域の組織として警察署や医師会、歯科医師会、また小中学校や保育所、幼稚園代表者の方々に参画をいただくほか、地域住民としても日々児童の福祉に関する業務に携わり、活動されている人権擁護委員や民生委員など、幅広い地域の方々のネットワーク組織として機能しているところでございます。

質疑にありました連携ということではありますが、要保護児童対策協議会では年に一度、各組織の代表者にお集まりいただき、支援が必要なケースが発生した場合の連携した対応や、虐待が疑われるケースが発見された場合の通告や相談などについて協力をお願いしているところでありますが、具体的な事例が発生した場合には、随時関係する機関の担当者等が集まりまして、その対応について検討するなど、それぞれのかかわりの中で問題を有する児童や家庭への支援に当たっているところでもございます。この早期発見、通報といった部分には、市民の皆さんからの貴重な連絡、通報ということも受けているところでございます。虐待通告や相談窓口としましては、社会福祉課に専門員を配置する家庭児童相談室を設けておりまして、児童相談所の助言などもいただきながら必要な対応に努めており、今後におきましても、この家庭児童相談室と関係者で構成する要保護児童対策協議会が連携しまして、本市における児童虐待の早期発見や適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○水上委員 2目母子福祉費の児童扶養手当支給事業についてお伺いしたいと思います。

新たに父子家庭も支給の対象になるということですが、対象者をどの程度想定しているのか、まず一つお伺いしたいと思います。

あわせて、この制度の周知方法についてもお聞きしておきたいと思っております。

また、最近の社会情勢を反映してか、先ほども話題に上っておりましたが、事情はさまざまですが、ひとり親家庭となるケースが多いように感じておりますけれども、この手当の受給者の推移を伺っておきます。

○小林社会福祉課長 児童扶養手当支給事業について、3点お答えさせていただきます。

初めに、このたびの父子家庭への児童扶養手当の支給につきましては、ひとり親家庭に対する自立を支援するため、児童と生計を同じくする父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象が拡大されるものです。所要の法案は、本年8月施行の予定でありまして、児童扶養手当は4月、8月、12月を支払い期日とされておりますので、新年度、新たに対象となる父子家庭の支給は8月から11月までの4カ月分を本年12月に支給することとなります。新年度予算で見込む父子家庭の支給人数ですが、対象者を正確に見込む

のは難しいものがありますが、現在、市が実施しています児童を扶養する母や父など、ひとり親家庭を対象とする医療費の助成制度における父子家庭の数を参考に、14人と見込んでいるところでございます。

なお、父子家庭への児童扶養手当支給に係る周知につきましては、広報紙や市ホームページでの周知はもとより、対象となる方々からの申請が受けられるよう、制度の周知に十分意を用いてまいりたいと考えております。

最後に、児童扶養手当受給者の推移であります、過去3年間で申し上げます。各年8月末現在の受給資格者数であります、平成19年210人、20年214人、21年で219人と、ほぼ同数で推移しているものでございます。

○田中(裕)副委員長 2項児童福祉費を終わります。

3項生活保護費、72ページ。

○長野委員 それでは72ページ、生活保護費の総務費のところ、生活保護対象者の審査につきましてお尋ねしたいと思います。

最近の経済状況を考えますと、生活保護の対象者も減少する環境にはないと認識しておりますけれども、資料を拝見しますと、保護率が1月分で18.2パーミル、類似市に比べますと、同じような農村都市ですと高目の数字と判断しております。

そこで、現状の審査のあり方について、また審査後、いろいろな原因がおりなのだろうと思っておりますけれども、自立、自活に向けた指導とか対応についてもどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

また、市内には大きな療養施設とか病院等もあります。そこで長期療養されている中にこれらの対象者がおられるのかどうか、現状どうなっているのかお尋ねしたいと思いますし、また他町からの入院の場合、財源の問題が若干絡むかと思っておりますので、深川市として財源負担が生じているのかどうか、あるいは退院後の患者さんの傾向をお知らせいただきたいと思います。

○小林社会福祉課長 生活保護世帯の審査、指導、援助、あわせて長期入院患者の関係で質疑をいただきましたので、順次答弁させていただきます。

初めに、現状であります、長野委員も触れられておりました本年1月の生活保護速報では、本市の保護率は18.2パーミルということで、昨年1月に比べまして1.1ポイント上昇しております、平成20

年後半から上昇傾向となっております。全国、全道的に見ましても保護率は上昇傾向にあり、景気低迷が大きな要因と受けとめているところでございます。このような中、本市の保護率は、全道35市の中では中間に位置しているという現状にございます。

次に、生活保護対象者の審査についてであります。生活保護は生活に困窮する方が、利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活維持のために活用することを要件として行われます。このため、生活保護の申請があった場合には、病気で働けないのかどうか、扶養義務者からの援助は受けられないのか、資産などで活用できるものはないのか、あるいは他の法律、制度を活用できる場合はそちらを優先していただくということで、他法、他施策の活用などについて助言をさせていただき、あるいは調査、確認を行いまして決定することとなります。調査によりまして、保護を受けなくても最低限度の生活を維持できることが可能となれば、保護を受けずに生活していただくこととなりますし、また難しいという状況になれば保護を受けられるという状況になるものです。生活保護では、働くことのできる人は就労することが基本ですから、65歳未満の稼働年齢層の方で稼働していない場合にあっては、主治医訪問を行うなど調査しまして対応させていただいているわけですが、稼働が可能であっても、前段の中でお話ししましたが、不景気の中ではなかなか就職先が見つからないといったことも現実でございます。このような場合は求職活動についての助言をしたり、ケースワーカーによる職安への同行訪問を行ったり、また職安と連携を図るなどして保護の適正実施に努めているところであります。また、保護開始後において、日常生活における世帯の自立に向けた支援も大変大事なことでありまして、経済的な自立ばかりでなく日常生活の自立、社会生活の自立といったこともありますので、定期訪問などを通じ、援助、指導に努めているところであります。生活保護は国民生活の最後のセーフティーネットとなる制度でありまして、その運用に当たっては、保護を受けるべき人が保護を受け、保護を受けてはならない人は受けず、保護を受けている人もその能力に応じた自立を図ることが求められているということですので、今後ともそういった適正な実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、入院患者であります。市内には幾つもの

病院があるということで、多くの入院患者の中には保護を受けられている方もいらっしゃいます。特に費用とのかかわりで保護世帯のことに絞ってお答えさせていただきたいと思っております。生活保護費は、基本としては国が扶助費の4分の3を負担し、市が4分の1を負担するというので、北海道の負担はございません。しかし、入院患者の中には、長期に及ぶ患者がおられますが、そうした中には、もう既に住居を処分して入院されて帰来先がないといった方も多くおられまして、そうした人の中には扶助費の4分の1、市が負担する部分を都道府県が負担するという制度もございます。また、これらの人が医療機関から直接施設のほうに入所された場合においても都道府県が負担するというものでありまして、本市では現在、50人ほどの入院患者、施設入所者がこの制度の対象となっているところでございます。

○長野委員 1点だけ再質疑を申し上げたいと思っておりますが、実態として今答弁いただきましたので十分理解しましたけれども、審査後の自立というところで要望も含めて、市民の皆さんの声も常日ごろ拝聴するものですから、指導のあり方についてお尋ねしたいと思います。

私の友達もいろいろな方がおられまして、特に冬期間は市内の娯楽施設に大いに出入りしている。決してそこが悪いという意味ではございません。ただ、1万円札を何枚も投入して遊技施設で1日過ごされている姿、お若い方で、自慢げにそれが生活保護の対象者だということになりますと、市民の目線から見ても、審査後の生活実態のあり方にこういったチェックがかかっているのかというものが市民の皆さんから非常に問われております。その辺の指導のあり方について、今後取り組み等の考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○小林社会福祉課長 保護世帯の生活状況についての指導のあり方ということかと思いますが、当然、保護世帯については、自立した生活に向けて毎日を過ごしていただく、また限られた中での生活費ということですので、それを目的でないものに圧迫されるような生活をしていくということになりますと、また生活が乱れていくということもありますので、そうならないような形で、私どもも定期的な訪問なり、また住民の皆さんから直接ご意見等をいただいたときには、そういう部分での指導、対応はしているところでございます。

委員のおっしゃる内容についても十分理解できるものでありますので、今後におきましても、生活保護の適正実施の取り組みの中で十分対応してまいりたいと思います。

○北名委員 生活保護について私もお尋ねいたします。

まず聞く前に少しだけ話をしますけれども、最後のセーフティーネット、長い間苦勞して働いたり、子育てしたり、地域をつくってきたお年寄りが仕事を終えて、そういう状況の中で、もう働く状況にはない。ぐあいが悪いとか、いろいろな状況で生活保護を受けている方もいらっしゃいますし、また年金を受けているけれども、年金が少ないから、それにプラスして生活保護を受ける。あるいは今若い人たちに全国的に見られているのは働きたいけれども仕事がない。こういう状況の中で生活保護を受けているとか、さまざまな方がいると思います。まさに生活保護は憲法で保障された権利であって、そのことを踏まえて、国民がこのことをしっかり押さえていく必要がある。ところが、なかなか憲法の理念といいますが、生活保護の理念というか、精神も含めた制度について、非常に不十分な理解があって受けづらくなっている。受けても肩身が狭いとか、いろいろな問題がある。私はその辺は非常に大きな問題があると思っております。

そこで第一に、今少し出てしまったのですけれども、出してもらいました資料の中で全道の様子が出ております。千分率でパーミルというのですけれども、釧路が全道の中で非常に高く、ついこの間、北海道新聞に5回にわたって釧路の中身が出ました。釧路は人口の20人に1人が生活保護を受けているという状況があります。全道平均は、市段階では29.7パーミルです。深川はそれよりも低い18.2。これもいろいろな見方があるのですけれども、これに対して簡単に、どういう受けとめをしているか聞きたい。

2点目は、私もケースワーカーさんを知っていますし、いろいろなことで仕事ぶりも見ていますけれども、非常に激務だと感じています。また、微細にわたった指導の場合もあるだろうし、援助の場合もあるだろうし、いろいろなことがあると思いますが、そういう意味で当市におけるケースワーカーさんの仕事が、一定の基準を国では設けていますから、基準との関係でどうなのか、その辺のことに聞きたい。

3点目は、私は、何人も生活保護を受けている人とのつき合いはかなり深くありますので、その中でよく言われるのは病院への通院移送費のことなのです。滝川事件というのがあって、とんでもない出来事が発生して全国的に紹介されて以来、かなり慎重になってきているというのはよくわかりますし、でたらめはやってはいけないことであることはわかります。そういう中で、深川の通院移送費についてお尋ねします。さまざまな事情で認めているのでしょうか、市外の病院に行っている方が64人いて、そのうち19人には通院移送費を支給しているということですから、引き算すれば、45人の方は恐らく旭川、札幌、もしかしたら滝川とか、いろいろあると思いますが、通院移送費が出ていないのです。その辺の状況、さまざまあると思うので説明をいただきたい。

○小林社会福祉課長 生活保護について3点質疑をいただきました。

初めに、本市の保護率に対する受けとめ方といいたまうでしょうか、考え方ということで、他市の比較の中でのお話をいただきました。保護率については、各市の産業構造であるとか雇用情勢、地域状況や人口構成など、さまざまな要因があり、一概に比較できるものではないと受けとめております。そのような中であって、本市にあっては近年、特に最近は生活に不安を持つ方からの生活相談などもふえておりますし、これに伴っての保護の申請件数、新規の保護世帯も増加しておりますので、これは厳しい経済状況などの影響かと考えたときに、今後も本市の保護率は上昇傾向で推移することもあると受けとめていところでございます。

2点目のケースワーカーの配置基準についてであります。配置基準は、受け持つ被保護世帯をもとに算定され、ケースワーカー1人につき被保護世帯はおおむね80世帯とされていますので、現在の本市の4人のケースワーカー配置は適正な配置状況と考えております。ケースワーカーの業務は多岐にわたり、業務の特殊性から面接員であり、また調査員であり、そして生活を支える支援者でもあるといったように多くの側面を持っています。また、法律や制度が改正され、相談内容が複雑、多様化する中、適切な対応が求められるなど、委員がおっしゃられたように激務、難しい業務であると受けとめております。このような中、ケースワーカーには、相談者や被保護

世帯との対応の仕方や各種制度の理解や活用能力など、職員としての資質の向上が求められるところでありまして、今後とも研さんに励みつつ、生活保護の適正な実施と温かみのある対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、通院移送費であります。平成20年度に移送費の給付に関する基準、審査等が明確化されました。その基準審査に基づいて通院移送費を支給しているものであります。基準としては最寄りの医療機関か、最寄りでない場合は真に必要なやむを得ないものか、医療機関の妥当性。二つには、ハイヤーの利用については一般交通機関の利用が可能かどうかの交通機関の妥当性。3点目は、主治医の意見などをもとにした適切な通院日数かどうかの通院日数の妥当性。最後に、合理的、経済的な経路となっているか、費用の妥当性。この4点について審査し、妥当な場合に通院移送費を支給することとされております。このうち、質疑にありました市外の医療機関の受診を希望される場合であります。この基準のうち医療機関の妥当性の部分で審査が必要になってまいります。市内には多くの医療機関がある中、市内の医療機関で治療ができないものなのか。市内の医療機関での治療が難しく、主治医が市外での受診を勧める場合には、これはもちろん市外の通院移送費を支給することになります。市内の医療機関で治療が可能にもかかわらず、本人の希望で市外の医療機関を受診するような場合には支給できないものであります。このような中、平成21年度においては、委員の質疑の中にもありましたが、64人の方が市外の医療機関を受診されました。この中には通院回数の少ない方も多いかとは思われますが、これらの方々について、医療機関の妥当性の審査により19人には通院移送費を支給しましたが、45人の受診者については本人都合の市外通院であることから、通院移送費については支給していないものであります。今後におきましても、被保護世帯の病院受診に際しましては、最寄りの医療機関である市内医療機関を基本としつつ、市内に診療科目がない場合や、市内の医療機関での対応は困難との主治医の判断がある場合にあっては、市外の通院についても通院移送費の支給が可能ですので、世帯からの相談があった場合には、これまでもそうでありまして、よく制度について説明し理解をいただくとともに、適正な通院移送費の支給に努めてまいりたいと思っております。なお、

国では通院移送費の取り扱いについての見直しが行われておりまして、取り扱いの緩和を含めて検討されているようです。今後その取り扱いについて内容をよく確認した上で、取り扱いの方針を定め、その場面には世帯への周知も含め適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○北名委員 先ほど北海道新聞の話をしましたけれども、この連載は、私は出色のものだと思っております。ルポルタージュというか。5回目の最後にこう結んでいるのです。釧路のことを書きながら、「受給者を排除せずに地域で受け入れる。支え、支えられて、人も地域も元気になる。そこに釧路市が模索する生活保護問題の出口が見えてくる」。通り一遍のことではなくて、かなり中身が詰まっていますので、深川だけではなくて、参考になることがあります。全国かどうかはわからないけれども、全道的にはこの釧路方式というのは注目されて、視察も相当行っている。インターネットを見ると、釧路の様子が詳しく出ております。

それで私が聞きたいのは、生活保護世帯が333世帯であり、ケースワーカーさんの数が4人で80世帯ですから、おおむねいいでしょう。その点では世帯オーバーしているし、ふえるとすれば、どこかの時点で検討しなければならないという気がしますので、もし何かあれば一言。

それから、通院移送費も何か最後に国の基準緩和のことが出ていたので、あっと思ったのですけれども、平成20年の滝川事件の後いろいろ出て、あの段階から件数や金額、詳細はいいのですけれども、かなり激減したのではないかと記憶しているのですけれども、当市でもそういう状況があったというぐあいに押さえていいのか。

○小林社会福祉課長 ケースワーカーの基準であります。基準にほぼ妥当性があるということでお話をしながら、なおかつ80世帯という部分についても、それぞれのまちの保護世帯の状況によって異なるかと思っております。单身の方、あるいは病院施設等で、そこそこでケースワーカーがおられる場合、連携を図りながら対応させていただくという部分で考えたときに、深川市はそういうような部類に入る方も一定程度いるということで、大変激務であります。そういった部分も含めて妥当な配置になっていると受けとめております。

通院移送費の部分については、平成20年のときに、

滝川の問題を機にこういった中での取り組みになってきましたけれども、その時点での見直しにより支給が実態としてどうなったかというのは今押さえてはいないのですけれども、多少の影響はあろうかと思ひます。

○田中（裕）副委員長 3項生活保護費を終わります。

4項災害救助費、74ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

4項災害救助費を終わります。

5項総合福祉センター費、76ページ。

○宮田委員 76ページ、3款5項1目総合福祉センター費、説明欄の2、総合福祉センター施設維持管理費について伺ひます。

以前、私を含めた社会民生常任委員会の委員は、所管事務調査において総合福祉センターを視察調査したことがありました。その後、浴室が故障して改修費が相当必要なこと、また利用者がかなり少ない状況のもと廃止したい旨のお話は伺ひておりましたし、了承もしてきてました。

しかし、北名議員の一般質問の答弁にあった代替案については一切お話を伺ひておりませんでした。代替案の中身については私からは聞きませんが、委員会への報告がなかったことについて、今後のことでもありますので、なぜこのようなことになったのかご説明願ひたいと思ひます。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○田中（裕）副委員長 山田委員。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○田中（裕）副委員長 暫時休憩します。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時19分 再開）

○田中（裕）副委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

山田委員の発言許可を取り消します。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○長野委員 関連質疑で、ただいまの総合福祉センター費の浴室につきまして、何点かお尋ねしたいと思ひます。

今の大きな観点で宮田委員からお話がございましたけれども、若干関連しますので、私も社会民生常任委員会の一員として、昨年、所管事務調査で総合福祉センターの建物の中にお風呂があることを初め

て知ったという恥ずかしい認識でございますけれども、実は私と同じく、仲間の委員も初めて知ったという方がたくさんおられました。それぐらい非常に周知されていない施設だったと改めて感じたところでもあります。先般、北名議員の一般質問の中で、昭和59年からこの浴場が開設されていたということでありましたので、非常に勉強不足ということを改めて反省するものでありますけれども、ただ調査の中で明らかになったことを思い返しますと、高齢に伴う機能回復が目的という浴場でありましたけれども、実は人的配置も何もされていない。何が機能回復に効果があるのだとお尋ねすると、お風呂に入ることが機能回復だと。これは何なのだろうと。かつて、緊急プログラムあるいは財政収支改善の中で、お年寄りへの入浴券の配付が廃止されました。このお風呂は週2回と言ひながらも無料。特に特定の資格条件を持った方でなくても、どなたでもある一定の年齢を超えれば利用ができる。さらに市民周知も十分にされていない。私も初めて聞いたものですから、老人クラブの方々に聞きますと、そんなものがあったのですかと。ほとんどの方がそういうふうにお尋ねされました。愕然といたしました。そんな中で利用実態をお尋ねすると、まさにこの施設の近隣の方が中心になってご利用されている。利用されていたことについてとやかく言うつもりはありません。特に石油高騰のときには行列ができるほど込み合っていたということでもあります。今回、予算計上にこの廃止に伴う割引券なるものが予算化されております。委員会の議論の中では、無料で、しかも機能回復にかかわって人的配置もない。何の対策もないものに、無料でご利用された方にはそれなりに有益な、まさに恩恵のあった施設であった。ただ、今日的な深川市の全市民的な立場から言うと、同じお年寄りに対しても不公平な施設であり、周知も十分されていない。そして、無料であるということからすると、もっとPRすべきであったと思ひながらも、3月で施設の老朽化も含めて廃止されるということもお聞きした中で、了としていたわけでありましてすけれども、委員会に報告があるとかないとかということをお尋ねし申し上げるつもりはありません。ただ、議論の経過からすると、十分に恩恵に浴した方にさらなる割引券の交付が必要なのかどうかというのは、私は異を唱えるものであります。

お尋ねすることにつきましては、今回この施設の

廃止に伴って割引券が予算化されておりますけれども、この該当する年齢の方、今まで特に医者 of 証明書だとか、手帳だとか、そういったものがあって利用されていたのではないわけでありますから、当然ある一定の方の全市民を対象に公平にこの割引券は配付されるものと思われまので、その辺の考え方をお尋ねしたいと思います。当然、今回のこの割引券の配付に関しては、かつて温泉施設等の入浴券については、その券の廃止ということが過去にございました。財政収支改善の目的で廃止されたわけでありまけれども、ここにかかわっても、こういったお年寄りに対する入浴券を復活されたのかどうか、その考え方についてもお尋ねしたいと思います。

さらには、今回おふろのない方もある方も、それぞれ枚数は違いますけれども、割引券が出される。全市民的に一定の年齢の方で、おふろがある方、ない方、どのような形で調査をされたのか、その事実確認をされたのかお尋ねしたいと思います。

○川端介護福祉課長 老人福祉センターの浴室廃止に伴います宮田委員、長野委員の質疑に一括してお答えさせていただきます。

今回、老人福祉センター浴室の老朽化による廃止に伴います経過措置の検討に当たりましては、利用者や高齢者団体の皆さんから浴室の存続や他の施設利用に対する助成が求められたことを踏まえながらも、一方では、老人福祉センターの浴室を利用しないで他の入浴施設を利用している方も多くいらっしゃることや、老人福祉センター浴室利用者の中にあっても、自宅におふろのある方もない方もいらっしゃいますので、これらを総合的に判断し、経過措置として市内の他の入浴施設の利用に伴う負担軽減のため、4月から9月までの6カ月間使用可能な200円の助成券を、自宅におふろのない方に30枚、自宅におふろのある方に15枚をお渡ししようとするものでございます。なお、この施設の利用につきましては、60歳以上の高齢者の方ということが対象になっているところでございます。

また、全市民的な観点の中で、従来行っておりましたふる券の復活ということでございますけれども、今回の老人福祉センターの廃止に伴います考え方といたしましては、あくまでも現に老人福祉センターの浴室を利用されている方に対する経過措置という形で予算提案させていただいているような内容とさせていただきます。

また、全市民的に家庭におふろのあるなしの調査を行ったのかどうかということにつきましては、調査はいたしておりません。

○長野委員 再質疑させていただきます。

全く理解できる答弁ではないと認識いたします。今まで利用されていた方だけという認識のようでありまけれども、どんな根拠を持ってこの割引券の人選をされたのか。その利用されていた方、特に手帳を持っているとか、障がいがあるとか、何らかの規定があって、きちんと把握をされて利用していただいたのであれば、私も理解します。まして、おふろのある方まで対応される。まさに全市民的には不公平かつ、ゆゆしき対策だと私は思います。これはほかの60歳以上の方、この議場にも何人かおられますけれども、該当する方が欲しいと言っているわけではありませんけれども、やはりこういったことをやられるというのは慎重かつ公平でなければいけない。税金を使ってやることですから、特定の方の特定な施設であってははいけません。利用実態からいっても、やはりこの周辺の方が特に集中してご利用されているのです。そうしたら、遠くにお住まいの方は全くその恩恵に浴しないわけです。この辺の周知、理解というのはどのようにされるつもりかお尋ねしたいと思います。

○川端介護福祉課長 老人福祉センター利用に伴います何らかの規定等があるのかにつきましては、60歳以上の規定しかございません。なお、利用に当たりましては、それぞれの方に利用登録をしていただき、また利用時には受付簿に記載して利用いただいているところでございます。また、自宅におふろのある人にまで助成するのかということでございますけれども、今回の経過措置の検討に当たりましては、そういう経過措置として助成すること自体がどうか、また助成するにしても、対象者やその方法としてどうすることがいいのか、市としてもいろいろな観点から検討したところでございます。そういう検討の中で、今ほど申し上げましたように、他の入浴施設を利用している人とかかわりもございまして、無料ではなくて200円の助成とさせていただきます中で、お渡しする助成券の枚数は異なりますが、自宅におふろのある方も含めた経過措置とさせていただきます。

○長野委員 大変恐縮ですが、再々質疑させていただきます。

まさに不公平な助成券の対策だと思えます。私は再検討を求めたいと思えます。今はどなたも200円といえども、いろいろな施設を利用する方は、60歳以上のお年寄り、あっちが痛い、こっちが痛いと言いながら、お金を出して皆さん利用されているのです。財政収支改善で、ほかの施設が500円、600円と料金を値上げしたにもかかわらず、すっぽり穴のあいたように無料化で残されていた施設です。十分恩恵に浴していたと私は理解しております。その上、さらにこのような対策を打つ。どのような考えでそんなことをされるのか、私は全く理解できない。そんなことで答弁いただきたい。いわゆる公平確保についての考え方を聞かせていただきたいと思えます。○通市民福祉部長 再々質疑に対しまして、私のほうからお答えいたします。

ただいまの長野委員のご指摘については、私どもも大変ごもっともな部分ということで十分理解するところでございます。本当にこの問題について半年ぐらいかけて部内協議、また理事者協議を踏まえまして、最終的なご提案をさせていただいているところでございます。財政収支改善の取り組みに当たりまして、各種事業の見直し、特に廃止等に当たっては拙速であってはならない、それから利用者の意見を十分聞くべきであるという議会の厳しいご意見もいただいたところであります。所管としては、そのようなことを踏まえまして、慎重かつ、また現在利用されている方々の声も踏まえまして、確かにそれぞれの見方によっては委員ご指摘のことも十分所管としても考えたところでございますけれども、前段、課長が答弁申し上げましたように、総合的な判断のもとでこのようなご提案をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○長野委員 もう3回終わりましたので質疑はできませんけれども、ご利用されている方からご意見を聞いたというのは十分わかります。特定の方の意見だけで、かつて温泉施設の利用券を廃止したときに皆さんから意見を聞いたのですか。そんなことはなかったでしょう。そんな議論はなかったはずです。今回は慎重にやったという意味ですけれども、それなら今までの政策を全部見直したらいいのです。私は整合性がなさ過ぎると思えますので、そんな意味で議事進行をかけさせていただきたいと思えます。○田中(裕)副委員長 暫時休憩します。

(午前11時34分 休憩)

(午前11時53分 再開)

○田中(裕)副委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

ただいまの議事進行については、なお精査が必要となりますので、暫時休憩いたします。

(午前11時54分 休憩)

(午後1時13分 再開)

○川中委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

先ほどの長野委員の議事進行につきましては、ただいま協議中でありますので、精査され次第、報告をさせていただきます。そのように進めさせていただきませんが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

質疑を続けます。

6項国民健康保険費、78ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

6項国民健康保険費を終わります。

3款民生費を終わります。

4款衛生費、1項保健衛生費、80ページから84ページまで。

○太田委員 80ページの1目保健衛生総務費、説明欄の在宅当番医制事業委託で質疑します。

特にこの当番医の中でも歯科医の関係でありますけれども、以前にもこの件については質疑させていただいているのですが、既に広報ふかがわ等では当番医のことにつきましては市民周知が図られている。しかしながら、歯科医の部分については、芦別ですとか、滝川ですとか、そこら辺が残念ながらまだに入っているわけです。お伺いしますと、この当番医制、1人体制から今2人体制に改善されているのだということで、あと市からの予算措置というのは医師会のほうにはあるけれども、歯科医師会のほうには実はないということも伺っておりまして、したがってこの件については、自治体の側としては歯科医師会の善意をお願いをする形であるのだと理解しますけれども、こここのところは、できましたら、せつかく2カ所の体制で滝川近辺と北空知の関係をやっているというのであれば、お願いする立場でありますけれども、滝川近辺のところと北空知近辺のところを分けていただくようなことをお願いしてはど

うかという提案を含めての質疑であります、よろしくお願ひします。

○川端介護福祉課長 歯科医の休日当番医制につきましては、深川市を含む北空知及び中空知の歯科医で組織する空知歯科医師会の自主的な事業として会員間で当番を決め、日曜日や祝日の午前中に診療を行っていただいているものでございます。このことから、休日の当番医は現状、質疑のように必ずしも市内の歯科医とはなっていないことから、いずれの休日も市内の歯科医が当番となるよう、空知歯科医師会の役員となっている市内の歯科医にお願ひに行った経過がございます。この中で、以前、北・中空知で1カ所の当番医だったものを、地域が広範であることから2カ所にふやしていること、1日平均1人に満たない患者数であることから、当番医の負担も大きいことなどから、いずれの休日も市内の歯科医が当番となるようにすることは難しいものがあるとの回答をいただいた経緯がございます。このことから、当面は現状での推移を見きわめていきたいと考えております。

○太田委員 そういふことはおおよそお聞きしているわけですが、できれば深川市内で限定していただければありがたいのですけれども、そこまでいかなくても、例えば隣の妹背牛町、沼田町にも歯医者さんはいますし、深川市内の納内にも歯科医がある。せめてそこら辺のところぐらいにはくれないものかという中身なのですが、いかがでしょうか。

○川端介護福祉課長 深川市内、また近隣のところでの当番医という質疑でございます。今後の状況の変化なども見きわめた中で対応してまいりたいと考えております。

○渡辺委員 80ページ、4款1項1目保健衛生総務費、2番の在宅医療制度の委託528万4,000円について伺っておきたいと存じます。

在宅当番医制度は、深川医師会に委託し、日曜当番医制度や夜間、深夜における緊急テレフォンへの連絡に対するところであり、これらの医療について深川市立病院を中核として担っていると認識いたしているところでもございます。しかし、市立病院の医師が減少している実態を見るときに、現行の体制で本市の緊急医療体制が維持、確保できるものが危惧をいたすところでもございます。

そこで、在宅当番医事業を含めて、緊急医療体制の現状とその課題について伺い、さらにはその課題

に向けてどのように対応していくのか伺っておきたいと存じます。

○川端介護福祉課長 本市における救急医療体制は、質疑にもありましたように、深川医師会の協力をいただき、内科系と外科系の日曜当番医制や、夜間、深夜に消防署の急病テレフォンセンターに連絡が入った場合、受け入れしていただける病院等を確認しながら対応する夜間、深夜救急医療事業などの初期救急医療体制をとっているところであります。また、深川市立病院では、他の医療機関とともに日曜当番医を担当するとともに、二次救急医療の救急告示病院として指定されており、24時間365日にわたり、救急患者の受け入れ体制を組んでおります。これらの取り組みによって、深川市を含む北空知圏域の初期、二次救急医療体制が構築されているところであり、重篤救急患者に対する三次救急医療については隣接する圏域に所在する高次医療機関により、その受け入れ体制が確保されております。この現状における課題でありますけれども、深川市立病院は北空知の圏域の初期、二次救急医療体制の中核を担っていますが、常勤医師数が減少しており、救急患者の受け入れやその対応が医師の大きな負担となっております。また、いわゆるコンビ二受診への対応と相まって、医師の疲弊が顕著となっております。医師の確保が難しい環境下にあつては、深川市立病院における救急医療体制を維持していくことが困難になりつつありますことから、関係機関の一層の協力をいただきながら、北空知圏域の初期、二次救急医療体制を維持、確保していくための新たな方策を構築していく必要が生じております。

このことから、今後の対応といたしましては、地域の救急医療体制をどのようにしていくのか、既に市長部局、市立病院、医師会と検討を進めているところでありますので、この検討結果を踏まえながら、地域の皆さんに安心して暮らし続けていただける救急医療体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○渡辺委員 危機意識を持ち、本市の救急医療の維持、確保に向けて市立病院や医師会と検討されているという答弁がありましたけれども、思った以上に市立病院の医師が減少する状況にあつては、早急な対応をされるところではないかと考えておるわけでありませうけれども、おおむねいつごろのめどを考え、そして結論を出そうという考えであるのか、その点

について伺っておきたいと存じます。

○川端介護福祉課長 現状の深川市立病院を見ますと、質疑にもありましたとおり、早急な対応を要するものと考えておりますので、ことしの秋ごろまでには一定の形づくりをしてまいりたいという思いではありますけれども、現在行っている検討状況にもよるものと考えているところでございます。

○北畑委員 4目保健事業費にかかわって、子宮頸がんのワクチンの公的助成について伺いたいと思います。

長くなりますので前ぶれは省きますけれども、今、女性特有のがん検診の無料クーポンが発行されて、もう既に利用されている方もいらっしゃると思うのですけれども、一般質問等々でもこの公的助成の問題が出ておりました。子宮頸がんワクチンは、1回が1万円以上で、都合3回接種をしなければならぬということから、本来であればがん検診を受診しワクチンを接種することによって、予防できる唯一のがんと言われております。そんな意味では、全額とは言いませんけれども、この3回のうち金額が回数かはお任せしますけれども、何らかの公的助成をがん検診とともにするべきかと思いますが、見解を伺います。

○瀬川市民課長 子宮頸がんのワクチン接種に対する市の助成について質疑をいただきました。

委員ご承知のとおり、昨年12月22日から子宮頸がん、いわゆるヒトパピローマウイルスを予防するワクチンの接種が始まりまして、まだ予防接種法に規定されていないことから任意接種となりまして、そして接種するとすれば10歳前後の方に3回の接種となり、したがって1万5,000円から2万円で試算すると相当な経費になるということです。そこで、本市における助成制度ということで試算をしてみました。最高額の2万円で12歳の女性に対して全員3回の接種をするということで、平成22年度の対象者97人で試算してみますと600万円前後の多額な費用がかかるということが出てきました。委員の質疑の中にも半額助成、あるいは対象者の一部という方法でもって接種をしたらいいのではないかという推進の提案もいただきましたけれども、子宮頸がんワクチン以外にも任意接種として、これまでにおたふく風邪、インフルエンザ、さらには水ぼうそうなど、以前から助成を求められているものがあり、これら接種との助成する上での優先性という財政の問題が

出てくるのかと考えております。

二つ目として、先ほど申しましたように、子宮頸がんワクチンが昨年12月22日から接種開始ということで日本でも認められたわけでありましてけれども、市内においてもどのぐらいの接種になってくるかということがまだつかめておりません。したがって、こういった市内での接種の状況もつかむ必要があるのかと。つまり今後の深川市内におけるそういったような接種の状況も把握する必要があるだろうと。

それから3点目として、これはさきに行われた一般質問の中でも答弁をさせていただきましたけれども、厚生労働省の資料の中で、子宮頸がんワクチンの任意接種促進に関する今後の進め方の中で、予算措置も含めてどのような方策が効果的なのか総合的に検討していくということが出てきております。こういったことから、委員がおっしゃった内容は十分念頭に置きながら、まずは市内の状況を把握し、そしてどういう状況なのかをつかんだ中で、次の一歩を踏んでいくほうがよいと考えています。したがって、全体を見きわめる中で現時点においては予算化できないという状況をご理解いただきたいと思います。

○北畑委員 任意接種ということで、今後予算化されればいいのですけれども、今の答弁の中で、ある状況の推移を見ながらということで、ただ1年も3年も見るというわけにもいきませんので、一定の期間を設定して、そして決めていただきたいと思えますけれども、その辺の時間的なスケジュールはどうでしょうか。

○瀬川市民課長 例えば3カ月、6カ月後ということにはなりませんけれども、昨年12月22日から始まっており、したがって1年ほどの期間を置きながら、その中にどのような状況で、接種者がどうなっていくのかということ把握したいと思えます。

それから、ほかの自治体においても、調べた限りでは新潟県の魚沼市だとか、あるいは空知管内では幌加内町がことし4月から始めるということも聞いております。ですから、日本全国でどういう形で広がっていくのか、少し時間をいただきまして、その辺の情報を収集しながら対応してまいりたいと考えております。

○水上委員 82ページ、4目保健事業費、女性特有のがん検診推進事業について伺いたいと思いま

す。

がん検診の受診に対しては、市民の意識も年々上がっているようで、受診者も増加していると聞いております。しかしながら、女性特有のがん検診は、ほかの検診に比べると全国的にも受診率が低いということで、国が受診率50%を目指すというキャンペーンのもと無料クーポンを発行したと認識しております。この無料クーポンの配付の対象者も含めて、対象とならなかった方もいらっしゃると思いますので、全体的に女性特有のがん検診を受診した方がどのくらいいるのかお伺いしたいと思います。クーポンを使用した受診者はいただいた資料のほうで一応把握させていただいておりますので、その部分は結構です。

次に、前回の無料クーポンは国の補正予算ということで発行されたものですが、新年度の事業内容はどのようになっているかお伺いしたいのと、国も受診率50%を目指すということで、この目標を達成する努力も必要かと思うのですが、どのように取り組むのかお考えをお伺いしたいと思います。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○楠委員 水上委員の質疑に関連しまして、この資料の中で見ますと、20歳から5年ごとの節目で子宮頸がん検診のクーポン券を発行しているわけですが、受診率が大変悪い状況だと思うのです。それで今、一般的には大体40歳からがん検診の義務づけというのがほかのがんに対してもあると思うのですが、若い年齢の人はそういう検診を受けるという意識が薄いと思うのです。この子宮頸がん検診は、特に必要な部分ですので、受診率を上げる取り組みというのをどのようにされたのか、これからどうしていくのかお伺いしたいと思います。

○瀬川市民課長 水上委員、楠委員から女性特有のがん検診推進事業について、あわせて答弁させていただきたいと思います。

答弁の内容が順不同になるかもしれませんが、最初に本年度の子宮頸がん検診と乳がん検診の受診状況について申し上げます。3月1日付で申し上げますと、子宮頸がん検診が672人、うちクーポン券による受診者数が123人です。乳がん検診につきましては809人の受診をいただきまして、うちクーポン券を使用して受診した方が272人です。いずれも3月末におきましては昨年度の受診数を上回る状況になっております。これは無料クーポン券の効

果があったと所管では思っています。なお、この結果について、届いている中では今のところがんの発見はなかったということで非常に喜んでおります。

次に、女性特有のがん検診推進事業として発行されたクーポン券の数ですが、事業当初で申し上げますけれども、子宮頸がん検診で599枚、それから乳がん検診で845枚となっております。財源についてでありますけれども、委員ご指摘のとおり、平成21年度におきましては、国の100%の補助事業でございましたが、残念ながら22年度においては2分の1の補助になることが決まりつつあります。

次に、新年度の事業内容についてでございますけれども、まだ厚生労働省から具体的な実施要綱は届いておりません。しかし、保健所との情報交換の中では、ほぼ平成21年度と同じような状況でなされるのではないかと押さえております。そこで、平成22年度の予算額についてであります。21年度の実績を踏まえまして、受診率を30%に設定しまして事業費406万5,000円を計上したところであります。しかし、頭の中では我々担当、保健師も含めて、やはり達成すべき目標は50%ということに照準を置いて、ただ予算上では30%の計上とさせていただきます。

それから、新年度におきましては、さらに受診率を高めたいということで、多くの方に受診していただくこと。しかも若い方が早いうちから継続して受診していただくような意識を芽生えていただくこと。健康相談だとか健康教室といった場を活用しながら、検診の必要性和重要性を訴えまして、特に平成21年度におきましては、来ていない方に対して電話をかけました。未受診者対策に対する電話の勧奨が非常に効果を持ったということで、電話による勧奨は続けていきたいと考えております。こういったようなことを行いながら、同時に新規受診者の取り込みを行いまして、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

そこで、この資料により平成20年度と21年度の節目検診の年齢で比較した子宮がん検診では、20歳で申し上げますと、20年度におきましてはゼロ人であったのが、21年度では8人受診されています。それから、25歳の節目の方では、平成20年度では2人だったのが21年度では13人。30歳においては平成20年度で1人だったのが21年度では25人受診されている。また、乳がん検診の50歳では、平成20年度で7人が21年度で46人受診している。やはり無料クーポン券

の効果があったこと、そして受診していただきたいということで、11月にかけてもう一度電話連絡をしたというのが大きかったと。あわせて今回の事業では、クーポン券のほかに検診手帳、この中には子宮頸がんや乳がんがどうしてなるのか、予防ということが書かれてありまして、こういったことも検診受診率を上げる一つの策だったと思っております。新年度におきまして、今申しました内容を踏襲しながら、また新たな方法はないのか保健師と検討を重ねているところでありまして、50%に近づけるように努力をしてみたいと考えております。

○楠委員 今予算計上は対象者の30%で見ていると言われたのですが、クーポン券を出すことで受診率は低いのですけれども、前年度から見れば格段に受診率は上がったということです。受診率の目標は、50%ということですが、30%を超えた部分についても受診した方には保障していくということなのか。

○瀬川市民課長 この事業は実績に応じていただけるということになっておりますので、ですから私どもは今、予算計上は30%なのですけれども、うれしい悲鳴で、どんどん上がってきたということになって、実績で申請いたしますので、そういった方に無料で対応することになります。

○松沢委員 7日乳幼児医療費、乳幼児の医療費無料化についてお尋ねしたいと思います。

先日、国会でも我が党の穀田恵二議員が質問しまして、鳩山首相が、この無料化については国レベルでやっていく必要があると考えているので、財源を探してみたいというような答弁をした。ちょうど私もそれを見ていまして、国においてもそういう動きになってきていると思っておりますが、深川市においてはまだ完全無料化にはなっておりませんので、これからの取り組み、国に対する働きかけなども含めて深川市の考えをお聞かせください。

○瀬川市民課長 乳幼児医療費無料化に関する取り組み状況、財源確保も含めての質疑をいただきました。

これまで深川市におきましては、少子化対策の一貫として、乳幼児の医療費の無料化につきましては、庁内で設置しました少子化対策推進委員会でもいろいろと議論を深めてきたところでありますけれども、平成21年度においては特に目立った議論はしておりません。しかし、所管といたしまして、今委員の質疑にもありましたとおり、市の厳しい財政状

況の中でこれをお示していくということになれば、実際に700万円という大きなお金がかかります。したがって、私どもとしては、財源をどこかに求めていくこともあわせて考えていく必要があると考えておりまして、この1年いろいろと調査した経過を申し上げます。まず一つとして、今国会で審議されております、国が新年度予算に新たに過疎地域等自立活性化推進交付金を計上しております。これは予算案で、3億2,000万円の少額なのですけれども、この中身について国は今までハード事業を対象にしていたわけですが、自治体を取り組むソフト事業に対しても広げていきたいということで、国を通じて北海道から市町村への要望提案というものが来ました。そこで、我々担当といたしましては、国の全体の事業の中に乳幼児医療費支給事業を組み入れていただきたいということで、このものを一応提出しております。ただ、全国区で集まってくる中身の中で精査されますので、これがどうなるかは注視していく必要があると思っておりますけれども、こういった形で財源を確保するための動きを進めております。

それから2点目ですけれども、今後の対応、市としてどうするかということにもかかわりますので、余り深く申し上げるわけにはいかない部分もありますけれども、国が平成21年度から推進している事業の中に定住自立圏構想がございます。これは新たな広域連携によって広域行政を進めていこうということで、市町村合併がうまくいかなかったことに対するものではないかと思うのですけれども、これに認定されれば、個別分野の中で一定の財政措置がなされるというものです。ところが要件が非常に厳しく、北海道でもこれに手を挙げたところが13しかないという状況。しかし、北海道は、今後はこの中身をさらに推し進めたいということで、小規模自治体の広域連携を支援する施策を平成23年度から始めることを決めました。空知支庁に確認しましたところ、まだ整理されていないということを伺いましたので、私どもとしては北空知圏という大きな中で、既に5町については乳幼児の医療費無料化は進んでおりますから、そういった全体の中で進めることを考えていくのも一つの課題かと。また、今回の市政方針の重要施策の中にも定住自立圏構想という言葉が出てきております。ですから、そういったことも活用しながら、所管は企画課になりますけれども、北空知圏振興協議会の専門部会にもこういったものを乗せ

て、どういった方法ができるのか検討したいと考えております。

それから三つ目ですけれども、地方単独事業の実施に伴う国庫負担金減額措置の撤廃というものがありません。これは昨年6月に国保連合会を通じて国に予算要望を上げさせていただきましたが、国保事業の中に国からいただく支出金があります。この中に地方単独事業といたしまして、乳幼児医療費のように、普通3割なのですが、これを1割などに減額している市町村は減額するということになっているのです。つまり市町村が一生涯、乳幼児の医療費の無料化をしようとしているのに、一方ではこの単独事業に対して国庫支出金を削るというような状況にありますことから、我々も国保事業の財源をきちんともらい、しかも乳幼児はしっかりやりたいということから、こういったような削減は撤廃していただきたいという要望を上げました。ことし3月、新聞でもありましたけれども、先ほどの委員の話にもつながるのですが、国では、この地方単独事業のカットについては前向きに進めていきたいということも国会の中で出されておりますので、直接的な乳幼児医療費の無料化にはつながりませんが、一方で支えるようなものになるのではないかとということで、ことし平成21年度においては、この三つの財源で対策について検討してきたということで答弁にかえさせていただきます。

○松沢委員 先日、鳩山首相は、国の施策としてもやる必要があると言っている一方で、まだ今まであったペナルティーという部分が、自治体が単独でこれを組むと国保会計の支援金が減らされる仕組みについて今答弁がされました。その辺、非常にけしからんと思うのですけれども、今言った定住圏の北空知圏域での取り組み、恐らく幌加内は別枠になるのかと思いますけれども、町の段階では中学生までの無料化などもどんどん取り組んでいるところ、実施しているところがありますから、そこらのレベルまで引き上げるような方向で、ぜひ圏域での話し合いも含めて取り組んでほしいと思いますし、その辺についてもう少し具体的な取り組みに対する考えを聞かせてもらえればと思います。

○川中委員長 簡潔に答弁願います。

○瀬川市民課長 申しわけありません。先ほど1回目の答弁でお答えさせていただいたとおり、市全体の考え方もありますことから、毎年、北空知圏の研

究課題として専門部会へどういふものを上げるかということで要望が来ますので、そういったものに今言ったような内容もせて、全体でもって検討してまいりたいと考えております。

○長野委員 2目予防費のところでお尋ねしたいと思います。私も簡潔に、できれば一度で終わらせたいと思いますけれども、新型インフルエンザの予防接種の状況についてお尋ねしたいと思います。

まさに昨年、マスクをしていない人のほうが少ないぐらい本当にほとんどの人が、世界じゅうの大流行ということで危機感を持って、接種にも希望者が順番待ち、それもいろいろ交通整理をされて医療従事者を初め、順位を決めての、ワクチンの在庫もなかなか潤沢にいかないという中で1年が過ぎ、若干鎮静化を迎えているわけでありましてけれども、平成21年度の予防接種の状況について、その実態をお知らせいただきたいと思います。

あわせて、ことしの秋以降、本当に流行しないことを願うわけでありましてけれども、このワクチンについては季節性のワクチンと同じで、一度受けたらそれですと免疫がつくわけではなくて、毎年接種しなければいけないという性格のもののございますので、秋以降の体制だとか、ワクチンの確保だとか、そういったものの情報があればお知らせいただきたいと思います。

○瀬川市民課長 新型インフルエンザ予防接種についての平成21年度の実施予定、あわせて22年度の国の対応について質疑をいただきましたので、お答えします。

平成21年度の新型インフルエンザ予防接種につきましては、国の基本方針に基づき重症化、死亡者の発生を減らすことを目的に、リスクの高い方を優先接種者として、昨年10月23日から段階的に接種を開始しております。ところが、その後、同インフルエンザワクチンの接種に関して年齢的な見直しが行われ、それから輸入ワクチンの使用の特例承認、さらには国の第2次補正予算の成立などありまして、健康成人への接種もできるだろうということで見通しが立ったことから、実施要綱を改正しまして、その中で優先接種対象者以外の健康成人のうちの低所得者層に対しても負担の軽減措置を行うことになりました。このような見直しによって深川市も実施を進めてきました実績数は、3月12日現在、受託医療機関からの報告では4,829人。このうち低所得者

層が643人で、この方に対して費用の助成を行ったということでもあります。なお、4,829人の中には他町から来て接種されている方もおりますので、純粋な深川市民の接種者ではないことはご了承願いたいと思います。それから、平成22年度の実施内容についてでございますけれども、まだ国からの要綱は来ておりません。したがって、詳しいことを述べることはできないのですが、引き続き市町村民税非課税世帯に対しての軽減措置を行うことで進めているようで、私どももこれを踏まえまして、対象者6,300人に対して3割の方が受けることで711万5,000円を計上しております。

それで、秋に向けての情報についてですけれども、今言えることはまだ国からは来ておりませんので、見込みということで3点だけ申し上げます。一つは、今申しました低所得者層に対しての軽減措置を平成22年度においても継続して行うだろうということ。2点目は、一昨日に報道がされておりましたけれども、これも保健所に確認したのですが、まだ通知は来ていないということですが、新年度におけるインフルエンザにおいては季節性のものと、それから新型の豚インフルエンザを一緒にしまして、そして一種類のワクチンにまとめて接種するという方向で方針は決まりました。ただ、詳細な内容はまだ来ておりませんが、負担の軽減にもなりますし、2回接種する苦痛も和らげられるのではないかと考えています。3点目は、インフルエンザワクチンの供給量の問題ですけれども、国産だけでも十分であると国は見ているようであります。国の第2次補正予算についても研究開発費が計上されておまして、国産で増産していこうという動きになっておりますから、恐らくワクチンについても足りる。したがって、優先接種はなくなるのではないかとすることも想像されますけれども、いずれにしても、きちんとした通知が来てから、また市民の皆様にお知らせをしながら周知に努めて、しっかりとした感染症対策に取り組んでいきたいと考えております。

○水上委員 80ページの2目予防費、妊婦健康診査事業についてお伺いしたいと思います。

このたび、妊婦さんに対して必要とされる14回までの健診に助成がされるという制度に変わりまして、これによって母子ともにより一層安心して出産を迎えられるということで、そういう点では大変ありがたい制度であると評価しておりますが、そこで何点

かお伺いしたいと思います。

この事業に対しまして、受診の状況というのを一つお伺いしたいと思います。あわせて、受診した機関をお聞かせください。また、参考に出生数を教えていただきたいと思います。

次に、この事業は平成22年度までの時限となっておりますが、公費負担の部分では昨年度と同様なのか、この点も伺っておきます。

次に、新年度はどのような想定で事業内容を考えていますでしょうか。妊婦さんの健康管理、経済的負担の軽減を図るという意味合いでは重要性、必要性の高い事業であると考えておりますが、この事業の継続性も含めて考えをお聞かせください。

○瀬川市民課長 妊婦健康診査事業についてお答えします。

最初に、平成21年度の妊婦健診の受診者数ですが、当初予算では妊婦数を140人と見込みまして、現在、実績見込みで128人となっております。受診医療機関についてですが、やはり深川市立病院がトップであり、その後に旭川市内の医療機関、そして岩見沢という形で続く状況となっております。それから、事業としましては、妊娠届けをしていただいたほとんどの方が適切な時期に必要な健診を受けることができたということです。したがって、当初の目的であります胎児と母体の健康確保による安全な妊娠、出産の支援ができたこと、あわせて経済的負担の軽減を図れたと考えております。その中で、出生者数は、暦年ではありますが、平成21年1月から12月の出生者数は122人、1年前は119人で、3人ふえたという状況です。

それから、新年度の事業内容についてでありますけれども、やはり平成21年度と同様に、適切な時期に必要な健診をしっかりと受けていただくということで、妊婦数を130人と見込みまして、北海道の基準単価14回分の5万1,030円を委託料として総額で601万7,000円を計上したところでございます。委員ご指摘のとおり、健康診査14回分のうち5回は既に地方財政措置をされておりまして、9回分が平成21年度と20年度の時限措置ということでもあります。平成22年度の9回分は、公費負担で国が2分の1、市が2分の1、その2分の1は地方財政措置ということなのですが、23年度以降については国のほうでどういう形になるかまだ示されておりません。しかし、この妊婦健診を14回受けて初めて、先ほどから申し

ている母体と胎児の健康確保ができて安全な妊娠、出産の支援ができて、経済的負担を軽減できるものであり、これをもとに戻すことはできないのではないかと。したがって、私どもとしては、できる限り国庫補助事業が継続されるように、国に対して今後要請をしていきたいと考えております。

○東出委員 4款1項2目予防費の不妊治療についてお伺いしたいと思います。

前段、少子化対策ということで、出会い創出支援という新たな取り組みも始まるようでございますけれども、結婚されて、しかしいろいろな状況の中で子供さんを授かることができない夫婦の方が相当数おられるように思うのです。それぞれ原因がはっきりしてあきらめる方もおられるし、一方では何とか治療の中でその可能性を求めて、子供が欲しいということで不妊治療を続けておられる方も結構いるのだらうと思います。治療のケースにより、費用も大きく変わるとは思いますけれども、人工授精という治療になってくると、七十、八十万円と非常に大きなお金がかかる。しかも、それによって妊娠できる可能性は決して高い確率ではないということからすると、何回も挑戦して治療されている方もおられると思いますし、私の知っている方でも何組かそういう方も実際におられます。そのようなことを踏まえて、4点にわたってお聞きしたいと思います。

1点目、保険の適用となるものについてはどのような程度のものがあるのか。

2点目、道が行っている不妊治療に対する助成制度の内容についてお聞かせいただきたい。

3点目、道内の自治体でこのことに取り組んでおられる自治体もあると仄聞していますが、これらの状況についてもお聞かせいただきたいと思えます。

最後に、深川市の不妊治療に対する取り組みの考え方についてお聞かせいただきたいと思えます。

○瀬川市民課長 不妊治療について4点の質疑をいただきましたので、まとめてお答えさせていただきます。順不同になることをお許しく下さい。

まず、北海道は平成16年10月1日から少子化対策の一環として、不妊治療の多くが医療保険の適用となっていないことから、経済的な負担を軽減しようという目的で特定不妊治療費助成事業を始めております。この対象となるのは体外受精と顕微受精の2

種類であり、当然、夫婦間の精子や卵子による受精に限られております。それから、対象者は道内に住む方で、法律上の婚姻をしている方。そして、所得制限があるのですけれども、夫婦合算で730万円未満の方。そして、特定不妊治療以外の方法では妊娠する見込みがない、もしくはそうだと極めて確率が低いと医師に診断されて、実際に治療を受けている方が助成対象になります。助成額については、1回の治療につき10万円が限度。1年2回を限度に通算5年間、継続して受けられるということです。ただ、今回は国の緊急経済対策の措置がございまして、10万円が15万円にアップされています。これは平成21年度のみでございます。次に、市内在住者の申請件数ですが、助成を開始した平成16年度には2件、17年度で4件、18年度で3件、19年度で11件、20年度と21年度では7件ずつと、この6年間で34件です。この数字を見たときに非常に多いと思いましたが、恐らくこの方たち以外にも、申請したいけれどもしていない方もいらっしゃるのと思っております。それから、1回当たりの治療費ですが、最高が40万円。もしこの助成を使うとすれば、ことしの場合では15万円の助成ですから、25万円の自己負担がかかるということになります。これも決して安くはない金額だと思います。

次に、道内の自治体における助成状況ですが、道の調査で6市町が独自の助成を行っており、市としては稚内市と帯広市が入っております。それぞれ自治体によっては独自の上限を設定しているのですが、ほとんどが年2回を上限に、1回当たり上限5万円の助成を行っているというものであります。

次に、4点目の少子化対策の観点から市の考え方について質疑をいただきました。先ほども水上委員の質疑の中で、深川市の出生者数は122人と申し上げました。昭和60年では300人を超えていたものが、今は約3分の1近くまで下がっている状況でございます。不妊で悩んでいるご夫婦に対しては、北海道の助成事業で不足する部分を独自の助成制度をつくって応援したいという気持ちはもちろんございますが、一方では、他のまだ手がけていない少子化対策もありますし、またこれを口にしてはすべてが水の泡になりますけれども、財政状況もしかり、やはりこれも難しい問題があります。したがって、東出委員から今回いただいた内容につきましても、新たな本市における少子化対策の課題と受けとめさせ

ていただきまして、なお一層、情報収集に努めまして、こういった内容を庁内で組織しております検討委員会にもお知らせして、委員全体で情報を共有しながら、深川市内にもこういう方がいらっしゃるのだということで一歩進めていきたいと考えております。なお、道の助成事業につきましては、昨年11月の広報ふかがわでも掲載しておりました。ただ、今回の数字を見まして、結構多いと思いましたので、適宜、広報あるいは健康教室、健康相談を通じまして、道の助成事業があることについて伝えていきたいと考えております。

○北名委員 4目保健事業費で、前立腺がんのPSA検査と脳ドックの関係についてお尋ねします。

ご承知のとおり、一般質問では助成をということで、それはできないという答えが出ています。そこで私は、質問の答弁を聞いていまして何か違うのではないかと思って、納得しないと言っておいたのですが、それは何かというと、PSA検査は前立腺がんを発見する方法として極めて有効な、効果の高いものであるという位置づけをしていないような答弁に感じたのです。それは答弁が違うのではないかというのが一つです。

もう一つは脳ドックについてですが、脳ドックについてもさまざまな脳の中の異常を発見する方法として極めて有効な方法でないか私は思っているし、そういうことを含めて聞いたのですが、何かそうではないような答えを言われたのです。そのところ、この場ではっきりさせたいということです。

○瀬川市民課長 脳ドック、それから前立腺がんの発見のためのPSA検査の有効性についての質疑と受けとめさせていただいて答弁させていただきます。

医療現場におきましては、これらの検診だとか検査の結果については診断のために用いまして、そして、これら検査あるいは検診で、がんあるいはそれ以外の病名が診断された場合には治療に結びついていきます。したがって、そのことによって回復に向かわれた人にとっては、これは有効なものであったと受けとめております。特に、前立腺がん発見のためのPSA検査につきましては、日本泌尿器科学会では、非常にいいのだということをおっしゃっているようですけれども、さきに行われた第1回市議会定例会の中でお答えさせていただいた内容は、市としては、厚生労働省が一つの診断方法だとか、あるいは結果がわかれば今度は予防につながるという一

連のものがきちんと整備されて推奨していくと考えておりますので、それに従って行っていくことを考えております。

○北名委員 厚生労働省が推奨していないとかいるというのは別のことです。これが発見のために有効な方法であるということはしっかり確認した上で、次の段階に行くと思うのです。

そちらで言っているのは、盛んに治療方法だとかその他のことが確立されていない。そのことに異議を唱えているのではないけれども、前段で私が言っていることに答えている中で、それらについては少し違うのではないかみたいな言い方をしているから、これは二つとも非常に有効な手段であると認識していいですか。そうしておかないと、役所は何を考えているのだというぐあいに私は思っているものですから。いかがですか。

○瀬川市民課長 市といたしましては、これらの検診について有効かどうかという判断をするすべを持っておりませんので、お答えすることはできないものであります。

○北名委員 PSA検査、その言い方だったら発見に有効な手段だとは思っていないということになると思うのです。それから脳ドックについても、そんなことで通りますか。私もインターネットを見たりしているけれども、違うと思うのです。もうこれ以上聞かないから教えてください。

○瀬川市民課長 私の答弁の内容に不備があったかもしれませんが、私どもが今の検診がいいとか悪いとかを調べて、例えば研究班を持ってやっているわけではないので、そういった意味で、有効かどうかということは判断しかねるという内容のことを申し上げております。

○宮田委員 82ページ、4款1項4目保健事業費の説明欄5、エキノコックス対策について伺います。

エキノコックス対策という感染症の概要と、地域における最近の状況、それと対策の内容について伺いたいと思います。

○瀬川市民課長 エキノコックス症の検診方法と治療方法、あわせて最近の状況ということでお尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

エキノコックス症検診につきましては、エキノコックス症が全道一円に広がり汚染対象地域になったということで、本市におきましても平成5年4月1日からエキノコックス症検診を始めております。委

員もご承知のとおり、エキノコックス症という病気は、エキノコックスの幼虫が体内に入りまして、肝臓に巣くって、そこで卵を産み、これが寄生していく。ただ、悪さをするまで10年ほどかかるということで、その悪さが出始めると肝機能に大きな影響を及ぼし、そして場合によっては死に至るということでもあります。そこで、検診の方法についてでございますけれども、検診の対象を小学校3年生以上の市民といたしまして、検査内容は血液検査を実施しております。本市は特定健診とがん検診の集団健診にあわせてこの検診を行っておりまして、検査については北海道対がん協会に委託しているところでございます。

最近の5年間の実績を申し上げますと、受診者数は平成17年度で32人、18年度で22人、19年度で12人、20年度で65人、そして21年度では24人となっております。受診の結果は全員陰性であったということでございます。

次に、治療方法についてでございますけれども、薬物治療もありますけれども、現在のところ、しっかり治していくということであれば、手術によって幼虫が寄生している肝臓を切除するということが最も適切な治療方法とお聞きしております。

○宮田委員 検診方法と治療方法についてはおおむね理解いたしました。

1点だけ再質疑でお伺いしたいのですが、エキノコックス感染を防ぐためのワクチン等の有無について教えていただきたいと思っております。

○瀬川市民課長 予防に対するワクチンということでございますけれども、私のほうではその情報を得ておりませんので、ここで答えることはできないことをご了解いただきたいと思います。

○松沢委員 4目保健事業費、ヒブワクチンの助成についてお尋ねいたします。

これは既に国に対して助成をしてほしいという意見書を議会として上げたはずですし、深川市単独での助成については趣旨採択という形で終わっているという認識でございますが、もし深川で実施する場合には対象者はどのぐらいで、どのぐらいの予算があればできるのかということ。

そして、これを深川市単独でやる気があるかどうかお尋ねします。

○瀬川市民課長 ヒブワクチンの支援について、実施の考え方、それから実施をすればどの程度の費用

がかかるのかということを含めての質疑をいただきました。

ヒブワクチン接種につきましては、乳幼児が感染する細菌性髄膜炎のうち、6割以上がインフルエンザ菌のB型、いわゆるヒブ髄膜炎と言われているのであります。予防対策は、ヒブワクチンを接種することが効果的だと言われており、先ほどの子宮頸がんのワクチンと同じように、これはまだ任意接種ということで予防接種の対象にはなっていないものです。ただ、予防接種をするためには、生後一定の間隔を置いて3回、その後おおむね1年間を置きまして1回の計4回。費用が1回7,000円程度ですので、3万円程度の費用がかかるということで、任意接種となっていることから自己負担であります。そこで仮に深川市で接種をすると試算して年間の出生者数を130人と設定し、接種率を100%で見ますと336万円がかかることとなります。ただ、これを仮に実施するとすれば、当然これは最低の経費でありまして、既にもう生まれている方たちに対しても公平性、平等ということで接種することになれば、合わせて約700万円の経費がかかるという試算もさせていただきました。国内では一昨年の12月から可能になりまして、接種が始まっておりますけれども、道内にも少しずつ自治体独自の接種の助成もふえてきておりますけれども、本市において次の3点により公費助成についてはということであります。

1点目は、ワクチン供給体制が必要に追いついていないという状況があります。したがって、こういう状況の中での公費助成は困難であるということ。

それから、任意接種でありまして、予防接種に基づく健康被害の補償が受けられない状況であるということ。

それから、先ほど北畑委員の質疑にもお答えさせていただきましたけれども、おたふく風邪、水ぼうそうなど、先行している他の任意接種からの要望もあり、助成については優先の調整や財政問題以外にもいろいろと問題がありますので、現時点においてはヒブワクチンを予算化していくことは困難であると考えております。ただ、現在、市内の医療機関の二つで接種している状況にありますので、この接種の状況を踏まえながら、お子さんの命にも関係し、少子化対策に関係があるということで、少子化対策委員会の中でもこういったものを調べて、状況を把握した上で議論していきたいと考えております。

○松沢委員 大体わかりましたが、全額補助をした場合700万円相当かかるだろうということですが、これをどういう形で考えるか、希望者を対象にしてやる場合にはそういう形になろうかと思いませんから、いきなり700万円はかからないと思います。周辺町では幌加内が既にやっているという情報もありますし、これからは前向きにいろいろな情報収集をしてという答えでございましたから、それはそれでいいのかと、今の段階ではそこら辺までかと思いつつも、やはりもう少し積極的に取り組んでほしいという思いがいたしましたので、再質疑します。

○瀬川市民課長 答弁申し上げますが、市内でどのくらい接種しているのかということはきちんと押さえる必要があるかと思しますので、その辺のところをまずは調べていくところから始めてまいりたいと考えております。

○長野委員 4目保健事業費の中の地域自殺対策緊急強化推進事業、新しい事業で100万円の予算が計上されております。それぞれ参考資料も提出されておりますけれども、現段階で検討された具体的なものがあれば、少し中身的にお尋ねします。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○北名委員 今の件で関連してお尋ねします。

一般質問でも聞いたことがあるのですが、国は毎年3万人以上が自殺しているということに注目し、これはゆゆしき事態だと対策に乗り出したということで、まず国の数値目標を教えていただきたい。

それから二つ目は、参考資料の中にことしの取り組み、自殺者の数も出ています。そして、既に私のうちは北海道新聞に挟まって、「心きり深川通信」というのが2回入ってきました。いろいろ書いてありますが、特にうつ病の関係だとか健康のことについて書いてあります。それで、この資料の中に平成22年度の事業、それに基づいてこういうことがやられていますと書いています。こういう取り組みで自殺を減らせるかという言い方は直接的な言い方になってしまいますけれども、その辺についての考え方を聞きたいと思います。

それから、参考資料に平成17年は深川市内で6人の方が自殺している。平成18年は6人、19年は10人になっていますが、20年はここに出ていませんし、21年も今現在何人か出ていないのですけれども、これはおわかりにならないのかという気もしますが、

その辺のことと、自殺者が出た場合、簡単にはわからないのですけれども、どういう状況の中で自殺したか。そのことを把握されることが対策にも非常に大事なわけです。その辺についてセクションの中でどう押さえられているか。

それから、役所の外の人も入れるのかもしれないけれども、この事業をどういう体制でやっていくのかお尋ねします。

○瀬川市民課長 自殺対策防止、これは緊急強化推進事業として予算に計上しました件について、お二人から質疑をいただきました。最初に長野委員の質疑にお答えし、その後北名委員の質疑にお答えさせていただきたいと思います。

まず、本事業につきましては、北海道に設置されました北海道地域自殺対策緊急強化基金を活用しての100%の補助事業となっております。平成21年度の事業につきましては、二つ実施しており、一つは対面型相談支援事業で、これは精神保健福祉士という資格を持った経験のある専門員に月2回来ていただきまして、心の悩みに対して相談をしていただくものであります。もう一つが、普及啓発事業でございます。これは自殺を防止するために心の健康を欠くことはできないということから、そのための情報を市民の皆様に提供していこうというものであります。先ほど北名委員の質疑の中にありましたように、平成21年度においては、市としては「心きり深川通信」と題しまして2回発行させていただきました。ここで、情報としては余り詳しく申し上げられませんが、3月8日発行の内容を見て電話がありまして、これを聞いた保健師がすぐに訪問いたしまして、その家族の方と接触し、これが気づきです。そしてそのことをキャッチした後に保健所に連絡してつなぎを行い、ある一定の措置というか整理をしたという経過がございます。最後は見守っていこうということで、今家族の方は非常に安心していて、今後様子を見るということで、これは昨年第4回定例会で太田議員と水上議員の一般質問にお答えさせていただいておりますけれども、やはり気づきと、つなぎと、見守り。この連携ができると効果があると考えて、私どももさらに力を入れてこの普及啓発を行っていきたく思っています。この二つの平成21年度の事業のほかに22年度の事業につきましては、新たに人材育成事業を加えております。これは事業所の管理者や労務担当者を中心に、事業所等で働く従業員

員の方たちの行動だとか言動、あるいは体調の不調をいち早くキャッチして、どうしたら気づいてとめることができるのか専門の講師の方をお呼びしまして、そして講演会を主体に実施していこうというものであります。この三つを平成22年度で実施して、100%の補助で100万円を計上させていただきました。普及啓発事業については、先ほど申し上げましたこの通信を主体に行っていくのですが、この普及啓発事業の中におきましても、一般市民を対象に自殺の要因の解決方法など、専門の方を招聘して普及していくという啓発講演会も開催する予定です。まだ予算は審議中でありますけれども、議決いただくことを前提に、少しずつ準備を進めているところでもございますが、こういった形で平成22年度の事業を積極的に進めていこうと考えております。

次に、北名委員の質疑ですけれども、国は平成27年度に、統計を始めた平成10年度の30%減を目標に設定して自殺防止に努めていきたいと考えております。ただ、確かではないので、後で調べまして報告させていただきたいと思っております。

それから、自殺者数ですが、公に知らされているのは平成19年までであり、20年についてはまだ公表されておられません。

それから、自殺の原因についての把握ですけれども、これは今回で3回目となります白書、ここにも全国的な流れが書かれてありますし、内閣府に自殺対策室が設けられておまして、ここの対策室が警察庁からいただいた資料をもとに、深川警察署管内でどういうことが主な原因になっているか調べたものがあります。私どもは、そういったところから自殺の原因を把握し、これをいかに先ほど言った三つの事業につなげていくかを考えているところでございます。

それから、体制ですけれども、これも昨年行われた第4回定例会の太田議員及び水上議員の一般質問にも答弁させていただいているのですけれども、我々はこれから対面型の相談事業を行い、そこでは市民課という立場から心の相談になるのですが、仮にそれ以外の原因があって心の病に発展しているということがわかるのであれば、すぐに個人のプライバシーを第一に考えながら、本人にも確認して、そしてこういう方法があり庁内にも体制がありますということをお教えして、そして了解ということになれば、例えば商工労働観光課、あるいは社会福祉課

につなげるといったつなぎを行って、体制を整えながら自殺防止対策に努めてまいりたいと考えております。

○北名委員 もう少し聞きます。本当に大事なことで、鳩山総理は命を大事にするということを幾つもちりばめた演説もしたりして、この一環かという気もします。私も極めて重要だと。みずからが命を絶つという最後の締めくくり、いかにも悲惨な状況だと思います。

そこで、このチラシを読みますと、相談に乗りますとあって、1月15日、28日、2月12日、25日、3月12日まで。その後はまだ来ていません。私も即効性があると思っはけません。どんと来ているという予測はしていませんが、参考までに何人来られたか。

それから、この通信ですが、これはオリジナルのものか、空知段階なのか道段階なのかかわからないけれども、そういうところから来て、深川のことも少し入っていますから、その辺はどうなのかということを知りたい。

もう一つは、こういうものをこれからも出していくのだろうけれども、自殺の原因は生活、経済的なことと心のことの二つが大きくあると言われております。そして、それが相互に関係してくるというわけで、そのほかにいろいろ心の問題もありますけれども、それで今後どうなのかわかりませんが、生活に困ったときは生活保護がありますとか、サラ金に追われている場合にはそういう相談に乗りますとか、そんなことでも相談に行けるということがすごく大事なのです。それは今後こういう通信の中でやられていくことになるのかどうか。

それから、最後になりますけれども、人数も平成20年、21年はまだ教えてもらっていないと言うけれども、具体的にだれかが亡くなっているわけです。名前のある人が、人生のある人が。そこがわからないと解決は難しいと言ったら変だけれども、ごく最近私も聞いた。この間から言ったりしているけれども、亡くなった後、生活苦ではないかという話も聞く。あるいはガスも電気も水道もとめられていたよと聞く。具体的なのです。それだけが原因かどうかは別にして。それが、民生委員児童委員さんがそばにいてどうなのだろうとか、それから生活保護を受けていたのかとか、いろいろなことが出てくるわけです。つまり、一番言いたいことは、死者に聞

くということなのです。いい言葉でしょう。死んだ方を無駄にしないためには、その人がどうして亡くなったのか。数ではないのです。生きざま、人生なのです。そういうことがもっと敏速にやられていかないと、私はこの解決というのは非常に不十分になるのではないかなという危惧をしているわけです。だから、言いふらすとかプライバシーをないがしろにするということとは別に本当に自殺者を減らすという場合には、そここのところがかぎになるような気がするのですが、どうですか。

○瀬川市民課長 4点の再質疑をいただきました。

まず1点目、今回平成21年度で実施している対面型の相談事業ですけれども、これは12月から実施しており、現在までに2人の方の相談を受けています。

それから「心きり深川通信」ですけれども、これはオリジナル分もありますし、公でいろいろな監修されたものを引用して使っているという両面がございます。

それから三つ目として、原因の把握ということでもありますけれども、対面型相談事業の中で、非常に経験のある精神保健福祉士の方に対面していただいて、私ども記録用紙をつくらせていただきます。その中に、先ほど言ったように心の健康以外のこともあれば、そのことを書いていただきまして、そして私どもが所管に回し、健康以外のことが原因であれば、しっかりとつないでいくような形での対応、体制で行いたいと思っています。

四つ目の、自殺の原因は亡くなった方に聞くということですが、これもさきの北海道新聞に載っておりましたが、昨年、深川保健所が中心となりまして北空知地域自殺対策連絡会議を立ち上げております。これの第1回目の会合が昨日行われました。この構成メンバーには、私ども行政機関と医療機関、それから警察の関係の方が構成メンバーに入っております。したがって、こういう会議を活用しまして、警察の方との情報交換から実際にどういったことがあったのか、これは具体的なことは聞けないにしても、ある程度のことを聞きながら、そのことをこれから始まる新しい人材育成事業にも活用して、自殺防止対策に努めてまいりたいと考えております。

○北名委員 一つは、この通信に私は生活のことを同じように書いていく必要があるのではないかと考えたでしょう。生活に困っていてどこに行っても相談していいかわからない。サラ金だ、ヤミ金だ、生活

保護というのもよくわからないとか、いろいろあって、あるいはそのほかのこともあるけれども、その辺はどうなのですかというのが一つ。

それから、一番力を入れて言ったのは、死者に聞くという言葉を使ったのだけれども、テレビの殺人現場で死体は語るというのがあるけれども、私も全くそうだと思うのです。その点で、先日グループホームで火災が起きて、それは本当に教訓として、直ちに一斉に全国でグループホームの防火体制や避難体制はどうなっているという調査をするわけです。そういうことに関連して言っているわけだけれども、そういう意味で自殺を減らす、なくすということになれば、そのセクションでは警察から情報を提供してもらおうような仕組みがないと、隔靴搔痒ではないけれども、靴の上から足をかいているような状況では、本当にご苦労だけれども、実りが難しい面があると思うのです。その点は、どのような状況だったのかとか、そういうのはできるだけ早く、ルールとしてきのうのきょうということにはならないけれども、これが全国でやられていないのだったら、鳩山首相に言ったら、ああ、そうかと言うかもしれない。以上どうですか。

○瀬川市民課長 通信の中に委員が今おっしゃるような中身の盛り込みということですが、確かに自殺の原因の中に経済、生活問題、つまり多重債務などが入っていることは白書の中でもはっきりしております。したがって、こういった中でどういう形で盛り込めるか内部でも検討しながら考えていきたいと思っております。

それから、自殺の原因につきましては、先ほど申しましたように、深川保健所を中心に北空知地域自殺対策連絡会議が立ち上がっておりますので、こういったところを利用して、そういったような生の声というか、実際にあったようなことを情報としていただきながら、それも今後の自殺防止対策に活用してまいりたいと考えております。

○川中委員長 1項保健衛生費を終わります。

2項清掃費、86ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

2項清掃費を終わります。

3項病院費、88ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

3項病院費を終わります。

4項診療所費、90ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

4 項診療所費を終わります。

5 項水道費、92ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

5 項水道費を終わります。

4 款衛生費を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 2時40分 休憩)

(午後 2時50分 再開)

○川中委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

なお、皆さん方をお願い申し上げますけれども、多少議事のほうがおくれぎみでありますので、質疑あるいは答弁につきましては簡潔明瞭をお願い申し上げます。

それでは、5 款労働費、1 項労働費、94ページ。

○楠委員 1 目労働諸費の中の説明欄の3 番目、施設維持管理事務のところでお伺いいたします。

ここは旧勤労者青少年ホームの跡地を身体障がい者の団体でありますあっぷるに貸し付けをして、今までそれぞれ体育館などを利用していた人を含めまして、管理をあっぷるに委託しているのですが、その中の144万9,000円の中身と、それから利用状況をお伺いいたします。

○伊藤商工労働観光課長 お答えいたします。

初めに、予算の内容についてでございますけれども、施設の小規模な修繕に備えまして30万円を、また消防用設備保守点検や防火対象物定期点検に係る費用7万4,000円、屋根の雪おろし7万5,000円など、建物の管理者として必要な経費のほか、窓口管理を行う利用調整団体への補助金100万円を計上しているもので、予算額の合計は144万9,000円となるものでございます。

次に、利用状況、実態についてでございますけれども、昨年3月に定期的に利用される団体による利用運営会議が発足して、従来の開館体制をもとにいたしました利用計画を立てられ、原則として年末年始を除く毎日、午前9時から午後9時まで開館されているところでございます。また、利用調整や窓口受け付け、実費負担の徴収を行う管理団体につきましては、委員からありましたとおり北空知障がい者支援センターあっぷるから申し出がありまして、利用運営会議との連携を保ちながら管理に努めていた

だしているものでございます。利用実績につきましては、昨年10月27日に開催されました利用運営会議における前期4月から9月までの利用状況では、体育館は24団体、延べ3,574人、本館は1団体のほか、人数のほうの集計はできていないようですが、小中学生などの個人的な利用もあると伺っているところでございます。管理団体や利用運営会議からのお話では、夏場、屋外で活動する団体が、冬場につきましては体育館を利用されることで利用増が見込まれ、利用団体間における譲り合いや空き時間の有効活用を図っており、そうしたことから運営は良好になされているものと判断しているものでございます。

○楠委員 この利用に当たりましては、使用料、利用料を各団体や個人から徴収していると思うのですが、その金額は。

また、22団体で運営団体を形成しているということなのですが、実質的に管理しているのはあっぷるではないかと思うのですが、その辺のところ運営はスムーズにしているのか、あっぷるに負担がかかっていることはないのでしょうか。

○伊藤商工労働観光課長 お答えいたします。

前段の収支の関係をお答え申し上げたいと思います。前期の利用者の負担金の収入、実費負担の収入実績でございますが、約74万9,000円となっておりまして、後期の収入額は約79万4,000円で、合計154万円ほどの見込みとしてございます。支出につきましては、前期と後期合わせて111万円ほどと伺っており、差し引き額につきましては、事務用品、消耗品の負担分を1年間の収支を見て年度末に精算するというところで、最終的に収支不足はないものと伺っております。それと、実費負担の徴収の方法ですけれども、実費負担につきましては、利用運営会議でその方法が定められており、利用者が利用申請時に窓口へ支払うこととなっております。事務的には窓口管理をしているあっぷるが受け取りまして、利用運営会議の会計へ入金する形をとらせていただいております。

次に、運営については、特段の苦情等もいただいておりますので、スムーズにしているものと。私どもも利用運営会議に出席させていただいておりまして、良好な関係でやっていただいているものと理解をしております。

○長野委員 1 項労働費の1 目労働諸費になりますけれども、雇用機会創出事業につきまして、雇用と

いう部分の非常に大事な新メニューと受けとめておりますけれども、内容について詳細をお知らせいただきたいと思っております。

○伊藤商工労働観光課長 お答えいたします。

初めに、平成22年度の事業計画につきましては、雇用機会創出事業のうち、緊急雇用創出事業では8事業を、ふるさと雇用再生特別対策推進事業では3事業を予定しており、北海道から採択予定事業といたしまして内々の通知をいただいております、現在申請の準備を進めているところでございます。

次に、計画概要と予算額を申し上げます。ふるさと雇用事業につきましては、本年の継続事業でありますので、事業内容は省略させていただきます、1点目にあります災害時要援護者避難支援プラン作成等の高齢者サポート事業は、事業費約693万円のうち人件費は約566万円で、雇用者数につきましては約324延べ人日の予定でございます。

2点目の深川市アグリサポート事業につきましては、事業費約1,973万円、うち人件費は約1,741万円、雇用者数につきましては約1,215延べ人日の予定となっております。

3点目の起業に向けた林業整備事業と間伐材を活用しました新商品の開發生産、販路調査支援事業につきましては、事業費約3,320万円で、うち人件費は約2,125万円、雇用者数につきましては約1,440延べ人日となっております。

3事業の合計につきましては約5,986万円、うち人件費は約4,433万円で、雇用者数につきましては13人で約2,979延べ人日となっております。

次に、緊急雇用創出事業8事業のうち、主なものについてご説明申し上げますが、1点目は観光・公共施設美化整備事業並びに観光・公共施設の害虫対策及び冰雪まつりの開催サポート事業でございます。前年実施いたしました老朽化した施設のペンキ塗り、軽修繕、また冰雪まつりにおけます開催準備、設営のためのサポートを新年度も実施するほか、マイマイガ等の害虫対策、これは壁についた卵の除去でございますが、実施するものでございます。平成22年度につきましては、事業実施の時期的な問題から、春先と秋口の2回の事業に分割して実施するものでありまして、両事業の合計につきましては約506万円、うち人件費は約351万円で、雇用者数は5人で約275延べ人日となっているものでございます。

それと2点目、深ナビ利用拡大事業でございます

けれども、地域ポータル・オンラインモール「深ナビ」の機能拡張などに伴う市民及び利用者への周知、活用支援講習会等の開催などを行うものでございまして、事業費は約288万円、全額人件費でございまして、雇用者数は3人で約372延べ人日となっております。

3点目の地域資源を活用した観光プログラム開発事業は、本市の豊かな自然環境と良質・良食味農産物を活用した新たな観光プランの開発や、中心市街地の活性化に向けまして観光情報データベース作成、商品開発のほか、既存特産品、加工品のPRとサポートなどを委託により行うものでございまして、事業費は約780万円、うち人件費は約422万円、雇用者数は2人で、約528延べ人日の予定となっているものでございます。

その他4事業を含めまして、合わせて8事業で約2,186万円でございます、雇用者数は15人、約1,881延べ人日の予定でございます。

○松沢委員 1目労働諸費の労働団体振興交付金についてお尋ねします。

19節の説明の書類にも載っておりますけれども、昨年もここでお尋ねしましたが、金額的には同じ金額が支出されているわけです。ほかのいろいろな諸団体、例えばJAや土地改良区、あるいは商工会議所へ19節から支出がされております。基本的には深川市が本来あるべき業務、あるいは市が執行する業務の応援の部分をやっているところへの支援金のような形で19節から支出がされていると思って見ているのですけれども、本来、労働組合においては独自の資金で活動をしていくというのが基本だと思うのです。そういう意味では、以前は240万円くらいあった金額が117万円まで下がっていますけれども、今の行財政改革の中では、相殺部分でどのくらい深川市が本来やるべき業務をやってもらっているのかも含めて、考え方の整理をしていく時期が来ていると思っておりますが、答弁願います。

○伊藤商工労働観光課長 お答えいたします。

労働団体振興交付金につきましては、事業費として労働相談が59万円、労働者教育研修等3万9,000円、メーデーに要する経費7万7,000円、労文祭も考え方としては一部委託という理解もできると思っておりますけれども10万円、事務用品など26万9,000円、旅費、活動費などの行事費については9万5,000円で、合計117万円と昨年と同額となっております。

昨年11月24日に連合北海道深川地区連合会会長から補助金の交付要請があったものでございまして、内容につきましては全体事業費413万円のうち、補助対象経費295万円で、前年と同額の117万円を計上させていただいているものでございます。当該団体につきましては、大変厳しい経済雇用状況の中でありまして、現在も週1回、火曜日に定期的に相談員を配置して、相談業務を行っていただいておりますし、先般3月13日、14日でございますけれども、新聞の折り込みチラシも入っておりましたが、集中受け付けということで労働相談をしていただいております。相談業務については多々あるものと認識しているところでございます。また、この交付金につきましては、行財政改革に伴いまして、他の交付金と同様に見直し、削減しております。今この補助金だけをどうのということではなく、今後におきましても、総体的に全体を見回した中で適正な予算計上をしてまいりたいと考えてございます。

○北名委員 1目労働諸費で、国労闘争団のことにしてお尋ねします。

さきの一般質問の太田議員のまくらで闘いのことが言われました。非常に私は感銘を受けてあの話を聞きました。実に24年間にわたる闘いが、今いよいよ最終局面を迎えようとしているということで、私は闘う皆さん方に敬意を表しながら、ぜひとも年度をまたがない、鳩山さんも言っていますけれども、年度内の決着をしていただきたいと心から願っておりますし、その闘いを深川の中でやられている何人かの方がいらっしゃる。この方たちに敬意とエールを送りたい。世界の労働運動史上の中でも非常に大きく位置づけられる出来事であろうと思っています。

成就というが最終局面を迎えていることについて一言あれば聞きたい。

あわせて、これまでも深川市はこの皆さん方への支援という意味も含めて、事業の提供もしてきていると認識しております。現状、闘争団の方たちがどうなっているのかも含めてお答えいただきます。

○伊藤商工労働観光課長 お答え申し上げます。

初めに、現状でございますが、闘争から23年の歳月を迎えられておりますが、闘争が長期化する中で、今月3日には「JR不採用問題、雇用要請200人に圧縮」との与党3党と公明党の政治解決に向けました和解案が新聞報道されたところでございます。問題解決が長期化し、解雇された方の平均年齢は57歳

と高齢化している現状から、早期の合意と一刻も早い解決を望んでいるものでございます。支援につきましては、市といたしましても、国労闘争団の今までの経過もありますことから、従前に受託されました業務について継続して受託されますよう、ご努力いただきたいと思いますと考えてございます。

○北名委員 大変いい中身だと受けとめました。少しか言いますけれども、かつて深川は国鉄のまちと言われるほど、国鉄労働者も家族もたくさんいまして、闘いがあると、私の記憶では、当時の桜井市長と一緒に座り込みをやっている人のところに甘酒を持って激励に行ったことを記憶しております。というように、この闘いが、若干いろいろなことはあるけれども、成就すれば、ぜひそれに対応するような何らかの形、何とは言いませんけれども、祝福を送っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○伊藤商工労働観光課長 闘争団の皆さんの長年にわたります活動に対しましては、敬意を表しているものでございます。早急に円滑な解決が図られますよう、言葉は同じですが、願っているところでございます。

○川中委員長 5款労働費を終わります。

6款農林水産業費、1項農業費、96ページから100ページまで。

○東出委員 6款1項1目農業委員会費のところでお伺いいたします。

これまで結婚対策というと、ぱっと頭に浮かぶのが農業後継者の花嫁対策、そこで中心的役割を果たしてきたのが農業委員会だと思ってございます。先ほど少子化対策で婚活支援のような形の事業に新たに取り組みまれるというようなお話もございました。そういう意味では、非常に結婚の形態そのものが大きく様変わりしてきているのかと、そんな感じもいたしますけれども、それぞれの行政に携わる部分の中で、そういう形で結婚に対する支援的なことを考えていく。せっかくですから、一方では少子化対策ということで、そういう制度もできてくる。これまでの蓄積したものが私は農業委員会にはあるのだろうと思うのです。

そういうことからすると、ひとつ連携してそのようなことに取り組むだとか、そういう考えがあっても私はいいのではないかと思いますので、そこら辺のところも含めた農業委員会の考え方をお伺いしたいと思います。

○山本農業委員会事務局長 農業後継者の結婚対策について、農業委員会としての考えをお答えさせていただきます。

農業後継者の結婚対策につきましては、当市の農業を担う将来ある若者でありますことから、大変重要な問題としてとらえているところであります。また、以前の一般質問において東出議員からのご指摘がありましたとおり、今現在も高齢化は確実に進んでおり、全農家戸数に占める50歳以上で農業後継者のいない世帯の率はじりじりと上昇を続けております。具体的な数字で申しますと、平成19年では60%であったものが、20年には61%、21年には62%、ことしの暫定数値ですけれども63%、じわじわと数字は上がったまま下げどまらないというか、上がりどまらない状況でございます。一方で、若者の減少は下げどまった感もあります。これは就職難による就農やUターン者が増加したことに原因もあるのではないかと推察しておりまして、もう少し推移を見きわめていく必要がありますけれども、いずれにしてもよい傾向であるということの認識をいたしております。そのせいかわかりませんが、最近、直近3カ年の市内農家の結婚成立状況を申し上げますと、平成19年度では3組であったものが20年度には7組、21年度、今現在では10組とふえてきておりまして、喜ばしい状況となっております。農業委員会では、ふれあい対策活動といたしまして、深川市青年ふれあいセンターを通じ、深川市農村青年部のふれあい事業に支援を行っているところでございますけれども、時代を反映してか、これが直接に結婚にまで結びつくケースはだんだん難しいものとなっているように見受けられます。最近、この手の企画は、お見合いツアーや合コン形式のいろいろな形式でとり行っているようですけれども、この手の成婚率といえますと大体3から4%くらいではないかと仄聞しております。直接の影響自体はそれほど上がるような内容ではございませんけれども、委員のご趣旨に沿ったような形にうまくいくかわかりませんが、本年度の予算にあります少子化対策出会い創出支援事業の活用についても青年部のほうに提言してまいりたいと思っておりますので、今後ともご支援のほうをよろしくお願いいたします。

○北畑委員 98ページ、8目農業農村整備費にかかわって伺いたいと思っております。

長くなりますけれども、持続的農業・農村づくり

促進特別対策事業、いわゆるパワーアップ事業でございますけれども、一応、平成22年度で5年間の最後の年を迎えるわけですけれども、昨年の国の事業仕分けによりまして、年間20億円ベースがいきなり13億円になった。36%、37%ぐらいの減で、ぱったり減りました。このことがやはり今、深川のみならず、これに関連する地域全体の、このパワーアップ事業のみならず、多大なる影響もございまして、経済建設常任委員会に請願という形でまたこの事業の復活ということが提出されている状況でございます。

そこで、このような事業仕分けの結果でこういうふうになったわけですけれども、市としてどのような対応、対策をとられているのか、その点を伺いたいと思っております。

○藤田農政課長 質疑の持続的農業・農村づくり促進特別対策事業、いわゆるパワーアップ事業は、委員も触れられておりましたが、本道の農業・農村の持続的な発展を図るため、担い手の育成支援に向けた生産基盤整備や公共性の高い基幹水利施設整備につきまして、北海道と市町村が連携し、農家負担を7.5%から10%まで軽減する事業といたしまして、平成18年度から22年度までの5年間実施されているものでございます。農業・農村整備費につきましては、国営造成施設管理体制整備促進事業や国営土地改良事業は平成21年度並みの予算となっておりますが、このパワーアップ事業に関しましては、近年、年間20億円ベースの事業費で推移しておりましたが、また新年度も同様の事業要望がございましたが、昨年末の国の事業仕分けによる見直しによりまして、本市では新年度、13億円程度まで落ち込む状況となっております。本市農業や施工業者に与えます影響は甚大なものと大変危惧しているところでございます。暗渠や面整備、農道改良などの土地改良事業は、農業の生産性向上や安全・安心な農産物の生産などを進める上でも、また雇用の確保や地域経済の発展を図る上でも極めて重要であると認識しておりますので、これまでも事業予算の確保に向け、関係する土地改良区から事業要望を十分聞き取りした上で、空知地方総合開発期成会や北海道市長会などを通じまして、北海道はもとより国に対し強く要望してきているところでありますが、今後とも機会があるごとに継続的かつ積極的に要請してまいりたいと考えております。

○松沢委員 4目農業振興費、堆肥と緑肥の奨励に

についてお尋ねしたいと思います。

去年も聞いた覚えがありますが、おととしの実績では何か予算が余っていたという記憶が強烈に残っているのですが、私はそのとき周知がもっと大事なのではないかということを行った覚えがありますが、特に今、畑あるいは転作田での地力が落ちている中で、堆肥の流通の運搬費の助成、そして緑肥の種子に対する助成という事業がありますが、昨年実績と次年度に向けての取り組みについて教えてください。

○藤田農政課長 堆肥運搬及び緑肥導入についてお答え申し上げます。

初めに、堆肥運搬に対します支援についてでございますが、本事業につきましては、地力の増進はもちろんのこと、近年の肥料高騰への対応の観点から、より一層堆肥の利用を促進するとともに、生産コストの低減を図ることを目的といたしまして、堆肥を畜産農家から耕種農家へ運搬する経費の50%をJAきたそらちを通じまして耕種農家に支援するものであり、深川農業ステップアップ推進事業の中に位置づけまして、平成21年度から推進しているものでございます。平成21年度の事業の実績につきましては、市内24戸の耕種農家が畜産農家と連携しながら、バレイショや麦、大豆、野菜などの圃場に堆肥を約700トン投入しており、面積に換算しますと約70ヘクタールになりますが、運搬に対します補助対象経費約64万円の50%に相当します約32万円を支援する見込みとなっております。

次に、緑肥作物種子の導入に対します支援についてでございますが、この事業につきましては、一般の畑作輪作体系の中にアカクローバーや燕麦などの緑肥作物を組み入れ、また混播した場合に緑肥作物種子の購入費の20%以内を支援するものでありまして、クリーン農業推進事業の中の畑作緑肥栽培促進事業により昭和61年度から支援を行ってきているものであります。平成21年度の事業の実績につきましては、市内8戸の生産者が34ヘクタールの農地に燕麦、アカクローバーなど約2,850キログラムの種子を播種しておりますが、種子の購入費約95万6,000円の20%に相当する約19万1,000円の支援を行っているところであります。次に、平成22年度に提案している予算の内容でございますが、堆肥運搬につきましては堆肥を畜産農家から耕種農家へ運搬する経費の50%に相当する75万円を支援する予定でありまして、また緑肥作物種子に関しましては、その購入費の

20%に相当する25万円を支援する予定としております。堆肥や緑肥の活用につきましては、農業の生産性向上や安定生産、化学肥料の使用量低減に伴う安全・安心の農産物生産やコスト低減などに欠かせないものでありまして、ますますその重要性が高まっていくものと考えておりますので、今後ともJAきたそらちなどと連携を図りながら、事業の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

○松沢委員 このステップアップ事業600万円の中からは、先日の私の一般質問の答弁の中で、害虫駆除に対しての75万円の支出も予定されていたように思っていますが、私は非常に有益な事業だと思っていますし、600万円の予算の中で、昨年も恐らく不用額が出ているのではないかと、そこら辺も聞きたかったです。

それと、緑肥作物の種子代の20%というのは、どこから20%が来たのかと思うのです。堆肥のほうは運搬費の50%。せめて種子代も50%というのが大体考えとしては順当なところではないかと思いますが、昨年の予算の不用額の出方も含めて、その辺教えてください。

○藤田農政課長 緑肥の関係につきましては、予算相当額以上の支援というような形になってございますが、堆肥のほうにつきましては若干残ってきているという状況でございますが……（発言する者あり）20%ということでの質疑もございましたが、農業予算全体の中で重点化を図っていた限られた予算の中で現在まで推進してきているものでございまして、確かに割合が多くなれば、それだけ農業支援ということになるかとも思いますが、現状、限られた予算の中でしっかり支援をしていきたいという考え方のもとでの20%ということでございます。

○松沢委員 どうやら昨年の不用額が幾ら出たかというデータを持ち合わせていないということだろうと思うのですが、不用額の出方を見ながらその辺のパーセンテージの調整を所管としては、当然のことながら年度予算を組んでいく中では考えていくべきだと思いますし、20%に何もこだわることはないと思うのです。このステップアップ事業をしっかり農家の身につくようにといいますが、支援するための政策、予算なわけですから、周知も含めて、心を引き締めてやってほしいと一言申し上げたいし、一応外枠では通告制ではないと言いながら、通告制みたいな形で予算審査をやっているわけですが、再質疑、

再々質疑の中でボリュームが膨らむ場合も当然あるわけで、それぐらいの答えを用意してほしかったと思いますので、できれば後でも教えてください。
○藤田農政課長 不用額の関係でございますが、平成21年度当初予算で申し上げますと、16万円に對しまして実績が、その予算の中で流用いたしまして19万1,000円で、3万1,000円ほど増額しての支援をしています。割合の関係等々でございますけれども、今後しっかり周知をしていく中で推進していきたいと考えてございます。

○北名委員 7目交流センター費で、まあぶのことに付いて聞きます。

まあぶがいろいろな形で利用されてほしいし、市民に愛される施設になってほしい。これはだれもが思っていることですが、入館料が600円になって、周辺がそれより安いということで、その分人数的な目減りがしているのではないかと思うのです。何かそのときにどなたかが、ほかも上げるはずだと言ったという話もありました、しかし実際には上げていないと思うのです。

そこで何点が聞きたいのですが、一つは、その上にといいのかわからないけれども、秩父別のゆう&ゆや妹背牛のペルへ行った人は、随分サービスしていると言うのです。ペアで行ったら安いとか、月に何日は半額だとか、大いに集客の上ではそういうことも必要ではないかという気がするのです。周辺のところのサービスの状況と、まあぶも負けずにやっているのであれば、まあぶの様子も聞かせていただきたい。

それから、予算も組まれているわけですから、新年度にこういうことを新たにという取り組みについて聞きたい。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○東出委員 ただいまの北名委員に付いて、まあぶに付いて質疑させていただきたいと思ひます。

昨年の財政収支改善で、まあぶ入館料あるいはコテージ、それからシーズン券、加えてまあぶオートキャンプ場のほうのコテージ料金等々、値上げをしたという状況があつて、まだ1年経過していない状況の中ですけれども、利用者の数が9.数%減少している。値上げをする段階で1割ぐらいの減少は見込んだということですから、想定内のこととは思ひます。しかし、全体の利用料で見ると、ほぼ横ばいの状況というような感じで押さえていただ

ています。そういうことからすると、値上げの効果が十分にあらわれていないのかと。料金改定は何だったのかという思ひがするのです。一番考へていただきたいのは、値上げをしても来ていただいている、利用してくれている9割の人たちの思ひです。もう一つ考へていただきたいのは、値上がりしたことによって来なくなった1割の人たちの思ひです。また東出が浪花節を語るかと言われるかもしれないけれども、やはりそういうところに思ひが行かなければいけない。値上げしてもなお来続けてくれる。やはり地元だから、まあぶを大事にしようと言つて来てくれている人たちの思ひ。いや、やはり100円だけ値上げしたらきつい、そういう人たちの思ひ。そのことを考へたときに、総体で利用料が横ばいということになったら、この値上げは何だったのだろうという話になっていくのです。そのところに思ひを寄せながら答弁いただきたい。

○藤田農政課長 お二方からまあぶの關係につきまして質疑をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

初めに、北名委員から周辺町のサービス等々、またまあぶでの今後の対応等ということでございますが、周辺町の温泉施設でどのようなサービスを実施しているかというお尋ねで、すべての施設のすべてのサービスを把握しているわけではございませんが、日にちや曜日を指定して料金の割引、おふるの日だとか、女性の日、子供の日など、イベント等に合わせました入浴料の無料、半額サービス、お得な宴会プランの設定、団体の無料送迎などが行われていると承知しております。まあぶにおけます取り組み内容でございますが、開館記念行事まあぶフェスタに合わせました3日間の入浴無料開放の実施や、お得なプランといたしまして、スキーや鍋料理を組み合わせたコテージの宿泊パックや日帰りの入浴パックなどとともに、送迎につきましては週2回、3ルートでの無料送迎バスの運行のほか、市内において小人数でも送迎を行うなど、サービスの向上に努めているところであります。まあぶは、本市の農業農村の情報発信とともに農業体験や加工体験の場を提供し、都市と農村の交流を目的とした施設でございますので、豊かな自然環境でさまざまな体験ができることが他の温泉施設との違いでありまして、それがセールスポイントであると認識しているところでございます。また、これまでも立地条件を生か

しまして、周辺施設や観光農園ともタイアップした取り組みを進めてきたところでございます。

今後におきましても、サービス向上の取り組みに加えまして、これからいろいろ検討する部分もあるわけではありますが、多くの体験事業と連携させましたメニューづくり、例を挙げれば、炭焼き体験や木工クラフト、森林観察会などに食事や入浴をセットにしましたパックや、夏休みに親子での滞在型の農業体験、さらには道立青年の家やまあぶオートキャンプ場などの周辺施設や観光農園、彩りの丘、音江川などの近隣資産を生かした体験メニューの開発を進めまして、より一層特色ある施設となることが利用者の増に結びつくと考えてございますので、今後とも指定管理者と十分に連携を深めまして、そうした方向の対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、東出委員からのまあぶ値上げの関係でございますが、まあぶの利用料金につきましては、市の財政収支改善という重要な緊急課題に対応するために、まあぶの運営経費の削減を図りながら、収支の均衡を保つ観点から、入館料及びコテージ使用料を昨年の4月から値上げさせていただいたものであります。料金の改定に当たりましては、利用者の急激な負担増とならないようにするため、空知管内や旭川近郊の施設の状況も十分に踏まえまして、入館料は500円から600円に、コテージは1万3,000円を1万5,000円にしたものでございますが、値上げによる利用者の減少が想定されましたことから、委員も質疑で触れておりましたが、全体で1割程度の利用者減を見込みまして委託料の積算を行ったところでございます。本年2月末における利用状況につきましては、施設全体で昨年同月比約9%減となっております。このまま推移した場合は、収支につきましては、ほぼ前年同様となる見込みでございますことから、財政収支の改善という観点では歳出の削減に一定程度の効果があったものと考えてございますので、委員からいろいろございましたけれども、平成22年度におきましても同様な形でとり進めさせていただきたいと考えているところでございます。景気後退の影響によりまして、利用料金の値上げを行っていない近隣町におけるこうした施設の利用状況も極めて厳しいと聞いてございます。委員からいろいろ9割の利用者の気持ち、1割の来なくなった方の気持ちということもございました。市といたしましては、やはりしっかりと指定管理者とも協議を

行いながら、まあぶのイベントなども含めまして、PRやサービスの充実、お得なプランの設定など、先ほど北名委員にも答弁申し上げましたが、しっかりとそういうサービスをもって答えていきたいと考えてございます。

○北名委員 今の答弁を聞きまして、セールスポイントの話は、私はそれとして理解をします。あそこでなければ加工だとか、いろいろなつながりをやる。もう一つの入浴の関係について言いたいものけれども、アバウトでいいですけども、入浴とセールスポイントであるいろいろな加工だとか、そういうことをやっていることの比率はどのぐらいなのか、もし入浴の人数を聞かせてほしい。それで、入浴というのは一つ大事な部分であるので、そこに特化してもう少し聞きますけれども、その部分でサービスがほかよりもずっと差がつくと、それはどうしても値段の関係も違うわけだから、足が遠ざかるということは推測できるわけです。その面でも、何がいいかというのは考えてもらえばいいのだけれども、私はぜひ力を入れて、その分でもお客を集めるというか、深川市民にも、市民以外にも愛されるようなまあぶにしてほしいという熱いエールを送る気持ちでお尋ねします。

○藤田農政課長 初めに、利用人数の関係がございました。本年度の2月末現在でございますが、全体の人数が10万557人のうち、浴場人数が7万7,325人。加工施設のほうで申し上げますと3,235人という状況になっております。今お話がありました入浴者に対しますサービスといたしまして、特色を出していくということでございます。まあぶといたしましても、例えば露天ぶろにお花を入れるなどの日を設けて、利用者に喜んでいただけるような取り組みなどもしておりますし、あるいは先ほどお答え申し上げましたとおり、食事とおふろのセットでのプランだとか、さまざまなプランをもって、何とかほかの温泉と違うような特色を持ったサービスを進めていく中で、少しでも利用者の方に喜んでいただけるような取り組みを今後とも進めてまいりたいと考えております。

○川中委員長 1項農業費を終わります。

2項林業費、102ページより。

○東出委員 6款2項1目林業振興費の中の説明欄2番、有害鳥獣駆除のところでお伺いしたいと思います。

林業ばかりではなくて、まず前段、全体的な有害鳥獣による被害の状況等について総合的に伺いたいと思います。

それから、国の事業あるいは道の事業、さらに市の大変なご支援もいただきながら、かなり電牧の敷設が、農業サイドから言うと農用地を守るように囲まれてきた。しかし、実際のシカ等々の有害鳥獣の絶対数は、そのことによって減らない。農作物の被害は減るけれども絶対数は減らない。農地を囲むことによる、今度は逆に林業サイド等々への被害も若干懸念されるのですけれども、そこら辺の状況についてはどのようになっているかお聞かせいただきたいと思います。

さらに、最近市内でもアライグマの被害というような話も聞こえてきています。そういう意味では、アライグマの生息数あるいは生息域というものが徐々に拡大していつているのかと。これは駆除する方法が、電牧で囲うようなこともできないですし、かなり深刻な状況にならなければいいという思いで今のところいますけれども、現在のアライグマの生息ですとか被害の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

最後にもう1点、宮田議員からマイマイガの一般質問がありました。平成20年、21年という形で発生している。一昨年、平成20年でも音江のカラマツあたりではかなり被害が出ているのもあった。空知全体で見ても、平成20年度の被害面積は130ヘクタールなのです。それが平成21年度ですけれども、5,700ヘクタール。空知管内で5,700ヘクタールなのだけれども、その58%が深川に集中しているのです、マイマイガの被害が。市内の被害面積が3,300ヘクタールとされています。特に食害のひどい激害の面積が1,200ヘクタールというふうに言われている。食害によって枯渇して枯れる心配はないようでございます。色で言うと、私のスーツの色から長野委員のスーツの色ぐらいに変わるらしいのです。こっちがビフォーで、こっちがアフターぐらいの色合いに変わるというような状況のようです。さらに心配されるのは、二次被害というのがあって、カラマツヤツバキクイムシというのがその後二次被害として大発生する心配があるということも言われていますので、被害の状況、それから二次被害、カラマツヤツバキクイムシ等々に対する対策について、どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○藤田農政課長 有害鳥獣による農作物等の被害につきましては、深川市鳥獣害防止対策協議会が生産者から聞き取ってまとめたものによりますと、平成21年はエゾシカ被害が大半を占めますが、キツネやアライグマと思われるものや、カラス、ヒヨドリなど、鳥類による被害を含め、水稻、ソバ、バレイシヨ、小麦、大豆、果樹など、市内全域の山間地帯を中心に、面積で1万5,777アール、金額にいたしまして1,735万円の被害があったと承知をしているところでございます。

エゾシカによる林業被害につきましては、現在までのところ、本市では特に目立った被害は報告されておりませんが、今後さらに生息数が増加すれば、道東地域のように、植林した幼齢木の枝葉の食害、成木の幹に発生いたします樹皮の食害や角こすり被害の増大が懸念されるところであります。

アライグマにつきましては、先ほど申し上げました鳥獣害防止対策協議会がまとめた報告によりますと、菊丘、吉住などの生産者からメロン、スイカ、カボチャ、アスパラ、バレイシヨで、面積で110アール、年額にして35万円の被害があったと承知してございます。エゾシカと同様に今後さらに被害が拡大することも懸念されますので、わなによる捕獲などを検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、エゾシカを中心とした鳥獣害の防止対策は、本市の農業振興を図る上で大変重要な課題と認識しておりますので、有害鳥獣の個体数減少や電気牧さくの設置などにつきまして、北海道やJA、鳥獣害防止対策協議会などの関係機関・団体及び生産者等と十分に協議、連携を図りながら、鋭意推進してまいりたいと考えております。

次に、マイマイガによる森林被害でございますが、平成21年は質疑のとおり、マイマイガが大発生し、一般民有林ではカラマツを中心に幼虫による葉の食害が6月から7月にかけて市内全域で発生しており、特に音江地区では食害歩合が50%以上の林分となる激害が1,210ヘクタールに達するなど、全体では約3,300ヘクタールの被害発生となっております。カラマツ等落葉樹の場合、葉を食害されても、通常二、三週間で新しい葉を再生いたしますことから、枯れることはほとんどないため、特にマイマイガの防除などは実施しておりませんが、食害直後は一時的に木が衰弱するため、東出委員の質疑にありますように、二次被害といたしましてカラマツヤツバキクイ

ムシが発生いたしまして、木を枯らすことがございます。幸いにいたしまして、本市ではカラマツヤツバキクイムシの発生はございませんが、北空知森林組合に確認したところ、マイマイガの幼虫による被害発生時期には、除間伐と伐採を伴う事業実施の際は、伐採した丸太の早期搬出に努めるなど、カラマツヤツバキクイムシの繁殖源とならないように留意しながら事業を行っているところでございます。マイマイガの被害は二、三年継続して発生すると言われておりますので、今後におきましても森づくりセンターなどの指導機関や林業関係団体などと連携を図りながら、隣地内伐採木の整理等について指導を行うなど、カラマツヤツバキクイムシによる二次被害の発生防止に努めてまいりたいと考えております。

○川中委員長 2項林業費を終わります。

6款農林水産業費を終わります。

7款商工費、1項商工費、104ページから106ページ。

○田中(昌)委員 2目商工振興費の説明欄2番目の夏冬まつり等についてお伺いします。

夏冬まつりについては、一般質問でもいろいろと出ておりますが、この場合は予算審査特別委員会でございます。予算審査ですから当然、地域の皆さん、市民の皆さん、いろいろなところからの要望、要請、あるいは行政の側で考えている部分、議員のほうからもいろいろな提言を含めた予算を、いろいろなものを酌み上げて、積算根拠をしっかりと持ちながら予算を編成している。このご苦労に心より敬意を表するものでございます。しかし、この夏まつり、特にしゃんしゃん祭りの予算積算根拠、この根拠は何なのか。全くないのではないかと私は認識しております。予算審査のできない予算案を提案するというのは、私は議会をある意味、非常に軽視しているのではないかととらえざるを得ません。この点については、明確にこの積算根拠、どういう経過でこういうふうになっているのかということを含めてお知らせいただきたいと思っております。

それとあわせまして、市政方針にも夏まつりについて何の言及もございません。予算の説明の中でも、財政課長が説明、言及は全くありませんでした。そういう予算についてぜひ審査をしてくださいと提案されても、審査のしようがないと思っております。夏まつりについては非常にいろいろな意見がありま

すから、個々の部分については、私は今回については言及するつもりはございませんけれども、予算を提案するという根拠について非常に疑問を感じざるを得ませんので、この点についての答弁をいただきたいと思っております。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○松沢委員 今の問題について、同じ会派の北名議員からも一般質問で出されておりました。ただ、ここに至るまで、今、田中昌幸委員から話があったように、去年の夏まつりが終わってから以後、ついこの間、2月末までの間も深川市としてはどの関係者と全くコンタクトをとらないで来ているということにびっくりしました。先日の北名議員の一般質問に対する答弁においても、深川市の考えといたしますか、山下市長の考えといたしますか、イニシアチブといたしますか、その辺の考えは全くあらわされていないなということ先日から北名委員とも話をしております。この辺について、しっかりと市の考えも示しながら、そしてもっと予算審査をする段階で、具体的なものは何にもあらわさないで800万円だけ出てきているということに、今までの予算審査とは違った非常に違和感を持って見ているところでございますので、答弁いただきたいと思っております。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○東出委員 私も夏冬まつりのところでお聞きしたいと思っております。

まず、夏まつりについては例年どおりの800万円ということですがけれども、ここの説明欄の中では、総体の中では130万円ほど金額がふえているので、ここのところの説明をまずいただきたい。

それから、夏まつりについてですけれども、同じように一般質問でいろいろなやりとりがあった。山下市長からは、何らかの形で夏まつりは実施したいのだという答弁がありました。その何らかの祭りのための予算なのだろうと思っております。これまでも深川市は財政収支改善の中で、市民ミーティングの中で市民の皆さん方からこの祭りに関してもいろいろな話を聞いてきた。さらにはアンケート調査もやった。それから振興会が解散した。そういう経過の中で、深川市としてこれまでの夏まつりの総括がされていないのです。その中で何らかの祭り、さきの一般質問の中でも、商工会議所と6回協議をした。回数を強調したいのかどうか分かりませんが、先日、多くの団体から40人くらい集めて新たに模索をした

会議があったようですけれども、その前に6回協議をしたという話ですけれども、その中で何も進展がないのです。回数が問題ではないのです。6回やりました。6回やったらかなり煮詰まるはずなのです。なぜ煮詰まらないか。しかも今の段階で深川市の今までのお祭りに対して総括する姿もない、提案するものも何もない。何らかの祭りというのはどこでだれが決めていくのですか。先ほど田中昌幸委員が言われましたけれども、800万円の根拠。これまでやってきたお祭りを踏襲していくとすれば、傘であるとか、浴衣であるとか、雌傘だとか、雄傘だとか、山車だとか、そういう蓄積された財産というのがあるのです。しかし、全く新たな祭りに変えていくとしたら、そこに大きな投資が必要なのです。それだけ考えても、これまでの祭りがある程度踏襲するのか、新たなものにするのかわからない形の中でこういう予算づけがされる。私も大きな疑問を持つのです。そこら辺のところも含めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○伊藤商工労働観光課長 お答えいたします。関連で質疑をいただきましたので、若干答弁が前後することをお許しいただきたいと存じます。

最初に、積算の部分でございますけれども、今回の振興会解散に伴います深川商工会議所の協議に際しまして、市としましては、前年同額の予算を計上した上で、何とか今後ともこれまで同様に、商工会議所が中心となっただきまして、夏のお祭りの運営を担っていただきたいとの要請を行ってきたところでございます。協議の中で関係各団体から広くご意見を伺う場を設けることとし、先般の検討会開催の運びとなったところでございます。市としましては、少なくとも昨年までと同様の規模で支援をする意思と用意があるということを示す意味で計上させていただいておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

それと、市長の考え方とか祭りの内容でございますけれども、夏まつりの内容につきましては、現在行っている検討会において協議をしていく予定となっております。昨年まで実施しておりました傘踊り等につきましても、その協議の中で話し合われることと考えております。市といたしましては、ご検討いただくための資料として、昨年実施させていただきましたお祭りに関するアンケート調査や、一部、東出委員の質疑の中にもありましたけれども、傘や

浴衣などの備品、消耗品等の保管状況をお示しし、ご協議いただきたいと考えているものでございます。協議の結果といたしましてどのようになるのか、祭りというものは市が単独で実施するものでも、またできるものでもないと考えておりますので、従前との内容の変更といったことにつきましても、市が決定して表明したりするものではなくて、関係機関・団体の皆様のご協力をいただく中で、市民の皆さんのご意見によく耳を傾けまして、よく聞かせていただきながら取り進めていくべきものと考えております。

また、最後にございました130万円の増額の内容の関係でございますけれども、100万円につきましては冰雪まつりの新たな財源といたしまして、北海道地域政策補助金を見込んでいるものでございます。この補助金につきましては、今までの補助金と違い市の予算を経由して交付対象となりますことから、増額となったものでございまして、実行委員会に対します交付金の総額は変わらないものでございます。また、残りの30万円につきましては、JR留萌本線がことしで開通100年を迎えられますことから、留萌市が中心となりまして実施されます記念イベントの事業に対する沿線各市町からの交付金でございます。

次に、一部重複しておりますけれども、夏まつりの骨格を最終的にだれが決めていくのかということでございますけれども、夏まつりの内容、先ほどと重複いたしますけれども、現在行っている検討会での意見やアイデアをもとにいたしまして、これまでのお祭りを担ってこられました商工会議所の提案などもいただきながら、市が素案をつくりまして、さらに検討会に諮っていきたいと考えているものでございます。最終的な夏まつりの骨格につきましては、検討会におけます協議で決定されるものと考えております。

次に、今までのお祭りですけれども、傘踊りは検討の中ということもありますが、今後の検討会におきまして、お祭りの具体的な内容などの協議に入っていきますが、まずはこれまで実施されました花火大会や傘踊りをどうするかについて話し合われることになると思いますし、それらの総括的な評価などについても言及されることになろうかと考えております。全く新しいものにした場合に、市の持ち出しでできるかということもでございますけれども、開

催経費につきましては、予算計上させていただいております市の交付金800万円と、商工会議所等に対しまして、これまでどおりとはいかないまでも、何らかの協賛をいただきたいとも考えているものでございます。また、さらには市民募金のようなものが可能かどうかにつきましても検討会のほうに諮ってまいりたいと考えております。

○田中(昌)委員 何も答えてもらっていないのです。積算根拠を示してくださいと質疑しているのに、何をやるか決まっていないうのでから積算根拠は示せないのです。何をやるかということを決めて、その時点で市の財政措置が必要であれば、当初予算に間に合わなければ、補正予算という形だってあるではないですか。やる気を見せるのだったら、別に当初予算になくても、やる気はあるのだということを市長が宣言していれば、幾らでも皆さんついてくるのではないですか。やる何がかわからないのに、ただ800万円つけるから何かやってくれみたいな、そういう態度のほうがよく皆さんの信頼が得られないのではないですか。くどいようですけれども、予算審査というのは積算根拠があって、我々が審査できるのではないですか。その内容は具体的にどんなものか。先ほど答弁留保になっていますけれども、総合福祉センターのふろをやめる。そのかわりに助成金を出す。それが積算根拠としてあるから我々は議論できるし、具体的にその助成はおかしいのではないですかという議論ができるのです。800万円の根拠が何も無いのに、この予算をどうやって扱うかという議論はできないではないですか。それについては何も答えてもらっていません。少なくとも積算根拠のない予算を提案されたというのは、私が少なくとも考えている中では、これほどいいかげんというか、全く姿形が見えない状態での予算案は初めてだと思います。具体的に何かやるということが決まっています、その中身、詳細についてはまだ示せない段階での補正予算案の提案というのは今でも何回かありました。それもおかしいのではないかとということ指摘させていただきました。今回のように、やるかどうか、どんな形かもわからない中で予算案が出てくるというのは、余りにもこの予算審査という場所を軽視しているのではないと言わざるを得ませんので、もう一度答えていただきたいと思います。

○松沢委員 同じような趣旨ですけれども、夏まつりについては、市長は常々やりたいということを表

明されているけれども、中身については、傘踊りも含めて、すべてこれから皆さんの意向を聞いて議論してもらおうという答弁だったと思います。去年のお祭りが終わった時点で、商工会議所を中心としてきた今までのしゃんしゃん祭りの実行委員会がもう既に解散しているという状況の中で、市がイニシアチブをとらないで、どこがとってやっていくのでしょうか。やはり市がしっかりした方向づけを出していかないとお祭りにもならないし、これでは何をやるのか全然わからないのです。今、田中昌幸委員の積算根拠の話聞いていて、例の旧拓銀の改築計画が出たときに、積算根拠を示せと言って、示せないと行って紛糾して、議会が議事進行で流れたのを今思い出しながら聞いていたのですが、やはり行政としては、予算を出す以上は責任を持って説明してほしいと思いますし、そういうことでもう一度説明してください。

○東出委員 再質疑をさせていただきたいと思いません。

わかりやすい表現をさせていただきたいと思いません。夏まつりを実施する。予算800万円だ。例えば傘踊りをやるかやらないかで賛否が分かれるのです。なぜこのところがこういう状況になってきているかというのは、傘踊りでどうなのだという市民の声があったり、議員の声があったり、これまで続けてきているのだからいいのではないかという声があったり、そういうことがあって、当然、振興会が解散したということがあります。傘踊り一つとってみても、夏まつりが傘踊りが傘踊りでないかというだけで賛否が分かれるのです。800万円には、傘踊りか、傘踊りでないかとは書いていないのです。そのところに非常に問題があると思うのです。そのところがある程度明確になってこない、これまで明確に傘踊りは嫌だと言っている方だっておられるわけだし、いや、いいのではないかと言っている方もおられるわけだから、最低でもそこら辺のところが明確にならなかつたら予算の賛否ということにならないのではないかと思う。そのところをお聞きしたいと思います。

(発言する者あり)

○川中委員長 暫時休憩します。

(午後 4時10分 休憩)

(午後 4時33分 再開)

○川中委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

先ほどの3委員の再質疑につきましては、答弁保留として、次に進めさせていただきます。

○水上委員 2目商工振興費、ととく商品券についてお伺いしたいと思います。

この事業はプレミアム商品券事業として3回ほど実施されましたが、個人消費を直接的に刺激し、市外への消費流出を防ぐという目的は十分果たしたものと考えており、市民からも目に見える対策ということで大変好評であると聞いておりますし、経済効果も高いということで継続が望まれておりましたが、本事業に対する考え方をお伺いしたいと思います。

○伊藤商工労働観光課長 お答えいたします。

ととく商品券事業につきましては、地域経済の活性化を図るため、商工会議所や商店街振興組合などが販売方法など多くの協議を重ねながら、一致協力いたしまして実施されたことは大変意義深いものと考えているものでございます。この事業は、委員の質疑の中にもありましたが、市内での消費を喚起し、地元での買い物を促進することにより、小売店への消費誘導を図ることを通じまして、市内経済の活性化に一定の成果を果たしているものと考えております。市としましてもこの事業に対して、1回目につきましては頑張る地方応援プログラムの対象事業としてプレミアム分を交付いたしました。2回目、3回目、これは1事業でございますが、国の交付金制度を活用したところございまして、今後の取り組みにつきましては、商工会議所から次年度も実施したいとの要望がありましたが、市の独自補助事業といたしまして実施することは現在の財政状況からは難しいものであり、今後、各種補助事業で活用できるものがないかなど、総合的な研究をしてみたいと考えているものでございます。

○太田委員 2目商工振興費、駅前ロードヒーティングのことについてお尋ねしたいと思います。

先月、2月末に商工に関する方から電話が来まして、駅前一部の地域ですけれども、ロードヒーティングしているところと切れているところ、その状態で積もり積もった雪が馬の背状態になっている。そこで女性が転んでけがをしたというお知らせがありまして、私も現地を見に行っただけですけれども、それこそ登山で言うアイゼンでもはかなければ通れないような状態になっていました。駅前のメーンス

トリートでそういう考えられないような状況になっているということでありまして、商工振興費として駅前商店街にもお金が落ちているということでもありますし、厳密に言いますとロードヒーティングは土木費のほうにも項目があるのですけれども、ここは道道ということで、管理が土木現業所になりますから、そこら辺、自治体の立場としては土木現業所に対して要請をするという立場になりますけれども、そのところの対策。

また、お聞きするところによると、そのようなひどい状態で、さらに切れても道のほうではこれ以上の金はつぎ込まないということであれば、いっそ機械除雪のほうが、何ぼか気がきた市民に対していいサービスが提供できるのではないかと思いますので、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○北名委員 全く同じ中身になるのですが、馬の背と言いましたけれども、ラクダの背のような状況でもあるのです。それで、私はある方からその写真を見せられました。私も歩かないわけではないけれども、結構車のほうが多いから、歩いている人にとっては本当に難儀だということがわかりました。

それで、ロードヒーティングはどういう仕組みになっているのか。前に私はロードヒーティングがかなり商店の負担になって、入れられないところもあるのではないかとやったこともありまして、それから連携していないであいているところがあると思われまして。その現状を教えてくださいまして、今言われたことと全く同じだけれども、ロードヒーティングを切って別の除雪のほうがいいのではないかと。同じ場所だと思うのですが、駅に向かって右のほうはきれいになっているのですが、率直に言いますと左のほうは切れているのです。どうなっているか聞かせてください。

○伊藤商工労働観光課長 お答えいたします。

駅前のロードヒーティングにつきましては、平成12年に駅前商業近代化事業が完了された際に施工されたものでございまして、市と共栄商店街振興組合が商店の地先より2.1メートルの部分を整備いたしまして、残り1.5メートルについては北海道が整備したものでございます。委員のご指摘にありますとおり、ヒーティングがきいておらず、でこぼこで危険ということでございますが、関係者からお話を伺ったところ、決して経費節減のため電源を切ってい

るのではなく、断線していて電気が入らない状態になっている。何カ所か故障していると伺っているものがございます。北海道には早期に修繕いただけるよう要請しているけれども、対応していただけていない。北海道の管理部分を修繕いただければ、地元商店だけでは対応できないとも伺っているものがございます。昨年も一部ご指摘がありまして、私も直したと聞いておりましたが、直したのは表面の部分でありまして、断線の工事はしなかったということでございます。先週、雪割りをしていただいたので歩道については改善されると思いますが、今後についてはロードヒーティングをやめて除排雪で対応することも検討中であるとお聞きしているところでございます。市といたしましても、危険であるとの認識はしておりますことから、共栄商店街などと連携して適切な対応をしてみたいと考えてございます。

○水上委員 2目商工振興費、空き地空き店舗事業について伺いたいと思います。

この項目に関しましては12月の一般質問でもさせていただいておりますが、平成21年度末までの時限制度であったはずですが、延長されるということの認識でよろしいのでしょうか。

また、新年度の事業内容を伺いたいと思いますが、12月の時点でそれまでの実績は伺っておりますので、それ以降の実績があれば教えていただきたいのと、あと見込みもあわせてお知らせいただきたいと思えます。

あと同様に、12月時点の答弁で、緊急雇用創出事業による空き地空き店舗の現地調査の結果を整理して、商工会議所が運営するホームページに反映させると伺っておりますが、その後の対応はどのようになっているのか伺いたいと思えます。

○伊藤商工労働観光課長 お答えいたします。

本助成制度につきましては、本年3月までの時限制度となっているものがございますが、来年度以降の取り扱いにつきましては、これまでの事業の成果なども踏まえつつ、1年間延長する考えでございます。次に、昨年の第4回定例会以降の状況につきましては、現在までのところ、本定例会の初日に議決をいただきました補正予算にかかわる1件のみとなっております。その他のご相談はいただけていないものがございます。予算の関係につきましては、商工振興の説明欄5に398万6,000円を計上させてい

ただいておりますけれども、新規分の改装費の助成といたしまして160万8,000円と、継続の賃貸料の助成として36万2,000円の合計197万円を計上させていただいているものがございます。

最後に、空き地空き店舗情報の発信でございます。昨年の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、市街地商店街区域におけます空き地空き店舗状況調査を行ったところでございます。何件も調査しておりますが、調査結果に基づく情報は、とりあえず9件につきましては既に12月に深川商工会議所にお渡ししております。会議所が発信いたします空き地空き店舗情報にアップしていただいているものがございます。

○楠委員 106ページ、1項4目消費経済費の中の説明欄の2番目の消費者行政活性化事業について伺いたいと思います。

この事業は、昨年9月に消費者庁が発足しまして、道の基金をもとに事業を展開していくということで聞いていますが、その中身について伺いたいと思えます。

○伊藤商工労働観光課長 お答えいたします。

本事業につきましては、国が行う消費者庁創設、消費者行政一元化に伴う情報収集、伝達の迅速化、相談窓口の強化などのための地方消費者行政の活性化策といたしまして、国の交付金を都道府県の基金に積み上げまして、平成21年度から3年間を集中強化期間と位置づけまして、消費者センターの拡充や相談員の養成、レベルアップ、消費者教育啓発事業を実施するものがございます。深川市の事業といたしましては、消費者センターは既に平成7年に設立しておりますので、相談窓口の充実強化と消費者啓発事業を柱といたしまして、休日、時間外におけます相談受け付けの拡大に伴う備品等の購入や、相談員の研修、被害防止対策などを計画しているものがございます。平成21年度につきましては、ファクスやパソコン、シュレッダーの機器購入、相談員研修、さらには消費者庁と活性化事業の動きなどのお知らせチラシと訪問販売対策用ステッカーを先日、市内各戸に配付させていただいたところがございます。

平成22年度の活性化事業の予算の内容については、予算計上額は130万円であり、主な事業は消費者相談員の研修事業に80万円、講演会開催と周知などに34万円、その他啓発事業などに16万円を計上しているものがございます。予算につきましては道の補助

対象経費でありますことから、これまでの消費者生活事業と区分させていただきまして、これらの事業の執行に当たり、消費者団体、消費者相談員と連携の上、取り進めさせていただき考えでございます。
○楠委員 確認なのですが、この事業につきましては、消費者センターの拡充や相談員の養成、レベルアップ等ということで答弁をいただきました。既に、消費者センターとして消費者協会に相談を委託しているわけですが、その相談員の方のレベルアップということで啓発とか、その中身が実施されるものなのか。

また、時間外を伴うということは、相談員の方にお願いするということなのかお伺いします。

○伊藤商工労働観光課長 私の前段の説明が適切でなかったかと思えますけれども、時間につきましては、現在10時から15時まで消費生活相談員が当たっていますが、時間外はパソコンとファクスの受け付けということでありまして、3時を過ぎましたら、ファクスなりパソコンで受け付けたものを翌日処理していただく対応になります。

それと相談のレベルアップでございますけれども、相談員は現在6人おりますが、それぞれ札幌と神奈川県相模原市で、これは国民生活センターの研修施設で実施されます専門教育の参加費等でございます。さらには相談員候補の方や相談員を養成するための研修費も含まれているものでございます。

○田中(昌)委員 2目商工振興費の7番目のプラザ深川維持管理についてお伺いしたいと思います。

昨年も質疑をさせていただきましたが、今、プラザ深川の維持管理については振興公社に委託をしているということでございます。ここをプラザ深川にするときに、山下市長が就任直後にプラザ深川という形に整備し直して、その際に町内会や地域の方、商工関係者の皆さんの協働による管理を目指していきたいと言われていたと思えます。当面の措置として振興公社に管理をしてもらうように委託をすることだったと認識しております。であれば、この中でいろいろな事業展開、それからあの場所柄を含めると、地域の皆さん、商工関係者の皆さんが中心になって施設を活用しながら、広く市民の皆さんやほかの方々と協調していろいろな事業展開をするのが一番いいのではないかと思います。多分、地域の皆さんにお願いしますというと、地域の皆さんは無償ボランティア的な要素でやっていただき

いと思っているのではないかと思います。そうではなくて、振興公社に委託をしている予算分をそのまま提供していく中で、地域の皆さんが協働してやれることについてお願いをすれば、もっといろいろなことを考えていただけるのではないかと思います。それ以上に、地域の皆さんの顔が見える運営をするということが、まちづくり、商工振興あるいは中心市街地の発展につながるのではないかと思います。この中で、ぼっかぼか出会い市や、いろいろな皆さんがやっている事業も存じておりますけれども、やはり継続的でないということで非常に単発的なところがあって、利用しづらい、利用したくてもなかなかタイミングが合わないという状況もあるかと思えます。そういった意味も含めて、地域の皆さん、あるいは商工関係者の皆さんの運営管理について、どのように考えているかお伺いしたいと思います。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○北名委員 私も同じくプラザ深川のことを少し聞きます。

プラザ深川は私も時々寄ってみまして、結構待ち合いに使ったり、トイレを使ったり、いい動きをしているという思いを持っています。なお一層有効な形で使われたらいいという立場であります。

それで1点だけ。時間なのです。大体会合をする方たちも、昼間は高校生だとかいろいろな人がいますけれども、7時ぐらいから始めても8時になると終わるのではないかという気がするのです。もう少し開館時間に弾力性を持たせて、せめて9時ぐらいまでやっていただきたいという希望があるわけですが、それについての答えをお願いします。

○伊藤商工労働観光課長 お答えいたします。

地元商店街や町内会での管理につきましては、オープンに向け準備している段階におきまして、自主管理、自主運営を希望される団体やボランティアの取り組みも検討された経過がございましたが、最終的には残念ながら断念という状況になっております。市といたしましても、地元商店街や町内会などの市民団体に維持管理や自主運営をしていただきたいと考えておりまして、これまでもプラザ深川利用運営委員会や関係団体の会合などでお話をする中で、自主管理、自主運営についてご意見を伺っておりますが、現時点におきましては、みずから管理を申し出ただけの状況にはないということでございます。今後に向けましても、プラザ利用運営委員会や、ま

た商店街振興組合連合会の女性部の方とも会合を持つことがありますので、協働という観点は外せないと考えており、押しつけはできませんけれども、いろいろ協議をさせていただきたいと思っております。

それと2点目に質疑がございました閉館時間につきましては、条例上、午後8時までとなっておりますが、管理人は午後8時30分まで在駐し、勤務するというので委託契約をしており、委託費の超過勤務についても積算し、見積もりをしているものでございます。前もってご相談いただければ、午後9時ぐらいまでは臨機応変に対応いただけることとなっております。オープン以来、3件ほど午後9時ごろまでご利用いただいたケースがございます。これらのことにつきましては利用運営委員会において協議された経過もあり、開館時間は午後8時までとしながらも、会議室の延長利用は認めているものでございます。

○松沢委員 私たちは通称、親不孝通りと呼んでいますが、親不孝通りではないという話も聞きますけれども、まちの中の私道の整備について、繰越明許で補正予算がそういう形で組まれていたと思いますので、ここで聞きたいと思います。

私道の整備は、当初は思うように話が進まないで、経済建設常任委員会の中でも所管事務調査において現地を見に行ったりということで、いろいろな動きをした覚えがございますが、昨年、政府が組んだ緊急の景気対策の予算の中でこれが実現したという運びになりました。非常によかったと思っておりますが、昨年中になると思っていたのが繰越明許という形で次年度繰り越しになるわけで、いつごろどういう形で実現していくかここで説明をお願いしたいと思います。

○伊藤商工労働観光課長 お答えいたします。

国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用しました本事業につきましては、実施主体となります深川市料飲店組合が取り組む事業に対しまして市が助成をするものでございます。料飲店組合のお話では、工事の見積もり合わせをしましたところ、市内の5業者をお願いしたようでございますが、ちょうど他の公共工事の対応で忙しく、どの業者さんからも見積もり書が提出されなかったと聞いております。また、業者からは、これから降雪を間近に控え、地権者や経営者などに対応する必要があるなど、き

れいな仕事は期待できないので、春先の工事としてはどうかというご提案があり、冬期間の工事は無理であるとの判断をされたと伺っております。

市といたしましては、今定例会におきまして繰越明許費の手続をさせていただいたところでございますが、今月中に工事に着手いたしまして、早期に完成する予定と聞いているところでございます。

○東出委員 2目商工振興費、説明欄4の企業誘致になると思います。

一所懸命、企業誘致にご努力されている所管の皆さん方の姿勢には敬意を表したいと思います。しかし一方では、企業の廃業、撤退が相次いでいるのも事実でございます。私も新聞を見て、そのときはこんなことになっているのかということで驚いたのですけれども、ホッコンパイル工場が三笠の会社と新会社を設立して石狩のほうに転出していく。また一つ、企業が深川から撤退していくという思いがいたしました。これまでも市の立場の中でいろいろな企業が撤退する、あるいは深川市からなくなるときには、その企業を訪問して何とか深川市に残っていたく方策はないかということで要請をしたり、協議をしたりという経過があったのだらうと思いますけれども、今回のホッコンパイルに関してはどのような状況であったのかお聞かせいただきたいと思えます。

また、東邦金属が撤退した後の跡地の状況、さらにはホッコンパイルが石狩に移った後、どういう状況が想定されるのか、そこら辺についてもお聞かせいただきたいと思えます。

○平地域振興課長 ホッコンパイル工場撤退に係るこれまでの経過についてですが、平成20年の秋にホッコン関係者の方から、パイル事業の落ち込みに伴う改善策について私どものほうにお話があったところでありまして。経済団体等のご協力をいただきながら条件整備と情報収集に努めてきたところですが、パイル事業廃止の時期や、あるいは新会社設立の動きなど、詳細情報まではその時点では把握できなかったところでありまして。次に、本年1月、新聞報道を受けまして、私どもは直ちにホッコンの本社へ赴きまして、お話を伺ってきました。その時点では、跡地利用については現段階では未定であり、検討段階であるということで、ぜひとも有効活用いただけるようお願いしてきたところでありまして。

次に、東邦金属の部分でございますが、当初、東

邦金属では深川工場施設の一括売却を希望しておりましたが、その後、市に対して分割での売却、または賃貸でも相談に乗りたいというご連絡をいただいたところでもあります。ぜひとも情報提供いただきたいと改めてご依頼があったところでもあります。市にはこれまで数社から跡地利用についての照会がございましたが、現段階では具体的な案件には至っていないという状況であります。

○水上委員 2目商工振興費の中でお伺いしたいと思いますが、山下市長の市政方針の中にも地域の貴重な資源を活用した特産品の開発というのが挙がっておりますので、特産品開発について、ここで元気会議の地域産業活性化部会ということでお伺いしたいと思います。昨日、元気会議の今後ということでお伺った質疑と若干重複すると思うのですが、食といひましようか、ご当地グルメによる地域の活性化を推進する私としましては特にこだわって質疑をさせていただきたいと思います。これまでも地域の特産物を活用した特産品を数々開発されておりますが、現在までの状況と今後の取り組みについて伺っておきたいと思ひます。

もう1点、財政の面からも伺いしたいと思ひますが、これまでは交付税措置がされていたものですが、昨日の答弁の中でも新年度は単費ということをお聞きしましたが、農水省の事業で地場産品を使ったご当地グルメづくりを支援する事業があると聞いておりますので、これらを活用することはいかがでしょうか。

加えまして、本市単独で取り組むというのも一つの方法であります。他団体でありますとか他地域の団体との連携をとることもたくさんのメリットが生まれるかと思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

○平地域振興課長 特産品開発で元気会議地域産業活性化部会での取り組みについて答弁申し上げます。

まず、特産品開発の現状であります。黒米については、商品加工の容易性を高めるため、黒米を製粉することにより事業者の皆さんの商品開発を支援いたしました。取り組み開始前の黒米関連商品については、4社13品目でしたが、現在21社56品目まで広がっているところでもあります。また、黒米を生産いただひている農家の方たちとの連携を図るために、北の黒米生産組合の設立にも至ったところでもあります。次に、リンゴの発泡酒、シールドルに

ついてであります。平成19年に試験醸造に着手、これまで2回の醸造を経て課題が見えてまいりましたので、ことし2月の仕込みでは酵素や酸化防止剤の添加と加熱などの改良を加えることで、透明度の向上と常温での保存性を高めようとしているところでもあります。また、そばクレープにつきましては、市内の3事業者によりましてイベント時の出店や、あるいはレストランのメニューとして展開していただひているところでもあります。また、乾燥そばについてですが、平成20年10月に多度志山そばのネーミングで商品化に至りました。山そばは原料生産、製粉、製麺、販売のすべてを地元の皆さんに担ひいただひており、まさにオール深川の特産品として育ちつつあると考えております。次に、特産品開発の見通しでございますが、新年度において元気会議の地域産業活性化部会の後継団体を設立予定でありますので、市ではその団体の支援と連携によりまして特産品開発を継続してまいります。黒米については、深川が道内で栽培できる唯一の黒米品種発祥の地ありますので、その強みを生かし、関連商品の開発とPRに努めます。また、近い将来、ウルチの黒米新品種が登録される見通しと伺ひておりますので、その機会を有効に活用して、さらなる展開を目指してまいりたいと考えております。現在仕込み中のリンゴ発泡酒については、330ミリリットル入りで1,500本が完成する見通しでありますので、ことし7月に開催されますまあぶフェスタで販売し、商品化につなげてまいりたいと思ひております。乾燥そばについては、発売済みの山そばの姉妹品として多度志山そば黒の商品化を現在進めているところでもあります。山そばが更科系のいわゆる色白のそばに対して、新商品については色黒の田舎風そばを目指してあります。また、そのほかの新たな特産品開発については、後継団体の皆さんと一緒に地帯資源の掘り起こしを図る中で、食料品に限らず、幅広い商品の開発につなげてまいりたいと考えております。

次に、補助金の活用でございますが、元気会議の後継団体における補助金の活用ですが、特産品開発の補助金は一般的に事業者を補助対象とするメニューが中心であり、現在のところ、後継団体が活用できる補助金メニューは見当たらないところですが、今後の新たな展開において対象となるメニューが出てきた場合には積極的に活用してまいりたいと考えております。

他地域との連携でございますが、本市の場合、深川そばめしが他地域と連携して活動している優良事例に該当するかと存じます。そのほかには本年2月、札幌におきましてシードルサミットが開催され、シードルを醸造している道内の3醸造所の商品を飲み比べる中で、シードルの取り組みを進めている関係者間の交流を深めたところであります。特産品開発に力を注ぐ団体や事業者の皆さんがまちの枠を超えて連携を図る意義は大変大きいものと考えておりますので、今後におきましても連携の機会を積極的に活用してまいりたいと考えております。

○田中(昌)委員 3目観光振興費、5番の道の駅維持管理について2点お伺いしたいと思います。

まず1点目なのですが、新年度、道の駅の太陽光パネルの設置で1,400万円の予算が計上されております。道の駅も建設されてから丸5年、今度6年目になるということで、そういう意味では、どんどんリニューアルという段階に入ってきているのではないかと思います。今現在、商工労働観光課の皆さんもそうなのですが、道の駅に関係する皆さんの努力のもとで、道の駅ランキングでも常時1けたにランキングされているということについては、深川の顔という意味では非常にすばらしい活動をされていると思うのですが、いつまでも同じような形にしているとだんだん廃れていくというのがああいう商業系の施設の常でございますから、そういう意味では今回の太陽光パネルの設置とあわせて、どのような形で顔ということに色添えをしていくのか、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

それともう1点、道の駅の運営状況についてお伺いしたいと思います。道の駅は、いわゆる施設の管理という部分では振興公社に指定管理者で委託をしている。中では物産振興会なり飲食店なりのところがいろいろ共同的に物販をしているということで、かなりの売り上げがあるにもかかわらず、その辺の具体的なものが表に見えてこない。数億円、最低でも1億円以上、2億円前後のところの売上がある、多分市内ではかなりの売り上げを誇る団体であるにもかかわらず、その部分の動きというのはなかなか市にも見えない。逆にそれだけの売り上げを示しているところが、深川市という公共施設を活用しての施設であるにもかかわらずその辺が見えてこないのと、あわせてそれだけの売り上げがあるのであれば、

逆にもっと運営管理が市からの持ち出しがなくてもできるのではないかとと思うところがございます。これはこれまでも何度か指摘させていただいています。2年前の指定管理者のときには、今後は単独ではやらない、いわゆる入札形式でやりますと言われておりますが、公募をかけると、多分あの施設ですから、いろいろなところから、いろいろな形で刺さり込んでくる可能性はあると思うのです。あそこをぜひやりたいという方はいっぱいいると思います。そういう部分に対抗するというと、今の皆さんに肩入れし過ぎて私の立場ではいけないのかもしれないですけども、今までやはり頑張ってくれている方たちが継続的にこの運営をし続ける、深川市の物産をしっかりといろいろなところに伝えていくためには、そういった経営基盤の強化、安定化というものが必要なのではないかと思います。そのためには、市民の皆さんにも透明性のある運営というものが求められてくるのではないかと思いますので、その点について、今いる振興公社なり、その振興公社から受けている物産振興会なりのところにどのような考え方を市の商工労働観光課として助言していくのか、その点についてのお考えがあればお伺いしたいと思います。

○伊藤商工労働観光課長 お答えいたします。

まず、道の駅の太陽光パネルの設置につきまして、北海道グリーンニューディール基金事業補助金によりまして、環境問題と省エネに配慮した建築物として改修するものでございます。事業内容につきましては、館内からの展望に配慮いたしまして、西側面の1階と2階の中間部分に下屋を張り出しまして、発電量10キロワット相当の太陽光パネルを設置します。太陽光パネル1枚の規格につきましては、メーカーによってそれぞれ異なりますけれども、縦約85センチメートル、横約170センチメートルでございます。190ワットの発電が可能であり、10キロワットの発電量ですと50枚程度の面積となるものでございます。今回は三相200ボルト余の機器の導入を予定しておりまして、発電量の試算によりまして年間1万キロワットの電力を発電できるものでございます。このようなことから、どのような顔でということのお尋ねもございましたけれども、これらにつきましては、冒頭申し上げましたが、環境問題、今注目されています省エネ、エコ等に配慮した顔も一面、持っていくものと思っております。

次に、経営状況の可視化につきましては、指定管理者の募集要綱で定めます管理の基準に記載されております事業報告書によりまして、管理業務の実施状況及び利用状況、使用料または利用料金の収入の実績、管理にかかわる管理経費の収支の状況など、施設の内容に応じまして、協定書で定めました事項を報告することとなっております。提出されました報告書につきましては、公文書として情報公開条例の適用を受けますので、原則公開となるものでございます。しかし、一部収支決算の明細など、事業活動状況に該当する部分の公開につきましては、情報公開条例により個別に判断されることとなっております。また、施設ごとの協定書、いわゆる道の駅ライズランドふかがわ指定管理者包括協定によりまして、前段申し上げました管理業務の実施と利用状況、自主事業等の実施状況、また各コーナーの売り上げ実績、指定管理者の管理経費の収支計算書、その他必要と認める事項については報告することとなっておりますが、各テナントの営業の収支にかかわるものについては、現在報告義務は課せられていないものでございます。公の施設でありますから、可視化を高めることにつきましては、市民の理解を得る観点から必要性を認識しながらも、個人情報、個人のプライバシーに配慮しつつ、市が行政の立場でどこまで踏み込めるか、公募の段階や協定を結ぶ際にどのような縛りをかけることが可能か、十分検討していきたいと考えております。それと一部、収益の還元という部分でも触れておられましたが、これまでも夏場に館内温度が上昇するということから、ガラスフィルムの施工工事を行う際にテナントのご厚意により多額のご寄附をいただいておりますし、別なテナントからは市へ乗用車を寄附、寄贈していただいた経過もございます。また、さきの行財政改革の一環といたしまして、平成21年度からは施設保守管理を除く占用面積にかかわるテナント料を約490万円から約620万円に引き上げさせていただきます。指定管理者の経費節減分を含めまして、市が持ち出す委託料約230万円の軽減にも努めたところでございます。可視化という部分でございますけれども、テナントの中で従前からご指摘いただいている部分、昨年の予特でもご指摘いただきましたが、任意の団体があるということにつきましては、お聞きしますと団体では近々に法人化したい、法人化に取り組むと伺っております、法人化につきましては物品販

売等における資格取得、これは酒類販売等でございますけれども、さまざまなメリットがあると思われまますことから、私どもも望ましいものと判断しているものでございます。

○田中（昌）委員 再質疑です。

まず1点目の太陽光パネル、西側のところで下屋をつくるという説明でした。いずれにしても、もともとの場所が目立つ場所ですし、施設そのものにもいろいろな影響を与える部分ですので、その点の外観には十分に配慮して、あわせてせっかく鉄骨造が何かで下屋をつくるのであれば、その下屋がうまく活用できるような方法も検討するべきだと思いますので、この点についてはそういったことで考えていると思うのですけれども、この点については答弁は必要ありません。

2点目の部分、いろいろと説明いただきましたけれども、過去にも言ったことがあるのですけれども、ニセコの道の駅、農産物だけで年間2億円以上の売り上げがあって、町から道の駅への持ち出しというのはトイレ部分の光熱水費とトイレトーパーだけということで運営されているような道の駅もあるのです。入り込み量は深川の道の駅のほうがずっと多いです。ただ農産物の売り上げで言うとニセコの道の駅のほうが非常に多いみたいなのですけれども、そこで運営ができるということは、そういう人が集まる場所ですし、民間のところで借りるよりは多分安い家賃だと思うのです。そういう有利性があるということは、その有利性に対する報告義務は透明性をさらに高める必要が絶対あると思いますし、できればそういう売り上げがあるところには、もっと市にも還元していただけるような形になればと願うものでございます。指定管理者で仮に公募をかけたときに、市にもっと還元するぐらいやりますからやらせてくださいというところが出てきたときに、そういうところに対抗できないのではないかと思いますので、その点、経営基盤の確立と、あと透明性の強化はぜひ今のうちに進めていかなければ、来年の今ごろには次の指定管理という状況が生み出されているはずですから、非常に期間としては短いのではないかと思いますので、その点についても指導というか、提言を含めてどうしていくのかを改めてお伺いしたいと思います。

○伊藤商工労働観光課長 お答えいたします。

指定管理施設につきましては多くの所管にまたが

りまして、道の駅の一所管として大変恐縮には存じますけれども、行政におけます情報公開につきましては、これは時代の趨勢と強く受けとめているところでございます。したがって、適切な対応をしていきたいと考えておりますが、平成19年、前回の指定管理事業のときにさまざまご論議いただきまして、所管部署から、原則、指定管理者の公募の方向性で検討してまいりたい。さらには事業報告等につきましても今後研究してまいりたいと答弁しております。同様の考え方で進めてまいりたいと考えております。また、それらの議論を踏まえまして、施設を管理します所管といたしまして、先ほど収益の話もございましたが、委託料として多額の税金を投入している施設でございますので、さまざまな経費削減、またテナント料の負担をいただきながら、見直しをしながら、一般財源の軽減に努めてまいりたいと考えております。

○水上委員 3目観光振興費、コンシェルジュ配置事業についてお伺いしたいので、道の駅ということで、この場所でお伺いしたいと思います。

引き続き、道の駅にコンシェルジュが配置されるということですが、これまでは頑張る地方応援プログラムの交付金によって行われていた事業ですが、新年度においては、このコンシェルジュの所属ですとか、財源の面ですとか含めて、どのような取り組みをされるのかお伺いしたいと思います。

○伊藤商工労働観光課長 お答えさせていただきます。

コンシェルジュの配置と財源につきましては、頑張る地方応援プログラムのうち、にぎわいの街創出プロジェクトの一事業費といたしまして交付税措置がなされてきましたけれども、このプロジェクト事業につきましては、委員の質疑にもありましたとおり、平成21年度で終了するものでございます。これまでコンシェルジュの熱意と努力によりまして、多くの方々を市内や市街地を通して近隣施設等へご案内いただく工夫も行い、利用者には大変好評をいただいているところでございます。これらのことから、所管といたしましても、この事業は何とか継続したい、今後も続けて配置していきたいという考え方のもとに検討してきたところでございます。先ほど長野委員の緊急雇用のところで一部答弁をさせていただきましたが、このたび新年度予算で計上させていただいております緊急雇用創出事業の地域資源を活用し

た観光プログラム開発事業につきましては、先ほどと重なりますけれども、観光ニーズ調査、観光情報データベースの作成、地域食材を活用した商品の開発、地域の既存特産品の加工商品のPRとサポートを予定しているものでございまして、この取り組みの一環としてコンシェルジュも配置してまいりたいと考えております。

○北名委員 3目観光振興費で音江山に関してお尋ねします。

音江山は深川の宝の山だと、いろいろな意味でそういう表現を使う方もいらっしゃいますし、私も子供小的时候からあそこを見たり、あるいは登ったりしながら親しんできた山であります。この山をぜひ有効活用しようということで、市内で非常に熱心にやっていたらっしゃる民間の方がいることは多くの方がご承知だと思います。見聞きする範囲で言えば、その方を中心とした何人かの方だと思っておりますけれども、小学生だと思っておりますが、あそこに子供たちに来てもらって、そこで行事をやるとか、いろいろしているかと思っております。私もキノコ汁をあそこでごちそうになった記憶もありますし、山ですから「やっほー」と言ったり、大声大会をやったりとか、いろいろなこともやっているかと思っております。その辺の民間の方が中心になってやられている取り組みなどについて、例えば平成21年でもいいのですけれども、学校は何校ぐらい来たとか、子供たちは何人ぐらい来たとかいう取り組みなどがわかれば、ひとつ教えていただきたい。民間の人たちの労力と一定の手出しをしながら今日まで来ていると思っておりますので、その辺について、新年度については行政的な支援があるやに耳にもしておりますので、どんな形になるかというのが一つであります。

もう一つは、いずれにしてもあそこへ行けばトイレの問題が出てくるのです。これまで松沢委員なども何度も、私も言ったことがあるのですが、バイオトイレという言い方をしてきましたが、それができれば一番いいのですけれども、そうでなければ簡易トイレでもということかと思っております。これまでは、正確かどうかわからないけれども、個人の方が車で持って行って、そのときには簡易トイレを使うようにしていたというご苦労もされていると聞いていますので、その辺のこともあわせてお尋ねいたします。

○伊藤商工労働観光課長 お答え申し上げます。

イルムケップスカイラインにつきましては、平成

14年度に国の緊急雇用対策事業を活用いたしまして、沖里河山展望台付近の整備を行っております。このこともありまして、多くの方が訪れていただけるようになりまして、音江山ろく周辺における貴重な観光資源の一つと考えているものでございます。市としましても、これまで観光案内看板の設置や塗り直し、また車道の砂利入れや沿道の草刈りなどの整備を随時行ってきておりますが、先日、新聞報道によりますと、仮称ではありますが、音江山ろくを考える会の設立発起人会が開催されたことありますので、今後につきましては、これらの団体の皆さんとも連携を図れないかなど、行政としてできるバックアップなどを検討していきたいと考えてございます。少し余談になりますが、この音江山ろくを考える会の設立発起人の方と、昨年は私もご案内いただきまして、観光協会の会長さんと3人で現場を見てきたということも昨年の経過のかかわりの中ではございました。

それと、順不同になって恐縮なのですが、トイレの設置についてでございます。一部バイオトイレの設置につきましては、昨年も若干申し上げておりますが、財源の確保が必要であるとともに、沖里河山の山頂付近は北海道の所有地でございますので、水源涵養保安林の指定を受けているものでございます。その解除が困難であるために、解除するのではなくて、新たに保健保安林の指定を受けることについて調査中でございます。これらについての北海道の協議も必要となること、また電源の確保、冬期間の降雪対策等の技術的な面、さまざまありますので、それらにつきまして市民の有志の方々や新たな団体の皆さんとも協議をさせていただきながら検討していきたいと考えております。

それと最初にございました、それぞれ小学校行事等で取り組みます行事の内容、ご相談いただいた場合には私どもも掌握しております、一昨年でしたが、大声大会をしたいのでということで、私が消防にお願いしまして機器を借りる取り次ぎをしたということがありますけれども、果たして何校の方が遠足等で行っておられるかということは、残念ながら情報として把握しておりません。いずれにいたしましても、民間の方がいろいろご苦労されていることは承知しておりますので、それぞれ協議をさせていただきたいと考えております。

○川中委員長 7款商工費を終わります。

暫時休憩します。

(午後 5時35分 休憩)

(午後 5時50分 再開)

○川中委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

なお、先ほど理事会で決定したことを申し上げますけれども、きょうの予定といたしましては10款教育費の6項就学奨励費まで進めたいと考えております。なお、あすの開議につきましても9時半ということで協議させていただきましたので、委員並びに説明員の特段の協力を心からお願い申し上げます。

8款土木費、1項土木管理費、108ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1項土木管理費を終わります。

2項道路橋梁費、110ページから112ページ。

○田中(昌)委員 1目道路橋梁総務費の2の道路橋梁管理事務についてお伺いいたします。

補正予算だったと思うのですがけれども、橋梁の調査をして、どのような状態になっているかということをやする橋梁長寿命化委託ということで行われていると認識しております。橋というのはなかなか目に見えづらい、特に橋げたの裏はだれも見えない場所で、深川橋のように大きな橋になれば裏側が河川敷から見えますけれども、それ以外の橋はどのような状態になっているかというのはわからないものだと思います。ただ、市内にはかなりの数の橋梁があり管理されているということで、それについてどのくらいの数があるのかお示しいただきながら、長寿命化の委託をして調査しているということについては、市民の皆さんにも深川市内でどのような橋の状態になっているのかをぜひ公表していただきたいと考えております。その点についてのご所見をお伺いしたいと思います。

○堀川都市建設課長 お答えいたします。

市が管理する橋梁は平成21年4月1日現在、286橋となっておりますが、そのうち長寿命化対象橋梁は歩道橋などを除くとなっております、284橋となるものであります。本事業は、平成21年度より目視を基本とする12項目の点検調査を実施しておりますが、20年度繰り越し予算により16橋、21年度予算により33橋の点検調査が完了したところであります。調査の結果につきましては、特に早急な対策が必要な箇所や通行に支障のある箇所はございませんでし

たが、委員から質疑がありました市民への公表につきましては、点検調査結果の公表方法を検討してまいりたいと考えております。また、今後の点検調査は平成22年度において86橋、23年度において149橋の実施を予定しておりますが、事業の最終年度となる24年度には学識経験者の意見を聴取する中で、点検調査結果の分析や対策内容と時期、点検時期の検討及び修繕計画を取りまとめ、長寿命化修繕計画を策定し市民に公表することとしております。

○松沢委員 2目道路維持費の除排雪についてお伺いしたいと思います。

ことしの冬はかなり雪が多かったという印象を得ていますし、きのう、きょうと降っている状況ですけれども、せっかくの予算審査の中なのでわかる範囲でお示し願いたいと思うのです。

まず1点目、この3年間の除雪予算の推移。それから降雪量も昨年、一昨年に比べて、今の段階でどうなのかお知らせ願いたいと思います。

2点目に、まだこれから使うかもしれないという要素があるわけですが、今の時点で大づかみで、どのぐらいの執行率になるのか、お聞かせください。

あと、ことしの冬は随分私のところへも苦情が来しました。除雪の関係で市に言ってほしいという話もありましたし、ただ、基金がこれだけ底をついたら、やはり行政としては不用額をできるだけ残してそちらに回さなければいけないと思ったり、いろいろなことまでつい考えてしまうぐらい、市の財政状況が逼迫している中でありますので、ここら辺も加減しながら、市民の皆さん方の苦情を行政のほうに言うという状況もありましたけれども、直接市にも入っているのではないかと思います。苦情や苦情処理の対応についても聞かせてください。

○高場都市建設課維持管理センター長 除排雪について3点の質疑をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の除排雪費にかかわる予算の推移でございますが、当初予算の推移で申し上げますと、平成18年度、3億361万8,000円をピークに、20年度、3億120万6,000円、21年度、2億8,222万6,000円、22年度では2億7,837万2,000円という状況になってございます。平成22年度の予算と18年度の予算を比較いたしますと8.3%の減となっております、対前年比で申し上げますと1.4%の減で推移いたし

ております。また、決算で申し上げますと、平成18年度は2億7,450万2,000円、それから19年度では2億8,231万8,000円、20年度、2億6,872万4,000円となっております、18年度と20年度を比較いたしますと2.1%の減となっております。次に、降雪量につきましては、特に2月末現在では、昨年とさほど変わってはいません。ただ、1月の降雪量が昨年は152センチメートルであり、本年は258センチメートルということで、約1.7倍の降雪量があったという状況になってございます。

次に、今年度の現時点における予算執行の見通しでございますが、今後の降雪状況によってかなり変動があると考えておりますが、当初予算2億8,222万6,000円に対しまして、支出予定額2億7,620万円程度を見込んでおりまして、600万円程度の不用見込み額が出るものと推定しております。主な不用額の内容といたしましては、除排雪費にかかわる委託料の入札差金が300万円、それから春先の雪捨て場の維持管理作業に伴う機械の借り上げ等で200万円、それから作業員の人夫賃等で70万円の不用額を見込んでいるものでございます。

次に、市民からの苦情の現状と対応ということでございましたが、これにつきましては、市に電話で苦情があったもの、それから直接お見えになって苦情があったもの、私どもで把握しているものでは2月末現在で59件の苦情がございました。内訳で言いますと、除雪作業に関する苦情が44件、それから排雪作業に関する苦情が15件になっておりまして、これは昨年2月末の苦情件数と比較いたしますと、除雪では昨年が33件で11件の増、それから排雪では昨年が4件で11件の増となっております、先ほど申し上げましたように、特に1月の降雪が多かったために苦情件数も多かったと考えてございます。

いずれにいたしましても、除排雪作業につきましては何よりも気象条件に大きく左右されまして、悪条件下での作業を強いられることもございまして、市民の皆さんの要望をすべてにおいて解決できるわけではございませんが、今後ともより一層の市民生活の利便性の確保が図られるよう、除排雪に努めてまいりたいと思います。

○松沢委員 大体いいのですが、除雪している皆さん方も寒い中で大変な苦勞をしながらやっているのだろうとは思いますが、やはり市民の皆さん方、冬の除排雪については非常に深刻な状況になります。

特にかたい雪を家の前に重機で入れていかれるというあたりの苦情はありますから、この辺の親身な対応をこれからしていくということですから、それでいいのですが、あえて言わせてもらいますけれども、ほぼ予算の中ぐらいで済むという見通しですが、これからも一層親切な対応を心がけてほしいということをお尋ねして、再答弁をお願いしたいと思います。

○高場都市建設課維持管理センター長 ただいまの質疑にありました門口除雪の問題や、あと私どもで苦情が来ているのは、交差点等の見通しが悪いとか、そういう問題もございませぬ。極力私どももなるべく丁寧な除雪に心がけるように職員、それから委託業者も含めて指導はしてございませぬが、先ほども申し上げましたように、気象条件によってどれだけの除雪ができるかという問題もございませぬ。極力、委員の指摘のあったようなことで対応する形で考えてまいりたいと思ひます。

○北名委員 2目道路維持費でお尋ねします。

行政評価の結果の資料を見ているのですけれども、融雪施設設置資金融資の事業が平成23年3月をめぐりに要綱等見直しを検討するとなっております。これは最近実績がないと言われておりますが、実態はどうなっているか、利用の状況。

それから、これはこれで非常に役割はあると思ひてきたのですが、行政の評価として役割を終えたと思ひているか、いないかということを含めて、それが二つ目。

三つ目は、結局、地下水の利用はだめだと、融資の対象にしないということがあって、以前にそういう事例にぶつかったのです。いろいろあるのだけれども、これが道路の除排雪にもつながってきて非常に有効であるとするならば、そのことも検討すべきではないかと思ひますが、その辺についてお尋ねいたします。

○高場都市建設課維持管理センター長 融雪施設に関する融資についての質疑でございませぬ。

お尋ねの融雪施設設置に関する制度につきましては、当初10万円を上限として工事費の一部を助成することで平成9年度より制度化し、15年度まで助成制度として行つてまいりましたが、16年度から現行の無利子の融資制度へと変更している経過でございませぬ。そこで、お尋ねの融資の状況についてでございませぬが、平成16年度以降この融資制度が利用され

た実績はございませぬ。ただ、先ほどお話がありましたように、この役割については除排雪という立場で言ひますと、民有地の除雪、あるいは中には私どもで管理する歩道の除雪も含めて処理をいただひているという事例もございませぬので、十分役割については大きいものと思ひてございませぬ。

それから、2点目の地下水の利用でございませぬが、平成9年度に制度化した当初から、地下水を利用した融雪施設については対象施設として認めておりませぬ。これは当時、地下水のくみ上げなどによる環境への影響を考慮したものでございませぬが、今後の取り扱いにつきましては、制度の継続も含め、これまでと同様の取り組みが望ましいものと思ひてございませぬ。

○川中委員長 2項道路橋梁費を終わります。

3項河川費、114ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

3項河川費を終わります。

4項都市計画費、116ページから118ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

4項都市計画費を終わります。

5項住宅費、120ページから122ページ。

○田中(昌)委員 1目住宅総務費の2番、まちなか居住推進のところでお伺ひしたいと思います。

まちなか居住推進ということで、これは住宅の建設に対する助成制度でございませぬ。この制度そのものは山下市長の政策であるいわゆるコンパクトシティという部分とまちなか居住ということのセットでの政策でございませぬけれども、私の立場からすれば、住宅産業そのものが市内の経済界に与える影響が非常に大きい、すそ野の広い分野だということで、これまでも住宅建設に対して市が支援することによって需要を喚起する、これが市内のいろいろな経済波及効果が高いので推進すべきという立場でお話をさせていただき、市長が考える目的とたまたま合致しているということで、結果としては、平成21年度の場合は補正予算での対応、それから新年度につきましては当初予算からの対応ということでお尋ねがされてございませぬ。

この中でお伺ひしたいと思ひますが、1点目につきましては、新年度のまちなか居住推進の内容について、どのような内容で計画されているのかお伺ひしたいと思います。

2点目で、平成21年の補正でやってきたものの実

績について、どのような実績があるかについてお伺いしたいと思います。

3点目につきまして、国のほうも住宅の建設、いわゆるエコポイント制度が新年度4月から予定されているようでございます。この辺との関係、国のほうも住宅産業のすそ野を広げるという対応を考えたということでございますので、これは非常に有効なところだと思いますけれども、このエコポイントと市のまちなか居住推進での事業との関連性について、どのような状況かお伺いしたいと思います。

最後に、リフォームのところ、平成21年度につきましては途中から、12月か1月だったか忘れましたが、リフォームをまちなか居住推進のところ予算を使って拡大したのですけれども、新年度のところではどのような考えかお伺いしたいと思います。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○北名委員 私も同じことですが、資料を出してもらいまして、36ページに出ております。それで、一つこの資料に加えて聞きたいのは、これは助成額が出ていますので、契約金額について、この4項目についてお尋ねしたい。

それから、この全体の資料、契約金額も言ってもらえますけれども、そのことも含めた所管としての所見というか、どういうぐあいにこれを見ているかというのを、さきの質疑とかぶりますけれども、聞かせていただきたい。

それから、新年度にかかわって、これを見れば歴然として、住宅リフォームが非常に件数も多いし、市内業者が、ほかのも全部有効ですけれども、短い期間であったにもかかわらず多いと感じています。その点では、引き続きこの住宅リフォームもぜひ加えていただきたいと思っているわけですが、その辺についても聞きたい。

それからもう一つ、耐震の関係がないわけです。この辺はどういう状況なのか、その辺も聞かせていただきたい。

○佐藤都市建設課建築住宅室長 田中昌幸委員から4点の質疑、北名委員からも4点の質疑で、一部関連性がありますので、あわせてお答えすることもあるかと思いますが、ご了承いただきたいと思ます。

初めに、田中昌幸委員からの1点目のまちなか居住1,920万円の内容についてでございます。この内

訳につきましては、住宅持家促進助成が18件分で1,440万円、住宅バリアフリー改修助成15件分で330万円、住宅耐震改修促進助成5件分で150万円となっており、平成22年度につきましては、この三つの住宅助成制度に取り組むこととしており、合計金額1,920万円となるものであります。

次に、住宅助成制度の実績についてお答えいたします。平成21年度に取り組みました住宅助成制度の実績につきましては、住宅持家促進助成申し込み件数が27件、助成額合計1,446万8,000円、契約金額では約5億9,000万円となっております。住宅バリアフリー改修助成につきましては、申し込み件数16件、助成額の合計が304万8,000円、契約金額では約3,000万円となっております。住宅耐震改修促進助成につきましては申し込みがありませんでしたが、住宅リフォーム緊急助成につきましては申し込み件数107件、助成額合計1,866万6,000円、契約金額では約1億4,000万円となっております。今回の助成制度による申請者と施工者間での契約金額の合計は約7億6,000万円となっており、地域の活性化に貢献できたものと考えております。

次に、3点目の住宅エコポイントとの関連性についてでございますが、住宅エコポイントの申請につきましては、新聞報道などによりますと3月8日より受け付けが開始されているようでございますけれども、制度の内容などについては不明な部分も多く、詳細な部分が見えていない状況であります。エコポイントにかかわる問い合わせ及びエコポイントの申請については直接住宅エコポイント事務局または住宅瑕疵担保保険の取次店へととなっておりますが、本市が取り組んでいる住宅助成制度との関連があるのかもしれないも含めて情報収集に努め、市民などからの問い合わせに対し、的確な対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目のリフォーム助成制度の新年度の考え方でございます。住宅リフォーム助成につきましては、本年1月12日から2月26日までの短期間で107件の申し込みがありました。住宅リフォーム緊急助成制度につきましては、経済危機対策臨時交付金を本市にとってふさわしい有効な活用とするため、国の経済対策の一環として緊急的な助成制度として取り組んだものであり、本年度についての取り組みは考えておりません。市民の方に多く利用され、地域の活性化に一部寄与できたものと考えておりま

すことから、今後においても、国の経済対策としての予算措置などの有利な制度が生じた場合などにありましては、積極的に取り組みを検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、北名委員から4点質疑がございましたが、1点目の契約額は、先ほどの田中昌幸委員の質疑と重複しますので割愛させていただきたいと思えます。

2点目の所管としてどう思うかということでございますが、先ほども申し上げましたように、短期間の取り組みの中であれだけ多くの契約金額、それから申し込み件数があったということで、深川市にとって経済効果があったものと考えているところでございます。

3点目の、新年度もリフォームを継続してはという質疑だと理解してございますけれども、リフォーム助成制度につきましては、本年1月12日から2月26日までの短期間で107件の申し込みがあり、契約金額ベースにおいても約1億4,000万円となっております。地域活性化に一定程度貢献できたものと考えております。

今回取り組みをさせていただいた助成制度につきましては、地域の活性化に寄与することも一つの目的ではございますけれども、まちなかの空洞化を抑え、まちなかにぎわいを取り戻していくための施策となることを第一の目的として取り組みを始めたものでございまして、国の補助を受けて3カ年継続して取り組む予定としているものでございます。また、助成制度のうちリフォーム緊急助成制度につきましては、国の経済対策として臨時交付金を有効に活用させていただくために緊急的に1月中旬から取り組んだものであります。リフォーム助成制度を市単独費で取り組んでいる市町も一部あることは承知してございますけれども、本市において、国の平成21年度補正による地域活性化・経済危機対策臨時交付金のような予算措置がなされた場合については、再度取り組む方向で検討してまいりたいと思っております。

4点目の耐震の助成について入っていないのではないかとございますが、先ほど田中昌幸委員の質疑でお答えしたとおり、平成22年度についても住宅耐震促進助成制度は取り組むことで考えております。○北名委員 先に耐震の話をするけれども、入っていないのではないかと聞いたわけではありません。全

然利用がないのはどうしてなのかと言ったのです。それは後で答えてください。

大体わかりましたけれども、まさに年末のぎりぎりのときにリフォームに適用するということになって、爆発的と言っていいのか、こういうものこそ本当に市民が待ち望んでいた、これを待っていたという感じなのです。希望者が107人でしょう。こういうのが一番待たれているやつ。ほかのも大事だけれども、それでリフォームは、10年以上も前からずっとやってきたことが、やってみてすごくわかってくれたのではないかと思うのだけれども、そうすると、秋田県なんかは県独自で全県にまたがってやるというのが出てきたりしているけれども、単独でという問題があるし、そうではなくて、国の事業の中でというのはあると思うのですけれども、これを入れるということは国の事業としてはまかりならないというか、適用にならないというか、そういうことで、この突破はできないですか。それが一つ。

あわせて、こういう効果がある制度は、私は、新年度予算に入っていないのはわかったからあれだけれども、できるだけ早く復活させてほしいというか、日の目を見てほしいという強い思いがあるので、力を込めてそちらも答えてほしい。

○佐藤都市建設課建築住宅室長 2点再質疑をいただきました。

委員さんのほうから秋田県の話も出ましたが、秋田県については県レベルでのリフォームに取り組んだという情報は承知しているところでございます。国の適用にならないのかというお話ですけれども、現状では、当初、深川市が取り組みを始めた三つの助成制度、住宅持家促進、バリアフリー改修、耐震促進については、当初取り組む前段で、国の補助金をいかに有効に活用できるかという中で、交付金の対象になるそれぞれのいろいろな項目がございまして、その中で深川市にどれが一番有効なのかということを含めて検討した中で三つ取り組みをさせていただきました。

リフォームについては、地域住宅交付金の対象にはなってございません。管内の市または町もそれぞれ住宅助成制度に取り組んでいるところはございます。空知管内だけで言えば10市町がリフォームに取り組んでいるということでございますけれども、それぞれ市町の単費で取り組んで進めているということでございます。今後についても、国の地域住宅交

付金の対象になるのかどうなのか今後も研究を進めていきたいと思っております。

もう1点、早くリフォームについて復活させてはどうかということでございます。先ほどの答弁の中でもお答えさせていただいておりますけれども、深川市が取り組んだ住宅助成制度につきましては、まちなかの空洞化を抑え、深川市に昔のにぎわいを取り戻していくことが第一の目的で、国の地域住宅交付金が対象になる制度の中から選んだものであります。こういった事業は単年度ではなかなか効果がないという判断のもと、3カ年できるだけ継続して取り組んでいきたいということであり、リフォームについても今回初めて取り組みをさせていただきましたけれども、107件という多くの申請があり、非常に経済効果もあったということは認めてございますけれども、今後、平成21年度の臨時交付金のような国の措置が22年度についても出るのかどうなのかも含めて、そういった措置がされるようであれば、早急に取り組む方向で検討を進めていきたいと思っております。

次に、耐震改修の申し込みがなかったこと、理由、考え方ということで質疑をいただきました。今回取り組みをした住宅耐震促進助成の申請がなかったことにつきましては、所管としても非常に残念であると考えております。昨年3月、今後予想される地震災害に対して、市民の生命及び財産を守ることを目的に深川市耐震改修促進計画を策定して、平成27年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率を90%まで持っていくことを目標としているものでございます。テレビ、新聞報道などで国内及び国外、チリですとかハイチで起こった大規模な地震による被害、津波による被害については承知していることと思っておりますけれども、身近な地域での地震、津波などによる被害がほとんどないため、住宅の耐震化という認識が薄いのではないかと考えております。地震対策については人命にかかわる重要な問題であり、大地震が起こってからでは意味をなさないことでもあるため、今後におきましては、地震対策ということに対してより一層市民に対して周知してまいりたいと考えております。平成21年度に取り組みをさせていただいた住宅耐震促進助成制度につきましては、申請がありませんでしたが、本年度についても継続して耐震化についての取り組みをしていきたいと考えております。

○川中委員長 5項住宅費を終わります。

8款土木費を終わります。

9款消防費、1項消防費、124ページ。

○太田委員 1項消防費の防災会議費で1点質疑したいと思っております。

まず防災訓練については、過去何年か前まで、土のうづくりですとか土のう積みのようなこともやっていたわけですが、言われているように昨今、非常に地球環境の変化といいますが、そういったことで災害が多い。こんなことでは、いま一つそういう防災訓練をこの時期に少し力を入れていくべきではないかと。いま一つは、避難訓練の関係ですが、既に一般質問の中でも答えられていますけれども、例えばそういった計画なり町内会などの協力も必要なわけですが、3年ほどかかるのだというお答えもあるわけですが、ただ、いわゆる備えという部分については余りにも遅い。以前からこういうことは指摘をしているのですけれども、いま一つそこら辺ももう少し可及的速やかにやるようなことを取り組んでいただけないのか。

○渡辺総務課長 それでは、防災対策につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

災害につきましては、ことしに入りまして、海外ではありますけれども、ハイチ大地震ですとかチリ大地震と続いており、特にチリ大地震では日本にも津波の被害が発生したところでございます。改めて災害の猛威を感じるとともに、防災の重要性につきましても認識しているところでございます。幸いなことに、本市におきましては近年大きな災害はありませんが、万が一の災害に備え、最小の被害にとどめるために、災害対策は地域の防災力を高めることが何よりも重要であり、行政のみならず、地域や個人が一体となった取り組みが必要不可欠だと考えております。今3年ほどかかるというお話もありましたけれども、総務課が所管しております災害全般の対応ということでお答えさせていただきますけれども、災害が発生した場合におきましては、だれもが異常な心理と、かつて経験していない環境の中で、災害時の行動を頭の中で理解している状況ではありませんけれども、実際の行動においては迅速かつ確に行うのはなかなか難しいものがあると考えております。市といたしましては、身近な訓練ではありますけれども、地域防災訓練を行うことによりまして、頭の中のシミュレーションだけではなくて、体で覚

え、災害時に対応した行動力が身につく、市民の防災意識の高揚と防災行動力の向上に努めてまいりたいと考えております。また、先ほどの避難経路につきましては、地域防災計画の中におきまして、例えば一つの例といたしましてはD I G、図面上での訓練、それとどのような公共施設があるのかということも地域防災訓練の中で対応できますので、この点につきましても防災意識の高揚と防災行動力の向上に努めてまいりたいと考えております。なお、地域防災訓練におきましては、町内会単位あるいはコミュニティ単位で実施していただいております。この点につきましては4月早々に開催されます行政連絡員さんの全体会議で地域防災訓練につきましてご説明させていただき、1カ所でも多くの訓練が行われるように取り組んでまいりたいと考えております。

○北畑委員 1項消防費の防災にかかわって、1月29日のメモ地区、議長宅の近くでございますけれども、ダンプカーと特急列車の衝突。不幸中の幸いで死者は出ず、44人の負傷者が出たということでございます。全員市立病院に運ばれて、大変きびきと、また応急処置的なものも完璧であったというようなお褒めの手紙をいただいた報道もなされております。堀川事務部長の陣頭指揮のもとに頑張られたという思いがございます。これは人災でございます。そして今、地震の話もございましたけれども、それにかかわって、災害が起きた場合にはどうしても緊急時の医療体制が絶対必要になってくると思います。その辺、医師会とさまざまな緊急時の体制について連携されていると思いますけれども、現状どのような体制になっているのか1点伺います。

それから、耐震化の話がございましたけれども、今だんだん考え方が防災から減災、どうやって災害の被害を最小限にするかという部分においては、各家庭における、例えば地震であれば家具の固定であるとか、テレビの固定であるとか、重量物の固定という、各家庭における防災意識、減災意識というのがやはり重要になってくるということも、今特に地震が頻発し、そして地球の裏側で起こった地震であっても日本に災害が来るということから言えば、そういった防災よりも減災というような各家庭の備え、この辺の考え方について伺いたいと思います。

○渡辺総務課長 2つの質疑をいただきましたので、順次お答えさせていただきたいと思っております。

1点目の災害時の医療機関との連携についてお答

えいたします。本市におきましては、災害対策につきまして、災害対策基本法に基づき、深川市地域防災計画を定めております。この計画の災害応急対策の中で医療機関との連携を定めておまして、内容といたしまして、災害が発生したとき、その地域の医療機関の機能が失われた場合、あるいは医療機関の機能が著しく不足した場合、またあるいは医療機関が混乱した場合、このときの対応マニュアルを策定しております。この実施計画では、災害時における医療は深川医師会と緊密な連絡協議のもとに実施するとなっております。また、医療救護所、緊急の医療機関と受けとめたいと思いますけれども、これにつきましては深川市立病院、深川市立納内診療所、深川市立多度志診療所を指定しております。また、必要に応じまして、被災のあった現地の公共施設等での医療行為を行うこととしております。医療におきまして、先ほど医師会との連携というお話がありましたけれども、この計画とはまた別に、雨竜町を含めました北空知1市6町と深川医師会との間で北空知地区災害時の医療救護活動に関する協定書を締結し、災害時における医療救護活動を行うこととしております。この締結書あるいはこの計画が本来的には使われないのが一番いい姿だと思いますけれども、今後とも深川医師会とは万が一の災害に備え、連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の減災、防災ということの市民周知でございますけれども、先ほどからお話をさせていただいておりますし、委員からの質疑の中にもありますとおり、昨今では国内外を問わず、地震ですとか大きな自然災害が発生しております。この中で市民の防災あるいは減災意識というものは高まっているとは認識しておりますけれども、まだ一定のレベルには達していないと感じております。災害発生時にはそれぞれが被災者になる場合もありますし、また一方では、救援者になる場合がございます。災害対策といたしましては自主防災組織づくりが重要だと考えておりますので、先ほども太田委員の質疑に答弁させていただきましたけれども、地域防災の支援に努めてまいりますとともに、市民の皆さんには、9月1日が日本の防災の日になっていることから、毎年広報8月号で防災の日の特集を組みまして、減災、防災の周知をしております。今後とも広報とあわせまして、ホームページを活用しまして、より一層の市民の皆様の意識高揚に努めてまいりたいと考

えております。

○川中委員長 9款消防費を終わります。

10款教育費、1項教育総務費、126ページから128ページ。

○水上委員 126ページ、2目生涯学習推進費、学校支援地域本部事業についてお伺いしたいと思いません。

この事業は3年目の最後の年を新年度に迎えるわけですが、新年度にどのような事業内容を考えているのか。あと本年度に比べまして予算も若干変わっているの、その理由がわかれば教えていただきたいと思えます。また、報告会も開かれているとのことですので、内容がわかりましたら教えていただきたいと思えます。

それと、新年度を迎えるということで、受け入れる学校側の体制として、学校長や教頭がかわるとか、また担当する先生などがかわるといった状況に、前年度からのスムーズな引き継ぎがされるのかと懸念する部分もありますので、その点についてどのようにお考えか伺っておきたいと思えます。

○妻神生涯学習課長 学校支援地域本部事業について4点質疑いただきましたので、順次お答えしたいと思えます。

まず、1点目の新年度の事業内容については、人材バンクなどを活用した事業でございます。学校支援活動、環境整備事業、職場体験事業、登下校の安全見守り活動事業などの推進や広報活動などを実施するとともに、新たに地域ボランティアを対象とした研修会の開催でありますとか、これまでの活動をまとめた事業成果発表展示会を開催する予定でございます。

2点目の本年度の予算と比較して減額になったのではないかというお尋ねでございます。減額になった主な原因といたしましては、本年度の実績を考慮いたしまして、ボランティア保険の保険料が若干減額になっているという内容のものでございます。

続きまして、3点目の報告会の内容についてでございます。去る2月23日に中央公民館で開催しており、参加者といたしましては実行委員が16人、ボランティアが12人、小中学校の教頭8人の合計36人の参加をいただいたところでございます。地域コーディネーターから事業のねらいや事業内容の説明と、これまで行ってきました実例を説明した後、意見交換を行ったところでございます。その意見交換にお

きましては、学校の環境整備活動を実施した老人クラブの方からは、年をとると外に出る機会が余りないので、こういう機会をつくってくれたことはとても楽しみだ、またやらせていただきたいという声もございました。また、職場体験活動では、中学校から、ふだんできない体験をすることができた。来年もお願いしたいという声もございました。また、英語学習活動では、小学校から先生の負担軽減以上に、子供たちにとっては外国語を学べるよい機会となっているなどの多くの感想が述べられまして、大変有意義な報告会となったところでございます。

続きまして、4点目の各学校の校長、教頭が異動された場合、本事業は引き継がれるのかという質疑でございました。各学校には個人と団体の地域ボランティア登録者名簿をそれぞれ配付してございますし、また生涯学習課にはコーディネーターも配置してございますので、日ごろより学校との連携を図っておりますことから、本事業の継続性は保たれていくものと考えてございます。

○北名委員 4目教育調査振興費で二つありますけれども、最初に学校の施設整備にかかわったことで聞きます。

お尋ねしましたら、校地、校舎施設設備などの改善要望事項というのが各学校から寄せられております。これもざっと見ましたけれども、大至急やらなければいけないというものもあるし、新しく時間がかかってもいいというものもあるし、これは当然、教育委員会として詳細に見ながら、事業仕分けと申すのでしょうか、そういうことをすると思うのですけれども、この取り扱いと申したら変だけれども、この中身をどういうランクづけか何かをして新年度で急いでやるべきことはやるとか、その取り扱いについてまず一つ聞きたい。

もう一つは、グラウンドにかかわってなのです。たまたま昨年、深川小学校の運動会が雨の中でやられたというのを見まして、そこにおいて、大変だと思いつつながら、グラウンドはどうなっているかと、ざっと見ました。いろいろ各学校からグラウンドについては出てきています。多度志小学校のだけ読みますけれども、水はけが非常に悪く、雨が降るとしばらくグラウンドに入れない状態が続く。体育や運動会実施の際、大変支障を来しているの、改修願いたい。その他いろいろ出ていますが、グラウンドの状況について、その辺はどういうぐあいに教育委員会とし

て改修の関係で、それもランクづけか何かをしていらっしゃるのかどうか、そのところを聞かせてください。

○城学務課長 学校の施設整備についてお答えいたします。

学校の施設につきましては、通常も営繕費により適時適正な維持管理に努めているところでありますけれども、そのほかに各学校に対しまして毎年、新年度予算要求に当たりまして、教育関係予算に関する要望書を提出いただき、現地調査、聞き取りを行っているところでございます。その段階で緊急性のあるもの、軽微なものについては適時、現年度予算で対応しておりますが、その他のものにつきましては、多様な要望あるいは高額な費用が必要なものもありますので、市の財政状況等も勘案しながら、新年度予算に反映し、対応しているものであります。

次に、グラウンド整備につきましても現在4校から要望が上がっており、主に水はけの問題で、雨天後すぐに使用できないとのグラウンド整備要望でございますけれども、改修には多額の費用を要することから、当面は現状での使用をお願いしておりまして、毎年原材料により砂等を補充し、対応をいただいているところでございます。

○北名委員 大体わかりましたし、手短にもう1回聞きたいのですが、いろいろな要望が出ているわけですが、これについては今の答えでも緊急性のあるものは現年度で対応していくし、新年度で対応するように回しているものもあるということで、事業仕分けと言うのかどうかわかりませんが、新年度について細かくは全然要らないのですけれども、どのぐらいの予算を投入しているのでしょうか。前年度はどうだったかというのをお答えください。

○城学務課長 今回の場合、国の2次補正により、平成21年度の補正予算で、具体的には例えば体育館の床のウレタン塗りかえだとか、あるいは高圧ケーブルの改修だとか、そのほか何点が計上させていただきました。現実には22年の執行でございますが、先般、市の補正予算で可決していただいたところでございます。そういうこともありまして、平成22年度の予算では高額なものについては計上していないところでございます。

○北名委員 この要望がどのぐらい予算、新年度されている。この中にある。できればそれを答えてほ

しかった。大きなものとかそんなのではなくて、むしろ小さいものです。

○城学務課長 平成22年度の予算要望で申し上げますと、先ほども言いましたが、21年度の補正予算も含めまして、あるいは22年度の予算の中も含めまして、今予定しておりますのは体育館の床ウレタン塗りかえが2校、それから体育館だとか校舎内外の壁の塗装などの要望もありますが、これにつきましては、繰越明許で22年度に耐震改修工事をやる学校につきましてはそれらの中であわせて対応していく予定でございます。そのほか、例えば野球ダッグアウトの補修、高圧ケーブルの改修、それから木の剪定、伐採の関係など、そのほか備品などの整備でもそれぞれ新年度予算で一定程度計上させていただいているところでございます。

○北名委員 今の件は別途また直接聞かせてもらいます。

次は、4目教育調査振興費で、転入生への対応です。どういうことを聞きたいかということ、転入してきた人がいて、実は転入と同時に親が生活保護の申請をした方がいるのだけれども、学校では一定の金額をもってジャージだとかを買っていらっしやいと。決定するまで2週間ありますから買いに行くことができない。そのうち学校に届けられて、学校のほうで教材屋さんから持ってきて、お金を持ってきたらこれを渡すという出来事があったのです。それで、なぜそういう連携がうまくいかないのかと。そういう場合に子供がづらい思いをしないで済むような仕組みにならないのかという思いなのです。それから、こういうことがこれまでもあったという気もしていますので、大体話はわかると思うので、それについて今後そういうことがないようにというか、改善してもらいたいという思いでお尋ねします。

○城学務課長 ただいま質疑のあった関係につきましては、北名委員から過去にご指摘があったケース分についてのみ把握しておりますが、このようなケースにつきましては、子供の気持ちに配慮いたしまして、個人情報の問題等もありますけれども、できる範囲で教育委員会、学校、それから関係部署あるいは商店などの関係者との連携をとりながら可能な範囲で対応してまいりたいと考えております。

○北名委員 次に、5目奨学資金運営費、奨学金に関してです。深川市の奨学金制度があって、子供を育てる間というか、学校に行っている間、非常に役

立っているという思いがするのです。聞きたいのは、その返還に関していろいろな都合もあると思うけれども、どういうルールになっているか。領収書は納めたときにもらえるからいいのだけれども、どれだけ残っていると、そういうルールというのは持っているのかどうか。全くそういうことがないのではないかという気がしているものですから、実態も含めてお答えいただきたい。

○城学務課長 お答えいたします。

奨学資金の返還につきましては、卒業された方から奨学資金借用証書、そして奨学資金返済明細書を作成、提出いただきまして、6カ月間の据え置き後、10月から返還計画に基づき、毎月末に翌月分の納付書を送付いたしまして返還をいただいているところでございます。これまでは、今後の返還についての照会があった方以外には返還済額と今後の返還額がわかる書類を納付書の送付段階でお送りしているということはありませんでした。それで、今後はなるべく早い時期に、今後の返還額あるいは既に返還した額がわかるような書類については、年一度を目安に作成いたしまして、納付書送付段階で同封できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○川中委員長 1項教育総務費を終わります。

2項小学校費、130ページから132ページ。

○田中(裕)委員 130ページ、10款2項小学校費で理科教育設備整備、中学校にも同じ項目で出ているのですが、ここであわせて聞いてもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

小学校費で64万3,000円、中学校で247万2,000円が同じように計上されております。一般質問でも新学習要領についてお伺いした経過がございますので、この理由というか中の部分については理解しておりますけれども、この設備に係る内容について、お聞かせいただきたいと思っております。

また、この新学習要領の導入に伴いまして、説明欄の3番目に教材・教具とあります。そのほかに必要な部分がこの中に入っているのかどうかもお聞かせいただきたいと思っております。加えて、今後の予算書の中にも理科教育設備整備というような形で出されてくるのかお聞かせいただきたいと思っております。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○田中(昌)委員 別々のつもりだったのですがけれども、教材・教具と出てしまいましたので、関連さ

せていただきたいと思っております。私も小中学校と両方兼ねて質疑をさせていただきたいと思っております。

教材・教具については、これまでずっと減額され続けているということで、個人負担にならないような形をぜひお願いしたいということも含めて、子供たちへの予算を確保してほしいとっております。今回も理科教育設備の予算がふえるので、その分、逆に教材・教具は減らされているのかどうかという部分の確認も含めてお答えいただきたいと思っております。

あわせて、基本的には充実していただかなければいけないと思っておりますので、その点の考えについてもお伺いしたいと思います。

○城学務課長 最初に、田中裕章委員の質疑についてお答えさせていただきます。

新学習指導要領が小学校では平成23年度から、中学校では24年度から完全実施となりますが、この中で小中学校とも理科の授業時間が大幅に増加し、内容もふえるとともに、観察、実験等を充実することとされ、一部は移行期間から実施されているところであります。このことから、新たに追加となった項目に関する理科教材を中心として、具体的な教材の主なものとしては、小学校では手回し発電機、人体模型、月の満ち欠け説明機など、中学校では水中の圧力観察機、交流発電機、滑車装置、太陽・月・地球儀セットなど、各学校の状況に合わせて購入、配備する計画でございます。

次に、新学習指導要領実施に伴う他の教科での新たな教材・教具につきましては、予定がございませんが、理科以外の教材について、従来同様の更新あるいは補充ということでの予定をしているものでございます。また、理科教材の更新、補充についてですが、理科教育設備整備費補助金の対象は小学校の場合、1組1万円以上、中学校の場合、1組2万円以上、かつ合計100万円以上が補助金の対象とされておりまして、昨年度までは要件を満たしていないため理科教材も一部購入していましたが、一般の教材・教具とあわせて予算計上しておりました。今回の学習指導要領改訂に伴い、全面実施までの期間につきましては、小学校1組1万円未満のもの、中学校1組2万円未満の教材も補助対象に含むことができること及び新たに追加となった項目の設備整備も数多くあることから、国庫補助金の支給対象となるため、新たに教材・教具から分離して、理科教育設備整備として計上させていただいたところでござい

ます。平成24年以降は補助要件が原則に戻ることや、今回一定の設備を整備することから、23年度以降、当分の間は、更新、補充について昨年度までと同様、一般の教材・教具として一括の対応になるものと予定しております。

次に、田中昌幸委員からの質疑にお答えさせていただきます。

教材・教具の予算につきましては、学習指導要領や各学校の教育課程実践に必要な不可欠な経費として認識いたしておりますが、できる限り児童生徒の学習活動に影響を及ぼさないよう、また保護者負担の増加につながらないように配慮しながらも、本市の厳しい財政状況も勘案し、校長会等におきましてその状況を十分に説明しながら、学校現場での創意工夫による対応もお願いしてきているところでございます。平成22年度予算では、教材・教具等は前年度と比較いたしまして小学校で47万円、4%、中学校では65万3,000円、約7.6%、それぞれ減額となっておりますが、このうち消耗品につきましては前年同額で、教材備品が減となっているところでございます。これは理科教材について別に項目を起こしているためであり、理科教育設備整備と教材備品等を合算いたしますと、小学校では17万3,000円、中学校では181万9,000円の増となっております。教材備品につきましては、これまでの更新、補充により、ある程度の充足がされてきており、また事前に各学校から必要な具体の備品要望を出していただき、新規導入あるいは更新内容を精査させてもらっておりますが、要望のすべてとは言えないまでも、できるだけ対応しているところであります。今後もより一層効率化を図るなど、学校と一体となって学校教育や子供たちの学習活動に支障の出ないよう取り組んでまいりたいと考えています。

○川中委員長 2項小学校費を終わります。

3項中学校費、134ページ。

○長野委員 3項中学校費、1目学校管理費のところまで1点お伺いいたします。

今定例会の一般質問で川中議員から小中学校の適正配置について質問され、答弁も出ているわけですが、予算審査ということもございすし、これからのことにつきまして若干お尋ね申し上げたいと思います。資料要求もさせていただきます。小中学校の適正配置のあり方に関する懇話会が昨年6月、8月の2回開催されている。PTAの

役員さん、町内会の代表の方、学校関係者にお集まりいただいて、それぞれご意見が出ているのを資料で拝見させていただきましたし、児童生徒数の推移についても確認させていただきました。私は、中学校に関してだけありますけれども、人間形成、成長期の年齢の教育については非常に微妙なものがございすし、地域によっては小学校から同じ人間関係のもとで教育を受けているという観点からしましても、中学校においては学力あるいは人間関係、そしてさまざまな教育環境の観点からして、理想的な教育環境を子供たちのために与えるべく、私たち地域を挙げて考えてあげなければいけない。その意味では懇話会のあり方というのは非常に重要だと思います。その意味で、今後この懇話会の議論が熟して一定の時期が来たときには、教育委員会として英断をもって一定のメニューを示し、議論ができる環境をご提示される考えがあるのか。このことについて今後の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○城学務課長 中学校の適正配置についてお答えいたします。

質疑にもありましたが、本定例会における川中議員の一般質問で、小中学校の適正配置についての考えを鈴木教育長より答弁申し上げましたが、懇話会関係者からのアンケート結果について現在内容を分析中であり、これらをもとに再度、懇話会でご意見を伺う予定であります。これまでの懇話会の中では、小学校と中学校とでは特性が違うので別々に議論すべきという意見も一部の方から出されておりますので、こうしたことも含めてご意見をお伺いし、活力ある教育活動ができるための望ましい学校規模等について引き続き検討していく考えであります。この適正配置は子供たちや保護者、また地域にとっても重要な問題であり、慎重に議論すべきという意見も多いことから、教育長より答弁させていただきましたように、教育委員会としてさまざまな状況を見きわめつつ、議論を重ね、子供たちにとってどうあるべきかの視点から誤りのない結論を見出していきたいと考えております。

○田中(昌)委員 3項中学校費で、部活の状況ということでお伺いしたいと思います。今、長野委員からの配置についての部分にもかかわってくると思いますけれども、現段階としましては、現況ということで部活の状況についてお伺いしたいと思います。

中学校の部活は、いわゆる学校教育の一環として

行われている。具体的には中体連の枠の中で、学校単位の活動で部活という形で行われており、私はバレーボール協会の会員ということで、中学校の女子の大会に行くのですが、深川市内の学校でも女子バレー部がどんどんなくなっていく。中学校の男子バレー部はもう今ないのです。いっとき多度志中学校で野球部ができなくなって、バレー部をつくって全道大会にも行ったという経過はあるのですが、そういう子供たちの減少、各学校の格差というのは部活に一番あらわれていると感じております。得意な部活ができない。スポーツだけではなくて芸術系の部活もありますから、そういう部活が適正にできるようなことを今後考えていかなければいけないと思いつつながらの質疑ですが、現在の部活の状況、各中学校、5校ありますけれども、その状況についてお伺いしたいと思います。

○城学務課長 中学校の部活状況についてお答えいたします。

ご指摘のように、生徒数の少ない中学校にあっては部活動の種目が限られ、生徒の選択の余地も限られているという現状がありますが、現在の中学校の部活の状況といたしましては、平成21年5月現在ですけれども、深川中学校は野球、バスケットボール、バレーボールなど体育系の9部と吹奏楽、美術の合計11部。一已中学校は体育系の6部と吹奏楽、文化の合計8部、それと柔道同好会がございます。納内中学校は野球、バレー、卓球、ソフトテニスの4部、音江中学校は野球、バスケットボール、バレーボール、パソコン部の4部、多度志中学校はバレーボール、卓球、バドミントンの3部が現在それぞれ活動しているところでございます。

○川中委員長 3項中学校費を終わります。

4項学校防災費、136ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

4項学校防災費を終わります。

5項学校保健費、138ページから140ページ。

○松沢委員 3目給食センター費の学校給食についてお尋ねします。

以前、ポリカーボネート食器について、熱湯をかけたときや煮沸したときにビスフェノールAという環境ホルモンが出るおそれがあるということで、食器の更新にかかったということで以前の一般質問や予特の質疑で答えてもらった経過がございますが、今のポリカーボネートの食器の使用状況はどのように

なっているか。もし残っているのであれば、更新についてどのようになっているのか。

次に、給食の搬送車ですが、20年ぐらい使った車で、恐らく30万キロメートルぐらい走っているのが1台あったと思うのですが、これは今どんな状況になっているのか。もう既に更新されていると思いますが、あるいはされていなければ更新の計画についても聞かせてください。

次に、地元の食品の使用状況ですけれども、特に米は地元の深川産米を使うようにということなどで以前あったように思いますが、米やその他の重立った食材の地元調達、あるいは空知地域から調達されているということでもいいですから、これらについて答弁してください。

○金内学校給食センター所長 3点の質疑をいただきましたので、順次お答えいたします。

初めに、ポリカーボネート食器の使用実態についてでございます。ポリカーボネートの食器につきましては、環境ホルモンの一種でありますビスフェノールAを原料としており、健康への被害が懸念されていることから、他の材質への切りかえが望まれているものでございます。本市におきましては、財政状況も踏まえながら、順次、他の材質への切りかえを行ってきており、現在4種類の食器を使用している中で、ポリカーボネート製の食器を使用しているのはカレー皿だけでございます。ポリカーボネート製の食器につきましては、健康への悪影響を防止するため、2.5ppm以下という溶出試験規格が設けられておりまして、本年度、カレー皿のビスフェノールAの溶出検査を行った結果におきましては不検出でございましたけれども、より安全な食器を使用することが安全、安心な給食の提供につながりますので、平成22年度予算に更新に必要な購入経費188万6,000円を計上したところでございます。

次に、給食配送車の更新についてでございます。ご指摘のありました給食配送車は3台あるうちの1台で、多度志方面に運行しています配送車で、平成元年購入のものでございます。走行距離は約21万キロメートルに達し、車両の老朽化も進んでいますが、現在まで修繕を行いながら適正な維持管理に努め、配送業務に支障のない形で対応しているところでございます。今後におきましても、車両の適正な維持管理に努めるとともに、万が一、故障によって車の使用が不可能になった場合につきましては、新しい

車が導入されるまでの間は、給食提供に支障のないよう、リースによる代替策を講じながら対応してまいりたいと考えてございます。

次に、地元産農畜産物等の使用状況についてでございます。給食食材の使用に当たりましては、安全で安心な地元産農畜産物等の使用を基本に、深川産米なつぼしを初め、長ネギ、キュウリ、トマトなどの野菜、トマトジュース、みそなどの加工品等、約40品目に及ぶ地元産食材を使用してきました。本年度からは新たに深川で生産されております牛肉を使用した献立を月1回ではございますが、4月からほぼ毎月のように提供し、児童生徒、教師からも大変好評を博しているところでございます。野菜につきましては、すべて国内産を使用しておりますが、時期的にないものもあり、深川産の占める割合は約40%、深川産を含めました道内産では約80%を占めている状況でございます。基本的には、前段で申し上げましたように、深川産のものがあればそれを優先に使用していくと考えてございます。今後とも地元農畜産物等の使用を基本に、安全、安心、そして児童生徒に喜ばれる給食づくりに努めてまいり所存でございます。

○田中(昌)委員 3目給食センター費のところ、妹背牛町から給食の供給をしてほしいという話をこれまでされていると思いますけれども、現況どのような状況になっているのかお伺いし、教育委員会、給食センターとしての今後の考え方についてお示しいただきたいと思っております。

○金内学校給食センター所長 妹背牛町からの学校給食事務委託についてお答え申し上げます。

妹背牛町の学校給食事務を本市が委託を受けて一緒に行うことにつきまして、本市と妹背牛町の教育委員会で協議を重ねてきております。今までの協議において、本市と妹背牛町との間で平成23年4月1日実施に向け進めていくということでの確認はされておりますが、保護者が負担します給食費の違い、本市は小学校238円、中学校296円、妹背牛町は小学校242円、中学校298円と違いがあり、また本市が行っております食育推進助成金の取り扱いなど、整理することが必要な課題、さらには妹背牛町産の野菜などの食材をどのように活用していくかという、双方で今後協議をしなければならない課題もありますことから、これらを含めた課題を22年度中に整理しながら、23年4月1日実施に向け協議を進めていく

考えてございます。

○川中委員長 5項学校保健費を終わります。

6項就学奨励費、142ページ。

○田中(昌)委員 2目通学奨励費でお伺いしたいと思っております。

遠距離通学費助成という部分がございます。あとあわせてスクールバスの運行というものもございませけれども、これまで深川市はいろいろな経過の中で学校の統廃合が進められて、その都度、学校ごとにスクールバスとかバスの定期券の助成というケースが存在してございまして、いろいろなケースがあって、ある意味、全体とすれば不公平さが出てきているのではないかと認識しております。古くから統合されている、例えば一已中学校は昭和38年統合ですから、そのときに統合されている分については基本的な援助というのはないと認識しております。長距離、4キロメートル、6キロメートルというところでは一定の支援、補助がありますけれども、例えば入志別小学校の統合のときには中学生もスクールバスに乗れるような形になっているという実態が市内には数多く、いろいろな状態が存在している。教育の機会の公平感というか均等性にすると、そろそろ見直す時期が来ているのではないかとと思っております。今後、学校適正配置ということも考えられていると思うので、すけれども、その中で全体の公平感というものが維持されなければ、次のステップには動いていかないのではないかとと思っております。そういった部分を含めると、現段階である程度、今の実態を皆さんに公平感を持たせるような形に切りかえる時期が来ているのではないかとと思っておりますので、現在の実態とあわせて、今後の教育委員会としての考え方についてお伺いしたいと思っております。

○城学務課長 遠距離通学助成についてお答えいたします。

遠距離通学助成につきましては、学校統合に伴うスクールバス運行のほか、旧向陽小中学校校区の児童生徒に対して、路線バスの定期券を支給しているところでございますが、そのほかに小学校では4キロメートル、中学校では6キロメートルを超える遠距離通学生に対しても、路線バスの運行地域にある者についてはバス定期券、運行地域以外の者については取り扱い要領に定める算式により算出したガソリン代相当分を補助することとしてございまして、こちらにつきましては、現実には路線バスの運行地域

外ですので、現在はガソリン代相当分を補助しているところでございます。通学距離が小学校にあっては4キロメートル、中学校にあっては6キロメートルとしておりますのは、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条に依拠してのものでございます。学校統合により、統合された学校区に居住する方へのスクールバス運行あるいは路線バス定期券支給につきましては、それぞれの学校統合に当たって、教育委員会と地域住民による条件整備の協議の中で、ご指摘がありましたように、決められたものでございます。4キロメートル、6キロメートルにつきましては、先ほど申し上げました法律施行令に依拠しており、当面見直しは困難かと考えており、またお話のありました学校統合に伴う現行の対応についての公平感を持たせるような検討ということでございますが、これまでの経緯もあり、もし変更するとすれば、今後検討する学校適正配置の中であわせて検討すべきものと考えているところでございます。

○田中(昌)委員 言っていたことと逆というか、学校配置の中で検討するとなると、またいろいろなハレーションが起きるのではないかと思うのです。これまで統廃合をする中で、今お聞きしたところによりますと、向陽であれバス券を渡すということはゼロなのです。スクールバスで通っているところも負担はないのですけれども、そうでないところは、バス通を普通にすると、バス通のお金は全部自分持ちで払わなければいけない状況があります。そういう市内全体の公平感というのは必要ではないでしょうか。全額負担をしていただけるような状況であれば構わないのですけれども、そうはならないでしょうし、そういうところまでいかない。でも今度、統廃合をすれば、またアメみたいな、アメと言ったら地域の皆さんに失礼かもしれませんが、そういうような形で統廃合を誘導するのではなくて、みんな公平です。だけど、子供たちが学校教育をしっかりと享受するためにはこういう配置であるべきだという公平感のある中で議論できるためにも、こういう住む場所によって、あるいは統廃合の経過によって差があるのは余りよろしくないのではないかと思いますので、ぜひ検討いただければと思いますので、もう一度答弁願います。

○城学務課長 再答弁させていただきます。

先ほど申し上げましたようないろいろな状況もあ

りまして、大変難しい問題だと考えております。原則的には先ほど答弁させていただいたわけですが、ただいまご指摘をいただいたことについては今後研究させていただきたいということでご理解を賜りたいと思います。

○川中委員長 6項就学奨励費を終わります。

お諮りします。本日の委員会はこれで散会したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、よって本日の委員会はこれで散会することにいたします。

なお、あすの委員会は9時30分から開議します。

(午後 7時24分 散会)



予算審査特別委員会記録（第4号）

平成22年3月19日（金曜日）

午前 9時28分 開議

午後 6時33分 散会

（午前 9時28分 開議）

○川中委員長 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

なお、鍛冶委員より本日欠席する旨の届け出がありました。

10款教育費、7項社会教育費、144ページから150ページまで。

○楠委員 144ページの7項2目青少年費の説明欄の児童館運営について質疑いたします。

文光児童館についてお伺いしたいと思います。まずは、文光児童館の利用者数等を含めた利用状況についてお伺いいたします。

次に、文光児童館の存続についてですが、以前からも質問していましたが、子供が安心して集える場所が必要と考えますので、ぜひ存続を求めたいと思います。今、危険なことが多い中では、安心して集える場所があるということは、保護者にとっても安心できると思います。少子化で、一人っ子で、家庭でひとりであるよりも、多くの仲間が集えるということは情操教育等にもつながると思います。今の文光児童館の建物は老朽化しておりまして、使用できなくなったら廃止するというのではなくて、建てかえ等も検討しながら存続すべきではないかと考えますので、お伺いいたします。

○妻神生涯学習課長 文光児童館の運営についてお答えします。

1点目の平成21年度の利用状況についてでございますが、2月末現在で延べ4,656人の利用をいただいています。昨年度の同月では延べ5,067人ということでございまして、比較しますと411人の減少となっております。平成19年度の同月の延べでは5,382人で、比較しますと726人の減少となっております。今年度の減少の主な原因といたしましては、昨年10月から12月にかけて、インフルエンザが流行した関係もございまして、若干利用が減ったと思っております。しかしながら、平成19年度と20年度を比較しますと、315人の減少となっております。若干でございまして、利用者については減少の傾向にあると考えているところでございます。

続きまして、2点目の文光児童館の今後の予定についてでございますが、昨年12月に文西コミュニティセンターが開館してございまして、3カ月ほどが経過してございます。施設を管理運営してございまして文西コミュニティ振興協議会と子供の居場所の確保について、文光児童館の利用状況などをお示しながら協議を行っているところでございます。その協議の中では、開館して間もない状況でございますので、冬場ですとか夏場の利用状況を見ながら児童生徒の利用が可能かどうか、今後見きわめていく必要があるということが協議内容となっております。今後とも継続的に協議を行うことになってございます。いずれにいたしましても、放課後におけます児童生徒の安心で安全な居場所の確保については、私どもとしては必要なことと考えてございまして、老朽化しております文光児童館の機能を確保する方策について、今後も引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○楠委員 文西コミュニティ振興協議会と協議しているという話なのですが、コミュニティセンターはコミュニティセンターの目的がありまして、児童館は児童館としての目的があると思いますので、それぞれの目的で必要性があると思うのです。それで、文西コミュニティセンターでも、常に子供がいるような状態になりますので、その辺のお互いにいられるスペースというのがあるのかどうかというのも疑問ですし、やはり児童館は児童館としての機能を備えた、そういう場所が必要ではないかと考えます。

○妻神生涯学習課長 先ほどの文西コミュニティ振興協議会との協議ということでお答えいたしました。必ずしもコミュニティセンターのほうへ現在の文光児童館の機能全部をお任せするというのではなくて、機能の一部を担っていただけないかどうかということでの協議をしているところでございます。ですから、私どもとしては、文西コミュニティセンターの利用そのものを妨げるものではなくて、利用の状況の中でどこかあいている時間、曜日等あれば、その中で一部でも児童生徒の居場所を確保できればと、このような協議を進めております。必ずしも老

朽化しているからということで即廃止ということとは考えてございませんので、近くの公共施設等も視野に入れながら今後とも検討していきたいと考えてございます。

○楠委員 文西コミセンの中で、全部移管するのではなくて一部ということでおっしゃっていましたが、一部ということでは本当に児童館の機能が果たせるのかというと、子供たちは月曜日の休館日以外は毎日来ているわけですから、そういう機能が文西コミセンの中で果たせるとは思えませんので、存続していただけるということは今伺いましたので、ぜひ子供たちが老人の方だとか保護者の方だとか一緒に、今、子供が少ないですし、お年寄りと過ごす機会も少ないですから、何かそういう面で一緒に過ごすということは有効な手段の一つではあると思いますが、児童館は児童館として指導員がいて見守る、そういう体制が必要なわけですから、そういう方向をぜひ考えていただきたいと思います。

○妻神生涯学習課長 委員のご指摘のとおり、そのような方向で今後とも引き続き検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田中(昌)委員 146ページ、5目文化交流施設の文化交流ホールのところでお伺いしたいと思います。若干、体育館のほうにも関連はするのですが、体育館のほうはまた別の内容もございまして、ここでは文化交流ホールの使用料についてお伺いしたいと思います。

文化交流ホールは去年から条例改正をして、6時以降については、利用の事前の申し込みがなければ閉めるという形で人件費の節減も行いながら、やっていくということでございます。今の使用料制というのは、料金が全部市のほうに入ってしまう。どんなに利用されても、どんなに事業をやっても、どんなに館を活性化させても、その使用料は一切指定管理者のほうに入らない。そう考えますと、6時までで閉めてしまえば、人件費とかがかかりません。逆に、6時以降にどんどん事業があると、人がいっぱい入ってくる、光熱費もいっぱいかかる、人件費もかかる、だけれどもそれに伴う使用料というのは一切入らないとなりますと、せっかく指定管理者という仕組みを使って、民間の皆さんのいろいろな知恵を絞った活動により施設の活性化を図ろうというところのいわゆるやる気というか、インセンティブが働きづらい状況にあるのではないかと考

えます。プールやまあぶについては利用料金制ですので、人がいっぱい来れば来るほど収入がふえるということで、それに伴う人件費や何かもあてがうことができますけれども、今のみ・らいのほうにはそういうものがないということ、これは体育館も同じことが言えるのですけれども、そういったことからすると、指定管理者を指定している管理する方の努力が報われるような形にするためには、使用料制ではなくて利用料金制ということこそをそろそろ考えなくてはいけない時期に来ているのではないかと思いますので、その点についてのご所見をお伺いしたいと思います。

○妻神生涯学習課長 文化交流ホールみ・らいの利用料金制についてお答えします。

文化交流ホール施設み・らいにつきましては、平成16年4月に開設されまして、18年度からは公募によりまして指定管理者を選定し、指定管理者制度のもと施設の管理運営を行っているというものでございます。3年間の指定期間が終了しまして、平成21年度に新たに指定管理者を選定し、現在に至っているという状況でございます。この間、社会教育施設について使用料の見直しがなされました。平成19年度より減免規定が改正されるなど、使用料の額が変動しているというものでございます。質疑の利用料金制度につきましては、利用者へのサービス向上と施設の効果的、効率的な運営を図ることができるなどのメリットも考えられますことから、指定管理者に過度な負担をかけることなく利用料金制度の導入が可能かどうか、施設の特性などを踏まえながら、減免に対する対応も含めまして今後検討してまいりたいと考えております。

○北名委員 私は、3目の文化奨励費のところ、まず幾つかあるのですが、アイヌ民族についてお尋ねします。

どの民族もそうですけれども、アイヌ民族についていえば、北海道と非常にかかわりの深い民族であり、同時にすばらしい文化なども含めて持っている民族であります。大いに私たちはこの民族について理解を深めると同時に、いろいろな問題があれば、改善、解消していく必要があると思っております。

1点目は、深川市のアイヌ語地名というのを出しました。これはもう皆さん知っているとおりだと思うのですが、非常にすぐれた、すぐれたといえ少し言い過ぎだが、大変いいものだと思っていま

す。ご苦労した関係する方たちには本当によくやったと、労をねぎらいたいと思っております。そこで、これはどのように配布といいますか、お届けして、その反応はどうかということをお聞かせください。あわせて、今後それがさらに公民館などにというのを聞いていますので、そのこともお話しいただきたいと思えます。

次に、ことしの1月31日に、アイヌの方に来ていただいた講演会をやられたと。私は大変残念ながらその日いなかったのですが、後でテープを聞かせてもらいましたけれども、そういう取り組みをずっと続けてきていることに、これまた非常に評価をしながら、新年度の取り組みについてはどのようにしているかお尋ねいたします。

○妻神生涯学習課長 アイヌ文化についてお尋ねがございましたので、お答えします。

アイヌ語の地名の冊子についてでございますが、昨年秋、11月ごろできまして、公民館、それとコミュニティセンター、各学校等に配布させていただきました。その評価ということですが、その辺については、まだ私どもとしては特に把握してございません。

それと、2点目のアイヌの文化の講演会の関係でございます。新年度の予定はないかということですが、平成20年度と21年度に連続して開催してございます。平成20年度は、21年2月1日に中央公民館で島崎さんをお迎えして講演会を開催し、24人の参加がございました。平成21年度は、22年1月31日に生きがい文化センターで開催し、石井ポンペさんをお迎えしまして、40人の参加をいただいたこととございますが、アイヌの文化を知る上では大変意義のあった講演会であったと思っております。新年度については、現在のところ実施する予定はございませんけれども、市民の方々あるいは関係する団体等からの強い要望があれば、今後については検討していきたいと思っております。

○北名委員 最初の件でもう少し答えが欲しかったのは、でき上がったものが1つありますけれども、例えばどこかの公民館にその部分をもう少し大きくしていたと思うのですが、そういう計画があると聞いていますので、その答えをお願いしたいと。

もう一つは、どういうものをやるかは皆さんの要望があればということで、それはそれでオーケーで

あり、ぜひ私も要望しますからまた検討していただきたいと思うのですが、あわせてこれまでも言ってきたように、講座というか、研修会というか、そういうのがあるのです。どなたになるか、どういう形になるかわかりませんが、ぜひ早目にキャッチして広く呼びかけていますので、そこに参加することも検討の中に入れてほしいということをおっしゃいます。

○妻神生涯学習課長 再質疑をいただきましたので、お答えいたします。

アイヌ語の地名の冊子の各公民館へのパネル等の展示のお尋ねだと思いますが、去る2月17日から3月5日まで、生きがい文化センターの2階のほうでパネルにしたものを一度展示させていただきました。新年度につきましては、市内の各公民館等へ順次パネルの展示会を開催していく予定でございます。

続きまして、アイヌ文化にかかわりますという講座等の職員の派遣等についてでございますが、新年度の予算の範囲の中では旅費等の手当もしてございませんので、新年度は困難かと思っておりますが、次年度以降どうなるのか、少し検討してみたいと思えます。

○田中(昌)委員 6目生きがい文化センター費の5番の図書等購入でお伺いしたいと思います。

予特のときには毎回質疑をさせていただいております。一昨年に図書購入のための寄附を受けて、それが最終的に、補正でライブラリーみたいな機器の購入にかかわってしまったという経過もありましたけれども、やはり図書の購入、蔵書の確保という意味でも非常に重要ですし、その辺について新年度の図書の購入費について、またことしも若干下がっていると聞いていますので、その点について具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

あと昨年、いわゆる図書の月刊誌とかそういうものであれば、読んだ後寄附してもらうことで多少おくれてでも蔵書としてできるようなものがあれば、そういうことを市民の皆さんに呼びかける中でやっただけというお話をさせていただきましたが、その辺の実態について、あとそのアピールの方法についてお伺いしたいと思います。

○妻神生涯学習課長 図書等購入についてお尋ねがございましたので、お答えします。

1点目の新年度の予算状況についてでございますが、図書等購入につきましては、平成21年度と同額

で530万円の予算を現在計上しているところがございます。

続きまして、2点目の寄贈本のことでございますが、昨年度の予算審査特別委員会で委員よりご提案いただいております月刊誌や週刊誌の寄贈のボランティアについてでございますが、平成21年5月に市職員に庁内メールで雑誌寄贈の依頼を行ったところ、4人の方から4種類、4冊の寄贈の申し入れがございまして、現在、定期的に受け入れている状況になってございます。また、全体の蔵書につきましては、今、11万冊ほど蔵書されてございます。

○松沢委員 ここで、6目生きがい文化センター費、郷土資料館についてお尋ねします。

昨年の予特の場面でも、郷土資料館の照明が見つからないということと、ある市民の方から中学生や高校生が学校帰りにそこでたむろしているという話を聞いて、中へ入ったら照明がつくようにしたほうがいいのではないのかと言ったら、多額のお金がかかるのでできないというやりとりをした経過がございます。先日、行ってみましたところ照明がつくようになっていましたけれども、その後の取り組みの状況、そして、どのぐらいでできたのか含めてお答えください。

○妻神生涯学習課長 郷土資料館の照明について、お答えしたいと思います。

郷土資料館内部に人感センサー付照明灯でも設置できないかということは、委員から昨年の予算審査特別委員会でもご指摘を受けてございます。その後、余り経費をかけないで設置する方法について検討を重ねまして、館内の予備の照明として、2月に郷土資料館の1階の通路に4灯、2階の通路部分に2灯、計6灯の人感センサー付照明灯を設置してございます。器具を購入しまして職員が設置しましたことから、その費用は3万円ほどでございます。また、資料館の入り口には、来館者の利便性を図るために、事務室直通のインターホンを設置してございます。これも子機の予備がありましたので、工事費は1万円ほどで済んでおります。

○松沢委員 私どもが質疑すると、反射的に多額の経費がかかってできませんという答弁がすぐ返ってきますがちなのですが、今の答弁は、自分たちで汗を流して市民の要望に対応しようという点では非常に高く評価したいと思いますし、今後ともそういう姿勢で一層励んでもらいたいと思います。答弁すること

があったら、もう一言お願いします。

○妻神生涯学習課長 今後とも余り経費のかからない部分であれば、私たちもいろいろ工夫もしながら、市民の要望にもこたえていきたいと思っております。○北名委員 次は、4目公民館及びふれあい会館費、ふれあい会館のことについてお尋ねします。

これは少しだけ言ったことがあるのですが、ふれあい会館の建物はいろいろな方が利用しているという中で、老人クラブの方が冬場は2階でマージャンだとか、いろいろなことをやっているようなのです。その方たちが、足腰の関係からいえば、2階にトイレが欲しいという声がありまして、お伝えしたことがあるのですけれども、その辺の様子はどうですか。

○妻神生涯学習課長 ふれあい会館の2階のトイレについてでございますが、現在ふれあい会館の2階にトイレがないということで、トイレの設置をというお尋ねでございますけれども、現在、1階の階段の近くに男子用、女子用、そして身障者用がそれぞれ設置されてございます。2階にトイレの設置の要望につきましては、管理人の方などからは特に今までは聞いてございません。新たに設置することになれば、多額の工事費も見込まれますので、現在のところ直ちに設置するということは困難と考えてございます。しかしながら、高齢者の方が2階を使用する際は、館の利用状況をできるだけ考慮しまして、1階で使用していただくよう利用の申し込みのときに配慮していきたいと思っております。

○北名委員 余り議論しませんが、2つだけ言いたいのですが、1つは管理人から聞いていないというのは事実だろうからいいのですけれども、当事者の意見を聞いてほしいというのが1つと、もう一つは利用を1階でという話。1階でない理由があって何か2階に上がったようなので、その辺が下においてこられるような状況に改善されるのかどうかお尋ねします。

○妻神生涯学習課長 主に冬期間の話だということでは伺ってございますが、夏場は1階を利用されているようでございます。冬期間だけ暖房効率の関係で天井の高さの問題ですとか部屋の広さの問題で2階を使用して、暖房効率がいいところで冬場だけ2階を使っているというようなことだと思いますが、1階については、以前、消防の建物であったということで天井が高く、冬場は暖房効率も低くなっています。1階の部屋が広がっていますので、可能であ

れば一部カーテンか何かで仕切ることに対応できるとも考えておりますので、今後、使っている方のお話も聞いて研究していきたいと思えます。

○田中(昌)委員 7目体育振興費で、パークゴルフ場についてお伺いしたいと思います。

もうかなりの年数がたって、使用料制をとってきているということで、導入のときに、これは大分前の総務文教常任委員会の場で全体の運営管理費の2分の1を使用料で賄うように想定した料金ですというような流れがありました。それは具体的には無理だろうという話もさせていただいた関係がありますので、現状どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

それと、昨年から財政収支の見直しというところで、使用料を取らないで地域に管理をお任せするということもありますけれども、その辺の状況がどのような影響を及ぼしているのかもあわせて、使用料制を取っているところとの関係等も予測できる範囲について、どのような見解を持っているかお伺いしたいと思います。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○水上委員 ただいまのパークゴルフ場について、関連して質疑したいと思えますが、私のほうからはパークゴルフ場の利用者の推移ということで、利用者数をお伺いしたいと思います。

あと、石狩緑地パークゴルフ場に関しましては、今、市民の協力によって管理を行っていただけたようになったわけですが、今年度も自主管理をしていただけたという報道もありましたので、今年度どのような管理方法であったかというのをお伺いしたいと思います。

○松野生涯学習課スポーツ振興室長 パークゴルフ場につきまして質疑いただきました。田中昌幸委員と水上委員の質疑について一部重複する内容がございます。利用状況につきまして、それと石狩緑地につきまして、一括してお答え申し上げます。

市内パークゴルフ場の利用につきましては、有料のパークゴルフ場はリバーサイドゴルフ場、桜山ゴルフ場の2施設を設置し、教育委員会で管理運営してございます。それぞれの利用の状況につきましては、過去3年間の実績ではリバーサイドゴルフ場は平成19年度1万6,427人、20年度2万44人、21年度2万1,603人と、利用者は伸びてございます。次に、桜山パークゴルフ場につきましては平成19年度1万

4,425人、20年度1万2,629人、21年度1万862人と、利用者のほうは減少してございます。

次に、収支の状況につきまして、有料の2施設の収支、案分により算出しました額の合計で申し上げます。平成19年度は、収入額619万7,000円でございます。支出額は2,906万9,000円、収入率で23.8%でございます。平成20年度は、収入額651万5,000円、支出額2,484万3,000円、収入率で26.2%でございます。平成21年度は、収入額619万4,000円、支出額2,376万3,000円、収入率で26.1%の見込みでございます。

次に、石狩緑地パークゴルフ場の状況につきましてお答えいたします。石狩緑地パークゴルフ場の管理につきましては、市内のパークゴルフ愛好者で組織しております緑地パーク管理クラブから、石狩緑地パークゴルフコースの自主管理を行いたい旨の申請がございまして、同クラブに市から70万円の補助を行い、管理運営されているものでございます。作業につきましては、平成21年度は4月18日の準備から11月4日の片づけまで、定期では毎週火曜日に会員の皆さんが交代で芝の刈り込み、施肥、除草剤、殺虫剤の散布、目土入れ等の作業を行っているとお聞きしてございます。

パークゴルフ場の有料に際しましては、当初2分の1が収入として賄えるということでございましたけれども、残念ながら現在のところは26%という実態でございます。

また、今回、桜山で人数が減っている分、先ほど説明いたしました石狩緑地のほうにもかなりの人数が利用されている。やはり皆さんで管理している思いというのがございまして、約5,000人を超える人数の方々が利用されているとお聞きしてございます。こういった関係もございまして、有料から無料の施設に移られている部分が大分影響しているものと考えてございます。

○田中(昌)委員 使用料を取ってはいるのですけれども、4分の1の料金でしか賄うことができていないと。使用料を取る前であれば、多少のコースの傷みとか悪さというのは余り苦情にはつながってなかったと思うのですけれども、4分の1の管理費分にしかならないといえども、使用料金を取ることによって、そういうことが不満とかにつながっているという状況になるとどうもその辺、せっかく市が税金を使って整備しているのに、それに対して苦

情が多く出てしまうというのは、矛盾してしまうのではないかと思わざるを得ないと思います。健康増進のために非常に有効な施設なのですけれども、やはりそういう状況だということを利用者の皆さんにきちんとお知らせする必要があるのではないかと。普通のゴルフ場であれば、仮に2,400万円かかるのであれば2,400万円分の料金、今300円であればこの4倍、1,200円もらわないと賄うことができないのですということを経営するわけです。そうでない状態だということを理解していただき、コースのいろいろな整備や何かについても一定の理解をいただくような方向も、管理する側としては働きかける必要があるのではないかと思いますので、市民の皆さんの税金で維持運営をされている、その中で一部を負担していただいているのだということの考え方を、もう少し利用者の方にも持っていただくような働きかけというものも必要ではないかと思えますし、余りそういう状況でないのであれば、料金の値上げとかあるいは管理をもっとこの料金に合わせて切り下げみたいなことになりかねないと思えますので、その辺についてのお考えについてお伺いしたいと思います。

○水上委員 先ほどの質疑で、石狩緑地パークゴルフの管理方法、新年度も同様でいいのかということをお答えいただきたいと思えます。

○松野生涯学習課スポーツ振興室長 再質疑いただきました。

初めに、田中昌幸委員からの当初2分の1を賄えるということが始まり、スタートいたしました有料化、結果的には4分の1という状況でございます。有料にしたときの経緯でございますが、施設の管理、維持に多額の費用を要することから、利用者の受益者負担の導入を図り、適切な維持管理を行うために有料化したものでございます。無料であったころは、近隣の市町から利用者も非常に多く、市民が十分にプレーできないという意見がございました。また、他の市町の有料施設と比較しましても遜色のないグレードだったこともありまして、有料化に踏み切ったものでございます。ご指摘の有料化の今後の検証、見直し等が必要ではないかということでございますので、利用者の今後の実態把握、またパークゴルフ愛好者の推移をさらに分析しまして、パークゴルフ協会の意見も伺いながら実態を知らせ、他の状況なども比較しながら、今後、維持管理の内容、

使用料について検討してまいりたいと思います。

次に、石狩緑地パークゴルフコースの新年度の予定でございますが、管理クラブのほうからは引き続き行いたいという意向がございまして、本年度につきましても、同額の70万円の補助を計上させていただいております。

○北名委員 6目の生きがい文化センター費のところ、図書のリサイクルについてお尋ねいたします。

何度か触れてきたことがありますけれども、図書館の蔵書はたまっていくばかりになるので、一定のルールでもって市民の皆さんに無料で提供するという仕組みですけれども、まずその選定についてどういうルールで本を選定するのか。

それから、リサイクルに当たってどんなルールで皆さんに提供しているのか、その辺についてお尋ねしたいのと、現状について。

それから、道内の図書館でもいろいろやられているようですけれども、どのようにやっているのか。わかる範囲で、やっている様子についてまずお尋ねします。

○妻神生涯学習課長 図書のリサイクル市についてお答えいたしたいと思えます。

生きがい文化センターの図書館で、毎年、古本のリサイクル市を実施してございまして、市民の方に無償で本を提供してございます。提供する本につきましては、おおむね10年以上を超えた本で余り借りる方がないものを選定しまして、リサイクル市で市民の方に無償で提供しているというものでございます。

それとルールですが、雑誌につきましては、正午まで1人5冊としております。除籍本につきましては、冊数を制限しないで無償で提供しているという方式でやってございます。

道内の状況はどうかというお尋ねでございますが、図書館が設置されてございます道内165市町村のうち、無償で配布してございますのが42市町村、有償が11市町村、その他に図書館の除籍本等と利用者の持参した本を交換するというやり方を行っているところなどが3市町村というような状況になってございます。

○北名委員 大まかな状況がわかりましたけれども、何らかのルールを1つ、雑誌は午前中で1人5冊と今言ったように聞こえましたし、あとその他の本については特に冊数に制限なくという話もありました。

道内では、有料のところもあるという話も出されました。私も決して有料がいいという意味ではないのですけれども、何か方法というか今のままでいいのかと常々思っているものですから、もう少しよその様子なども研究しながら、これは訪れた方たちにも喜ばれていることなのです。図書館のほうもそういう形でやるということは、図書館の側にとっても必要なことだと思っていますけれども、いま一つ検討の余地があるのではないかと思うので、お答えをいただきたい。

○妻神生涯学習課長 私どもは、今現在やっている方法で当面実施していきたいと思います。訪れた方から、特にこうやったらいいのではないかと、ああやったらいいのではないかとのご意見等があれば、それは今後考えていきたいと思いますが、現在のところそういう要望等もございませんので、現在のルールのままやっていきたいと思っています。

○水上委員 7目体育振興費のところ、チャレンジデーについてお伺いしたいと思います。

ことして3回実施されましたが、まだ勝利を味わっていないのが少し残念であります。回を重ねるごとに参加者も大変ふえており、市民皆スポーツをうたう本市としては、市民参加型のこの事業は気軽にありスポーツの振興としてよい事業であると評価しております。今後、目標達成に向けて、さらに多くの市民に参加していただけるようにする必要もあると思いますが、そのお考えをお聞かせください。

加えまして、予算の使途、明細等を教えていただきたいと思っています。

○松野生涯学習課スポーツ振興室長 チャレンジデーにつきましてお答えいたします。

チャレンジデーは、市民皆スポーツ事業の一つとして平成19年度から取り組み、今年度で3回が終了いたしました。チャレンジデーは、従来のスポーツ大会のように特定の場所に集まって行うのではなく、自宅、学校、職場、地域など、市民全員が参加できることが大きな特徴でございます。日常生活の中に体を動かすことの習慣化を図り、市民の健康づくりや、地域、市民が一丸となることで仲間意識や連帯感が生まれ、地域のコミュニティづくり、さらにはまちの活性化を図るきっかけづくりのイベントでございます。本年度、3回目の挑戦でしたが、参加率46.5%と目標の50%には到達できませんでした。現在、体育指導委員を中心としまして、チャレンジデ

ーに多くの市民が参加していただけるよう実行委員会メニューを検討してございます。また、3月29日に第1回の実行委員会を設け、活動内容や予算などを協議していただくことにしてございます。その中においても、参加率50%の目標達成には、参加方法や報告の仕方などについてさらに周知徹底し、事業所や町内会等の協力が得られますよう強くお願いしてまいりたいと思います。

次に、予算の使途、内容につきましては、チラシ印刷、ポスター作成、新聞折り込み等の広報費で33万円、参加賞、事務用品等で27万円、看板等の制作費で12万円、会場費で10万円、旅費、通信費等で10万円、当日の運営スタッフ、団体等への謝金で8万円の計100万円の予算を考えておりますが、笹川スポーツ財団から70%の助成がある見込みでございますので、市費は予算計上しております30万円を見込んでございます。

○長野委員 それでは、8目体育施設費、桜山のパワーアップロードにつきましてお尋ねいたしたいと思います。

桜山のパワーアップロードにつきましては、ご案内のようにチップ材といいますが細かい木材を固めて、非常に下半身に優しい、アップダウンの激しいコースであります。実は、私も桜山は地元ですから時々ま行くのですが、ご縁のありますホクレンの赤羽選手ご一行様も見えておられまして、非常にコースのことをお褒めいただいたというわけであります。ただ、少し気になるのは、コーチの方から「少し傷みが激しいですね」というお話をいただきました。コースも長いですから大変お金のかかる話ですが、私も走れないものですから歩いて回ったのですが、一部腐って堆肥化してずるっと行くところもありますし、下にミミズがいるのかなぜかカラスが掘り返したりしており、やっぱり余り腐食が進行するとそういう部分も出てきて、選手の皆さんが非常に滑ると。傾斜地ですから危険だということもありますので、万が一事故等があっても困りますので、今後の維持管理、補修についての考え方をお知らせいただきたいと思っています。

○松野生涯学習課スポーツ振興室長 桜山パワーアップロードにつきましてお答えいたします。

桜山パワーアップロードはウッドチップの素材を生かしたランニングコースで、弾力性にすぐれひざの負担を軽くし体に優しく、また夏の木陰のコース

として、選手、チームから大変好評を得ております。しかし、平成8年に設置してから14年が経過しておりまして、これまでも適時修復してまいりましたが、ウッドチップの性質上、耐用年数が比較的短く、修復が必要な箇所が何カ所も出てきている状況でございます。業者での修復には非常に多額な費用がかかりますことから、昨年ウッドチップを購入し試験的に所管で部分補修をしてございます。現在も、修復に適したチップ材、ボンド等を専門業者に相談しておりまして、新年度におきましても危険箇所を点検し、部分的ではありますが補修していくように研究しているところでございます。質疑の桜山パワーアップロードは、本市のスポーツ合宿招致に欠くことのできない重要なセールスポイントの一つでございます。今後も安全にトレーニングができますよう、維持管理に努めてまいりたいと考えてございます。

○田中（裕）委員 7項7目体育振興費の中から、子供たちのスポーツ振興についてお伺いしたいと思います。

先月まで、バンクーバーオリンピックが開催されておりました。委員会の2日目で、東出委員の質疑の中にもありましたが、クラーク高校の出身の3人が出場していたと。ほかにも道内の選手が多数出場しておりまして、私も大変興奮して応援させていただいておりました。今定例会で太田委員の一般質問にもありましたが、私も過去に質問させていただきましたけれども、当市の冬のスポーツについてせっかくすばらしい土地に生まれて育っているわけで、もう嫌だとか要らないと思っても自然と雪が降ってくるわけでありまして。そういう環境にしながら今の深川市には、子供たちが冬のスポーツができる場所がない。私の子供のころはスキー場もスケート場もあり、非常に恵まれておりました。今の深川の子供たちは、冬のスポーツに触れる機会も極端に減っていると考えますし、環境が整っていたらもしかしたら将来オリンピックに出られる子供たちが育っていくかもしれない。そう考えますと、大人たちが将来ある子供たちの可能性という芽を摘み取ってしまっているのではと考えます。旧深川スキー場の跡地の状況やスケート場についても答弁がありまして、今すぐどうこうならないことは理解いたします。子供たちのスポーツ振興という観点から、所管の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○松野生涯学習課スポーツ振興室長 子供のスポー

ツ振興につきましてお答えいたします。

競技スポーツにおきましては、これまでも本市から全国大会に出場する方がおられましたように、競技スポーツでは、施設の充実が選手の育成につながる要因の一つであると認識してございます。質疑のとおり、冬を身近に体感できるスキー場は平成18年度に、スケートリンクは17年度をもって深川市内からなくなってしまい、まことに残念な思いでございます。これらの施設が存続できなくなった原因としては、少子化や経済の影響による利用者の減少であったり、余暇利用の多様化による減少であるとも推測するところでございます。市民皆スポーツを推進しております本市にとりまして、市内に冬季スポーツの主要な施設がなくなりましたことは、スポーツ振興も懸念されますし、非常に残念な気持ちでございます。スキー場、スケートリンクがありましたときには、夏冬を通して子供たちが気楽にスポーツを楽しむことができ、さらに競技スポーツにおきましては、競技選手を育てる上で施設が身近にあることが理想であり、幸い比較的近隣に施設がありますことからそれらを活用し、冬季競技スポーツの活性化が進むことを期待するものでございます。また、深川市体育協会を中心に、小学生低学年を対象としたスキー教室、遊びを存分に取り入れた屋外イベントや歩くスキーなど、さまざまな事業展開をさせていただいております。子供たちや市民の方々から全道大会、全国大会へ出場する選手を育て、さらには国際大会へ出場する選手が生まれますことは、本市にとりましても大変名誉なことと感じてございます。今後も雪国北海道のメリットを最大限に生かし、既存施設の活用や冬期事業を積極的に推進するとともに、質疑の課題解決に向け関係者とも連携し冬期スポーツが停滞しないよう努めてまいりたいと考えてございます。

○北名委員 み・らいの車いす用観覧スペースについてお尋ねします。これは、5目の文化交流施設費です。

これは私が言うまでもなく、通路のところは何席かの枠が、地面に書いてあるという、そういう状況でやられています。時々、車いすの方がそこにいる姿も見かけます。最近、余りびっしりになる機会は少ないと思うのですが、びっしりでないときももちろんそこにいるし、びっしりのときにそこにいると、歩くのに少し邪魔といえれば変な言い方です

けれども、障害になるという、そんな感じもあります。私は、このスペースができたときからうまくないというか、いい形ではないと思っていてそんなことも言った機会もあるのですけれども、それらについての認識と現状を聞かせてください。

○妻神生涯学習課長 み・らいの車いす用観覧スペースについてお答えします。

文化交流ホールみ・らいの建設に当たりましては、ご案内のとおり、市民会館建設プランづくり市民協議会を当時設置しまして、そこで建物の内容等について検討、協議を重ねまして、その結果を設計に数多く取り入れているところでございます。特にバリアフリーに関しましては十分に配慮されてございまして、結果として介添え者の付き添いも可能なように1階の通路部分を通常より幅広くとりまして、12台分の車いす用の観覧スペースを確保しているということでございます。このスペースにつきましては、緊急の避難時にも活用できたり、あるいは会場が満席の場合、パイプいすでの観覧が可能な多機能なスペースにもなっているところでございます。また、車いすの方と健常者が区別されることなく観覧することが望ましいということも考えてございまして、現段階では車いす用のスペースについては現状のままで使用していきたいと考えてございます。

○北名委員 何といいますが、今の答えなのだけでも、障がい者の方たちというか、車いすの人たちの意見を聞いたことがありますか。それをまず聞きたいのと、私はそんなに敏感な男だと自分は思っていないけれども、何か感覚がずれることが時々あって、当事者の気持ちももちろん大事だし、状況も大事だと思うのです。

それから、国立劇場だとかそんなところは、私は見たことがないけれども、最近できてきているそういう施設などでは、国立劇場ではなくて構わないのですけれども、近隣の、都会のでもいいのだけれども、どのようになっているかというのはわかりますか。その辺を答えてください。

○妻神生涯学習課長 利用者の意見を聞いたかということでございますが、私どものほうには、特に利用者のほうからのそういう要望の声を聞いておりませんし、施設を管理してございますNPOの舞芸協の事務所のほうにも、そのような声は特に届いてございません。

それと、最近の施設がどうなっているかというこ

とでございますが、私どもとしては、最近の施設がどうなっているかということの状況は把握してございません。

○北名委員 3回目だから最後だけれども、言ってこないから問題ないだろうという考えはだめです。それはだめ。それから、私が聞いているのです。聞いている部分があるわけ、見てもそう思っているし。だから、そのつもりはないなんてばんと答えるのではなくて利用者の意見も聞いてみたらいいし、国立劇場ではなくていいのだけれども、札幌とかいろいろなところを見てみたらいいし、研究、検討もしなかったらいかんではないですか。

○妻神生涯学習課長 み・らいの車いすの利用状況につきましては、年間の開催される公演等の中でどれくらい車いすの利用等があるのかどうか、今後1年ほどかけて利用状況を調査してみたいと思います。

あと、他市の状況ということでございますが、機会があれば、ぜひいろいろなところも見て、研究、検討していきたいと思っております。

○水上委員 9目の温水プール費のところ、温水プールについてお伺いしたいと思います。

財政収支改善で使用料の見直しがされ、プールの使用料を値上げしたところでありまして、その後の利用の状況、推移を伺っておきたいと思っております。

本市の温水プールは、年間を通し幅広い層の方々に活用していただける施設だと思っておりますので、今後も多くの皆さんに利用を促進していかなければならないと思うのですが、その利用を向上させる対策等はお考えなのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○松野生涯学習課スポーツ振興室長 温水プールにつきましてお答えいたします。

温水プールア・エールは、平成12年にオープンしてから今年度で10年が経過し、これまで多くの市民の方々にご利用いただいております。この温水プールア・エールの利用者の推移につきまして、過去3年間の利用者の実績についてお答えいたします。平成18年度10万5,555人、19年度10万4,393人、20年度10万186人で、今年度2月末現在でございますが、12%の減ということで推移してございます。3月末では8万7,000人になる見込みでございます。収入につきましては、前年同期と比較しまして8.5%の増との報告をいただいております。

施設の管理運営につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、各種水泳教室や健康教室、

イベントなど多彩な事業を開催し、利用者の健康増進に努めていただいております。利用者向上のアップ策策としまして、今年度新たに指定管理者となりました株式会社スコレから提出がございました事業計画書の中に、利用拡大を図るための実現方策というのがございます。これに基づき、今後の対策に期待しているところでございます。温水プールは市民の健康づくり、体力づくりには不可欠な施設でございますので、引き続き指定管理者と協力しながら広報活動を行い、安心、安全で利用しやすい施設運営に努め、さらなる利用拡大を図ってまいりたいと考えてございます。

○田中（昌）委員 8目の体育施設費、総合体育館施設維持管理のところでお伺いしたいと思います。

これまでも体育館の使用料で、市内の市体育協会に関連する団体、あと市民の皆さんの利用については、2分の1減免措置があるということでございますけれども、何度も言っていますが、例えば北空知の中体連なり高体連が主催をすると、減免対象にならない状況があります。利用者はほとんど深川市民の子供たちであるのにもかかわらず、減免措置が受けられない。逆に、例えば市の体育連盟、体育協会が主管なり、主催なり共催をすると、仮に参加者に市民が一人もいなくても減免措置が受けられるというような状況が存在していることについて、市の施設ということでは矛盾があるのでないかという指摘をさせていただいております。これまでは検討していくということの答弁がございまして、その後この状況について、新年度に向けてはどのような考え方になっているのかお伺いしたいと思います。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○東出委員 総合運動公園の体育施設の専用使用料について、関連してお伺いしたいと思います。

財政収支改善の中で、平成22年度以降に取り組む項目として積み残された部分ですけれども、この部分についてどのような検討がされて、新年度以降どのような形になっていくのか、そのことについてお示しいただきたいと思っております。

○松野生涯学習課スポーツ振興室長 お二人から2点の質疑いただきました。

初めに、総合体育館及び総合運動公園体育施設使用料の減免につきましてお答えいたします。総合体育館及び総合運動公園体育施設使用料の減免は、それぞれの条例、施行規則に基づき取り扱いをしてご

ざいます。ご指摘の団体等につきましては、平成19年度の見直しにより減免の対象とならなくなったことと思われるものでございます。今回、この施行規則を補完しております減免対象範囲の見直しを行い、減免対象団体とみなすよう取り扱うことといたしました。具体的には、市内小学生、中学生が参加する北空知管内の小学校、中学校が主催もしくは共催して専用使用する場合。次に、深川市スポーツ少年団本部及び各单位団体が参加する北空知管内のスポーツ少年団が主催もしくは共催して専用使用する場合。3点目として、市内小学生、中学生が参加する北空知管内のスポーツ団体が主催もしくは共催して専用使用する場合。ただし、高校生以上が参加する場合を除く、この3項目を減免対象とみなすこととし、次代を担う児童生徒にとりまして、利用しやすい施設となるよう、またスポーツへの参加機会の拡充や体力向上に期待できるものと考えてございます。適用は、本年4月1日からとしてございます。

次に、東出委員から質疑がございました専用使用料の財政収支改善の中で、項目として出されておりました総合体育館に関連しての部分でございます。検討されたかということでございますが、今年度の検討の中では、大きくは専用使用料全体の見直しをしなければいけないということから入ったところでございます。しかし、前回、個人使用料の値上げということもありまして、先ほど説明しました平成19年度に減免の大幅な見直しを行っておりますので、実際には19年度の中でかなりの値上げという状況が発生してございます。しかしながら、今の財政収支改善の中ではさらに取り組まなければならない。そういった中で、今年度は暖房料につきまして見直しをさせていただくこととなりました。現在、暖房料につきましては、使用料の2割と条例上定めてございます。ただ、これも今ほどの減免措置がございまして、減免団体におきましてはさらに50%ということで、実質的には体育館の使用料の10%が暖房料ということになってございます。ここの部分の減免の対象から暖房料は減免しないということに改正させていただきまして、現在の使用料の2割を暖房料としていただくといった改正を行ってございます。

○田中（昌）委員 これまでのいろいろ所管事務調査等でも確認させていただいた内容ですけれども、そのように変えるというのであれば、やっぱり一定の周知期間をもっと事前に行うべきですし、せっか

くいいことをやっていたいにもかわらず、やはり利用者全体の公平な利用状態というのか、それがわかるように、例えば今年度のいろいろな団体の申し込みは終了しているのですけれども、体育館の使用料は、減免がなしではなくて、2分の1減免が適用されると思えば、総合体育館のほうがずっと施設としていいので、使いたいという団体もあると思うのです。そういうものに対して部分的にお示しするというより、やはり全体にもっと広報や何かも通じてそういうことを、今回の場合、条例ではなくて規則とか要綱の改正であればなおさらのこと、議会議論というところは通過しなくても変えることは可能ですけれども、やはり議論に起きている部分については、議会のところでもいろいろなところを活用しながら市民周知に努めるということが非常に重要だと思いますので、その点についての経過と、今後の周知の方法についてお伺いしたいと思います。

○松野生涯学習課スポーツ振興室長 今回の減免措置についてでございます。

当初から、やはり全体での専用使用料の見直しというところから始まりまして、経過してきたところでございます。それと並行しまして、委員から指摘がございました北空知の団体、この扱いをもっと平等にできないかということをもっと十分協議して、どのような形がいいのか検討してまいりまして、結果的には減免ということで進める準備はしておりましたけれども、広報については対象になる団体が少なかったということで、対象のところにお知らせしようという考えでございました。しかし、今、委員からご指摘ございましたもっと広く知らせるべきということでございますので、今後、ホームページ等を通したり、いろいろどういった方法がいいか、また広報周知するように検討してまいりたいと考えてございます。

○北名委員 7目の体育施設費であります。スポーツ合宿の送迎について、選手の方たちが旭川空港におり立つとか、いろいろな場面があると思うのですが、その送迎はだれがどのようにやられているか、お尋ねいたします。

○松野生涯学習課スポーツ振興室長 スポーツ合宿の送迎につきましてお答え申し上げます。

スポーツ合宿では、合宿チームへのセールスポイントの一つとしまして、空港から本市への送迎、ま

た道内他合宿施設との送迎を行ってございます。送迎には、市内及び北空知管内の運輸業者と委託契約をしまして、バスでの送迎を基本として行っているところでございます。しかし、合宿におきましては、チームの監督、またコーチ等のスタッフや一部選手の方がおくれて入ってくる場合、また早目に戻らなければならないということが多々発生いたします。このような急な変更を要する場合には、バスでの送迎が困難な場合が多く職員が公用車、またはレンタカーで送迎するということがございます。

○北名委員 今の答弁でわかりましたけれども、私は、バスでの空港からの送迎も職員が運転しているのではないかという危惧を持っていたのですが、それは違うということがわかりました。そのほか、職員が何かのときにはやっているという話を今聞きましたが、その辺については、本当に事故の心配というのがあるものですから、いいのかというか、何かもう少しプロ的な方をお願いしたほうがいいのではないかと、お金の関係があることですが、それについてはいかがでしょうか。

○松野生涯学習課スポーツ振興室長 再質疑いただきました。

合宿においては、計画どおりのチームでしたら、予定どおりのバスの配置ができるわけでございますが、実業団においては仕事をしながらということで急な用務というのがございます。これは多々発生してございます。こういった場合には、やむなく職員が運転するということがございますが、もちろん職員が運転するというのはリスクが生じます。その場合は、当然のことでございますが、安全運転に徹底して絶対に事故を起こさない、そんな気持ちで対応してございます。ただ、こういった細かい対応というのは、合宿では非常に大切でございます。こちらからのそういった配慮、対応がチームにとりましても非常に信頼関係ができる、そういった面でも残念ながらやむを得ない措置として対応させていただいております。

7項社会教育費を終わります。

10款教育費を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時58分 再開)

○川中委員長 休憩前に引き続き委員会を再開しま

す。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、152ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1項農林水産施設災害復旧費を終わります。

2項土木施設災害復旧費、154ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

2項土木施設災害復旧費を終わります。

11款災害復旧費を終わります。

12款公債費、1項公債費、156ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

12款公債費を終わります。

13款諸支出金、1項諸費、158ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

13款諸支出金を終わります。

14款職員費、1項職員費、160ページ。

○渡辺委員 ここで若干伺っておきたいと思いたすのは、14款職員費の1項職員費の厳しい過疎の小都市の積雪寒冷地帯で自立していくためには極めて厳しい状況と同時に、大きな課題があると思うわけがあります。

職員費を見ましても、前年度より1億3,950万円の増加計上でございます。これらを考えますと、現状では、人口も2万4,000人を割ったというような状況でございますし、また一方、議会では、32人定数のところを30人にして、16人の減少というか、あるいは少なくして今日を迎えているという状況にございまして、そういうことを考えますと、今の状況で金額的にはふえていると、しかし人口は減っていくと。あるいは、企業やそういうものがなくなっていると。こういう環境の中であって、実は職員定数がどうなっているのかということになるのであります。合併を昭和38年にしました。そういう中で、47年を迎えました。しかし、定数は一つも変えていないと。705人の定数です。当初300人という病院の定数はなかったわけですが、こういうことを考えてみますと、何としても方法論というか、あるいは手法を変えていかないと、前段申し上げましたように、過疎の小都市としてどうあるべきかということを考えていかなければならないと。

1点目に、これらを含めて今年の退職者の人数及び採用等、同時に再任用はどのようにになっているのか伺っておきたいと思いたす。

2点目に、部長職の兼任というのか、あるいは同

時に機構をスリム化して方法論を何か生み出さなければならぬと思うわけでありましてけれども、会社でいうならば、株式会社深川市はもっと減らさなければならぬというようなことになるのではなからうかと判断もするわけですが、そういう点についてどのようにお考えになっているのか伺っておきたいと思いたす。

3点目は、この市の2万4,000人を割った小都市の類似都市、こういう中で職員定数あるいは機構等々がありますけれども、こういうものを含めてこの人数というのは妥当なのかどうか。あるいは、そういう点について調査をしたことがあるかどうか、伺っておきたいと存じます。

○渡辺総務課長 ただいま3点にわたりまして質疑をいただきましたので、順次お答えさせていただきますと思いたす。

まず初めに、今年度の退職者についてお答えいたします。これは、市立病院の事務部も含む、看護師は除かせていただきますけれども、きょう現在12人という形になっております。内訳といたしまして、定年退職が7人、それから勤奨退職が5人、合わせまして12人となっております。採用につきましては、市役所側では平成22年4月1日に4人、病院のほうでは1人、事務部関係で採用する形になっております。再任用につきましては、市役所段階ですけれども、今のところ3人という見込みになっているところでございます。

2点目の部長職の兼務ということでございますけれども、部長職につきましては、市役所の機構上、意思決定段階において重要なポストと考えております。ただし、この辺につきましても見直しができるものがあるのであれば検討していかねばいけないと思っておりますけれども、早急に部長職の兼務ということについては、現時点ではまだ想定していませんのでございます。それから、行政のスリム化の関係でございますけれども、深川市の職員定数条例に定める職員数につきましては、先ほど委員からの質疑の中でありまして、これは病院も含めた形になっておりますけれども、705人という形になっております。平成21年4月現在の職員数ですけれども、市立病院も含めまして535人となっております。ここには差が出てきているということは十分承知しております。定数条例の見直しの必要性についても認識しているところでございます。本市

におきましては、平成18年2月と20年2月に改正した深川市行政運営プランによりまして人件費の削減に努めておりまして、職員数の削減についてはこの計画を上回るという、スピードを持って対応しているところでございます。

職員数につきましては、行政運営プラン上では一定の目標に達しておりますけれども、類似団体と比較すると、なお若干精査しなければいけない部分が出てくると思っております。深川市と同じようなところにおきまして、職員数が多いところ、少ないところがありますので、この辺につきましては実地といたしますか、視察するあるいは調査させていただく中で判断させていただきたいと思っております。いずれにしましても、行政のスリム化につきましては、鋭意取り組んでいかなければならない問題だと考えておりますので、今後とも鋭意その意を持ちまして対応してまいりたいと思っております。

○渡辺委員 言葉の上では滑らかに言っているわけけれども、どうも流されやすいような感じで、再度伺っておきたいと思えます。

調査したことがあるかどうかということやら、考えていかなければならないとか、いろいろな言葉が出されましたけれども、今日まで右肩上がりのときはよかったのですけれども、こういう厳しいことになってくれば、早いうちに調査と言うけれども、結局行政は調査、調査と言うのだけれども、こういう都合の悪いときは余り調査したような感じはしないで、検討するとか考えていくとか何とかという上手な言葉を使うのだけれども、これは待たがきかないわけですので、ご案内のように市内企業も大変な状況に今あります。だけれども、これは行政、地方公務員だからということで、今回の場合については、市民サービスという行政はやっぱりサービス業でありますけれども、これだけ財政が緊迫してくると、サービスの限界があると同時に、平成4年には機構改革、大変な思いをしました。そうして今日を迎えているわけでありましてけれども、このときも定数には触れていなかったのですけれども、やっぱり順を追って、定数というか、そういう部分について定数条例がありますけれども、変えれとは、結局本当は私は変えるべきだと思うのですけれども、これをどうしても残すのなら、現状の中で適材適所の機構の配置を考える、こう考えていかなければ、それに伴うところの部長職もいいでしょう。だけれども、そ

こにおけるいろいろな問題をもう少しお互いに兼務したり、あるいは手法を変えたり知恵を出し合ったりして、この行政をどう進めていくかということは、当然考えていかなければならない緊急の課題と私は思っておりますけれども、これについては課長職の答弁だけれども、限界があると思うので企画総務部長に答弁を求めて終わります。

○坂本企画総務部長 組織、機構のスリム化につきまして、まずこの調査については、全道市長会の人事起用担当者の集まりがございまして、ここで年1回、そういった組織、機構だと職員数についての調査を行っておりますので、これは詳細なデータがございまして、こういうものを毎年検証しながら物事を進めているという状況にございまして、私ども非常に参考にしながら取り進めているという状況でございます。

次に、定数の関係でございますが、先ほど総務課長より答弁させていただきましたが、非常に大きな差が出ているということで、これにつきましても大きな課題ということで受けとめさせていただきまして、これの検討に着手させていただきたいと考えているところでございます。非常に緊急な課題と、私どもも同様の認識でございますので、適材適所の配置など創意工夫に努めていきたいと。こういった厳しい状況を、そういったさまざまな職員からのアイデアも含めていただきながら、円滑な行政運営に当たるように努めてまいりたいと考えております。

○東出委員 私も、1目職員給与費のところでお伺いをいたします。

今ほども明らかになりましたけれども、10人を超える方が退職されると。新たに採用される方が4人という話もございました。普通に考えると、職員給与費はそういう状況からすると減って当然だということなのですけれども、1億円を超える形で増額になっている。中身的には理解するのです。システム的なことも含めてお伺いしたい。1点は、共済の負担率の改定によるもの。これは補正ですとか、いろいろところで出ていますし、ここのところと、もう一つの退職手当の負担金のところ。病院の健全化計画のところでも、ここのところがすぽっと抜け落ちて、何千万円も積み上げの段階で計算が違っていたということがつい最近あったわけです。共済のほうの負担率の改定による部分、これはいいです。退職手当のほうの負担金の関係です。なぜ、これは

平準化した形になっていないのか。平準化した形で負担金を納めていくと、何かデメリット的なものがある、こういうシステムになっているのかどうか。3年でこういう形で、いわゆる本来なら減っていくものがぼんと増額になってくるとわかりづらいということも含めて、そこら辺のところのシステム、そして平準化できないのかということについてお考えをお示しいただきたいと思います。

○渡辺総務課長 ただいまの質疑についてお答えさせていただきます。

まず、職員給与の増の要因ということで、東出委員から共済費の率の増ということでお話がありました。そのとおりでございます。そしてもう一つが、今お話にありました職員の退職手当の掛け金でございます。若干システム的な説明をということなので、この点についてお話をさせていただきます。平成22年度は、3年に一度の退職手当の精算の年に当たるということになっています。この精算の結果、追加の納付金が約1億4,000万円ということになっております。これが多額の費用の増ということに直接結びついていると思います。退職手当の精算の仕組みですけれども、これは委員がおっしゃったとおり、今、深川のほうでは、3年間の期間の中で退職する職員の手当組合に納付した事前の納付金額、これは深川市も2%程度事前に納付しております。これで前もって支払っております、3年間の退職者が出たときの実際の退職金の支払い状況、これとの差額に応じて前納金が多ければ戻していただけると。少なければ追加で納付金を支払わなければならないというシステムになっています。平成22年については追加のほうが多いものですから、納付金を支払うという形になっています。今お話にありましたこれを平準化できないのかということですが、これは私どもも検討いたしました。毎年支払う率をアップしていくことによって、3年目については平準化できないということも検討はさせていただいたのですが、新年度、今年度においては財政的な余裕の関係がありまして無理だということで、例年どおり3年に一度の精算金の対応をしております。ただ、平成23年以降、財政課とも十分協議しますが、前納が可能な状況になれば、平準化に向けて検討していきたいと考えております。なお、今回、先ほど病院の関係で財政推計の中でその辺が抜けていたけ

れども、こちらのほうは大丈夫なのかという委員の質疑があったと思いますけれども、この点については財政の推計の中では盛り込んでおりましたので、あえてご説明させていただきました。

○北名委員 同じく1目職員給与費であります、前市長の退職金の返納状況についてお尋ねします。

事件が起きまして、3期目は終わっていましたが、退職金は既に渡されていたということで、事件が起きた3期目の退職金は返すということがあつたときに言われていました。それで、その様子なのですが、まだ一度も聞いていないのでここで聞きますけれども、分割なのか一括なのか。それから、今幾ら返ってきているのか。あえて、ここでその金額もあわせて言っていたらいいと思います。まずそれをお知らせください。

○渡辺総務課長 お答えさせていただきます。

前市長の退職金の支払いに関しましては、北海道市町村退職手当組合がございまして、そこから支出されております。今回、再確認の意味も込めまして退職手当組合に確認いたしましたところ、回答いたしましたしましては、だれがどのくらい返納し、どのような形で納入になっているかということについては公表するものではなくて、お答えできないという回答がございました。これは、何に基づいて回答できないかということなのですが、それは北海道市町村職員退職手当組合個人情報保護条例第15条第1項の規定、これは本人以外は開示請求することができないという規定でありまして、これに基づいて回答はできないというものでございました。したがって、ただいまの北名委員の質疑については私のほうからお答えするものはございませんので、よろしく願いいたします。（「金額は」と呼ぶ者あり）金額についても、答えはないということです。

○北名委員 3期目の退職金は幾ら支払ったか、返すということはその金額を言っているわけだから、それは言ってください。

それから、退職金組合がそう言ったと、何かに基づいていて回答できない、プライバシー云々と言うけれども、率直なところ納得できかねる。払っているかもしれないし、払っていないかもしれないし。市民としてあるいは行政として、何かの形でそれを明らかにする責任というか、方法というのはいないのですか。それをしないでもいいということにならないでしょう。大変な出来事です。それを答えて。

○渡辺総務課長 退職手当の支給に当たりましては、市が支給しているものではなくて、ご存じのとおり退職手当組合が支給しております。そこに支給を、支出をゆだねております。すべての支出事務等についてはこの退職手当組合が行っているという形になりますので、先ほど申し上げたとおり退職手当組合の条例に基づいて公開できないということになっておりますので、これについては、私どもはこれ以上聞くことができないと判断いたしまして、お答えができない範囲だという答弁をさせていただいたところです。（「幾ら払ったのかという金額も言えないの」と呼ぶ者あり）

○川中委員長 それも今の答弁で、組合のほうで払っているということをお願いします。

○北名委員 仕方がない。言っているのをわかって、そうやって言っているのかどうかわからないけれども、市長の1期目の退職金は幾ら、2期目の退職金は幾らと、それは聞いてはいないけれども、3期目の退職金は幾らだというのはわかるのではないですか。例えば、今は山下市長だけれども、退職金組合に毎年、平成22年であれば814万9,000円を積むでしょう。そうすると、これの4倍ということになるのではないのかい。そういうことも言えないのか。では、聞き方を変えます。河野市長の3期目のときに、毎年、退職金として市は幾ら積みましたかという言葉がいいのかどうかあれだけれども、退職金組合に納めましたか。答えられないというのはおかしい。変です。わかっている、ああいうぐあいに言ったのか。

○渡辺総務課長 再質疑の私の受けとめが、委員の質疑と少し違っていたと思います。私は幾ら返納になっているかと受けとめておりましたので、今の趣旨の関係については答弁を持ち合わせておりませんので、若干時間をいただきたいと思ひます。

（発言する者あり）

○川中委員長 後ほど答弁願います。

14款職員費を終わります。

15款予備費、1項予備費、162ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

15款予備費を終わります。

ここで、昨日の3款5項1目総合福祉センター費の長野委員からの議事進行にかかわり、補足答弁の申し出がありますので、これを許可いたします。

○通市民福祉部長 昨日の長野委員に対しまして老人

福祉センター浴室廃止に伴います答弁に対しまして、補足答弁をさせていただきます。

老人福祉センターの浴室廃止に伴います対応に当たりまして、全市的な公平性に立たなければならぬことはご指摘のとおりであります。このことも踏まえながら、今回、老人福祉センターの浴室を廃止させていただくに当たりましては、長年利用いただいた皆さんにとっては今まで利用していたものが使えなくなりますことから、あくまでも一時的な経過措置として自宅にお風呂のない方を基本としながらも、さきに答弁させていただいた助成を行おうとしたものでございます。今後、この助成の取り進めに当たりましては、今議会の議論も踏まえながら、運用の中で適切に対応してまいりたいと考えております。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○田中（昌）委員 今の補足答弁は、長野委員の質疑に対しては前向きに検討するということの答弁なのですが、同じ内容を一般質問の中で答弁されていて、こうしますという具体的な話、回数、対象者も含めて答弁されて、同一議会内なのなのですが、その答弁と違ってくると、一般質問の答弁を受けた側の議員のそこの対応が変わってきくのではないかと思いますので、その辺についての議事整理をお願いしたいと思います。

○川中委員長 ただいまの田中昌幸委員の議事進行でありますけれども、そこらも含めた答弁かと私はそう聞いておったのですけれども、その辺について今答弁できるのであれば……（発言する者あり）

暫時休憩します。

（午前11時25分 休憩）

（午前11時58分 再開）

○川中委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

先ほどの田中昌幸委員からの議事進行につきましては、理事会で精査したところ、本人の理解をいただきましたので、次に進みます。

次に、昨日の7款1項2目商工費の夏冬まつりについての田中昌幸委員、松沢委員、東出委員の3人の委員からの再質疑に対する答弁が保留されておりました。ここで答弁を求めます。

○伊藤商工労働観光課長 前段、答弁を保留させていただいたことに、まずもっておわびを申し上げた

いと存じます。

夏まつりにつきましては、田中昌幸委員から、800万円の積算根拠がなくては議論ができない、補正予算で計上する方法もあるのではないかと。また、松沢委員からは、振興会が解散され、市がイニシアチブをとらないでどこがやっていくのか。また、東出委員からは、せめて傘踊りをどうするかぐらいは明確にしないと判断できないとの質疑をいただきましたが、内容が関連いたしますので、順次答弁を申し上げます。なお、お答えが前後する部分もあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

振興会が解散された後の深川商工会議所との協議におきましては、市は何とか今後ともこれまで同様に商工会議所が中心となって夏のお祭りの運営を担っていただきたいと要請してきた経過がございます。市のお祭りに対する基本姿勢は、終始一貫して市民の楽しみであり市の活性化にもなる夏まつりを本年以降も実施したいという基本スタンスをとってまいりました。来年度予算の800万円は、そうした基本スタンスを踏まえまして、市として昨年までと同様の規模で支援する意思と用意があることを示すために計上させていただいたものでございます。積算根拠がないと言われましたけれども、昨年までの交付金につきましては、花火大会のためであるとか、しゃんしゃん傘踊りのためといった区分のない定額の補助であったものでございます。お祭りの内容や運営主体は決まっておりますが、来週早々にも2回目の検討会の開催を予定しております、昨年並みの市の支援を前提といたしまして、具体的な内容まで精力的に検討していく考え方であります。

検討会におきましては、市は会議の招集者でありますので、積極的に関係機関・団体の皆さんや市民の皆さんの意見を引き出しながら、お祭りの内容を取りまとめしていくことに市としてのイニシアチブを発揮していきたいと思っておりますが、傘踊りをどうするかといった個々の行事などの内容は、あくまでも市が決定したり、表明するのではないかと考えておりますので、関係機関・団体の皆さんの意見をよく聞いた上で、検討会でよりよい結論が得られるよう努めてまいりたいと存じます。

○田中(昌)委員 全くもって、たかをくくったような答弁でございます。

例えば、この議会の初日にあかとき学園の用地買収の補正予算を上げられました。そのときには、支

援はどうするのですか、まだ決まってないので決定し次第補正予算で計上させていただきます、こう答弁されているのです。やる気は十分見せていますよ、そういう支援のやる気も十分見せています、だけれども、決定するまではわからないので、決まり次第補正予算で計上させていただきます。意欲もちゃんと示しているし、根拠もあるではないですか。去年と同額でやるのだと。去年と同じお祭りになるかどうかもわかっていないのに、去年と同額の予算を計上しているのだからいいのだ。今までだって、そういうふうにつかみでやっていたのだと、開き直りもいいところではないですか。2,400万円なりのおおむね3分の1とか、そういう議論があったかどうかはわかりません。2分の1だったかもしれません。だけれども、明らかに800万円をはるかに超えるお祭り経費があるから、それに対して市が最大支援できる、昔は1,000万円でした。2,000万円かかるところの約半分というような対応だったのではないかと。今の答弁だったら、昔からそうやっていると。開き直りもいいところではないですか。余りにも、それは白紙委任状をこの議会の予算の審議の中で渡してもらって、我々がそれでどうぞお好きにやってくれなんていう、そういうものではないのではないですか。今の答弁では全く質疑に答えていないと思えますので、改めて答弁願いたいと思っております。

○松沢委員 再々質疑になろうかと思っておりますが、いたします。

私の持論としては、アンケートもとって、その中で相当市民の意見も出てきたように聞いておりますが、それらを踏まえていった場合に、花火大会とかあるいは市内でやるカラオケとかいろいろな出店とか、そういうものには異論はなかったように思いますが、一番肝心な傘踊りについてはかなり異論が出たと聞いていますし、ここのところはもう1年はあきらめて、どういうふうに祭りを再度組み立てていくかという、その基本点も含めて多くの方の意見を聞くという、ひと夏かけてどうしていくかということをお腹を据えて検討していく時期に来ているのだと思うのです。そうであるならば、この800万円を計上することを控えておいて、ことしの夏、何をどれだけするのかというあたりを決めていく中で、補正予算でも何でも出していくということが正当なやり方ではないかと思うのですが、こういうやり方で、中身は全く決まってないから賛成してくれという予

算書の出し方というのは、田中昌幸委員と同様、これはないだろうという意見でございます。その辺も含めて、ことしの夏まつりの方向をもう少し具体的にこの辺まではやりたいのだというようなものがなければ、説得力もないし議論にならないのではないかと思います、そういう立場で答弁してほしいと思います。

○東出委員 再々質疑をさせていただきます。

今の段階で、お祭りに対して賛否の判断をする材料がないということでお話し申し上げましたけれども、今の答弁でも同じところと思います。こういうイベント事は、私は段取り8分、あるいは段取り9分だと思うのです。いろいろな名立たるお祭りもありますけれども、そういうお祭りというのは、お祭りが終わった次の日から、もう次の年のお祭りに向かっていくというような、そういうことだろうと思うのです。そういうことからすると、相当無理があるという判断をしますけれども、もう一度確認をさせてください。今の段階で、お祭りの中身については全くの白紙であるということ間違いはないですか。

○伊藤商工労働観光課長 答弁させていただきます。

1点目にありました内容が決まった時点で補正予算を組むべきではないかということですが、関係団体や市民の皆さんにお祭りの内容を検討いただくに当たりまして、これから補正予算を計上していきまじうような開催経費に関しますことが全く流動的な状況では、思うように協議は進めていけないものと考えております。昨年並みの市の支援を前提として、より具体的な内容まで検討していただきたいという考え方でございます。それと、お祭りの内容につきましても、議決をいただいた予算をもとに検討されますということで、それと前提的に予算があるということは相当の差が出てくると思いますし、協議が調ってから実施するというにつかましても、随時必要な物品の発注とか準備を進めていかなければならない場合もあると思いますので、当初から予算を計上させていただいているものでございます。

それと、松沢委員から、ひと夏かけてという質疑がありましたけれども、お祭りというものは市が単独で実施することはできないと考えておりますので、その内容の変更といったことにつきましても市が決定したり表明するものでなく、関係機関・団体の皆様のご協力をいただく中で、市民の皆さんのご意見

をよく聞かせていただきながら取り進めていくべきものと考えております。

それと、東出委員から、今の段階で全く白紙なのかということですが、さきの一般質問等で市長からも答弁させていただいておりますし、予算審査特別委員会の中で答弁もしておりますが、来週の検討委員会で、市の素案を持ちながら検討させていただきたいということでございます。市が素案づくりを行い、さらに検討会に諮っていきたくておりますので、ご理解いただきたいと思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○田中(昌)委員 全く答弁が進んでいないですし、聞いていることに答弁いただいているのではないです。

今、最後に何か素案を持っているみたいな話、それを何で出さないのですか。情報を何も出さない、白紙で理解してください、予算だけつけさせてください……(「検討委員会に素案は出せるというが、議会には出せないのか。議会はその程度のところか」と呼ぶ者あり)

○川中委員長 暫時休憩します。

(午後 0時10分 休憩)

(午後 1時48分 再開)

○川中委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

先ほど田中昌幸委員より議事進行がりましたが、寺下副市長より補足答弁の申し出がありますので、これを許可いたします。

○寺下副市長 大変長時間費やしましたことを、まずおわびしたいと思います。ただいま補足答弁ということで許可をいただきましたので、少し述べさせていただきます。

先ほど、素案のお話が出てまいりました。実は、今示せる素案があるわけではございません。今後の検討の中で、少しでも検討がスムーズに活発に行われるような材料を提供していくことから、徐々に全体をカバーできるような素案、こういったものにつくり上げていきたいということでもあります。したがって、近々予定しております23日の検討会においてもこれまで持ち合わせているアンケート調査でありますとか、前回、2月末に行われました検討会、こういったものの中から大宗を占めるような、そういった例を一つの論議の促進剤という程度になればということで提供はしていきたいと。最初から全体

をカバーできるような素案をとということで出しますと自由な討論の支障になりますので、できるだけ自由闊達な論議をいただきたいという願いから、その辺に配慮しながら例を出していきたいと考えてございます。

それから2点目、もう一点は、夏まつり、本当に皆さんにご心配をいただきながら、非常に活発なご意見やご叱咤もいただきました。いろいろな手続の中で前後した部分もございます。しかし、間違いなく言えることは、市民こぞって参加して、そしてみんながよかった、楽しかったと言ってもらえる、そういった夏まつりにしたいということでは全く揺るぎない目標であります。これから検討会もさらに続け、いろいろなご意見をいただきながら固めていくわけですが、委員各位におかれても、どうぞぜひ市民が喜んでいただける深川市の夏のイベントが実現できるように、ご指導、ご鞭撻をお願いしたいということをお願いして発言を終わらせていただきます。

○川中委員長 次に、職員費のところでは北名委員の質疑への答弁保留がございましたので、答弁願います。

○渡辺総務課長 答弁を保留させていただきました。大変申しわけございませんでした。

退職手当組合の算定式に当てはめまして計算をいたしまして算定いたしましたので、お答えさせていただきます。当時の市長の給料月額、それと当時の退職手当組合の規定に基づきまして算定いたしました退職手当金額でございますけれども、1,768万1,664円と算定されたものでございます。

○川中委員長 以上で歳出の質疑を終わります。

次に、6ページ、第2表債務負担行為。

(「なし」と呼ぶ者あり)

債務負担行為を終わります。

次に、8ページ、第3表地方債。

(「なし」と呼ぶ者あり)

地方債を終わります。

次に、1ページ、一時借入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

一時借入金を終わります。

次に、歳入、12ページから36ページ。

○渡辺委員 16ページの10目地方交付税について伺っておきたいと存じます。

地方交付税は、本市の一般財源の大宗を占めるそ

の重要性は言うまでもなく、平成22年の地方交付税については、先般からお話にありましたように、これまでの地方交付税の状況と今後の地方交付税の見通し、大変な状況にあるように承るわけでありまして、そのことも含めて過去5年間の地方交付税の額の推移を伺っておきたいと存じます。

次に、平成21年度の特別交付税について、3月交付分が明らかになったと報道もありますが、予算との対比をお知らせいただきたいと存じます。

国勢調査が本年行われるということで、前段申し上げましたように、最近2万4,000人を下回るような状況にあると。人口を基礎とした地方交付税の影響あるいは算定、こういうものが大変大きく示されるのではないかと、こんな感じがしますので、非常に心配しておりますけれども、そういう点についてもどのようにお考えになっておりますか伺っておきたいと存じます。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○田中(昌)委員 関連ということで、地方交付税、今年度の基準財政収入額等の部分についても、今、渡辺委員の質疑にあわせてお答えをいただきたいと思います。

○平山財政課長 地方交付税について答弁を申し上げます。

まず、渡辺委員から、過去5年の推移等についての質疑がございました。そこで、本市の地方交付税、普通交付税、特別交付税を言うわけですが、ここではわかりやすいように、実質的な交付税に含まれております臨時財政対策債も含めた形で申し上げたいと思います。平成11年、12年に交付税はピークを迎えまして、その後徐々に減少に転じまして、ピーク時よりもかなり低くなりまして約9億円の減になった時期がございます。平成18年度には74億9,000万円、19年度で73億6,000万円、その後、上昇に転じたのですけれども、20年度に74億6,000万円、21年度には、77億6,000万円になっております。平成21年度につきましては、普通交付税が65億6,000万円ほど、特別交付税は先般通知がありまして7億7,000万円になってございまして、これに臨時財政対策債を加えた77億6,000万円が実質的な本市の地方交付税の額とご理解いただきたいと思います。

渡辺委員から人口の関係がございまして、地方交付税を算定する際には、個別算定で13の費目、包括算定でも人口というのは算定の基礎に使われており

ます。したがって、国勢調査の人口は、地方交付税にとりましては極めて重い意味を持っておりまして、本市が2万4,000人を下回るようなことについて今ご懸念を持たれていらっしゃるということにつきましては、当然のことであると思ひますし、私どもとしても財政上は非常に憂慮するものと考えております。ただ、影響額をそのまま計数上にあらわすこととなりますと、これは非常に難しいことがございます。人口を、前の人口と新しい国調人口を置きかえて計算すると出てきそうですけれども、実際には人口の急減した自治体に対しては配慮がありまして、影響を緩和して徐々に下げていくという手法をとります。数値急減補正という形で措置がとられておりますので、緩やかに減少がなってきます。したがって、それをはっきり数値上このようになりますと推測することは難しいというのが現状でございます。当然、今後さまざまな形で地方交付税、地方財政に対する情報が国から流れてくると思ひますけれども、そういったものを十分その動向にも注意を向けながら、そしてそれを常に念頭に置いたような行財政運営を心がけていくことが大切であるのではないかと考えております。

次に、田中昌幸委員からの質疑でございますけれども、平成22年度の普通交付税についてでございますけれども、これは、総務省がことしに入ってから、地方財政の見通し、予算編成の編成上の留意事項という文書を出すのですけれども、これらの伸び率を総合的に勘案いたしまして、基準財政需要額では、まず項目として公債費の算入額が21年度と比べまして1億2,000万円ほどの減となっております。これが減額の一つの状態なのですけれども、個別算定経費というのがございまして、それらについては平成21年度の予算額と比べて2億9,000万円。算定額といひまして、実際の算定があったときの数字と比べても平成22年度については1億9,000万円ほどの増となる見込みと考えております。したがって、基準財政需要額の総額については、92億8,000万円と試算しております。一方、基準財政収入額については、地方財政計画では地方税が前年対比で10.2%の減と公表されておりまして、本市においてはこのような大幅な減とは見込まれないということがございまして、調定額の見込みですとか、あるいは予算の計上状況などの実態を勘案いたしまして算出しておりまして、税以外の収入では地方財政計画の伸び率

を考慮して試算を行ひまして、その結果、個人及び法人住民税が6,000万円の減、固定資産税で1,000万円の増、自動車重量税と見込みで1,000万円の減と見込んでおりまして、総額は平成21年度と比べて7,000万円減の21億4,000万円が基準財政収入額ということで試算しております。これに、臨時財政特例債を6億3,000万円と予算計上させていただいておりますけれども、それを加えた実質的な交付税の総体ですけれども、これに若干の調整率が加わりまして差し引きしますと、普通交付税におきましては、64億9,600万円という予算計上の額になったところがございます。平成21年度の当初予算に比べますと3.5%の伸び、21年度の算定額と比べては1%の減となっておりますけれども、これは地方財政計画の伸び率6.8%と比べまして低いとなっておりますけれども、先ほど申し上げました税収の見込みと公債費の減がこれに反映したものだと考えているところでございます。

○長野委員 歳入の34ページ、21款1項4目臨時財政対策債のところでお尋ねいたしたいと思ひますが、市債につきまして若干お尋ねいたします。

34ページ以降の地方債を見ますと、事業に充てる地方債ではなく、臨時財政対策債の発行が昨年度より大きくなっておるわけでありまして。投資的な経費を抑制し過ぎると、疲弊した地域経済、市内事業者への影響が非常に懸念されるわけでありましてけれども、一方、行財政改革は、もちろん本市の重要な課題であります。国の事業仕分けの影響などにより、農道などの予算に影響を生じるとの質疑を申し上げておりますけれども、より全体的に本市の財政運営におけることについて、2点お伺ひいたします。

予算における社会資本の整備などへの対応の状況。

次に、平成22年度以降の課題とその対応につきましてお伺ひいたしたいと思ひます。

○平山財政課長 平成22年度の予算の行財政運営につきましては、市政の方針で述べたとおりでございますけれども、予算の課題ということで、その見通しについてもご説明を申し上げたいと思ひます。

平成22年度の歳出予算の性質別分類を見ますと、公債費が3億円以上の減になっておりまして、率にしますと11%ほど減少しております。これは、起債償還の減額が着実に進んでいるということがあらわれているわけですが、一方で投資的な経費であります普通建設事業が1億5,000万円、率にしま

すと14%ほどの減ということで、普通建設事業の減少というのは、地方債の発行額を見てもはっきりしているところでございます。昨年度の起債額が10億1,000万円ほど、本年度は11億6,000万円であり、計数上は伸びておりますけれども、これを実質的な地方交付税であります今委員ご指摘の臨時財政対策債、そのほか借換債を除きますと、平成21年度は5億6,000万円、22年度は5億3,000万円となっております。社会資本の整備などの市の資産をふやすような意味での投資的経費が少し減になっているという状況にあります。このことを補っているのが、昨年、一昨年から続けられております国の地域活性化・経済危機対策事業あるいは地域活性化・きめ細かな対策事業などの事業によってこれらを実施することで、当初予算では対応できなかった投資的な事業を補っているということになっております。こうした臨時交付金事業がずっと継続していくという保障、いろいろ議論は出ているようでございますけれども、なかなか見通すことはできないという状況にございますので、臨時財政対策債についても発行がいつまでも続くのかどうかこれもなかなか難しいと、かれこれ10年ほどたちますけれども考えております。前者の臨時交付金事業が今後見込めないということになりますと、一定の投資的な事業を確保することが必ず課題となって出てまいります。そのためには、本市の課題であります病院事業会計の経営健全化計画の着実な実施の中で、健全化判断比率を悪化させないで投資的経費を確保することが、今後の大きな行政課題と考えているところでございます。また、臨時財政対策債、これも臨時という呼び名ですがけれども、平成22年度のように地方交付税が総額で伸びていくことがありますと、これはいいわけなのですが、そうでない場合、臨時財政対策債の償還額の増大というのがやがてまいりますので、地方自治体が必要とする財源保障などの部分、地方交付税に占める部分が相当程度圧迫される可能性もありますし、特に本市のように地方交付税に依存することの多い自治体においては、かなり大きな影響が生じてくるといようなことでございます。

今後の行政課題としては、こうした状況をきちんと見きわめた上で、持続可能な行財政運営を果たしていくことが何より求められている、そのように考えているところでございます。

○田中(昌)委員 14ページ、6項都市計画税につ

いてお伺いしたいと思います。

この都市計画税の議論、一昨年の12月の固定資産税を1.4%から1.5%に増額するという提案をされたときに、総務文教常任委員会の中でも若干触れさせていただいた部分なのですが、深川市の場合は、都市計画税というものは、都市計画区域内、22条区域内のいわゆる色づけをしてある用途地域に課税するとなっております。この質疑を税務課にするというのは若干酷なのかもしれません。課税を条例に基づいて賦課して徴収するのは税務課ですけれども、税を賦課するそのものというのは市全体で考えることですので、なかなか厳しい質疑になるかもしれないのですが、一応、税務課で答弁していただくとは思っているのですが、都市計画税、本来であれば都市計画区域というのは市街化区域と市街化調整区域に分けて、市街化区域に賦課するというのが通常の場合のようです。ただ、市街化調整区域を指定していない都市計画を設定している市なり町では、そのうちの半分ぐらいが深川市と同じような用途地域の部分にのみ都市計画税を賦課している。場所によっては、22条区域の中で、例えば農振地域ですが、農業振興指定地域のところは、当然都市を形成するわけにいかないわけですから、そこは除外してそれ以外は都市計画税を賦課しますということをやっているところとか、色づけをしているところプラスその外縁の色づけではないところに賦課している、そういう条例をつくっているところもあるようでございます。深川市においても、色つきの部分、今ちょうど都市建設課で都市計画区域の見直しということで、道のほうで今告示している声を聞いているようですけれども、その中でもいろいろ出ているようで、場所によっては色づけと全く変わらないような都市形成がされているのに都市計画税の賦課されていないのはどうなのかというような意見、これは私も去年言わせていただいた部分なのですが、そういったところも課税ができないわけではなくて、課税する条例がないから課税していないだけと認識しております。やはり税の公平性、それから都市形成の上での公平性というものを考えますと、そういう部分についても都市計画税を賦課しても十分市民の公平感が得られるところであれば、そういった部分の見直しはすべきではないかと思っておりますので、ぜひその点についてのお考えについてお伺いしたいと思います。

○宮田税務課長 お答え申し上げます。

都市計画税の課税区域につきましては、委員ご指摘のとおり平成20年第4回市議会定例会の総務文教常任委員会の中で、固定資産税の税率改正の際に相当のご議論をいただき、市の答弁といたしまして都市計画税を賦課する区域の拡大については検討しておらず、その考えもないとお答えしております。そこで、お尋ねの公平性の観点からの見直しをということでございますが、課税区域を現行の都市計画区域の用途地域から拡大するなどの見直しが必要となる場合としては、現状の建築物や土地利用の詳細などを把握した上で、都市計画事業の今後の展開などによってその必要性が生ずるものであり、その検討に当たっては我々税サイドのみでなく全庁的な取り組みのもとで、有識者や関係住民のご意見も掌握するというようなことも必要かと考えております。しかしながら、現状はそのような状況はないと私ども判断をしておりますので、課税区域については、これまで同様、変更の考えは持っていないというところでございます。

○田中(昌)委員 答弁としては、多分税務課としては、その答弁しか無理かとは思っております。

ただ、やはり税収増というものを考える、都市計画税の税収は、もろに税収として基準財政収入額の部分としてもかなりいいものとして入ってくるわけですから、税収増を目指すということであれば、仮にその地域の方にとっては、大增税になってとんでもないことを言うやつがいると言われるかもしれませんが、都市を形成する中で似たようなところで、例えば田んぼの中でも色つけしてあるからということで、そこについては課税されている可能性のあるところもあるのです。除外されているところもありますけれども、そうでない部分もあるということを考えれば、税の公平性というところは、やはり全体のところをしっかりと見きわめて検討すべきだと思いますので、今後はそういった俎上に上げるということも重要ではないかと思っておりますので、市全体の中で財政の税収対策ということも含めて検討すべきだと思いますので、改めて答弁いただきたいと思っております。

○宮田税務課長 再答弁させていただきます。

所管といたしましては、深川市税条例の定め、都市計画税は都市計画区域として指定されたものうち用途地域内に所在する土地家屋に対して、その価

格を課税標準として当該土地または家屋の所有者に課するということの定めを合理的なものとしております。現行変更する考えは持っておりませんが、都市計画審議会等の開催、都市計画区域の見直しといいますが、そういったものもあるということから、関係する所管との協議や他自治体の事例、こういったものの調査を行ってまいりたいと考えております。

○川中委員長 歳入を終わります。

以上で一般会計の質疑を終わります。

次に、特別会計の質疑に入ります。

質疑は全般を通じて行います。

質疑をされる委員は、必ずページを告げてから発言ください。

初めに、議案第4号平成22年度深川市介護保険特別会計予算。

○楠委員 308ページの介護保険料のところでお伺いいたします。

深川市の介護保険料においては、収入率はよいと聞いていますが、未納というか滞納している方もいると思いますので、その滞納額はどれほどなのか。

その滞納に対しての回収の取り組みとか対策はどのように行われているのか。

あわせて職員なのですが、昨年より1人減となりまして、今年度もそのままの予算で組まれています。高齡化ですとか、今、不況の中で滞納がふえるのではないかという懸念もありますので、職員に対する影響はないのかお伺いいたします。

○川端介護福祉課長 初めに、介護保険料の滞納状況について申し上げます。

過去3カ年の滞納額は、平成18年度末で265万円、19年度末で334万円、20年度末で392万円となっております。また、この2月末までの年金から天引きされる特別徴収を除く普通徴収と滞納繰り越し分を合わせた未収額は687万円となっております。

保険料の滞納に対する対応としては、督促状や催告状の送付、夜間を含めた電話や訪問、分割納付の推奨、口座振り込みの周知と加入促進などを行うとともに、特に出納閉鎖期間にあっては、管理職を初め担当係以外の介護福祉課職員も徴収に出向くなどしながら、滞納額の解消に当たっているところでございます。

次に、職員の減少に伴う影響について申し上げますが、職員の配置が見直されたこととあわせ、専門職として配置していた嘱託の介護保険料徴収員につ

いても、財政収支改善による見直しにより平成21年度より配置を休止しておりますが、今ほど申し上げました徴収体制を講じるなどしながら納期内に納付された方との公平性を確保するためにも、適正な収納対策に努めているところであり、また他の業務にあっても支障を生じさせないよう効率的な事務の執行や課内における連携協力体制を強化しているところでございます。

○松沢委員 それでは、介護保険の基金の関係でお尋ねしたいと思います。ページ数は330ページになるうかと思えます。

補正予算が先日出まして、昨年の介護療養病床削減の関係で1億円の余剰が出たということでしたが、来年度予算にかかわってこちら辺のお金の流れですが、どのように基金に積まれていくのかお尋ねしたいと思います。

それで、1つは現在の基金残高が幾らあるのか。そして、昨年の補正に出た余剰額1億円はそのままストレートに基金に積まれるのか、別の規定があって、このぐらいの規定という積み方をするのか、その辺の流れを聞かせてほしいと思えます。

もう一点は、道あるいは国の方針で深川市が保険者になっているわけですがけれども、このぐらいの基金が適切だというような指導があれば、それもお聞かせください。

○川端介護福祉課長 初めに、介護保険準備基金の状況でございますけれども、平成21年度から23年度までの第4次介護保険事業計画においては、それまでに介護保険料剰余分などを基金として積み立てしていた2億9,207万円のうち、保険料の軽減を図るため2億2,900万円を今後3カ年間で取り崩し、残り6,307万円を不測の事態に備え基金に残すこととしました。その後、平成20年度決算における剰余金が1,702万円、今定例会の補正予算で可決いただきました保険給付費の減額などに伴う剰余金が3,345万円、22年度当初予算で同様に介護給付費の減額などに伴う剰余金の総額を2,673万円と見込んでおりますことから、22年度予算段階までの基金の積立額は、当初計画より7,720万円の増額となるものであります。なお、介護給付費の減額に伴います剰余金とのかかわりでございますけれども、介護給付費につきましては、施設サービス等を含めまして補正予算で1億7,394万円を減額いたしておりますけれども、これにかかわります保険料等の剰余金として生

ずる額につきましては、3,206万円となっておりますところでございます。

次に、基金保有額の適正額についての国からの指導であります。各保険者において最低限必要と認める額を除き、基本的には次期計画において歳入に繰り入れすべきものとされております。その具体的な額や率などまでは示されていないことから、保険者である市町村の判断によることとなります。

○松沢委員 お金の流れについては大体わかりました。

以前から、介護保険の基金については保険料が片方あって市民の負担があるわけで、そのところを配慮しながらやっていかななくては、前の3年間のようにどんどんお金が余っていくということになるということを行ったことがありますし、反省の言葉はないのかとかかなり厳しいことも言ったこともあります。今回の介護療養病床の削減というのは、数年前から国のほうで方針として出されていたということが片方にありますから、私は当然このことは、今回の介護保険料を策定していく段階で組み込まれていなくてはいけなかったことではなかったかと思って、先日の補正予算を見ていたのですが、またさらに片方で取り崩しながら、また片方で基金が積みさっていくという、一方では21億円という大きなお金が基本的な収支にありますから、その中の1億円というのは、ちょっとした見込み違いでふえたり減ったりするのかなと思えますけれども、一方では今ほども言いましたように、市民の保険をかける側の立場というのがあるわけですから、この辺はやはり所管の皆さん方、保険料を制定するときには緊張感を持って余りお金余りをしないように、もちろんこれは一般会計の減債基金や何かのほうに当然振り分けたりできないお金で、介護保険だけで使っていく基金ですから、多く残れば残ったほどいいということには絶対ならないので、この辺はぜひ今後も緊張感を持って策定に当たってほしいということを思いますし、そういう立場で答弁をお願いしたいと思います。

○川端介護福祉課長 介護保険準備基金の活用につきましては、介護給付費の動向なども推計しながら策定する平成24年度以降の次期計画において、関係者の皆様のご意見もいただきながら不測の事態に備え、基金に残す額を除き保険料の軽減などのため活用していくことになるものと考えております。

○田中（裕）委員 310ページもしくは330ページにも載っておりますが、介護従事者の改善についてお伺いしたいと思います。

厚生労働省が示しております介護従事者処遇改善交付金という事業がありますが、この事業は介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、平成21年10月から23年度末まで合計で4,000億円を交付するというもので、24年度以降も引き続き政府として取り組む姿勢であると認識いたしております。

まずは、この事業についての市内の介護施設の状況についてお伺いしたいと思います。

また、この事業によって市内の介護職員の処遇改善につながるのか、所管の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○川端介護福祉課長 介護職員処遇改善交付金は、サービス区分ごとに国が定める交付率に基づき介護報酬とは別に交付されるもので、平成21年10月のサービス提供分から支給対象となるものであります。

初めに、市内の介護施設の状況としては、各介護事業所とも道に対し交付申請を行っているとお聞きいたしております。また、賃金の改善方法としては、毎月、介護職員手当としてや年2回の特別手当として支給を予定しているなど、各事業所個々の実情に応じてその対応を定めているところでございます。

次に、この交付金が市内の介護職員の処遇改善につながるのかということでありまして、各事業所は、交付金の申請に当たって支給が見込まれる交付金の額を上回る賃金の改善や賃金以外の処遇改善を記載した計画書を作成し、職員に対し周知を行った上で道に提出するもので、平成22年10月のサービス提供分からは、職責、職務内容等に応じた賃金体系などキャリアパスの要件も加わりますが、あくまで介護従事者の賃金の改善に対し交付されるものでありますことから、直接的に介護職員の処遇改善につながるものであります。

○田中（裕）委員 328ページ、説明欄の5番目、在宅老人給食サービス事業についてお伺いいたします。

885万5,000円計上されております。まずは、この事業の利用者の推移についてお聞かせください。

加えまして、給食サービス事業を受けたくても、条件が厳しくて利用できないという話も仄聞いたしておりますが、状況をお聞かせいただきたいと思っております。

あわせて、年々利用者が減っているとも聞いておりますが、その要因はどこにあるのか所管の見解をお聞かせください。

○川端介護福祉課長 給食サービスは、在宅生活を送る高齢者に対し、健康で自立した生活が送れるよう週4回を上限に定期的に夕食の配食を行い、在宅生活の支援とあわせて安否確認を目的として行っているものです。

初めに、利用者の推移は、障がい者の方を含め各年度末の登録者数、当該年度の3月一月の実利用者数、年度中の配食総数の順で申し上げますと、平成18年度は登録者数63人、実利用者数49人、配食総数9,940食、19年度は登録者数57人、実利用者数47人、配食総数9,161食、20年度は登録者数50人、実利用者数37人、配食総数7,238食、21年度は1月末の数字で申し上げますが、登録者数57人、実利用者数39人で5,340食となっており、利用は減少傾向にあります。

次に、このサービスを受ける条件が厳しいとのことですが、利用者が減少している要因について一括して申し上げますが、このサービスを受ける対象要件として、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、身体的、精神的に調理を行うことが困難であり、かつ援助者がいない方を対象としています。市としては、自分で料理ができるよう男の食工房への参加を促したり、またホームヘルパーを利用されている方には、ヘルパーと一緒に調理をしていただくなどしながら、自立した食生活に向けた取り組みを進めてきた経過もあって、今ほど申し上げましたような利用の推移となっており、またそのことなどが条件が厳しくて利用したくてもできないなどの意見としてあらわれているものと思われま。

今後におきましても、他の手段が利用できない場合などにこのサービスを提供することを基本としながらも、一人一人の状態や環境なども異なるものと思われまので、その状況を把握しながら必要と認められた方にはこのサービスを適切に提供していくよう努めていきたいと考えております。

○川中委員長 介護保険特別会計予算を終わります。

次に、議案第5号平成22年度深川市国民健康保険特別会計予算。

○宮田委員 項目にないということでページ数を申し上げることはできないのですが、歳出のところ

伺いたいと思います。医療窓口一部負担金減免猶予制度について伺います。

この制度が確立して以来、少なくとも1人の利用者があったということは聞いておりますが、その後の申請状況と予算書への反映状況について伺いたいと思います。

また、制度の市民への周知については、国保だよりで一度周知して以来、さらなる周知をお願いしておりますが、その後どのようになったのか伺いたいと思います。

○瀬川市民課長 一部負担金の減免についての質疑をいただきましたので、お答えいたします。今、委員の質疑の中にあつた1件以降の申請状況でありますけれども、昨年11月4日に1件申請がございまして、審査の結果、要件には該当しないということで通知を申し上げたところであります。それから、予算の関係ですけれども、この中身については、保険給付費のほうに記載し反映させております。

それから、市民周知についてでございますけれども、昨年の一部負担金の減免の取扱要領が施行されました平成20年1月1日以降、20年3月に国保だよりで流しまして、その後、時期を見まして昨年12月に広報ふかがわの12月号に掲載いたしまして、市民周知を行ったところであります。ただ、広報の中では紙面が非常に小さい、狭いということで、あわせてホームページにおきまして、例えば生活困窮の状態とはこういうことだとか、審査の過程はこうなるだとかいうことを詳しく記載しております。

○宮田委員 国保だより、あと広報、ホームページで周知していただいたということで、この部分についてはお礼を申し上げますが、以前にポスターとカレンダーでの周知もできればいただきたいということをお願いしておりますが、その部分はどうかでしょうか。

あと、医師会だとか医療機関への説明状況についても、あわせて伺いたいと思います。

○瀬川市民課長 ポスターあるいは掲示をするためのものというのは今現在行っておりません。それから医療機関に対しても、これは国保の制度であるということで、私どものほうでは、特に医療機関に対するの説明等は行っておりません。

ポスター等、つまりこの中身というのは非常にハードルが高いということで、もちろん今、経済情勢がこういうふうになっておりますから窓口に行って

3割が払えないという方がいらっしゃれば、当然申請をしていただきその申請に基づいて厳格な審査を行って、もし要件に該当するとすれば支払い猶予あるいは減免という形になるのですけれども、今委員のPRについては、今後検討させていただきたいと思います。

○宮田委員 ハードルが高いという件は審査がいろいろありまして、それは結構なのですけれども、医師会だとか医療機関がこの制度を知らなければ、申請の案内もできないということで、おかしなことになるのではないかと思いますので、説明していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○瀬川市民課長 国保制度ということで、私どもも一般的に国保だよりあるいは広報、ホームページにおきまして周知しておりましたけれども、その件についても内部で協議しながら、どういう形ができるのか、できるとしたらどういう形でできるのか、その辺も調べながら少し時間をいただいて検討させていただきたいと思います。

○長野委員 346ページの10款3項の雑入のところで、レセプトの点検専門員負担金というのがございまして、このところでお尋ね申し上げたいと思います。

レセプトの点検というのは非常に重要な仕事だと認識しておりますけれども、業務として、嘱託職員でこのことに当たられていると思っております。ただ、採用の関係で、市民の間から特定の方でということが指摘されておりましたので、専門員の資格あるいは待遇の内容、任用の期間についてお尋ねをしたいと思っておりますし、採用についてはどのような方法でされているのか。また、公募などの機会均等の周知等についてお知らせいただきたいと思っております。

○瀬川市民課長 レセプト点検業務に関しまして幾つか質疑をいただきましたので、お答えしたいと思います。

初めに、現在のレセプト点検の体制についてでございますけれども、業務のために雇用している職員として4人の職員がおりまして、内3人が嘱託職員で医科を担当しております。医科というのは、内科、小児科、外科、整形などを点検する、それから内1人が臨時職員で歯科のほうを点検するというので、今4人体制で実施しております。それから、採用に当たっての資格なのですけれども、当然、医療事務という専門性がありますので、医療事務の資格を有

している方、あるいは医療機関で相当の経験年数を持っている方ということで、現在、嘱託職員3人のうちの1人が有資格であると同時に医療機関でも10年以上の経験があったという方、それから2人については資格を有しておりませんが、やはり医療機関に10年前後の長い期間にわたってレセプト点検業務を行ってきたということになっております。それから、任用期間は1年間で、採用経過については、詳しく存じておりませんが、公募ではないと思っております。それから、職員の給与は、嘱託職員ですけれども、月額で14万8,100円、勤務年数はいずれも14年という状況にあります。それで、採用に当たって公募を含めてということで委員のほうからお話がありましたけれども、確かに社会経済情勢が大きく変わってきてまして、特に雇用情勢が今非常に厳しい状況にあります。そういった中で、以前よりも増して資格を取って職を求めるという方が多くなってきているかと思っております。そこで、そういう状況にありますことから、職員の採用に当たっては、広く公平な立場で採用していくことも必要かと思っておりますので、今後は市の他部門の非常勤職員の採用状況等も確認し参考にしながら、また一方でレセプト点検員という特殊な部分あるいは継続性、専門性があるものですから、そういったことについても総務課とも相談しながら公募を含めた採用方法等について今後検討していきたいと考えております。

○長野委員 今答弁をいただきましたので、おおむね了解いたしますけれども、全員の方が一気に交代されるということは業務上なかなか難しいのだらうと思っておりますけれども、今日的な経済情勢の中で医療事務の資格を持ったり、医療のそういったレセプトにかかわる経験を持っておられる方というのは、市内にもおられる。そして給与も、お話を聞けば、今、求職をしても15万円近くのお給料をいただけるという職種はそう多くはないと認識しております。そういった意味では、市民の皆さんに広く周知されて、雇用の機会を一人でも多く与えていただくような努力をぜひお取り組みいただくことを期待して終わります。答弁は要りません。

○楠委員 387ページの特定健康診査事業のところでお伺いいたします。

今、後期高齢者医療ですとか国保の医療費の抑制とかを含めまして特定健康診査事業を行われていると思うのですが、その受診状況はどのようになっ

ているかお伺いしたいと思います。

これは何かペナルティーがあって、今年度より来年度、再来年度ということで率が上がっていると聞いていますが、それに向けての取り組み強化、PR等はどのようにされているのか。

あわせて、この受診を受けた結果、健康管理が必要だということの保健指導という、この辺のところも何かペナルティーがあると聞いているのですが、保健指導に当たる人がどれくらいいてどれくらい健康相談を受けているのか、その辺のところもあわせてお伺いいたします。

○瀬川市民課長 平成21年度の特定健診の受診状況について、あわせてその取り組みと、さらには特定保健指導の状況ということでお尋ねがありましたので、お答えしたいと思います。

最初に、平成21年度の特定健診の受診状況についてでございますけれども、22年3月10日現在での状況をお知らせしますと、対象者5,361人に対して受診した方が2,146人ということでありまして、2年目の特定健診受診率目標40%に対してちょうど今40%という数値であります。また、特定保健指導につきましては、249人の方が対象となっておりますが、108人の方が現在受けられまして、目標値41%に対しまして43%の受診率ということで、この時点で計画どおり2年目のそれぞれの目標が達成されたということで、さらにあと1カ月分の受診状況がこれから報告されますから、この後、もう少し率が上がるのではないかとということで、保健師ともども期待しているところであります。

それで、平成21年度における取り組み状況あるいはPRなのですけれども、重立ったものを3点だけ申し上げます。これは、平成21年度、40歳以上74歳までの対象者に対して、全員の方に受診券を交付させていただきました。このことが非常に功を奏したと思っております。それから2点目は、医師会にもこの健診の委託をお願いしておりますけれども、昨年300人の枠に対して113人だったのですが、ことはその3倍の300人は超している状況にあります。これが非常に健診率を上げる一つの大きな力となったと。あともう一つは、未受診者に対して勧奨していくわけですけれども、11月の段階でまだ相当率に達していなかったということで、電話による再受診勧奨をいたしました。これがやはり大きな力となり、さらには2月にもまだ来てない方に対して電話をか

けさせていただきまして、その結果、先ほど申しましたような受診状況、目標達成にこぎつけたという状況になっております。今後も、今行っている内容や取り組み状況を継続してやるとともに、新規の取り組みの方法はないかということで保健師と今協議しておりますので、3年目の目標達成に向けて努力していきたいと思っています。

それから、特定健康指導につきまして先ほど申しましたように249人に対して108人が受診しているわけですが、健診の結果、体に支障を来している方に対して、生活改善によって、動機づけの指導、あるいはさらに積極的にしていこうと、この2点から、保健師、栄養士あるいは医師によるいろいろな指導を行って、服用を縮めるとか、血液検査による状況を低い数値にするとか、そういう形の取り組みを今進めているところでございます。

○北名委員 353ページだと思います。歳入でありますけれども、国保税のことでいろいろと聞きたいと思います。

国保税が非常に高いということです。払うのが大変だ、あるいは中には払えない人も出てきていると思います。資料を要求しまして出していただきましたが、給与収入が200万円の場合、一つに4人世帯というのがあるのですが25万8,200円と。この方の場合には所得が89万円ということですから、すごい比率だと思います。以下、三つの例が出ております。この高い原因が何なのか、国庫負担率の問題などが原因だというぐあいに私たちは押さえていますけれども、その辺について、ひとつ認識を聞きたいということがあります。

国庫負担率を上げるということも含めて、どのような方策で引き下げに向かっているかということが大事だと思うのです。国は、その点はどういうぐあいに考えているのか、その辺についてもお尋ねいたしたいと思います。

民主党政権になって、長妻厚生労働大臣になって、その辺についても随分変わりが出てきているのです。しっかり押さえていると思うので、その辺を少し教えていただきたいと。

それから、資料の次のページに短期証のことを出してもらいました。今、短期被保険者証の交付は、深川では平成21年度は282件です。前年よりは少し減っていますが、これは、この方たちがどのようになっているかというか、結局、国保税を十分払えな

いということになってきているわけですが、この中で更新していない人、だから短期証は交付されても短期間ですから終わっても更新に来ていない人がいると思います。その人数も教えていただきたい。それから、そういう方たちにどのような対応をしているか、それを聞かせていただきたいと。

最後は、資格証明書の問題であります。資格証は、今、18件に出されているということですが、深川市は資格証をずっと出していなかったのです。ところが、平成20年12月から資格証を出し始めた。それは理由があると当時も言っていましたので、あえてもう一度ここで聞きたいのですが、資格証を出さなければ国との関係でどうなるのかと。ここがひとつ大きなポイントがあって、それをもってして資格証の発行に踏み切ったということです。現在、18件の方が資格証を出されている、つまり国民健康保険証を持っていないという状況で、全国的に見れば資格証で無保険者というか、保険証を持っていないために、結局病気になっても病院へ行かないで死んだケースが、私の持っている資料では40件以上あるというのが書いてあるのですけれども、この18件の方たちはいつから資格証の交付を受けているのか。

あわせて、そういう重大な事態というのは深川で生まれていないのか。それから、そういう人たちに対してどういう対応をしているのか、お尋ねいたします。

○瀬川市民課長 国保税にかかわって質疑をいただきましたけれども、まず最初に、国保料が高い原因ということでありまして、これは私ども、やはり年々被保険者の医療費が上がっていくという状況の中で、いつでもどこでも被保険者に対して保険給付を実施していくということのために、国からいただく財源以外に必要な財源を国保税で集めるということになりますので、健全な国保事業の運営のためにはそれに見合う税率を設定していくというような形になります。

それから、国保税を低くするための対策といいますが、どういう方法があるのかということなのですが、平成21年度におきましては私どもも国に対して4点の要望、要請をしております。一つは、平成21年度までに暫定措置とされておりました国保財政安定化支援事業を含む三つの事業について、22年度以降も継続してほしいと。これは、平成22年度から4年間継続することが決まりました。二つ目は、先日

の松沢委員の質疑にも答えさせていただきましたが、地方単独事業の実施に伴う国庫負担金減額措置の撤廃ということでもあります。これに対しても、今行われている国会の中で省のほうから前進させていきたいという言葉が出ております。それから、三つ目の要望としては、特定健診及び特定保健指導の実施率によって、後期高齢者支援金の加算、減算の状況がありますが、これを撤廃していただきたいということ。4点目として、普通調整交付金の額の算定にかかわる特例の一時停止。これは、収納率が前年度を下回ると、減額されるというものがおりますので、これは撤回してほしいと。ただ、これについても、厚生労働省から全体の基準を1%下げるという方向性が打ち出されておりますので、こういったことも我々の要請により願いがかなったと。こういったことをしながら、事業にかかわる財源を確保して、少しでもそういった財源を充てて低くしていきたいという努力をしているところでございます。

それから、3点目に国保制度の動きについてでございますけれども、この制度が昭和36年度に全面施行されまして半世紀がたつわけですけれども、やはり制度自体に少しずつ疲労というものが出てきておりまして、昨年也都道府県ブロックごとに国保制度に係る会議が行われまして、その中で徴収の方法だとか保険料の設定の仕方だとか、そういったことが議論されておりまして、少しずつ中身が整理されていくものと考えております。

それから、国保被保険者に対する短期被保険者証の関係でございますけれども、短期証、現在3回目の交付を2月に行いました。その結果、未交付となっている世帯が50世帯ほどあります。1回目の通知でもって59世帯が残っているものですから、この世帯に対しては何らかの形で連絡することによって来てもらい、窓口での納付相談あるいは面談を行うことによって少しでも滞納額を減らしてもらい、そのような対応をさせていただきたいと思っております。なお、この滞納世帯の中には中学生のいる世帯もありまして、この方についてはきちんと短期証を発行しております。

それから、資格証明書の交付状況でございますけれども、現在発行しております資格証につきましては、委員の質疑にもありましたとおり、平成21年2月28日現在18件となっております。現在の交付をした方は、21年8月24日に交付させていただいてお

ります。この制度は平成20年12月から実施しておりますけれども、そこから見て約半分ほどの数に今減少してきております。理由としては、納付相談あるいは面談に来ていただいたことから分割納付へとつながりまして、資格証から除外されてきた方がふえてきたということでもあります。それから、短期証及び資格証の交付についての考え方でもありますけれども、これまでどおり措置要綱に基づきまして、特別な事由がないにもかかわらず長期にわたって保険税を滞納している、いわゆる悪質な滞納者に対して納付の相談機会を確保するという一方で、これまでどおり交付させていただきたいと思っております。ただし、その運用に当たっては機械的にはならず、特別の事情の判断材料については税務課と協議しまして、その世帯の状況あるいは納付相談における履行の実態あるいは資産、余剰金の状況などを総合的に判断いたしまして交付していくということになっております。資格証を交付しなければならなくなった理由ですが、国保法等の中で1年間以上の長期にわたって保険税の滞納がある方については、まず当市は短期証で対応いたします。ただ、それが1年半以上というさらに長期にわたって滞納が続いた場合には、短期証を持って市役所のほうに来ていただいて、滞納相談あるいは指導、面談をしっかりとやっていこうというようなことから、短期証に加えて資格証もさらに拡大して、そこで交付するようになったということです。

それから、深川市の状況の中で資格証を交付されている中で、委員がおっしゃっているような状況にある方は私は聞いておりません。

○北名委員　そこで、聞いたのに答えていないと思うのだけれども、今の国保税の金額は非常に高いというぐあいにいろいろな見方があると思うけれども、ケースを3つ出してもらっているのですけれども、所得に占める割合たるや、今のご時世の中で本当に大きなものがあるのです。これに対する所見というか、それをひとつ聞きたいと思うのです。

それから、国庫負担率がこの間大幅に下げられてきたと。まさに自民党政権だ。そのツケがどんと来ていると。新しい政権になって問題はたくさんあるけれども、税制というか、少し改善の向きがある。これは大事な状況だと思います。そこで、短期証と資格証のことをもう少し聞きます。ここに矛盾が集約とは言いませんが、している一面があります。そ

れで、短期証についてはこう言いました。こう言いましたというか、ここにある資料では、平成21年度282件、今、若干の数の移動はあるかもしれないけれども、282出ていると。この短期証すら届けられる状況になっていないのは、今の答弁では50とったように聞こえたのだけれども、50あると。私、ある方と、納税の関係で短期証を持っている人と市民課に行ったときに、市民課の対応、率直に言ってすごくいいと思った。ああ、そうかいと、次の短期証。ただ、なぜその人が行ってなかったかといったら、1,000円でも2,000円でも3,000円でも払える状況がなかったから行っていなかったのです。だから、そういう意味では、短期証を更新に来ないということ、今は放置するということと言わなかったから、今まではどうだったかよくわからないけれども、やってくれると思うけれども、その人は病気になって、やっぱり保険証なしです。病気になっても、病院へ行くのを我慢していた。それが1つ。その辺について、もう一回になって恐縮だけれども、未交付の人に対する対応を聞きたいと。

それから、資格証のことは、今の答弁は少し違うのではないかと率直に思っているのです。何か、平成21年現在7件だというぐあいに今答えた。平成21年8月24日、7件と。でも、そうではなくて、平成20年からの資格証のままの人がそのほかにいるから、この資料に18件と出てきているのではないかと私は思うのです。何か先ほどの答弁の仕方は、現在、資格証の人は減ってきて7件しかいないというぐあいに言われたのですけれども、違うのではないですか。18件、今でもいるのではないですか。発行がされたのが平成21年8月24日の人が7件だと、こういうことではないかと思うのです。その辺、正確に、私さっき聞いたのは、18件の人はいつから資格証になっているのですかという聞き方をしたので、間違いならそのことをもう一回答えていただきたいし、先ほど言ったのは、そこに対する、これからやっていくというようなことをもし言ったとするならば、これまでどういう対応をしていたかと。こういう状況の中で病院に行ったら10割払わなくては行けないわけだから行けないのです。

そのことと、もう一つは、今、最後になぜこういう状況になったのかと聞いたら、短期証でやっていて、1年半だかで資格証になると。そういうことを聞いたのではなくて、国からペナルティーが来ると、

資格証の発行をしないという姿勢を堅持しているということ、これをこれまで言っていたはずですが、それをクリアするために踏み切らざるを得ないというか、資格証の発行をするのだと、こう言っていたと私は認識しているけれども、その辺整理してというか、きちんと答えていただきたいと。

○瀬川市民課長 まず、1点目の更新していない世帯、現在59世帯あります。これは短期証のみ取りに来てない方、もちろんイコール、これは納税相談、面談に来ていない方たちでありまして、これについては、何らかの形でやはりお知らせしていきたいと、思います。ただ、やはり指導のためにこちらに来ていただいて、こちらにあるいろいろな台帳等をもって説明をし、そして分割納税とかそういったことを相談していきたいと思っていますので、基本的にはやはりこちらに来ていただくということになります。これまで、市民課のほうで、あるいは税務課のほうでもそうですが、市役所に来られなくて自宅に来ていただきたいという方には私も行っておりますので、そういう方法も使いながら対応させていただきたいというふうに思います。

それから、資格証の関係ですけれども、今、資料として載っている18件については、交付日は平成21年8月24日であります。資格証の交付を始めたのは平成20年12月からですが、そのときには35件ほどありました。これがいろいろな面談だとか、あるいは分割納入をすることによって、この数字まで今落ちています。その理由というのは、繰り返しになりますけれども、来ていただいて、相談に応じていただいて、そして少しずつでも納めていただいているということから、資格証から短期あるいは一般保険証に変わった方もいるかもしれません。要するに、資格証から解除されているということでもあります。

それから、提出した資料の43ページにある所得に対して非常に税率が高いということでもありますけれども、これも先ほど少し触れさせていただきましたけれども、やはり国保財政を運営していくために、その歳出の7割を占めるのが保険給付費でありまして、先ほども申しましたように給付をきちんとしていくために、国からいただく50%の部分と、残りは保険税で納めていただくこととなりますが、収支が合うような形の税率にしまして、財政をきちんとしていかなければ、先ほどから申し上げている給付というのでなくなるわけですから、今現在の設定

されている税率等は、適正に設定されているものと思っております。

資格証を発行するに至ったペナルティーということをおっしゃっておりますけれども、確かに国保財源の中で、国からいただける補助金の中に特定調整交付金というのがありまして、その中で経営姿勢分というのがあります。経営姿勢の中にはいろいろな項目があって、その中に短期証だとか資格証を適正に発行しているかどうかという項目があります。しかし、それをもらうがためにやるということではなくて、国の事業の中でそういう形で進めてほしいという法律が決められておりますので、それに基づいて、我々は短期証あるいはさらに長期にわたって滞納されている方であれば、資格証に踏み切るといような形をとっているわけでありまして。

○北名委員 それで最後、資格証のことをもう一回言うけれども、その何とか交付金といったか、それは資格証を出さないという方針を行政が決めているところがあると私は思うのだけれども、深川市もずっと出してきていなかった。それを出すことに切りかえたときには、それを出さないという方針のところあるいは出してないところについては、交付金が出てこないということがあったと思うのだけれども、それが1つ。もう一回聞かせて。

それから、資格証のことがどうもかみ合わないというのは、18件というのは、平成21年8月24日に出したのと言ったでしょう。その人は、平成21年8月24日に18件の人が資格証になったのではないのということを私は聞いているわけです。その中には、平成20年12月1日からずっと資格証だった人がいるのではないのと。それを聞いているのです。わかるでしょう。そこに対する対応もあわせて、もう一回答えてください。

○瀬川市民課長 私の記憶違いにより再度答弁させていただきます。今回資料で提出させていただいた18件の資格証につきましては、そのうち、8人については資格証が始まった平成20年12月1日に交付させていただいております。その後、平成21年3月2日付で3人、そして8月24日に7人ということで、22年2月28日現在と押さえていただいております。この数が18件ということになっております。

○宮田委員 歳入の355ページだと思います。先ほどから話題になっております、資格証明書の発行を

開始するなど経営姿勢の改善を行っていると思いません。このことに伴い国保税の徴収率が上昇し、いわゆるペナルティーは既に解除されて、申請すれば加算処置、いわゆるボーナスが支給される場合もあると聞いております。

これらのことについて、今回の予算書にはどのように反映されているのか伺いたいと思います。

○瀬川市民課長 国保財源にかかわっての中で、経営姿勢分の関係でお尋ねがあったと理解しまして、お答えさせていただきたいと思います。

これは、国保事業における国からの補助金の1つとして財政調整交付金というのがございまして、これが普通調整交付金と特別調整交付金の2つになっております。この特別調整交付金の中に、さらに国保事業の運営に係る経営姿勢というものがありまして、この評価というものは、例えば今委員おっしゃるように収納率が上がる、あるいは短期被保険者証あるいは資格証明書の適切な交付だとか、いろいろな項目が50項目ほどありまして、これを点数で評価されております。これを年1回、国のほうに上げるわけですが、その中で経営姿勢が良好だと判断されれば、我々、ボーナスというか特々調と呼んでいるのですけれども、平成20年度であれば2,000万円ほどいただけるというものです。

この交付金につきましては、例年1月中旬以降に申請を行い、国から通知が来るのは4月になり、しかもこの判定というのは、総体的に他の保険者との間で点数が高いかどうかで比較されるものですから、予算当初から上げることについては、私どもとしてはすべきではないという判断のもとで進めておりますので、平成22年度の予算には反映しているものではありません。

○宮田委員 おおむね了解いたしましたけれども、先ほどもお話がありましたし、きのうの松沢委員の質疑に対する答弁といいますか、やりとりで深川市では乳幼児医療費無料化を行っていると思いますが、このことについての経営姿勢の審査に関する影響について参考までに伺っておきたいと思っております。

○川中委員長 松沢委員の質疑に対しての関連ということですが、これは今の質疑にはなじまないのではないかと思いますので……

○宮田委員 経営姿勢に関係することなので、今、答弁の中にそのことが出てこなかったのが、再度確認したいという意味だったのですが。

○瀬川市民課長 ただいま申しました経営姿勢の判断項目は50項目ほどありますけれども、その項目の中には、委員が今ご指摘された乳幼児云々は入っておりません。

○川中委員長 国民健康保険特別会計予算を終わります。

次に、議案第6号平成22年深川市後期高齢者医療特別会計予算。

○北名委員 415ページの歳入にかかわって、また短期被保険者証と資格証明書についてお尋ねします。

国保のところでも、随分というかいろいろ話をしましたし、答えをもらいましたが、後期高齢者医療制度においては、この状況は変化していると思っております。資格証は出さないというぐあいになっているはずですし、短期証の発行状況はどうか。資格証についてはどういうぐあいになっているのかお尋ねいたします。

○瀬川市民課長 後期高齢者医療制度にかかわっての質疑にお答えいたします。

現在、深川市に在住する75歳以上の被保険者を対象とする方に対する資格証明書及び短期被保険者証の交付状況は、今のところゼロであります。

○北名委員 私はそれを了とする立場ですけれども、事情というか、事情というのは難しい言い方になるか。つまり考え方として、経営方針としてそういうことなのですか。その辺のことを少しお話しいただきたい。

○瀬川市民課長 厚生労働省といたしましては、保険料を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたって保険料を滞納している被保険者に対しては、納税相談、面談、そういったものをしっかりしなさいという形で、もし滞納があれば短期証あるいは資格証を交付するという仕組みを一応つくっております。がしかし、今回交付する上での運用について、現内閣におきましては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれないように原則としてこれを交付しないという立場、基本的な方針を持っています。この後期高齢者制度の実施運営というのは、北海道の179市町村でつくっている北海道広域連合が主体となりますけれども、北海道の広域連合におきましても、この考え方に基いて事務手続が行われているところでありまして、先日確認しましたら北海道内においても資格証を交付している実績はないという状況になっております。

○北名委員 現政権がそういう方針をとっているということは、瀬川課長も力強く言われたと。全くそのことが大事なのです。政治哲学というか方針というか。国保の関係も含めてですけれども、よほど悪質なというのは鼻につくと思うのですが、ほとんどが悪質というよりも、払えなくてそれになるわけです。そういう意味では、その姿勢たるやよしということで、答弁は不要です。

○川中委員長 後期高齢者医療特別会計予算を終わります。

次に、議案第7号平成22年度深川市老人医療特別会計予算。

(「なし」と呼ぶ者あり)

老人医療特別会計予算を終わります。

暫時休憩します。

(午後 3時19分 休憩)

(午後 3時30分 再開)

○川中委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

次に、議案第8号平成22年度深川市簡易水道事業特別会計予算。

○東出委員 簡易水道事業のところ、質疑をさせていただきたいと思っております。

簡易水道事業の上水道への統合についてお聞かせいただきたいと思っております。市内の簡水事業で、残っているのは更進の簡水だけと思っているのですけれども、上水道への統合の内容についてまずお聞かせいただきたいと思っております。

さらに、統合した場合、今の給水者、50戸ぐらい戸数があるようですけれども、料金等々についてどのように変わっていくのか、そこら辺のところもお示しいただきたいと思っております。

加えて、その50戸の皆さん方を含めた地元の方にどういう形で説明され理解を求めていくのか、そこら辺のところについてもお聞かせいただきたいと思っております。

○松浦上下水道課長 簡易水道の統合についてお答え申し上げます。

深川市の簡易水道は、過去に5カ所ほどありましたが、水道事業の拡張に伴い上水道に統合してきまして、現在は音江町更進地区の1カ所となっております。簡易水道に関しましては、厚生労働省より同一行政区域内に上水道と簡易水道が存在する場合は、

平成28年度までに統合すべきという通達が出されていまして、遅くとも28年度までには統合が必要となるものであります。また、深川市の簡易水道事業の単年度収支につきましては、毎年赤字でありまして、今後も単独の会計運営を継続しますとあと二、三年で繰越金がなくなりますことと、そしてまた新たな起債償還が平成23年度から始まり、単独経営がますます厳しくなりますことから、水道事業会計と統合することによって健全な事業運営に努める必要があると考えております。なお、音江町更進地区まで上水道管を布設することではなく、簡易水道会計を水道会計に吸収する形の会計を1つにして、健全な管理運営を目指そうとしているものであります。

質疑の統合した場合の料金などについてであります。まず料金について一般家庭の場合で申し上げますと、上水道料金は1カ月15トン使用の場合は3,951円となっております。また、同じ条件の簡易水道の料金は2,703円でありますので、上水道料金の68%、約3分の2となっております。そこで、今後簡易水道を統合しますと、簡易水道利用者の負担は3割程度増加となりますが、簡易水道単独で料金見直しをした場合、概算ではあります。件数が少ないことから現在の簡易水道料金を約2倍近くに設定する必要があると推測しております。次に、統合した後の維持管理につきましては、現在の維持管理は遠方監視制御装置についても上水道に取り組むなど上水道と一体で管理運営しておりますので、今までどおり何も変更はないと考えております。

次に、地元の理解ということについてでございます。簡易水道の利用件数は約60件ありますが、利用者の皆様には統合についてご理解していただく必要がありますので、昨年12月に簡易水道の利用者全員を対象に、簡易水道の今後について概要説明を含めた案内文を送付し12月16日に説明会を開催しご意見などを伺っております。また、説明会では、統合について具体的反対意見はありませんでしたので、説明会に参加された方には、一定程度のご理解をいただいたものと考えております。なお、説明会に参加できなかった方に対しましては、後日、説明会で配布した資料と主な質問と回答も添えて送付しております。所管といたしましては、平成22年度が水道料金の見直し年度でありますことから、それとあわせて上下水道経営審議会に諮りご意見をいただく中で、統合の事務作業を進めてまいりたいと考えてお

ります。

○川中委員長 簡易水道事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第9号平成22年度深川市農業集落排水事業特別会計予算。

(「なし」と呼ぶ者あり)

農業集落排水事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第10号平成22年度深川市地方卸売市場特別会計予算。

○田中(昌)委員 市場の特別会計ということでお伺いしたいと思います。

歳入の市場使用料というところで、予算説明の際に新年度の売上高8億3,635万2,000円は、昨年と全く同じ数字だったと記憶しております。この売上高、昨年と同額ということですが、これまでずっと売上高については減少傾向という話を聞いておりますが、新年度に向けてこの売上高が確保されるものなのかどうか。

あわせて、今年度の収入見込み等もあわせてお伺いしたいと思います。

市場の取り組みについて、特に私は雑多な土曜市が大好きで、山下市長もよく顔を出しているようですけれども、私が行ったときに、さっき市長来ていましたよみたいな話をよく聞かされます。非常ににぎわいと活気のあるところが、ある意味深川らしさがある中にあるのではないかと思いますので、そういった取り組みも市場の取り組みの中で努力されていることを高く評価しながら、ぜひ今後売り上げがどのように向かっていくか非常に重要なことだと思いますので、お伺いしたいと思います。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○田中(裕)委員 今、土曜市の話が出ましたので、関連で質疑をしたいと思っております。

私もよく利用しておりますし、土曜市で田中昌幸委員とも会ったことも何度もありますけれども、この対面式の販売というのは非常に温かみがありまして、利用者と交流を深めながら販売しているというのは、本当によいものだと感じます。平成16年から開催されております土曜市ですけれども、これは市民にも根づきまして、私以外の市民にも非常に愛されていると思います。全国を見ますと、多くの市町村でもこういう市が開かれております。行政視察などでお邪魔しますと、パンフレットを作成しております、行政としても一つの名物として位置づけて

おります。

何点かお伺いしますけれども、まず行政としてこの土曜市を深川市の名物と位置づけ、これは財政支援以外でもいろいろな支援の仕方があると思いますが、その考え方についてお伺いしたいと思います。

また、過去、同様の質疑があったと思いますが、市民への周知の方法はどのようになっているのか。

加えて、今まで行政としてどのような支援を行ってきたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○伊藤商工労働観光課長 お答えいたします。

まず最初に、田中昌幸委員から質疑がありました平成22年3月15日現在での深川市地方卸売市場の特別会計におけます市場使用料の21年度の決算見込みでございますが、歳入における市場使用料予算額につきましては、売上高8億3,635万2,000円の1000分の6、501万8,000円に対します。売り上げ見込み高8億8,930万7,000円の1000分の6でございますので、533万5,000円でございます。あくまでも見込みでございますが、31万7,000円程度の増となる見込みでありまして、これらは卸売業者や買受人協同組合などの関係各位のご努力によるものと考えているものでございます。

平成22年度予算につきましては、これらの決算見込みから、市場使用料は21年度同額の501万8,000円を計上させていただいたものでございまして、新年度予算につきましては、冷凍機の更新による修繕費や市場借り上げ料などの維持管理経費の減少などによりまして、21年度歳入及び歳出当初予算総額の900万円に対しまして、22年度は50万円減の850万円を計上させていただいたものでございます。

今後におきまして、経費節減に努めながら、北空知における生鮮食料品の安定供給に努めてまいりたいと考えておりますし、歳入の確保の部分につきましては、数年前、大手取引先でありますAコープ、ホクレンショップ等の取り扱いがなくなったということでありまして、急下降といえますか、下降線をたどってございましたが、今後は大きな減少要素はないものと考えてございます。

2点目に、田中裕章委員の質疑にお答えをいたしますが、土曜市につきましては、平成16年7月から卸売業者と買受人協同組合の共催によりまして、毎週土曜日に卸売市場を会場に実施されております。市内中心市街地では、大手スーパーの撤退など生鮮食料品を取り扱う商店が減少している状況もありま

して、自動車を持たない高齢者、また周辺住民にとりましては大変喜ばれておりますし、新聞報道等もございましたが、常連客や市外からの団体客でにぎわっておりまして、地方卸売市場の特別会計といたしましても市場を通しての売り上げ増となりまして、そのことによりまして使用料の増収に結びついているところでもございます。

そこで、土曜市への支援でございますが、昨年12月、土曜市の開催に合わせまして、市長ともども商工会議所、商店街振興組合での会場をお借りしまして、地元でお買い物キャンペーンを実施しました。その際には、年末商戦を控えておりましたことから、土曜市の次回の開催予定のチラシを皆様に配布し周知するなど、また大型バスが立ち寄った際に駐車スペースの確保などご相談がありましたので、支援させていただいているところでございます。

今後に向けまして、たびたび新聞報道やテレビ放送されるなど本市のPRにも大きく貢献していただいておりますし、委員ご指摘のとおり名物であるという認識もしておりますので、市民の憩いの場、集いの場として定着しております土曜市を開設者の立場、行政の立場で引き続きできる限りの応援をしまいたいと考えております。

○川中委員長 地方卸売市場特別会計予算を終わります。

次に、議案第11号平成22年度深川市下水道事業特別会計予算。

○長野委員 ページ数で532ページになるかと思えますけれども、1款1項の下水道事業費につきまして、その中で汚泥の有効活用につきまして考え方をお尋ねいたしたいと思います。

下水汚泥につきましては、焼却処理というようなことで現在処理をされていると仄聞するところでもありますけれども、多額な経費が要しているということも承知しております。現在、有効活用に取り組まれているとは思いますが、汚泥の活用の現状につきまして、どのようになっているのか、また今後どのように取り組まれるのかお尋ねいたしたいと思います。

○高瀬上下水道課主幹 汚泥の有効活用についてお答え申し上げます。

初めに、有効活用の現状についてでございますが、汚泥は下水道の終末処理場であります浄化センターで汚水を浄化する過程において、微生物が汚水中の

有機質を分解後、沈殿したもので、汚泥には窒素、リン酸、カリなど、多くの有機物を含んでいますことから、緑農地の肥料として適しているものがございます。しかし、下水汚泥は脱水処理しても含水率が高いため扱いにくく多少のにおいもありますことから、これまで農業者の方からは肥料として敬遠されることが多く、本市におきましては全量を民間業者に委託し、焼却、埋立処分を行ってきたところがございます。そのような中、原油高騰の影響により焼却処理単価が値上げとなり、所管といたしましては処理費増額に苦慮していましたが、市内農業者の方より汚泥を肥料として農地に有効利用したいとの申し出があり、肥料として利用するに当たりましては国の肥料登録が必要となりますことから、平成20年度、国に申請し肥料登録を取得したところがございます。また、下水汚泥は産業廃棄物となるため肥料として再利用する場合、その利用者は都道府県知事の個別指定許可が必要となりますことから、再利用する農業者の方に肥料利用組合を設立いただき、その利用組合が道に申請し、昨年4月に道より再生利用の個別指定許可を得たところがございます。このことによりまして、汚泥の肥料登録や再生利用の個別指定などが調った平成21年度におきましては、深川市で毎年発生する汚泥、年間約1,100トンのうち約370トンの汚泥を利用組合の方の堆肥盤などに運搬し、堆肥として農地還元による汚泥の有効活用と処理費用の削減に努めたところで、残りの汚泥730トンにつきましては、従前どおり民間業者に手数料を支払い、焼却、埋立処分をしてきたところがございます。

次に、今後の取り組みについてでございますが、所管といたしましては、資源の有効利用と維持管理費の軽減を図るためには汚泥全量を利用できるような取り組みが必要と考えており、これまで道内の自治体で汚泥堆肥に取り組んでいる先進地の処理工程や施設規模など状況を視察する中で、汚泥全量を活用するに当たりましては、副資材であるわらやもみ殻などを混合できるような堆肥化施設の建設が必要となりますので、今後、肥料利用組合と十分協議しながら国の補助メニューを活用しての堆肥化施設の検討を行い、汚泥の有効活用と汚泥処理費の削減に努めてまいりたいと考えております。

○川中委員長 下水道事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第12号平成22年度深川市土地区画整理事業特別会計予算。

○太田委員 563ページ、駅北地区の土地区画整理事業のところでお伺いしたいと思います。住居表示の関係になりますから、総務費のところになりますから、担当は市民課ということになりますから、二つにまたがってどうか聞いていただきたいと思います。

駅北の区画整備事業、既にご承知のように平成16年から進められておまして、23年度で終了ということになります。ここで、以前も私は指摘しましたけれども、今、駅北本通りが既にできまして、そのことによって今までの住居表示、区画整理の関係で、この町内なり何々町というところの住居表示がこの2つに分かれてしまうと。住居表示というのは、ご承知のように道路、川、鉄道、用水、こういったところで大きく分かれる、分けるというような形で来ておるわけでありましてけれども、このところで2つに分かれるところがあるということになります。これに対してどのように対応していくのか、お伺いしたいと思います。

○堀川都市建設課長 深川駅北土地区画整理事業の質疑について答弁させていただきたいと思います。

駅北土地区画整理事業は、今、委員の質疑のとおり平成16年度の事業着手以降、23年度までの8年間の事業計画をもって事業を実施してきておまして、19年度に駅北本通り、20年度に駅北広場が完成し、順調に推移していると思っております。土地区画整理事業では、道路、公園などの公共施設を整備すると同時に、個々の土地の条件を考慮しながら最も利用しやすい宅地の再配置を行います。このように、もとの宅地に対して新しく置きかえられた宅地を換地といいまして、換地には、もとの宅地についての権利がそのまま移っていき、換地は換地処分という方法で、原則として地区内において一斉に行われることとなります。また、仮換地の指定は、換地処分と同様の内容で行われるのが通例であります。

質疑にあります駅北本通りの西側、駅北広場から大正緑道までの街区であります。地番といたしましては北光町1丁目となっております。平成19年11月2日に行われた第5回土地区画整理事業審議会において意見を伺い、答申を受け、地権者の同意を得て仮換地指定を行った街区でありまして、隣接するのが太子町という状況でございますが、もとの土地の地番、北光町1丁目がそのまま移っている状況で

あります。土地区画整理事業といたしましては、平成23年度に換地処分を実施する予定でありますので、町または字区域を変更する場合は、その時点が最良と考えております。

○瀬川市民課長 ただいまの質疑の中の駅北本通り西側の街区の住所表示につきましては、市民課のほうでお答えさせていただきたいと思っております。駅北地区土地区画整理事業におきましては、駅北広場から延びる市道駅北本通線が整備されたことによりまして、委員の質疑の中にもありましたとおり、北光町1丁目の区域が分断されておりまして、市道駅北本通線の西側の一部町名が、現在、北光町1丁目として残っておりまして、隣接する太子町との町界との関係からも、このまま残しておきますと行政区分や学区という点からも、やはり不都合が生じるおそれがございます。予算審査特別委員会の2日目の山田委員の質疑にも答弁させていただいておりますけれども、深川市が今現在、法に基づいて採用させていただいている住居表示方式というのは街区方式といまして、水路だとか鉄道だとか、あるいは道路、こういったもので区分された地域を街区と称して、ここに住居表示をしていくということになっております。こういった点からも、駅北広場から大正緑道までの西側区域の町界変更について、今後、市役所内の関係部局、それから団体及び町内会との協議を進めてまいりたいと考えております。

○川中委員長 土地区画整理事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第13号平成22年度深川市駐車場事業特別会計予算。

○田中(裕)委員 586ページ、市営駐車場についてお伺いしたいと思います。

まずは、1条駐車場の利用者数の推移についてお伺いいたします。年々、利用者数が減ってきたとお聞きいたしておりますけれども、まず減ってきている要因として、所管ではどのようにとらえているかお聞かせください。

加えまして、まちなか居住等推進委員会では、1条駐車場についても話し合われたと聞いております。その内容と今後の方向性についてもお伺いいたします。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○北名委員 関連して、私も聞きます。

資料の一番最後、都市計画審議会の3月12日の出

席人数をお知らせいただきたい。

あとは、小田原評定をしているというのが率直な印象でありますけれども、いつまでに答えを出していくのか。そのあたりをまず聞かせてください。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○山田委員 ほとんど同じ質疑でございますけれども、この実績推移については、平成15年度以降の利用実績ということでお願い申し上げたいと思っております。

あとは、両者の質疑と中身が一緒でありますので、よろしく申し上げます。

○堀川都市建設課長 駐車場特別会計について、3人の委員の方々から質疑をいただきまして、順不同になるかもしれませんが、私のほうから順次お答えいたします。

まず最初、北名委員から予算審査特別委員会の資料の中で、都市計画審議会の3月12日に開催した人数が抜けているということでございます。これにつきましては、3月12日以前に資料をつくったものですから、それで抜けております。申しわけございませんが、当日の委員さんの出席人数は8人になっておりますので、ご記入のほどよろしくお伺いいたします。

次に、田中裕章委員の1条駐車場の利用者数の推移及び減ってきている要因として、所管ではどのようにとらえているかということについてお答えいたします。1条駐車場は、昭和51年の開設以降、63年度には年間最大の利用となる9万8,557台を数えましたが、隣接する遊技場利用者の駐車台数の減少などにより、平成3年度からは大きく利用台数が減少し、5年度には約2万5,000台までに減少したところでございます。その後、営業時間の見直しなどにより、平成11年度には4万台近くまで復調しましたが、隣接するスーパーの撤退や市立病院やプールなどの公共用地を含めたまち中の駐車可能地の増加などにより、20年度では1万2,891台まで減少している状況でございます。

山田委員の質疑の平成15年度以降の利用台数の実績でございますが、15年度以降の利用台数は、15年度で2万5,983台、16年度で2万2,433台、17年度で1万8,339台、18年度で1万7,748台、19年度で1万5,453台、20年度で1万2,891台の実績であり、15年度と20年度を比較すると、利用台数で1万3,000台の減、率で申しますと約50%の減でございます。

このような状況の中、まちなか居住等推進委員会

等を開いて、1条駐車場について検討してきたことについて申し上げますと、1条駐車場については、施設の立地条件などを考慮し、その有効利用及びあり方について検討を進めてきたところであります。また、本市におきましては、人口の減少などに伴い、中心市街地については空洞化対策を講じる必要もございまして、このことの検討を行うため、深川市まちなか居住推進にかかわる庁内検討委員会を平成20年8月に設置し、その中で1条駐車場の高度利用についても検討してきたところであります。その結果をもとに、平成21年6月からは、市民団体の代表の方々の意見を賜うため、深川市まちなか居住等推進委員会を設置し、推進委員会では、1条駐車場の意義や存続については見直される時期に来ているという論議のもと、1条駐車場用地の利活用に関することなどをご審議いただき、提言をいただいたところであります。提言となります1条駐車場用地の利活用案につきましては、一つ目には、高齢者を中心に多様な世帯が住める集合住宅の建設用地。二つ目には、高齢者が歩いて買い物、病院に行けるよう、民間の高齢者福祉施設建設用地。三つ目には、市内コミュニティを活発化させるための多目的イベント広場などの会場用オープンスペース。四つ目には、まちなかに店舗を誘致するための用地。五つ目には、その他まちなかが活性化するための用地利用ということであります。この五つの提言をもとに、庁内の関係する部課、関係機関のご指導もいただきながら中心市街地が一層魅力ある空間となりますよう、具体的に1条駐車場用地の利活用について検討してまいりますが、今定例会におきまして山田議員の質問に、駅西側の土地利用について、市長から中心市街地の活性化ですとか、まちなか居住の推進ですとか、コンパクトなまちづくりに向けてですとか、さまざまなまちづくりを考える際に、1条駐車場を含め駅西は大変重要なエリアでありますし、しかるべき時期にこのエリアをどのように整備、発展していったらいいのかといった大きなランドデザインといったようなものについても、いつかの段階で検討してまいりたいと答弁しておりますので、そのことに向け先ほど五つの提言をいただきましたが、提言も含め所管として検討したことをその後について反映していきたいと考えておりますので、北名委員の質疑にありました、いつまでということではありますが、なかなか時間がかかるものだと思っております。

す。また、利活用が決まるまでの期間につきましては、現在の1条駐車場の管理運営を行っていききたいと考えております。

○北名委員 それで、小田原評定とも言ったけれども、今度、市長のランドデザインという話も出てきたけれども、この話は、これまでのまちなか居住だとか都市計画審議会だとか何かに出ていることなのですか。振り出しに戻って検討するということなのですか。

それから、さきの山田議員の一般質問では、民間の人が持っているところについては、非常に困難性があるという話もあったわけですから、それも含めてまた考えを仕切り直すといったら、全然いつになるかわからないという状況になるような、私は率直にそんな気がするのですけれども、その辺いかがですか。

○堀川都市建設課長 所管といたしましては、1条駐車場用地の利活用ということで、庁内検討委員会及び推進委員会で議論していただき、五つの提言をいただきました。ということは、駅西エリアのことも少しは考えつつ、基本的には所管で管理しております1条駐車場についての利活用ということで検討してきたことでありますので、先ほど私が申しましたとおり、今後、駅西側の大きなエリアとして検討するとしておりますので、時間は相当かかるものということであると考えています。

ただし、推進委員会からいただいた五つの提言がございまして、それについては、その提言を生かせるよう今後努力していきたいと考えております。○川中委員長 駐車場事業特別会計予算を終わります。

以上で特別会計の質疑を終わります。

次に、事業会計の質疑に入ります。質疑は、全般を通じて行います。質疑をされる委員は、必ずページを告げてから発言願います。

初めに、議案第14号平成22年度深川市水道事業会計予算。

○北名委員 ここでは資料も出していただいておりますけれども、給水停止についてお尋ねします。

現在、15世帯給水停止をしていると。一番早い人は平成15年8月からですから、もう6年以上たちました。ずっと給水停止であると。それぞれいつからというのが出ていますから、ずっと給水停止なのだと思うのですけれども、こういう方たちに対する対

応というか、お金を払わなかったから給水停止と。単純ではないけれども、給水停止の基準、それから給水停止をしている家庭に対する対応。

それからもう一つつけ加えれば、給水停止をしている家庭に子供たちがいないのかどうか。つまり小学生と中学生とかいう、そういうことも含めたその辺の対応はどういう現状でございますか。

○松浦上下水道課長 水道の給水停止についてお答え申し上げます。

給水停止は、水道料金を滞納している方に対して、収納対策の最終手段として実施しているものであります。水道事業会計は料金収入によって運営する必要がありますので、料金が未払いでは事業運営が困難となりますので、使用した分は、すべての方から料金をいただくことが公平負担の観点からも必要と考えております。

深川市の給水件数は現在9,800件ありますが、そのうち滞納料金に伴い給水停止となっている件数は現在15件であります。具体的には、提出してあります予算委員会の資料のとおりでございますが、居住しているが水道を希望していないというのは6件あります。

まず、水道停止の基準ということに関してでございますけれども、給水停止に至る基準につきましては、ある一定の滞納月、期間になった段階で給水停止の手続に入りますけれども、手順を踏んでやっております。まずは督促状、催告書等は最初に行いますけれども、その後に給水停止予告書、そして全く連絡がない場合に給水停止通知という順にやっております。

それから次に、給水停止者についての対応についてでございますけれども、給水停止となる方につきましては、経済的など、それぞれ事情があると考えておりますが、所管といたしましては、料金の納入が滞っている方には給水停止に至る前に、できる限り個々の生活状況を伺った中で分割納付など支払い方法についてご相談に応じるなどの対応に心がけておりますし、また給水停止通知におきましても、一括納付できない場合は分割納付の相談に応じる旨のお知らせも添えまして、料金の納入をお願いしているところでございます。

それから、提出してある表の15件のうち、その家庭に子供がいなかったのかということに関してですけれども、それぞれの家族構成は正確には把握しており

ませんが、すべてがひとり世帯であるように聞いております。

○北名委員 それで聞きたいのは、給水停止という所管の方たちからも聞いているから、私は慎重にやってくれていると。水は冷たいけれども、冷たい対応を決してしていないというぐあいに信頼しております。

その上に立ってもう少し聞きたいのは、この九千何件の中で15件という世帯、全道的に見てどの程度かわかるのか。恐らく給水停止件数なんていうのはどこかのデータであると思うのだけれども、多いとか少ないとか、その辺がわかれば教えてほしいのと、対応の問題なのです。それで、いろいろ工夫されてやったけれども、結論として停止というぐあいになって、その対応として、例えばここでまたプライバシーが出てくるけれども、お金がなくて払えないというのが一つなのだから、民生委員さんだとかあるいは行政の中での保護係だとか、何かそういうところと連携をとって網の目のような形といくかどうかわからないけれども、そこを正確に理解しながら、いい方向に向かってもらえるような、そういうことが私は必要だと思うのだけれども、これは大したいい考えでないかと思うのだけどもどうですか。

○松浦上下水道課長 お答え申し上げますけれども、まず、15件という件数が他の自治体と比較して多いか少ないかということに関してでございますけれども、ほかのほうは調査しておりませんので、比較ということに関してはわかりません。

それから、いろいろとお金のない方、それから民生委員等の連携ということでございますけれども、所管としましては、決して厳しく対応しているわけではないと思っております。実際に苦しい方に対しては、所管としてはほかに救済手段が用意されておりますので、それはそちらのほうでやっていただけて、こちらとしては、料金のほうをいただければと思っております。そういうことでありますので、連携に関しては特にやっております。

○北名委員 それで、最後のところはやっていないということはわかったし、そうなのだと思うけれども、そして先ほどの恐らくは単身世帯だと思うという言い方もしっかりキャッチしているのだけれども、やはり家族構成だとかそういうことは非常に重要ですし、あわせて今どうこうという答えが完全に出なくても連携をとるといふか、そしてそこを浮き彫り

にというか、そこがどういう家庭なのかと。もし支援の措置があるとするならば、どうなのだとしたことまで一歩進めるような検討をぜひしていただきたいと私は思いますが、いかがでございますか。

○松浦上下水道課長 お答え申し上げます。

それぞれの家庭の家族構成だとか、そういうことに関しては一定程度把握しているつもりですが、連携に関しては、今後どういう方法がとれるかわかりませんが、できる範囲で検討してまいりたいと思います。

○川中委員長 水道事業会計予算を終わります。

次に、議案第15号平成22年度深川市病院事業会計予算。

○渡辺委員 4ページの平成22年度深川市病院事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出に関連して伺っておきたいと存じます。

深川市立病院の経営健全化計画で、議案第21号で提案されておりますので、それらの意見の開陳があったと承っておりますので、ここで2点伺っておきたいと存じます。

1点目につきましては、病院の事業会計の交付税の算入であります。調書によると、平成20年は4億8,500万円、21年度は6億2,700万円の状況であります。今の新しい新政権において非常に心配すると同時に、22年度以降ということになると思うのですが、今後の状況、判断、認識、それらについてどのようにお考えになっているのか、伺っておきたいと存じます。

もう一点は、PETという機器がございますが、頭から足の先まで全部検査ができるという非常に高額な医療でありますけれども、市立総合病院には相当早くに入っていたと承知しておりますし、このことは、全道的に見ましてもそう医療機関にないと私は聞いておりましたけれども、最近は多くなったようであります。そういうことを考え合わせますと、今日まで利用状況、そして2点目には、効果がどの程度上がっているのか。3点目に、この利用の問題と同時に専門のドクターが非常に少ないというか、あるいはなかなか専門のドクターがいないと伺っているわけではありますけれども、この状況について伺っておきたいと存じます。

○平山財政課長 1点目の交付税の算入状況についてお答えいたします。

平成22年度の市立病院に対する繰出金、負担金、

補助金、出資金等を合わせますと10億9,000万円ほどになり、これにかかわる交付税の算入はどうかということでございますけれども、22年度の予算におきましては、該当する交付税の費目で、企業債の償還分を除くと21年度並みとして試算しております。これは、実際の算定額というのが、補正係数などが示される本年7月の普通交付税の算定を待たなくてはならないという状況にございまして、現段階では、交付税の算入額10億9,000万円のうちのどの程度かということについて明確にお示しする状況にはないということでございます。平成22年度の交付税が国全体で一定の伸び率を示しているということがございますので、委員が引用されました21年度の6億数千万円という数字、そういったものを恐らくある程度は超えてくるという感じはしておりますけれども、それがどの程度なのかについては不透明な状況でございます。今後につきましては、交付税の総額の動きですとか単位費用、そういった状況によって変動するものですが、財政運営に当たりましては、その動きを注意深く見守っていくということで対処してまいりたいと考えております。

○藪市立病院管理課長 私からは、2点目のPETの利用状況と効果についてお答えいたします。

PETの利用件数でございますが、平成20年度は21件でございましたが、21年度は2月末までで43件と倍増しております。診療並びに収益上の効果は上がってきているものと考えております。また、CTやMRIなどの画像を読み、診断することを読影といっておりますけれども、市立病院には高度な専門性を要する画像の読影ができる固定の専門医が平成17年5月から1人派遣されております。したがって、PETの読影は当院のドクターが行っている状況でございます。

○北畑委員 1点、病院事業会計というよりも、病院行政にかかわるかと思うのですが、新年度から診療報酬の明細書を各患者さんに渡されるという制度が新たに施行となります。

そこで、2点お伺いしますが、このメリットはもう既にご承知かと思うのですが、この導入に対するスケジュールが1点。

それから2点目に、メリットがはっきりしておりデメリットはないと思うのですが、不都合な部分はあるのかないのか。

○藪市立病院管理課長 診療報酬明細書についてお

答えいたします。

まず初めに、導入スケジュールでございますが、診療報酬明細書につきましては本年4月から導入ということになりますので、この後、プログラム修正を行って間に合わせていくという状況でございます。

それから、メリット、デメリットというところがございますけれども、診療報酬明細書発行につきましては、医療費の透明化や患者さんへの積極的な情報提供の推進を図るため、レセプト電子請求を義務づけられた医療機関などは、原則、医療費の領収書の交付をする際に、診療報酬の算定項目のわかる明細書を無償で交付しなければならないということでございます。この明細書にはレセプトとほぼ同様の内容が記載されることとなりますので、患者さんのメリットといたしましては、ご自分の医療費について、詳しく内容が確認できるようになると、これが一番の大きなメリットだと考えております。デメリットの関係でございますが、内容がよくわかるというのはいいのですけれども、例えば告知していないがん患者さんの場合であるとか、そういった部分について、それが明細書を見ると抗がん剤であるとかいったような部分が明らかになってきますので、そこら辺については、療養上の支障がある場合は発行しなくていいというような解釈が出ておりますけれども、現実、現場においてどのような問題点が生じるのかというところは予測がつかない状況でございます。

○北畑委員 具体的なことは了解いたしました。

今、デメリットというよりも不都合と言ったほうがいいのかと思うのですけれども、その辺は個々のケースかと思うのですけれども、すべて100%万歳、メリットということでもないということでございますので、病院の対応という部分がかなり重要かと思っておりますので、その辺で見解がありましたら伺います。

○藪市立病院管理課長 見解といいますよりも、このことは全国的なことでございますので、これまで北海道厚生局であるとか、そういった関係のところにいる問題点を問い合わせているのですけれども、不明ということになっておりましたが、3月24日に旭川で診療報酬改定、今回の改定の説明会が予定されておりますので、そういった中で、他の医療機関とも情報交換をしながら、疑問点、問題点などを整理していきたいと考えておまして、支障の部

分につきましては、今後の取り組みということになってまいりますので、できるだけ混乱のない形で進めてまいりたいと考えております。

○田中(裕)委員 病院事業会計の中から、ノロウイルスについてお伺いしたいと思います。

今ちょうど流行している時期ではないかと思えますし、きょうの新聞にも、深川保健所管内の介護施設4人からノロウイルスが検出ということで出ておりました。この時期は、福祉施設にしても保育園にしても、感染予防のために研修を受けたり最大限の予防の努力をしております。非常に強力な感染力を持っておりますノロウイルスですけれども、多くの入居者が住む施設でノロウイルスの疑いの患者が出た場合、市立病院の対応としてはどのような形をとっておられるのか。

また、感染病床が4床あるとお聞きしております。その現状と、わかれば利用率、病床の管理は保健所になると聞いておりますけれども、ノロウイルスと診断された患者は感染病床に入院できる対象者なのか。

あと、保健所と今まで協議した経過があればお知らせいただきたいと思えます。

○藪市立病院管理課長 ノロウイルスについてお答えいたします。

このウイルスにつきましては、今ほど質疑の中にもありましたように、感染力が非常に強く、手や指、食品などを介して口から入って感染し、腸管で増殖し、嘔吐、下痢、腹痛などを起こします。健康な方は軽症で回復しますが、子供やお年寄りなどは重症化する場合もございます。市立病院では、症状からノロウイルスの感染が疑われる場合にはウイルス検査を行い、検査結果と患者さんの症状などをもとに、在宅治療であるとか入院治療といったことを医師が判断しておりますが、症状が重症化しない場合の多くは在宅治療と判断されているようでございます。ノロウイルスにつきましては、手洗い、吐物の処理、塩素系の薬品での消毒など感染予防対策を講じれば、自宅施設内で療養することが十分可能とされておりますので必ずしも入院治療が必要になるわけではございません。また、受診された方にノロウイルスの感染または感染の疑いがある場合には、そのことを患者さんや付き添いの方にお伝えするとともに、感染予防の措置をとるようお話をしておりますが、ノロウイルスの感染力は強力でございますので、感染

または感染の疑いがある場合には、予防方法などの説明をより一層徹底するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、感染症病床についてでございますが、現在4床ございまして、この感染症病床は陰圧管理をした個室を使用することにより、ほかの患者さんへの感染であるとか、ほかの患者さんからの病気感染を防止することを目的とする病床であります。使用例といたしましては、強毒性のインフルエンザであるとか結核の場合、あるいは免疫低下の病気などでほかの患者さんからの病気感染を防止する必要がある場合などがございます。この4床につきましては、深川保健所からの設置依頼に基づいて整備したものでございまして、数につきましては、道の感染対策の位置づけの中で決まったものでございます。利用率につきましては、パーセントでは把握してございませんけれども、結核患者さんは年間何件も発生しております。それから、最近では新型インフルエンザ、そういったような場合でも使用しております。また、ノロであるとかロタウイルスなどの場合は、感染した患者さんの個室を確保するため、感染症病床を使用することはございます。こういった場合に利用しておりますけれども、基本的には感染症病床を使用しなければならない患者さんではございませんので、現状4病床であっても問題はないのではないかと考えているところでございます。

○太田委員 私からは、オーダリングシステムについて1点伺いたいと思います。

ご承知のように、平成17年6月に現在の病院が改築、移転しまして、それを期にオーダリングシステムを導入したということでありまして、現在も働いているわけでありましてけれども、既に5年近くが経過しているということでありまして、このオーダリングシステムについて、昨今、更新するというようなことでもあります。

3点伺いますが、現在導入されているオーダリングシステムの導入費用、これは幾らぐらいかかっていたのか。

この更新する理由はということか。

それと、更新しようとする機器またはシステム名、メーカー名、この辺までわかれば教えていただきたい。

○藪市立病院管理課長 オーダリングシステムについてお答えいたします。

まず、1点目の現在のシステムの導入費用でございますが、3億2,970万円でございます。

次に、2点目の更新する理由でございますが、一つに、コンピューターを動かす基本ソフトのことを一般的にオペレーティングシステム、OSと呼んでおりますが、市立病院で現在使っているOSはWindows 2000というものを使っておりまして、Windows 2000は、現在ではかなり古いバージョンになっております。マイクロソフト社の延長サポートが終了することし7月以降、OSに起因する障害が発生したとしても対応は受けられなくなる、かなりリスクが高くなるということ。二つには、ハードである機器についても動作するOSが限定されている関係から、機器が壊れて修理不能となった場合、Windows 2000対応の機器は製造されておりませんので、機器の更新ができないこと。現在、この状況でございます。同様に、動作するOSが違うことによる支障というものは、このオーダリングシステムのようなアプリケーションソフトについても生じてまいります。それから三つ目には、医療改定、制度改正といったことによってシステムのプログラム修正が毎年必要になっておりまして、これを行っております。この修正を繰り返して行っておりますと、プログラムが複雑化してきまして、修正しても正常に動かなくなったり、また別の場所にトラブルが発生したりというようなことが起こってきます。そういう状態にそろそろなりつつあるということでございます。今や病院はコンピューターによって動いているといっても過言ではございません。そういう状態でございますので、こういった問題が現実のものとなってまいりましたので、正常に診療を継続していくため、更新しようとするものでございます。

次に、3点目の今回更新しようとしているシステム等についてでございますが、医師による処方、注射、検査などの指示機能であるとか看護支援機能、診療支援機能などの多くの機能がオーダリングシステムにあります。このシステムをメインとして、医事会計システムであるとか検体検査システム、調剤支援システムなど、院内のさまざまな業務サブシステムを含めて全部で大体21システム程度の更新を考えておりますが、この更新に当たりましては、今のところでございますが、メーカーとかシステムとか、こういった部分については条件をつけず、入札時の

参加条件、例えば病院のシステムにつきましては365日24時間稼働してまいりますので、安定的に稼働するかどうかであるとか、障害が発生した場合には迅速に保守が受けられる、こういったような条件を、入札時の参加条件をもって臨みたいと考えておまして、メーカー等については白紙でございます。

○川中委員長 病院事業会計予算を終わります。

以上で平成22年度深川市各会計予算13件のすべての質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 4時38分 休憩)

(午後 6時10分 再開)

○川中委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいま長野委員外3人から、議案第3号平成22年度深川市一般会計予算に対する附帯決議案が提出されました。

附帯決議案をあわせて議題とします。

提出者からの提案説明を求めます。

水上委員。

○水上委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表して提案理由を申し上げます。

本件につきましては、お手元に配付しております内容により本会議に提出していただきたく提案するものです。

内容の説明は省略いたしますが、議決くださいますようお願い申し上げます。

○川中委員長 これより附帯決議案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

これより討論に入ります。なお、討論は、原案と附帯決議案とあわせて行います。

初めに、松沢委員。

○松沢委員 平成22年度の予算審査を終了するに当たり、日本共産党議員団を代表して討論を行います。

世界的な金融不況の影響は、この北海道の田舎町深川市へも大きな津波ようになって押し寄せ、一昨年以来の市内企業の倒産や撤退、規模の縮小が起きてまいりました。多くの人たちが職を失い、深川市の人口減少には歯どめがかからない中で、市民の

方たちの閉塞感が高まっています。そのような中で、市民の皆さんが市役所を見る目には、理事者や職員、そして私たち議員に対しても非常に厳しいものがあるということをまず申しておかなくてはなりません。

さて、この平成22年度予算を審査してきましたが、まだまだ息を抜けない財政状況が続いています。私たちが不要不急と言ってきた建物の償還がピークを超えつつあるとは言え、まだ当分の間続くということがあります。

一方では、深川市立病院の再建が重くのしかかり、計画を立てるすぐ後からひびが入ってきかねない危うさがあります。山下市長は、この病院再建計画に不退転の決意を表明いたしました。次にやるべきことは、手だてを立ててそれを具体化するということでもあります。まず一つ目にやるべきことは、深川市民におらが市立病院という意識を持ってもらうことではないでしょうか。このことなしには、患者の市立病院離れを食いとめることはできないでしょう。次に、医師の確保であります。このことに市長と院長は、あらゆる手づるを活用し、なりふり構わず事に当たってほしいというのが多くの市民の願いです。次に、北空知の中核病院として周辺町に協力をお願いすることがあります。周辺町の人たちで市立病院の患者の45%がかかってくれているという点も理解してもらい、人口減少の中でこの病院を維持していく上でどういう協力をしてもらえるか、こちらからプランを示してどのような応援をしてもらえるか話し合う必要があります。また、7対1看護体制をしく上での人材確保にも、すぐ取り組んでほしいと思います。深川市立病院の不良債務発生が償還のピークを過ぎてもふえ続けているところにその深刻さがあると私は考えています。そして1日も早く、職員などからの給料カットによって1億7,000万円の病院支援をしなくとも済むようにすべきだと考えます。

次に、深川市の産業について申し上げます。以前私が質問で取り上げたことがあります。深川市内の農家1戸当たり所得は、北空知圏で最も低いところに位置しています。それは、今も変わりません。この町の基幹産業である農業の所得を引き上げることは、急務であります。急速に食味が向上してきている深川産のお米を、市民がこぞって食べることはもちろん、独自販売のパイプを太くしていくことが急務です。各種転作作物の販売収益を上げていくこと、農地の地力を維持していくことも大切です。和

牛の導入事業については、ここから新たに挫折する農家が出ないような手だてをとることを求めています。また、ようやく芽が出かけてきている地場産品の加工品販売についても一層力を注いでもらいたいと思うとともに、これら産業振興については、私たちも力を注いでいきますし、関係者が力を合わせていくことが大切なことだと思います。市内商業振興のために、市内の地元商店の購買力向上の取り組み、地元商店への利用拡大の手を打っていただきたいということも述べておきます。さらには、夏まつりについて、昨年の夏まつり終了からこの2月末まで来年度の夏まつりについてここまで来て何も具体的なものが見えていないというのは信じられないことでもあります。昨年からしゃんしゃん祭りについては多くの議論がある中ですから、たとえフリーハンドであっても集まって相談を進めるのは、深川市がやらなくてだれがやるのでしょうか。私は、この夏は花火大会とまち中のイベントくらいにして、1年がかりで検討するほうがよいものが生まれると考えますがいかがでしょうか。

次に、労働行政について。今全国的にこのことが大問題になっています。新自由主義のこの雇用形態が不安定雇用を生み出し、社会全体を不安定にしています。深川市の臨時職員の雇用形態にしても、より安定したものに直すと時が来ていると申し上げたい。さらには、発注している深川市の各種事業についても、適正な雇用形態がされているか注意を払い、何らかの指導をすべきときだと思います。

次に、福祉行政について。高齢者福祉については、多くの問題があります。長い間支給されていた入浴券の打ち切りやバス券の打ち切りが、そのままになっています。行財政改革の名でこの深川市の礎を築いてくれた方たちへのこうした仕打ちについては、決して賛成できません。さらに、総合福祉センターのおふるまでなくしていこうとすることには、強く反対します。セーフティーネットである生活保護へは、一層温かく親身な対応を求めています。

教育についても一言述べます。市内の小中学校校舎の改築、耐震診断などは大きく前進をいたしました。この点は評価できる点であります。今回一般質問に出ていた学校の合併についてであります。小中学校においては町村合併前の旧行政区に1校は辛うじて維持されています。この旧行政区をさらにまたいでの小中学校の合併については、私たちはする

べきではないと考えています。教育効果や生徒・児童間の適正な競争が言われますが、幾らスクールバスを回そうとも児童のところへ寄りながらいくと片道で35キロあるいは40キロも通学することは、論外であります。

次に、非核平和の取り組みについても一言述べます。ピースコンサートや朗読会について、地道な取り組みを行っている所管の皆さんに心からご苦労さまと申し上げたい。やっているのは夜だったり休日だったりということで、その点でも大変だろうと思います。山下市政全体の平和の取り組みという点では、残念ながらじりじりと後退している印象をぬぐえませんが、ことしの5月には、ニューヨークで非核再検討会議CTVTが行われます。人類は核の傘の中に入っていると安全だという迷信から今解き放たれようとしています。深川市の非核平和の取り組みを発展させるよう求めています。

もう1点、苦言を申し上げなくてはなりません。それは、行政ミスが発生したときの責任のとり方についてであります。この間、小樽市でも高額療養費の請求漏れが発生しました。6,700万円です。結果、幹部と担当職員が3,300万円を補てん、残り3,400万円は福利厚生会基金で充てるということです。これは、3月12日付の道新の記事です。また、滝川市では、懲戒処分の運用が軽いという市民からの声を受けて、この見直しをするということも出ました。これは、3月11日付の道新記事であります。深川市の場合、病院への特別支援として、職員給与など1億7,000万円のカットをしているということもあります。このあたりは議論の余地はあるかと思いますが、今はこういう時代だということ認識しなければならないと思います。高額療養費の未請求問題では、元助役や元管理職から寄附と称してお金を集めておいて、一番の事務上の責任者である元市長や現市長は何もなしということでは、決して納得されない時代だということ肝に銘じていただきたい。さらに、駅北の埋木処理についても同様であります。そして私たち議員も常に市民の立場、目線で活動することを求められているということもみずから言い聞かせて、これからの議員活動をしていく決意です。

長かった第1回定例会も間もなく終わります。答弁に立って熱い議論を交わした皆さん、多くの資料作成をしてくれた職員の皆さんに心からお礼を申し

上げます。

私たちは、以上何点が申し上げた理由により、一般会計予算には反対であります。国民健康保険会計にも、資格証明書発行という点で賛成できません。後期高齢者医療制度については、主として道、国の問題でありますけれども、決して認められない制度として反対を表明したいと思えます。他会計については賛成いたします。

以上で日本共産党議員団としての討論を終わります。

○川中委員長 次に、渡辺委員。

○渡辺委員 平成公明クラブを代表して、議案第3号平成22年度深川市一般会計予算ないし議案第15号平成22年度深川市病院事業会計予算の以上13件について、賛成の立場で討論を申し上げます。

地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少の進行、加えて企業の破綻、撤退などにより大きな打撃を受け、厳しい状況が続いております。このような中、自治体財政においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法が平成19年6月に制定され、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標が一定基準を超える場合に財政健全化団体及び財政再建団体に指定するという、いわばイエローカードとレッドカードの2段階構えで財政状況をチェックし、財政健全化に取り組むことが義務化されております。

一方、国においては、政権交代に伴う政策転換がなされつつありますが、その劇的な変化にはさまざまな問題点も指摘されているところであります。政権交代に伴う政策転換は、我々がかつて経験したことのないものであり、注視していかななくてはなりません。

さらに、世界的には、アメリカのサブプライムローン問題、リーマンショックに加え、ドバイ・ショックなど、金融経済危機から脱出できない状況が続いております。すべからく、日本経済も影響を受け厳しい状況に置かれているのであります。

このような極めて厳しい情勢の中、山下市長1期4年の任期の最終年度として、職員の英知を結集した全会計合わせた予算287億1,887万円を提案されたご苦勞に敬意を表するものであります。この際ですの何点が申し上げておきたいと存じます。

まず、行財政運営においては、財政構造の硬直化

が進み、特に財政基盤の弱い過疎自治体は財政破綻への心配が常にあります。再び財政収支改善策を講じることのないよう、財政の収支均衡を目指すことが肝要であります。

今議会では、平成20年度の市立病院事業会計決算が資金不足比率41.1%となったことを受けて、経営内容の抜本的な改善を図るため、深川市立病院経営健全化計画が提案されております。責任の重さと監視機能をさらに強めなければならないものと受けとめているところでありますが、この計画が何とか成就できることを願うものであります。市立病院事業会計においては、定例会ごとで議会に報告するなど市民、議会に対して説明責任を果たしていただきたいものであります。

さらに、人口の減少に伴って行政の機構のスリム化と職員定数の見直しも緊急課題であります。知恵を出し合い、具現化に向けて取り組まなければならないと思うところでもあります。

いずれにいたしましても、執行機関と議決機関、長と議会の関係は、住民の信任を基盤とし、相互牽制をしながら均衡を維持しつつ並列対等な立場であり、一定の距離を置きながら市民福祉向上に意を注がなければなりません。加えて、経済活性化対策や雇用対策などの新規事業や事業拡大の取り組みが本市の経済効果に貢献するものと確信いたしているものであります。平成22年度予算執行に当たり市民生活に大きく効果が上がるよう職員一丸となって取り組んでいただきたいのであります。

最後になりますが、3日間の予算審査特別委員会に答弁されました管理職の皆さん、さらには取り組みをされた職員の皆さんのご苦勞に感謝の誠をささげるものであります。

以上、議案第3号平成22年度深川市一般会計予算ないし議案第15号平成22年度深川市病院事業会計予算の13件について賛成を申し上げ、討論を終わります。

○川中委員長 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第3号平成22年度深川市一般会計予算ないし議案第15号平成22年度深川市病院事業会計予算の13件を採決します。

初めに、議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり可決すべきものと決定するこ

とに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号を採決します。

本件は原案のとおり可決すべきものと決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、よって議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号ないし議案第15号の9件を採決します。

本件は原案のとおり可決すべきものと決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、よって議案第7号ないし議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、長野委員外3人から提出のありました議案第3号平成22年度深川市一般会計予算に対する附帯決議案を採決します。

この採決は起立によって行います。

本附帯決議案を決定し、本議会に提出することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。

よって、本附帯決議案は本議会に提出することに

決定いたしました。

閉会に当たりまして、一言委員各位並びに山下市長を初めとする説明員の皆さん方にお礼を申し上げたいと存じます。

予算審査に当たりましては、予定どおり期日内に全予算議案を審査できましたことにまずもって厚くお礼を申し上げる次第であります。3日間の審査に当たり、委員各位におかれましては、特に数多くの質疑をしていただきましたし、その答弁に立たれました課長職を初めとする説明員の皆さん方には、熱心な答弁をちょうだいいたしました。今ほど、全議案が可決すべきものと決定をみたところでありますが、いずれにいたしましても、議会側あるいは理事者側も求めるものは市民の生活の安定あるいは福祉の向上であります。議会は議会としての判断がされたものと思いますが、今後の行政推進に当たりましては、理事者側を初め議会、そして市民一体となった形の中で推進されますことを心から念願しつつ閉会に当たりましてのあいさつにかえさせていただきます。大変どうもありがとうございました。

(拍手)

以上で予算審査特別委員会を終わります。

(午後 6時33分 散会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、

ここに署名する。

臨時委員長 山 田 圭 二

委 員 長 川 中 裕

副 委 員 長 田 中 裕 章